

国庫補助負担金制度に関する共同調査の結果について

平成17年4月28日

地 方 六 団 体

1 調査の趣旨

「三位一体の改革」は、地方の自主的・自立的な行財政運営を可能とするため、国から地方への税源移譲を行うとともに、国庫補助負担金改革と地方交付税の見直しを同時一体的に行うものである。

このうち、改革の大きな柱である国庫補助負担金改革は、国による全国一律・画一的な施策の押しつけや過剰な関与・規制を撤廃し、住民のニーズに合った多様で個性的な地域づくりを行うため、国の補助金等を廃止して地方の一般財源に振り替えようというものであった。

しかしながら、平成16年11月の政府・与党合意では、地方六団体が提示した「国庫補助負担金等に関する改革案」（以下「地方の改革案」という。）の趣旨はほとんど取り入れられず、補助金等に係る多くの課題が先送りされた。

国庫補助負担金制度が地方の創意工夫をいかに阻害しているか、その実態を国民に対して明らかにするため、地方六団体で共同調査を行った。その結果、以下の6つの要因に分類される具体的事例が、全国の地方自治体から数多く寄せられた。

全国一律・画一的な補助基準が設定され、地域の実情にあった対応が困難な補助金

省庁の縦割りの弊害により地域の実情にあった対応が困難な補助金

国による過剰な干渉により効率的な事業実施が妨げられている補助金

煩雑な事務手続きにより効率的な事業実施が妨げられている補助金

地方の創意工夫によるコスト縮減のインセンティブが働かない補助金

国の内示、交付決定、支払時期等の遅延により事務執行に支障を来している補助金

我々地方六団体は、こうした現場の声を背景に、「三位一体の改革」が真の地方自治の確立に向けた地方分権改革となるよう、「地方の改革案」で示した補助金等の廃止・一般財源化を、政府に対し引き続き強く求める。

2 調査結果

(1) 調査対象補助金	地方自治体に交付されている全ての補助金等
調査対象団体数	<u>47都道府県、100市、94町村</u>
(2) 回答補助金数	<u>186件</u>
	<u>うち改革案リスト掲載分</u> 148件
	<u>” 以外</u> 38件
(3) 意見数(重複回答集約後)	<u>1,152件</u>

なお、調査対象は、平成16年度に交付されているすべての補助金等を対象としているため、平成17年度に制度改正されるものも含んでいる。

また、意見の中には「地方の改革案」の第一期改革(平成18年度までの改革)の「移譲対象補助金」に含まれていない国庫補助負担金等も含まれている。

目 次

1 補助金改革リスト掲載分

分野	国庫補助負担金名		頁
	番号	名称	
社会保障	1	医療施設運営費等補助金	1
社会保障	2	地域医療対策費等補助金	3
社会保障	3	医療施設等設備整備費補助金	4
社会保障	4	歯科保健医療事業費補助金	6
社会保障	5	疾病予防対策事業費等補助金	7
社会保障	6	職業転換訓練費負担金	9
社会保障	7	職業転換訓練費交付金	10
社会保障	8	在宅福祉事業費補助金(ホームヘルプ事業(身体・知的・精神)分及びショートステイ事業(身体)分を除く)	11
社会保障	9	身体障害者福祉費補助金(身体障害者サービス事業分を除く)	15
社会保障	10	地方改善事業費補助金	17
社会保障	11	高齢者福祉推進事業費補助金	18
社会保障	12	地方改善施設設備整備費補助金	19
社会保障	13	児童保護費等補助金(障害児通園(サービス)事業費等分を除く)	20
社会保障	14	児童福祉事業対策費等補助金	22
社会保障	15	母子家庭等対策費補助金	23
社会保障	16	母子保健衛生費補助金	24
社会保障	17	婦人保護事業費補助金	25
社会保障	18	生活保護費補助金	26
社会保障	19	麻薬等対策推進費補助金	28
社会保障	20	精神保健対策費補助金((目細)精神障害者社会復帰施設等運営費等を除く)	29
社会保障	21	老人保健事業推進費等補助金	30
社会保障	22	介護保険事業費補助金	31

		国庫補助負担金名	頁
名称	番号	名称	
社会保障	23	老人医療費適正化推進費補助金	33
社会保障	24	国民健康保険特別対策費補助金	34
社会保障	25	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金	35
社会保障	26	児童育成事業費補助金	36
社会保障	27	身体障害者等福祉対策事業費補助金	38
社会保障	28	職業能力開発校設備整備費等補助金	39
社会保障	29	技能向上対策費補助金	41
社会保障	30	中小企業福祉事業費等補助金	42
社会保障	31	離職者等職業訓練費交付金	44
社会保障	32	社会福祉施設等設備整備費補助金	45
社会保障	33	児童保護費等負担金((目細)児童保護措置費負担金)	47
社会保障	34	麻薬取締員費等交付金	49
社会保障	35	保健衛生施設等設備整備費補助金	50
社会保障	36	保健事業費等負担金((目細)保健事業費負担金)	52
社会保障	37	母子保健衛生費負担金((目細)1歳6か月児健康診査費負担金及び3歳児健康診査費負担金)	54
社会保障	38	婦人保護事業費負担金	55
社会保障	39	身体障害者保護費負担金(身体障害者施設訓練等支援費等分を除く)	56
社会保障	40	精神保健対策費補助金(精神保健福祉センター特定相談等事業費分)	57
社会保障	41	養護老人ホーム等保護費負担金	58
社会保障	42	保健衛生施設等施設整備費補助金	59
社会保障	43	社会福祉施設等施設整備費負担金(老人福祉施設(特養)等)	61
社会保障	44	医療施設等施設整備費補助金	63
社会保障	45	社会福祉施設等施設整備費補助金(老人福祉施設(老人短期入所施設)等)	65

		国庫補助負担金名	頁
分野	番号	名称	
文教・科学振興	46	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金	67
文教・科学振興	47	高等学校等奨学事業費補助金	68
文教・科学振興	48	学校教育設備整備費等補助金	69
文教・科学振興	49	幼稚園就園奨励費補助金	71
文教・科学振興	50	高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金	72
文教・科学振興	51	特殊教育就学奨励費補助金	73
文教・科学振興	52	教員研修事業費等補助金	75
文教・科学振興	53	私立高等学校等経常費助成費補助金	76
文教・科学振興	54	地方スポーツ振興費補助金	77
文教・科学振興	55	地震関係基礎調査交付金	78
文教・科学振興	56	特殊教育就学奨励費負担金	79
文教・科学振興	57	公立学校施設整備費負担金	80
文教・科学振興	58	公立学校等施設整備費補助金(学校校舎等に係る通常の改築、改修)	83
文教・科学振興	59	地域先導科学技術基盤施設整備費補助金	85
文教・科学振興	60	義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金(中学校教職員分)	86
公共事業	61	公営住宅家賃対策等補助	87
公共事業	62	特定賃貸住宅建設融資利子補給補助	88
公共事業	63	公営住宅建設等指導監督交付金	89
公共事業	64	住宅地区改良指導監督交付金	90
公共事業	65	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督交付金	91
公共事業	66	下水道緊急整備事業助成補助	92
公共事業	67	公営住宅建設費等補助	93
公共事業	68	廃棄物処理施設整備費補助	94

分野	国庫補助負担金名		頁
	番号	名称	
公共事業	69	経営体育成基盤整備事業費補助	95
公共事業	70	農道整備事業費補助	96
公共事業	71	治山事業費補助	97
公共事業	72	水土保全林整備治山事業費補助	99
公共事業	73	国有林野内治山事業費補助	100
公共事業	74	地すべり防止事業費補助	101
公共事業	75	共生保安林整備事業費補助	102
公共事業	76	河川改修費補助	104
公共事業	77	統合河川整備事業費補助	107
公共事業	78	堰堤改良費補助	110
公共事業	79	砂防事業費補助	111
公共事業	80	地すべり対策事業費補助	113
公共事業	81	急傾斜地崩壊対策事業費補助	115
公共事業	82	河川修繕費補助	117
公共事業	83	ダム周辺環境整備事業費補助	118
公共事業	84	堰堤修繕費補助	119
公共事業	85	砂防設備修繕費補助	120
公共事業	86	砂防基礎調査費補助	121
公共事業	87	雪崩対策事業費補助	123
公共事業	88	急傾斜地基礎調査費補助	124
公共事業	89	流域総合下水道計画調査費補助	125
公共事業	90	下水道事業費補助(流域下水道分)	126
公共事業	91	海岸環境整備事業費補助(海域浄化対策事業費補助分)	128

分野	国庫補助負担金名		頁
	番号	名称	
公共事業	92	都市河川改修費補助(都市河川改修事業及び総合治水対策特定河川事業分)	129
公共事業	93	自然公園等整備費補助	130
その他	94	民間資金等活用事業調査費補助金	131
その他	95	交通事故相談所交付金	132
その他	96	生活情報体制整備等交付金	133
その他	97	地方選挙電磁的記録式投票補助金	134
その他	98	地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	135
その他	99	情報通信システム整備促進費補助金	136
その他	100	消防防災設備整備費補助金(緊急消防援助隊関係設備分を除く)	137
その他	101	医療関係者養成確保対策費等補助金	138
その他	102	地域診療情報連携推進費補助金	139
その他	103	農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金	140
その他	104	モデル事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金	142
その他	105	農地保有合理化促進対策費補助金	143
その他	106	農業近代化資金利子補給等補助金	145
その他	107	米需給調整総合対策事業推進費補助金(数量調整円滑化推進事業以外)	146
その他	108	協同農業普及事業交付金	147
その他	109	農業委員会交付金	148
その他	110	林業普及指導事業交付金	149
その他	111	水産業改良普及事業交付金	150
その他	112	農業経営対策事業推進費補助金(都道府県農業会議運営事務費以外)	151
その他	113	総合食料対策地方公共団体事業推進費補助金	152
その他	114	農業生産振興地方公共団体事業推進費補助金	153

分野	国庫補助負担金名		頁
	番号	名称	
その他	115	農村振興対策事業推進費補助金((目細)火山活動周辺地域防災 営農対策事業費補助金分を除く)	154
その他	116	農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金	155
その他	117	植物防疫事業交付金	156
その他	118	農業生産振興事業推進費補助金	157
その他	119	総合食料対策事業推進費補助金	158
その他	120	農林水産試験研究費補助金	159
その他	121	農業信用保証制度円滑化対策費補助金	160
その他	122	林業生産流通振興事業費補助金	161
その他	123	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金	162
その他	124	森林資源地方公共団体管理費補助金	163
その他	125	漁業近代化資金利子補給等補助金	164
その他	126	水産業振興事業費補助金	165
その他	127	水産業振興地方公共団体事業費補助金	167
その他	128	漁業調整委員会等交付金	168
その他	129	中小漁業融資保証制度円滑化対策費補助金	169
その他	130	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	170
その他	131	産業再配置促進環境整備費補助金	171
その他	132	輸入関連事業者集積促進事業費補助金	172
その他	133	資源循環型地域振興事業費補助金	173
その他	134	工業団地造成利子補給金	174
その他	135	小規模企業等活性化補助金	175
その他	136	住宅産業構造改革等推進補助金	177
その他	137	土地利用転換計画策定等補助金	178

分野	国庫補助負担金名		頁
	番号	名称	
その他	138	土地分類調査費等補助金	179
その他	139	廃棄物再生利用等推進費補助金	180
その他	140	環境保全調査等補助金	181
その他	141	環境監視調査等補助金	182
その他	142	交付地方債元利償還金等補助金	183
その他	143	鳥獣等保護事業費補助金	184
その他	144	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	185
その他	145	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	186
その他	146	森林資源管理費補助金(保安林整備管理事業費補助金)	187
その他	147	地籍調査費負担金	188
その他	148	廃棄物再生利用施設整備費補助金	190

2 「地方の改革案」の第一期改革の「移譲対象補助金」に含まれていない国庫補助負担金等

		国庫補助負担金名	頁
分野	番号	名称	
-	149	統計調査事務地方公共団体委託費	191
-	150	消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係設備)	192
-	151	公立学校等施設整備費補助金(社会体育施設整備費補助事業)	193
-	152	セーフティネット支援対策等補助金	194
-	153	地域介護・福祉空間整備等交付金	195
-	154	次世代育成支援対策施設整備費等交付金(ハード交付金)	
		社会福祉施設等施設整備費補助金(改革リスト32再掲)	
-	155	卸売市場施設整備費補助金	196
-	156	海岸保全施設整備事業費補助	197
-	157	漁村総合整備事業費補助	198
-	158	山村振興対策事業費補助金	199
-	159	森林環境保全整備事業費補助	200
-	160	森林居住環境整備事業費補助	201
-	161	森林資源管理費補助金(法定森林病虫害等駆除費補助金)	202
-	162	森林整備地域活動支援交付金	203
-	163	水産基盤整備調査費補助	204
-	164	水産業振興総合対策施設整備費補助金	205
-	165	生産振興総合対策事業費補助金	206
-	166	農業共済事業事務費負担金	207
-	167	農業集落排水事業費補助	208
-	168	農村振興対策事業費補助金	209

分野	国庫補助負担金名		頁
	番号	名称	
-	169	中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金	210
		小規模企業活性化補助金(改革リスト135再掲) (中小商業活性化総合支援補助金)	
-	170	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	211
-	171	海岸事業費補助	212
-	172	河川等災害復旧事業費補助	213
-	173	市街地再開発事業費補助(改革リスト27の事例に掲載)	-
-	174	地域住宅交付金	214
-	175	バス運行対策費補助金	215
-	176	まちづくり交付金	216
-	177	循環型社会形成推進交付金	217
-	178	交通安全施設等整備事業費補助 (うち国道分)	218
-	179	交通円滑化事業費補助	219
-	180	地域連携推進事業費補助	
-	181	交通連携推進事業費補助	220
-	182	港湾改修費補助	221
-	183	原子力施設等防災対策等交付金	222
-	184	電源立地地域対策交付金	223
-	185	石油貯蔵施設立地対策等交付金	224
-	186	その他意見	225

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	1	医療施設運営費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>院内保育所運営事業補助金について年度当初に所要額調査を行うが、保育所利用職員の源泉徴収票の収集に時間がかかるうえ、個人情報であるため提出を拒否する利用者もいる。更に、添付資料が多いことから、調査をまとめて厚生労働省に報告するための事務量が膨大となる。補助要件上の制約が多く、地域の実情に応じて実施することが困難なものがある。</p> <p>(例)小児救急医療拠点病院運営事業 事業実施要綱において、休日夜間に常時対応できる体制を確保するよう求められている。しかし、地域によっては常時(24時間365日)の体制を確保することは困難であり、地域の実情に応じた運営費の助成が出来ない状況にある。</p>
2	<p>病院内保育所運営事業については、通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、保育児童の世帯の所得税額や保育所を設置している病院の決算状況等を確認して基準額を減額しており、補助金関連事務が煩雑で人員や経費の無駄が生じている。</p> <p>また、保育児童数、保育士等職員数、保育時間等の条件が付いており、規模が小さく補助対象とならない施設に対しては、県単独で補助している状況である。</p> <p>小児救急医療支援事業については、交付要綱において補助基準が定められている。診療日や対象時間が全国画一的に設定されており、同様の事業を実施していても補助対象とならないものがでてしまう。</p>
3	<p><病院内保育所運営費補助金> 看護職員確保のための事業であるが、保育所の形態がA型(保育士2名以上、児童4人以上、保育時間8時間以上)という下限が一律に設けられているため、看護職員の必要度が高い病院が対象とならないことがある。</p>
4	<p>感染症指定医療機関運営費に係る国庫補助については、国の要綱等で国庫補助金の補助基準が定められている。例えば、感染症指定医療機関運営に必要な経費は需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、材料費、一定金額以下の備品購入費に限定されており、最も必要な人件費の算入が認められていない。また、前述した経費の算定条件があり、地域の実情に応じた経費が認められていない現状がある。</p>
5	<p>国の補助金事務が交付要綱発出(8月中旬)、交付決定(3月上旬)、国の支払い時期(3月末)と遅いため、国の支払いまでの間、補助事業者による資金繰りにおいて負担を強いる状況となっている。</p>
6	<p>救命救急センター運営費補助金の対象施設に国立大学法人立の附属病院は対象となっていない上に、地域財政再建促進特別措置法で自治体からの国立大学法人への補助金等の支出は制限されていることから、当該病院では全額自己負担で運営されており、補助金の枠組みが地域のニーズに合っていない。</p>
7	<p>当該補助金の中に、複数の課や担当者が所掌する補助金が含まれていることから、県内部及び県対国における補助金関連事務が非常に煩雑となっている。</p>
8	<p>情報センターの機能のうちのサーバー等の管理の部分を庁内におかず外部委託することにより省力化及び経費節減を図っており、このため情報センターには、専任職員を配置していない。救急医療情報センター運営事業では、協議額算定において、このことを理由に、全経費を対象とした定率の減額が行われているものと推察される。</p> <p>県・消防機関と複数の三次救急医療機関の協力体制による消防防災ヘリを活用したドクターヘリに係る事業を実施する予定であるが、ドクターヘリ導入促進事業では、救急専用ヘリを救命救急センターに設置する場合しか補助対象にならないため、医師確保経費及び運行調整委員会の経費に対して、国庫補助が受けられない。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	1	医療施設運営費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	<p>救急医療対策事業の「小児救急医療支援事業」は、小児科を標榜する病院又は病院群が輪番制方式等により、休日夜間の小児2次救急体制を整えるものであるが、当番日には小児科医が病院内に常駐していることが要件で、オンコール対応では認められないため実施できない圏域があるなど、地域の実情に沿わない。</p> <p>病院内保育所運営費事業で、補助申請添付書類に利用者全員の世帯員の源泉徴収票の提出を義務づけるなど、申請手続がとても煩雑なため、申請を見送る施設もある。</p>
10	<p>小児救急医療支援事業については、各地域の医療資源やこれまで整備されてきた救急医療体制が異なる中で、それぞれの地域に応じた小児救急医療体制を充実させていく必要があるが、同一医療機関での18時～翌8時までの体制などの補助基準が当地域の実情に合わず体制整備を進めることが難しい。また、金額的にも、基準額が小額であり、輪番制病院と同一体制の場合は算定できないなど、インセンティブが働きにくい。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	2	地域医療対策費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	画一的な補助基準となっており、必ずしも地域の実情に合っていないものがある。また、基準額が脆弱であるため、各地域のニーズに合った重点的な配分ができない。(周産期医療体制の整備については、地域の周産期医療機関の充実が必要であるが、総合周産期母子医療センターしか補助対象となっていない。)
2	<特殊診療部門運営費補助金> 補助を受けるための施設基準が、診療体制(医師1名以上が当直、専門医の常時待機)や施設整備(救急専用搬入口、救急処置室、救急手術室)の必置が一律に定められており、需要に応じた柔軟な体制・設備とできず無駄を生じている。
3	国の補助金事務が交付要綱発出(8月中旬)、交付決定(3月下旬)、国の支払い時期(3月末)と遅いため、国の支払いまでの間、補助事業者による資金繰りにおいて負担を強いる状況となっている。
4	医療施設の運営費(総合周産期母子医療センター)補助金については交付要綱上、運営費補助の基準額が、規定されている。 例えば、センターに整備してあるMFICU(母体・胎児集中治療管理室)の床数によって基準額が決められている。MFICU12床以上の運営の場合 82,751千円、ただし、12床未満の場合は1床当たり6,895千円を減額する。必ずしも設置されている床数が運営経費を反映しているとは言えない。床数によらず、地方の特性によってセンターで提供できる医療というのは変化し、整備した床数が医療の質を表しているとも言えない。医療現場の個々の取り組みによって、必要な経費も変化し、提供できる医療サービスも変わるため、このように地域の実情を無視した全国一律・画一の補助基準は、大きな無駄を生じさせている。
5	公的特殊診療部門運営費補助金の対象施設に独立行政法人国立病院機構の病院は対象となっていない上に、地域財政再建促進特別措置法で自治体からの国立病院機構への補助金等の支出は制限されていることから、当該病院では全額自己負担で運営されており、補助金の枠組みが地域のニーズに合っていない。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	3	医療施設等設備整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	当該補助金については、内示から交付決定等までが例年遅く、事業者において経費の調整等に大変苦慮している実態がある。 また、上限額が低額に設定されており、施設・事業費の規模に関係なくほとんどが上限額が補助額となっており、地域のニーズに対応していない。
2	事業計画照会の時期が早いため、事業主体(医療機関)においてまだ事業計画の詳細が決定していないにもかかわらず、詳細な計画内容の提出を求められる。 交付申請時に必要な添付書類等は、そのほとんどが事業計画書に添付したものと同一であるにもかかわらず、再度の提出が求められるなど、事務が煩雑になっている。
3	補助の採否の決定が国に委ねられているため、医療施設等の設備整備に関し、地方が地域の実情に基づいて整備の推進を図ろうとする場合の円滑な施策誘導が困難となる。
4	本補助金のうち、へき地医療拠点病院については、幅広く、整備する設備が認められているが、事業実施年度の前年度に提出する事業計画において、医療機械をある程度特定してしまい、基本的にその後の変更は認められていない。そのため、事業実施時点において、採択された事業内容(例:手術用顕微鏡)からなんらかの変更(例:レントゲン装置)を行おうとしてもなかなか難しく、地域の実態に合っていない。
5	へき地診療所設備整備事業は、へき地診療所の設置基準が周辺人口千人以上など厳しいため、地理的にはへき地であっても補助が受けられない状況にあるなど地域の実態にあった制度になっていない。
6	<へき地医療拠点病院設備整備費補助金> 要綱により、機器1点あたりの単価まで上限・下限が定められており、単価より安く調達できる場合でもインセンティブが働かない。
7	国の補助金事務が交付要綱発出(10月上旬)、内示(6月上旬)、交付決定(1月下旬)、国の支払い時期(3月)と遅いため、補助事業者は内示により事業を執行するが、国の支払いまでの間、補助事業者による資金繰りに関して負担を強い状況となっている。
8	来年度で終了する遠隔医療機器や現在廃止されている電子カルテシステム等IT関連への整備補助は医療機関からのニーズも高く、利用者の受益向上に大きく貢献することが見込まれるが、現状では事業の実施決定や要綱、補助率ともに国制定であるため、これらのニーズに十分に答えられていない。
9	本補助金は、計36種のメニューがあるが、それぞれについて補助金交付要綱で1施設当たりの補助基準額等が定められている。これらの基準により、医療機関及び地域の実情に応じた整備ができない状況にある。
10	医療機器の診療目的・種類ごとに補助メニューが細分化され、地域の整備の必要性に基づいた医療機器の整備の支障になっている。 同じ目的の医療機器でも高度専門的な病院と一般の病院とでは性能が大きく異なり、機器購入額にも相違があるが、補助基準額の制限(一部加算措置等もある)があり、役割分担に見合った機器整備に支障がある。 大規模なソフト開発(例えば大規模病院で使用する電子カルテ開発)は複数年度にわたることから、単年度を前提にした補助制度では実態にそぐわない。
11	補助金交付要綱上の各個別メニューは、それぞれの実施要綱により補助対象等定めているが、その実施要綱で地域の実情を勘案することなく、市町村に1つ等の設置基準により、他の例と同等の必要性が認められる場合でも補助対象とならない場合がある。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	3	医療施設等設備整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
12	医療施設等の施設整備に係る国庫補助については、へき地、救急、公的、近代化、災害等の事業単位毎に多くのメニューに分かれているが、医療機関の要望を基に県が選定した補助事業を国に計画書として提出し、国の採択の有無により、補助整備を実施している状況にある。地域の実情に応じた医療体制の整備、例えば災害時医療に対する施設整備を重点的に実施するとした場合、県で補助事業を採択できないため、災害拠点病院に積極的に働きかけることができない状況にある。
13	病院群輪番制病院の運営費に係る国庫補助については、当番日の日数を診療日数とし、「診療日数」×「基準単価」で補助基準額が算定されている。病院群の各病院においては、当番日以外の日にも診療を行っているという実態があるのもさることながら、各病院の当番日における診療状況にはばらつきがあり、補助基準額は現状に即しているとは必ずしも言えない。
14	<病院群輪番制病院施設整備事業> 病院の建物の大小、患者の受入れ状況にかかわらず補助基準単価が全国一律になっており、地域の実態に合っていない制度であり、地方の自由度が低い。
15	医療施設等の設備整備に係る国庫補助について、補助該当用件の中に「都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う 医療施設」の制約がある。(例、小児医療設備整備事業、小児救急医療拠点病院設備整備事業等) 現在小児医療は不採算部門という点で減少傾向にあるが、地域医療の担い手である自治体病院では費用対効果ばかりにとらわれず、小児科にも医療機器整備は必要とされる。この設備整備は県の要請の有無にかかわらず行われるものであり、補助事業の該当事項に「県の…」が入ることは地方病院の独立性を損なう恐れがある。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	4	歯科保健医療事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業は、歯周疾患健診の促進にその目的があるが、実施主体は市町村であるにもかかわらず、交付額の下限が全国一律で定められているために、町村においては、下限に達しないという理由で申請を取りやめざるを得ない場合があるなど、小規模市町村の実態に合ったものになっていない。
2	国の補助金交付要綱によれば、6月中に交付申請をすることになっているにもかかわらず、内示(7月)、改正補助金交付要綱発出(12月)、交付決定(17.3.2)の事務手続きが遅いため、補助申請事務全体が時間的余裕のないものになっている。その結果、補助金支払時期が年度末と遅くなり、関連事業費を市町村が立替える状況にあるため、財政負担を強いる結果となっている。
3	国庫補助のメニューについては、比較的弾力的な取扱いが可能となっている事業もあるが、国予算や事業数の多寡によって採択されず、事業が縮小されたり、実施が不可能となったりするなど、地域のニーズに即した事業の拡充や新しい事業への取り組みができにくい状況にある。また、毎年、内示の通知が遅く、事業への早期の着手が困難である。
4	歯科保健事業での歯科検診は、成人(20歳~40歳)が対象であり集団での歯科検診は、実施しても受診者が集まらないように、国の画一的な基準が事業の効果的、効率的な実施を阻害している。

分野	国庫補助負担金名
社会保障	5 疾病予防対策事業費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	血液新法の施行に伴い、地方公共団体の責務が明確化されたことや「都道府県献血推進計画」を定めることとされたことなどから、従来以上の地域の実情を踏まえた効果的な取り組みが必要とされる。現補助事業は、市町村への間接補助や献血者登録制度推進事業が対象経費になっていないこと、また交付額の下限設定がある等、対象メニューや事業内容の制限により自主的かつ地域の実情に即した事業展開を困難にしている。
2	国庫補助金等の交付については、国と事業内容や申請書類の協議など、補助金関連事務が煩雑化しているため、膨大な時間を要している。また、国と地方の双方に人員や経費の無駄が生じている。 実施期間については、その財源(補助金)確保後となるため、実質的な実施期間が限られてしまう。 補助金内示の時期が遅いため、県・都市医師会間の委託契約事務に著しく支障を来している。 事業の性質上、都市医師会が事業を実施し、県がこれに補助する形が適当だと考えられるが、これが認められていない。 結核の他にも予防接種、エイズ、水道等、種々雑多な補助金が組み合わさっているため、庁内各課・保健所からの申請を統合して申請せねばならず、申請事務が繁雑になっている。また、交付申請が9～11月、交付決定が3月末と非常に遅く、保健所・衛生研究所で実際に事業をすること、特に普及啓発講座の開催、研究調査を実施するのに支障をきたしている。
3	重症難病患者入院施設確保事業の円滑な実施には、地域で在宅難病患者を支援する保健所の果たす役割が非常に重要となるが、この事業の実施主体は都道府県とされ、政令指定都市等、保健所設置市が除かれていることから、事業の展開に当たり、事務が煩雑になっている。難病対策事業の全般にわたって、同趣旨の問題が生じている。 かかりつけ歯科医機能の支援に関しては、歯科診療所と病院歯科の連携に止まらず、歯科と医科、薬科、福祉・教育関係者などを含めた地域組織を核に、全県的なネットワークづくりを進めていく必要があり、市町村を実施単位としている現補助基準では、申請できず、地域の実態に合っていない。 地域保健活動の充実強化について(H2.6.28健政発第390号)により、地域保健関係職員等研修事業を行っているが、補助金の対象になる研修が限られるので、地域の実情に合わせた研修がしにくい。
4	地域保健関係職員研修事業について、研修対象が市町村・保健所の職員または地域住民に限定され、民間病院職員への研修は対象にならないこと、近年の研修に必須であるパソコン・プロジェクターなどの備品は補助対象にならないなど地域の実情にあていない。
5	エイズ対策促進事業に係る国庫補助については、国の通知等で国庫補助金の補助基準が定められている。例えば、拠点病院針刺し後感染予防薬の購入に関しては、原則エイズ拠点病院を対象とするよう条件が付いており、拠点病院以外の感染予防薬の購入は、地理的条件から地域医師会、救命救急センター等に配置するものに限られている。このような条件に適合しない限り補助対象とならないため、エイズ拠点病院以外の地域の拠点病院への感染予防薬の購入が事実上難しい状況にある。
6	当該補助金の対象事業に献血推進基盤整備事業(献血制度推進特別事業)において、民間ボランティア団体の活動に際しての保険料が対象外となったことから、ボランティアの活動が難しくなるなど地域の実情に合っていない。
7	難病特別対策推進事業においては、5つの事業があるが、事業によっては一体的に実施すべきものもある中で、それぞれにおいて補助基準が画一的に定められていることから、非効率であり、地域課題に重点的に取り組みにくい。また、難病施策においては、当事者団体を含む関係団体との連携が必須であるにも関わらず、現状の補助事業体系では展開が難しい状況にある。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	5	疾病予防対策事業費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
8	難病対策に係る補助金については、国の指定する難病に限り対象としているもので、補助基準が細かく定められている。例えば、難病患者地域支援対策推進事業については、訪問相談員を年間52回以上派遣することなどの条件があり、それを満たさないと補助対象とはならないため、地域の実情などに応じた対応が難しい状況にある。
9	国の補助金事務が交付要綱発出(11月下旬)、内示(2月上旬)、交付決定(3月中旬)、国の支払い時期(3月末)と遅いため、県では内示による事業内容の確定がないまま事業を執行する状態となっている。また、国の内示見込み(国の担当者聞き取りによる)に基づき、県の支払い時期を6月及び12月としているため、国の支払いまでの間、県費の立替払いが生じており、県の財政負担を強いる状況となっている。
10	事業を4月1日から実施しているにも関わらず、内示が9月末と遅く、しかも内示額も申請額を下回る可能性があるという不安定な状況で業務の遂行を強いられ、委託業務の契約、委託料の概算払いも遅れざるを得ず、相手方の不信感を招いている。 交付決定が3月末と遅く、支出決議や調定受入事務等が年度末に集中するため、事業担当部署のみならず、会計担当部署にも負担がかかっている。
11	小児救急医療支援事業については、各地域の医療資源やこれまで整備されてきた救急医療体制が異なる中で、それぞれの地域に応じた小児救急医療体制を充実させていく必要があるが、同一医療機関での18時～翌8時までの体制などの補助基準が当地域の実情に合わず体制整備を進めることが難しい。また、金額的にも、基準額が小額であり、輪番制病院と同一体制の場合は算定できないなど、インセンティブが働きにくい。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	6	職業転換訓練費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	職業転換訓練費負担金は、国の予算の範囲内において交付されることとなっていることから、地域の必要に応じた柔軟な事業実施に制約がある。 年間1,200千円程度の少額補助となっており、当該負担金交付事務に係る人員及び経費の無駄が大きくなっている。
2	訓練手当の基本手当日額が地域の級地区分により定められており、支給対象者が被扶養者で公共職業能力開発施設で設置した寮で生活している場合の減額支給ができないなど、地域の実態に合った内容となっていない。
3	訓練手当の支給に関しては、法令に規定する支給対象者に対し、国が定める支給方法、単価により都道府県が支給することとされており、費用負担も法令で国1/2、都道府県1/2と定める等、地方の自主性・裁量を阻害している。
4	年度当初に立てる訓練計画に基づく国への交付申請額と実際の訓練実施状況には差が生じ、国への多額の返還金が毎年発生しているため、コスト削減のインセンティブが働かない。 交付申請や返還に対する補助金関連業務が煩雑である。 職業転換訓練費負担金のうち、職場適応訓練に関しては国の交付決定が遅く、変更交付申請は年度末近くになることもあり、県の訓練受け入れ態勢が整わないなど事業の円滑な執行に支障が生じている。
5	職業転換訓練費負担金については、雇用対策法に基づき、求職者の知識や技能の習得を容易にするため、公共職業訓練を受講する者に対して、訓練手当として支給することとしている。この訓練手当については、受講を決定するのが公共職業安定所長であり、支給が県の事務となっており、円滑な事業運営に支障をきたしている面がある。
6	職場転換訓練費負担金により県が実施している職場適応訓練に係る事務については、平成12年の地方分権一括法の施行により、職業安定行政が県から国に移管された際、国が実施する部分(訓練生に対する公共職業安定所長の受講指示等)と県が実施する部分(知事と事業主による訓練委託契約締結及び訓練手当等の支給)に分離したものであるが、利用者の手続きが煩雑となっており、事務処理等に無駄が生じている。
7	委託対象事業主の条件として労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入していることが求められている。このため小規模の事業所などではこの事業の対象とならない。 また、訓練場所は事業所に限られており、在宅での就労形態に対応できない状況にあるなど、地域の様々な諸事情に対応できず、地域の自由度を狭めている。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	7	職業転換訓練費交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>当該交付金は県立職業能力開発施設の運営費に対する交付金であるが、算定にあたっては雇用労働者数や求職者数を基礎として決定されるため、当初予算編成時に交付金の金額を的確に把握することが困難な状況となっている(つまり実際の交付額が県予算額を上回っている保証はない)。</p> <p>また、交付金総額の20%が当初留保され、12月頃に残りの20%が追加交付されることから、交付金の最終額が判明する12月まで、計画的な予算執行ができないなど、円滑な事業執行に支障が出ている。</p>
2	<p>交付金の対象が、県立職業能力開発施設の運営費に限定されているが、県として必要な人材育成をするための職業能力開発事業を外部委託等により実施する場合に利用することができないなど、地方の裁量が高まらない。</p>
3	<p>職業能力開発促進法施行規則に定める職業訓練基準のうち、特に訓練内容等の設定については、別表や設備の細目を基準としているところであるが、産業構造の変化などに柔軟な対応がしにくい。</p>
4	<p>都道府県が設置する公共職業訓練施については、職業能力開発促進法及び同施行規則等により、教科、訓練期間、設備及び定員など訓練基準が細かく定められ、職業転換訓練費交付金の交付の前提となっている。このため、地域のニーズに合致した職業訓練を阻害する要因となっている。</p>
5	<p>当該交付金については、国の定めた基準額と調整額の合算額で交付されることとなっているが、交付額算定にあたり要求される資料が多く、煩雑であり、国と地方の双方に人員の無駄が生じている。</p>
6	<p>職業転換訓練費交付金については、職業能力開発促進法に基づき職業能力開発校及び障害者職業能力開発校に要する運営経費の財源に充てるため、都道府県に対して交付されている。予算要望のヒアリング等は特になく、国において決められた額の交付申請を毎年行っている状況であり、地方の自由度が阻害されている。</p>
7	<p>申請、報告時の添付書類、記載内容に不要と思われる項目が多く、手続きが煩雑である。(例えば、都道府県予算抄本の添付は不要、「調整額」の積算根拠が不明で、提出資料が積算に必要なかどうか不明等)</p>
8	<p>当交付金の交付対象は、都道府県が設置する職業能力開発校の運営に係る事業となっており、職業能力開発校の管理を行っている都道府県側の事務経費には充当できず、地方の自由度が阻害されている。</p>
9	<p>高等技術専門校での職業訓練は、労働者という位置づけでハローワークへの求職登録及び入校承認が必要であり、体験入校や短期入校等臨機応変な対応ができない状況となっているなど、地域の実情に合っていない。</p>

分野	国庫補助負担金名
社会保障	8 在宅福祉事業費補助金(ホームヘルプ事業(身体・知的・精神)分及びショートステイ事業(身体)分を除く)

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	<p><日常生活用具給付事業費(社会参加)> 各品目ごとに基準単価が設定され、国及び地方自治体の補助割合が明示されているにも関わらず、国庫補助金が十分に交付されないことがある。本制度を利用した在宅生活を推し進めるうえで、対象者の積極的な需要把握、支援が行えないなど、国としての責任が果たされておらず、また、地方の実態が反映されていないため地方の一般財源とすべきである。</p>
2	<p><都道府県福祉人材センター運営事業> 基礎事業及び福祉人材バンクに係る分は、「介護予防・地域支え合い事業(高齢者介護施設等支援事業)」として老健局が所管し、各都道府県が地域の実情を踏まえた人材確保のための特別事業については、「福祉人材確保推進事業」として社会・援護局が所管しており、それぞれに国庫補助協議を行っているが、事務が煩雑であり、経費の面でも無駄が生じている。</p>
3	<p><都道府県地域福祉推進事業費(地域福祉権利擁護事業)> 対象経費が一部限定されていることから(生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限られている。)、生活保護受給に至らない低所得者(年金生活者等)の中には、利用料の負担が困難なため、当該事業の利用を断念しているケースが見られている。</p>
4	<p>在宅福祉事業費補助金(地域福祉推進事業費)に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、ボランティア振興事業については、事業内容についての細かな条件整備に加え相談室・研修室等の整備についての必置条件が付されている。 在宅介護支援センターの要件が一律であり、担当区域内の業務量に応じた適正な設置が難しい。 介護サービス適正実施指導事業のメニューとしてあった「ケアプラン指導研修」が、年度開始後、介護保険事業費補助金へと組み替えになり、補助金関連事務が繁雑となった。</p>
5	<p>地域福祉の推進を図るための在宅福祉事業費補助金(地域福祉推進等事業費)については、福祉のニーズやサービスが多様化している現在、全国一律の要綱等で行うよりも、地域の特性に応じた創意工夫により実施すべきものである。例えば、福祉教育推進事業は、学校単位で指定して事業を実施することになっているが、地域によっては、児童育成団体や市町村等が活発に活動している所もあり、必ずしも補助金の交付対象が最適となっていない場合がある。</p>
6	<p>(障害福祉分野) 補助金交付要綱や内示の示される時期が例年年度末となっているため、補助内容等が不明瞭なまま事業を行わなければならない、実施主体の創意工夫を引き出すための判断が難しくなっている。さらに、事務の遅延や処理時間の不足に起因する不適切な結果を引き起こすリスクを伴っている。また、申請窓口が社会・援護局ではなく老健局になっていることも他との整合性から事務が煩雑化している要因となっている。 生活福祉資金貸付事業については、対象経費及び基準額が在宅福祉事業費補助金交付要綱により定められている。市町村社協事務費や民生委員実費弁償などは、規模、実施内容にかかわらず一律に定められており、実態に即した合理的な制度運営とは言えない状況にある。</p>
7	<p>(高齢福祉分野) 介護予防・地域支え合い事業については、国から実施要綱が示され、都道府県及び市町村はその要綱に基づいて事業を実施しており、要綱に合致していない事業は市町村等の独自の事業となっている。また、要綱では補助対象基準の詳細が示されていないため、解釈により補助対象となるか否かが分かれ、その判断が都道府県及び市町村では困難であることから、新規事業に取り組みにくい状況となっている。</p>

分野	国庫補助負担金名
社会保障	8 在宅福祉事業費補助金(ホームヘルプ事業(身体・知的・精神)分及びショートステイ事業(身体)分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
8	<p><ねたきり予防推進費補助金> 介護予防を重点施策として位置付けていても、国の内示が12月と遅く、また、近年では当初の事業計画より減額し内示されることから、各市町村ではねたきり予防講習会の開催回数を減らしたり、講習会講師を職員が自前で行うなど、年度途中で事業内容を見直す必要が生じるなど、事務が煩雑であり、円滑な執行の障害となっている。</p>
9	<p>日常生活用具給付事業について、給付種目が個々に定められているが、現在こうした種目が技術革新により日々進歩しており、障害者向け最新機器の種目の追加等の要綱の改正が遅れているため、時代に即した給付が困難な状況となっている。また例年交付決定事務が年度末に集中するため、業務が非常に煩雑な状況になっている。 [一般財源化(一部)] 生活支援ハウス、緊急通報体制</p>
10	<p>補助金交付要綱発出(17.3.2)、内示(17.1.28)、交付決定(17.3下旬見込)の事務手続きが遅いため、補助申請事務全体が時間的余裕のないものになっている。その結果、補助金支払時期が年度末と遅くなり、関連事業費を市町村が立て替える状況にあるため、財政負担を強いる結果となっている。</p>
11	<p>本補助金については、例年国の事業実施要綱および補助金交付要綱の提示が大幅に遅れるため、年度末に煩雑な補助金事務が短期間に集中し、県および市町の多大な負担となっている。加えて、年度末で事業量がほぼ確定している時期に、協議額よりも小さい補助金額が内示され、事業執行を難しくしている。 地域福祉を向上させるためには、高齢者や幼児等の地域ぐるみの交流等、年齢等で区別せず、取り組みを一体的に推進する必要があるが、国の実施要綱は分野ごとの縦割りで、事業の要件や対象者等が規定されているために、事業執行を難しくしたり、対象事業費の按分や取捨選択等の補助金事務を繁雑にしている。 国が要綱等で事業実施に全国一律の要件を設けているために、地方公共団体が地域の実情に応じた施策が阻害されている。</p>
12	<p>各事業の窓口が各課にわたっているため、担当課別と同じ主旨の調査(見込額調等)が同時期に行われ、事務が煩雑となっている。 (参考) 平成16年度における調査(日常生活用具関係) (1) 厚生労働省社会・援護局 H16.12.8 執行状況調べ(提出期限16.12.24) (2) 厚生労働省老健局 H16.11.29 申請予定額調べ(提出期限17.1.6)</p>
13	<p>本補助金は、例年、7月頃に事業計画協議を実施し、年度末に交付要綱(適用は4月1日)が制定された後、交付申請、3月交付決定となっており、市町村事業の取りまとめもあるため、年度末に事務処理が集中する。16年度は9月に事業計画協議、2月中旬交付要綱発出予定となっており、年々スケジュールが逼迫してきており、担当者の負担となっている。また、12月頃に交付申請予定額調の提出を求められ、当該調書と同額で交付申請するよう求められるなど、実態に即していない。 市町村事業においては、補助の上限額が定められている事業があり、事業計画協議の時まで当該年度の補助上限額が明確にならないため、事業の実施に際して支障がある。</p>

分野	国庫補助負担金名
社会保障	8 在宅福祉事業費補助金(ホームヘルプ事業(身体・知的・精神)分及びショートステイ事業(身体)分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
14	<p>事業の実施にあたっては社協職員等に対する人件費の支出が不可欠であるが、人件費が補助対象経費となっていない事業が多く、また人件費が認められる事業であっても、原則として専任・常勤職員に限られる等の制約があり、地域の実情やニーズにマッチした事業実施を困難なものとしている。</p> <p>事業実施要綱において、補助対象となる事業がメニュー化され、利用対象者や事業内容が定められており、各地域の実情を反映した事業の実施ができない状況にある。例えば、外出支援事業において、送迎場所が限定されたり、家族介護支援事業においては、利用者や品目、支給額が限られるなど制限されている。また、事業のメニューが毎年追加されるなど変更されるため、事業効果を検討するなど余裕をもった取り組みができない状況である。</p> <p>日常生活用具の対象となる性能を満たす製品は多種多様であり、数種類の性能を満たす複合型も販売されている。それに対し基準額は、一律・画一的であり、複合型には対応していない。種目も一律に決まっているため、実施主体である市町村が、対象者の生活全般を考慮した際により効果的な種目があっても制度の対象とはならない。</p>
15	<p>在宅福祉事業費補助金のメニューにある身体障害者自立支援事業については、事業の効率性やサービスの質の向上を考えれば、実施はNPO法人等の民間が主体となることが妥当であると考えられるが、実施要綱で実施主体は市町村と定められており、事業実施の民間参入を阻んでいるなど、事業の効率的執行を阻害している。</p>
16	<p>在宅福祉事業費補助金については、予め補助単価が設定されているメニューが多く、地域の実情や事業規模等に応じた創意工夫を発揮する余地が少ない状況にある。なおかつ、補助単価が毎年度下がる状況にある。</p>
17	<p>ショートステイの補助対象基準は、利用日数が原則1週間であり、高齢者が虐待を受けた場合や罹災時等には対処が不可能である。また、おむつサービスは、国の対象基準が要介護度4・5で、かつ市民税非課税世帯と対象が限定されているため、地域の実情に応じたサービスの提供に制限がかけられてしまう。</p>
18	<p>平成15年4月から支援費制度が開始され、従来の措置制度から利用者本来の選択権を重視した制度へと大きく変わったところであるが、補助金についてはそれら支援費制度に基づくものと、従来の措置制度に基づくものが同じ補助金として取り扱われることから事務処理が煩雑になっている。</p> <p>また、全国一律の事業内容の規定を行っているため、地域の特性を勘案した取り組みが困難である。</p>
19	<p>在宅介護支援センター業務については、国の指導に沿って地道に事業を進め、定着してきたにも拘らず、新規組織の設置が図られ、存亡の危機に直面している。家族介護慰労事業については、適用条件が厳しく対象者が皆無に等しいなど地域の実態を反映していない。</p>
20	<p>在宅介護支援センターの位置付けは大変重要である。委託料の減額により十分な人材の確保や活動が困難視され、職員の意気消沈にもなり兼ねない。地方やその地域の実情にも差異があり、差し迫る介護保険制度の見直しに伴い情勢も大きく変動することが予想されるため、きめ細やかな対応ができなくなる。</p> <p>また、通知関係の情報が遅延することも、現場にとって混乱を招く要因とも思える。</p>
21	<p><日常生活用具給付等></p> <p>対象となる用具の選定や給付の基準は国が設定しており、例えば聴覚障害者用屋内信号装置は、聴覚障害2級で聴覚障害者のみの世帯等にしか給付が認められていない。現実には、これ以下の等級やその他の世帯構成でも必要と認められる場合が多い。また、支給に当たっては、国が定めた要件に該当するかどうか支給可否決定の焦点が当てられ、その用具が対象者にとってどのように役立つか否かの点検がなおざりとなっているなど、地域の実態が反映されていない。</p>

分野	国庫補助負担金名
社会保障	8 在宅福祉事業費補助金(ホームヘルプ事業(身体・知的・精神)分及びショートステイ事業(身体)分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
22	<p>現行の補助金要綱では、各地方公共団体の支出費目のみならず、事業委託先が執行する支出費目まで詳細な規定があり、補助金対象の適・不適の判断をされるため、事業の弾力性が阻害されている。支援費制度については、事務円滑化のためのコンピューター処理にかかる運用経費や国による制度改変に伴うシステム開発費が補助対象外であるため、制度改正のたびに経費が必要で事務処理も非常に煩雑である。</p>
23	<p>在宅福祉事業費補助については、法令や通知において対象事業が細かく定められている。例えば、介護予防事業は、予防教室のメニューが転倒骨折予防等の5項目しか補助対象にならないため、真に高齢者の身体状況等及び希望にあったメニューを組むことができない状況にある。</p>
24	<p>介護予防・地域支え合い事業費補助は、補助金交付要綱で管内高齢者人口の割合に応じ補助基準額が設定されており、地域の実情に応じ効率的な事業の展開が図れていない。</p>
25	<p>在宅福祉事業費補助金という名称なのに、実際は在宅で受けられるサービスの補助金が他の名称の補助金にも分散しており、事務を行う上で非常に分かり難くなっている。また、日常生活用具の給付については、補助金の対象になる品目や金額等が細かく決まっており、事務を行う上で煩雑となっている。また、市町村は給付を行う場合、補助金のためにその基準に沿うことを余儀なくされており、真に装具を必要とする方に、十分な給付を行うことが難しいことがある。</p>
26	<p>重度障害者・児日常生活用具給付に関わる在宅福祉事業補助金については、法令や通知において、給付基準が細かく定められている。これにより、実情を把握する地方の裁量は認められない。例えば、聴覚障害のみに準ずる世帯(妻が聴覚障害)では、パトライト(聴覚障害者用屋内信号装置)の給付を受けた後に出産した場合、育児用のベビーシグナルや、訪問販売阻止のためのカメラ付ドアホンは、同じ聴覚障害者用屋内信号装置とみなされ、給付対象外となる等。</p>

分野		国庫補助負担金名
社会保障	9	身体障害者福祉費補助金(身体障害者 デイサービス事業分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<訪問入浴サービス事業費> 介護保険のサービスと同様の利用者負担を課して事業を実施している市町村が補助対象外となっており、地域の実情に応じた事業が実施できない状況にある。
2	身体障害者福祉費補助金に関しては、毎年構成事業のメニュー名が変更になるうえ、財政難を理由に地方財政の補正予算にも間に合わない時期に所要額に満たない内示額が示され、事後処理が煩雑となり、これに係る事務量、経費が無駄である。
3	身体障害者福祉工場事務費に係る国庫補助については、居住部門を有する施設と居住部門を有しない施設それぞれに定員区分を設け、補助基準が定められている。地域の実情に応じた運営ができない状況にある。
4	補助金交付要綱や内示の示される時期が例年年度末となっているため、補助内容等が不明瞭なまま事業を行わなければならない、実施主体の創意工夫をひきだすための判断が難しくなっている。さらに、事務の遅延や処理時間の不足に起因する不適切な結果を引き起こすリスクを伴っている。
5	国の補助金事務が内示(2月末)、交付決定(3月中旬)、支払(3月中旬)となっているため、申請事務等が時間的に余裕のないものとなっている。また、内示までの間、国費担保のないまま各自治体は事業を執行している状況であるほか、年度末の国庫の支払処理に合わせ県の支払を行っているため、それまでの間、補助事業者及び市町村は自主財源により事業執行しており、財政負担を強いるなど、円滑な事業執行に支障がある。
6	申請手続きについて、市町の需要を十分に把握したうえで行う必要があるが、申請依頼の通知到達から提出期限まで7日間程度しかなく、十分な申請期間が確保されていない。
7	市町村社会参加促進事業において、あらかじめ補助対象のメニューが定められているため、地域の実情に応じた事業の妨げとなっている。
8	補助対象事業のメニューが細分化され、かつ直接補助・間接補助両方が存在するため、事業メニュー毎の補助金算定作業が煩雑となっている。ひいては事業の柔軟・効率的な実施を阻害している。
9	障害者社会参加促進事業については、国の要綱で示されたメニューから選択して事業を行うものであるが、一定のメニューが示されているため、地域の実情に合わない場合もある。また、国庫補助協議や交付申請等の事務手続きが煩雑なものとなっている。 身体障害者施設運営費等補助事業については、厚生労働省の通知要綱に基づき施設運営に関する単価が定められている。併せて、施設設置基準も示され、施設運営に関して全国一律の基準により運営されることが意図され、地域の実情に合わせた施設運営指導ができない状況にある。
10	県・市町村の施策により小規模作業所から小規模通所授産施設への移行を促しているが、現状は国の予算状況により新規採択件数は限定されており、数年かけて移行準備を行ってきたものの、移行できない場合がある。
11	<身体障害者福祉ホーム運営費補助> 利用定員の補助基準が5人単位で、その間の利用人数の施設において資金不足当の問題が生じている。
12	身体障害者福祉費補助金のメニューにある「授産施設の相互利用等事業」については、支援費制度とは別に要綱が定められており、国庫補助事業になっている。このためサービスを利用する者(障害者)、提供する者(施設)そして支給決定する者(市町村)それぞれが支援費制度とは別の手続き等を行う必要があり、効率的な事務の流れになっているとは言えないのが実情である。

分野		国庫補助負担金名
社会保障	9	身体障害者福祉費補助金(身体障害者 デイサービス事業分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
13	入浴サービス事業に係る補助金については、家庭に巡回浴槽車が訪問し、浴槽等を屋内に持ち込み入浴介助を行う訪問入浴式のサービスを対象としており、療護施設等の施設設備を利用した入浴サービスの提供は対象とならない。住宅事情や家庭環境から訪問入浴式を利用できない人への事業の拡大が図りにくいなど地域の実情に合っていない。
14	訪問入浴事業を支援費制度とせず、市の事業として事業者と委託契約する必要があることや、利用者の負担金を市が徴収すること等で事務を煩雑化し、利用者の利便性を阻害している。
15	進行性筋萎縮症者療養給付費事業は、国の指定する療養機関のみで治療・訓練及び生活指導を実施していることから、当該地でも2カ所のみであり、利用者の選択と地方が身近な医療機関と連携を図りより柔軟な施策を講じることができない。
16	国庫補助については、法令や通知において国庫補助の補助基準が細かく定められている。例えば更生訓練等給付費の就職支度金の場合、法令において、対象者が身体障害者更生施設に入所若しくは通所の者で更生訓練を終了し、就職等により自立する者となっている。この事業に適合しない限り補助対象とならないため幅広く支援が出来ない状況にある。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	10	地方改善事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>全国一律の補助基準により、次の条件を満たさないと、補助が受けられないのは、地方の実情にあった事業が展開しにくい。</p> <p>1 地域交流事業の休日開館事業においては、月2日以上開館しなければならない。</p> <p>2 デイサービス事業においては、6メニューのうち3メニュー以上を選択しなければならない。</p> <p><ホームレス対策事業分></p> <p>事業実施要綱において実施基準が細かく定められている。例えば、ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)においては、利用定員を概ね50名以上としており、ホームレス数が少ない市町村がそれ以下の定員で事業を実施しようとする補助対象にならない。また、それ以外の事業でも補助要綱には記されていないが、補助対象経費が狭い範囲でしか認められていない。例えばホームレス総合相談推進事業における下着程度の配付物品や、ホームレス衛生改善事業における理容師の雇い上げ費が認められていないなど、事業を実施するうえでの障害となっている。</p>
2	<p>地方改善事業費補助金に係る国庫補助については、「隣保館設置運営要綱」の「地域交流促進事業実施要領」において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、「休日開館事業」では、土日祝日に開館する日数を月2回以上と定めたり、「交流促進講座開催事業」では、講座を1か月当たり、1回2時間程度おおむね3回実施するよう決めている。このことは、地域における柔軟な対応の阻害要因となっている。</p>
3	<p>国の補助金事務が交付要綱発出(1月下旬)、内示(1月中旬)、交付決定(3月下旬)、国の支払時期(3月下旬)と遅いため、内示による事業内容の確定がないまま事業を執行する状態となっている。</p>
4	<p>隣保館運営等事業費補助金については、隣保館の運営体制(職員配置)等により補助基準額が一律に定められており、館の事業実施状況に応じた配分ができない。そのため、積極的な事業展開をしている館とそうでない館が同じ補助金額になるなど、不公平な状況となっている。</p>
5	<p>事業ごとに基準額が決められている。その結果、例えば隣保館デイサービス事業の規模を拡大しようとしても基準額以上は市町村が全額負担しなければならず、現状としては基準額以内に事業活動が押さえられてしまい、地域の実情にあったより幅広い隣保館活動の展開が困難な状況である。また、国の交付決定が例年三月半ばを過ぎるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている。</p>
6	<p>地方改善事業(隣保館運営費)に係る国庫補助については、国の「隣保館設置運営要綱」において「隣保館は、市町村が設置し、運営する。」と規定され、特別事業については、全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるかとされているが、基本事業の各メニューについては、委託は不可能となっており、効率的な事業の執行を阻害している。</p>
7	<p>地域改善事業補助金の中の隣保館運営費等に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、隣保館の運営費の中に、従前の普通館・従前の大型館における指導職員配置の人数や、継続的相談支援といった事業に対しての基準が定められている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた会館運営ができない状況にある。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	11	高齢者福祉推進事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>全国健康福祉祭開催事業費補助金については、大会の開催及びそれに関連する事業に要する経費を交付の対象として、大会開催年度のみ補助基準額を上限として交付されるものである。</p> <p>しかし、実際に大会を主催する都道府県においては、開催準備として数年程度の期間を要しており、基本構想(大会の会期・会場等の決定)を策定する時期は大会の2～3年前である。</p> <p>また、大会の基本構想策定以降は、大会実施要綱、大会開催要領の策定など、大会に係る基本的事項の決定について随時、国との協議により決定されている。</p> <p>更に、昨今の財政状況等により開催経費は抑制する方向にあるものの、高齢化の影響や大会認知度の上昇などにより大会参加者は増加傾向にあるため大会規模を縮小する事が難しく、交付額の上限となる補助基準額と開催経費との間に著しい差が生じているなど、地域の実態に合っていない。</p>
2	<p>全国健康福祉祭開催事業費に占める国庫補助金の額が少ない(約5%)なかで、他補助金同様に煩雑な補助金関連事務が生じており、非効率である。</p>
3	<p>本補助金は、例年、交付決定が3月の中下旬と遅いため、事務処理の遅れや担当者に過度の負担がかかっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	12	地方改善施設設備整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	施設整備についての採択基準があるが(例:下水排水路は深さ及び幅が1.5m以内等)、地域の実情に合致しない例もある。
2	国庫補助については、用地費及び補償費について単年度で事業完了するよう定められているが、用地買収等については短期間では困難なため障害が生じる場合があることから、事業の実施にあたっての地域に実情が考慮されていない。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	13	児童保護費等補助金(障害児通園(デイサービス)事業費等分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>児童保護費等補助金のうち特別保育事業に係る国庫補助については、要綱上、延長保育促進事業、乳幼児健康支援一時預かり事業等に細分化されているほか、各細分化された事業ごとに、事業専任保育士の配置人数など、細かな実施条件が設けられおり、このような条件に適合しない限り補助対象とならないため、地域や実施施設の実情に応じた事業実施ができない状況にある。</p> <p>類似の細メニューが設定されているなど補助金事務は非常に煩雑となっており、これに要する人員や経費の無駄を生じさせている。ここ数年、交付要綱の改正や交付申請が年明け以降にずれ込み、交付決定が年度末になるなど、煩雑な事務処理を余儀なくされている。</p>
2	<p>延長保育(公立推進分)...税源移譲される 産休等代替...税源移譲される 特別保育...一部交付金化される 他は「児童育成事業補助金」に統合される</p> <p>同じ保育サービスに関わる事業でありながら、交付金化された事業と補助事業で継続するものがあり、県・市町村にとって事務手続きが煩雑になっている。</p>
3	<p>延長保育促進事業については、放課後児童を事業の対象児童として算定するにあたって、要綱等において細かな要件が定められており、「放課後児童が延長保育実施保育所の卒園児であるか、兄弟が当該保育所に入所中である」等の要件に該当しない場合については対象児童として算定できないなど、地域の実情に応じた事業の実施を困難にさせている側面がある。</p> <p>延長保育等に関する補助申請事務が、1施設、年、月、日単位での申請が必要など、国と地方双方において多大なる時間と経費を割いている。</p>
4	<p>特別保育事業の乳児保育促進事業は、予め乳児の年度途中入所に対して、入所枠を用意し、保育士を加配する制度であるが、乳児の入所の動向については、把握できない部分もあり、よほどの入所見込みがないと利用できないなどという不便な点がある。また、入所児童数により高い基準が定められており、その基準に適合しない限り補助対象にならないため、地域の実状に応じた運営ができない状況にある。</p>
5	<p>休日保育事業は平均利用児童数が概ね3人を満たさない場合は、定額補助がないことなどから、特に規模の小さい保育所等において、実施するに当たっての負担が大きくなっている。</p> <p>このように地域の実態にあっていない制度であることが、休日保育事業が進まないひとつの要因となっている。</p>
6	<p>児童保護費等補助金については、例えば、産休代替職員の補助対象期間が産前産後の数週間であり、育児休業中までカバーしていない。これは育児休業の取得を勧める流れとは逆であり、実態にそぐわない状況である。また、補助単価も現実的な経費に基づくとはいいがたく、これらのことから実情に応じた事業の必要性や事業規模を実現することが困難な状況である。</p>
7	<p>ファミリーサポートセンター事業に係る国庫補助については、要綱、通知等において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、市町村規模が原則として人口5万人以上であることや会員数が300人以上確保できること、年間の活動件数が1,000件を下回らないことなどの基準が定められている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、小規模市町村ではニーズがあるにも関わらず設置が出来ない。</p> <p>アドバイザー賃金について交通費及び増給分が含まれていないなど補助対象経費が限定されている。有能な人材の確保がコスト縮減にもつながっており、地域の実情に応じた基準が必要である。また、病児・病後児保育についても同額であり、サービス内容に応じた料金設定ができない。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	13	児童保護費等補助金(障害児通園(デイサービス)事業費等分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
8	<p>交付金化後も国の通知により事業内容及び実施方法が定められている。例えば、「子育て支援短期利用事業」の場合、延長保育事業や女性相談所が行う一時保護事業等と事業内容が一部競合しているため、事業の推進が阻害されている。また、利用施設が限定されているため、地域の実状に応じた事業の実施ができない状況である。</p> <p>交付金の申請及び交付決定通知等の事務について都道府県を経由する案が検討されている。</p>
9	<p>(障害福祉分野)</p> <p>知的障害者生活支援事業、重症心身障害児通園事業は、国庫補助協議があるが、採択にあたっての基準が、要綱上の規定ではなく配置に係るもの(例 障害保健福祉圏域2か所目は認めない等)である場合があり、それが県の実情とは一致せず、県の予算が確保されても県の配置計画が進まない状況となっている。</p>
10	<p>障害者就業・生活支援センター事業は、 雇用安定等事業・国の委託 生活支援等事業・県・政令市の委託 と2本の柱からなっており、受託法人に2本併せて委託することによって、本センター事業を実施することとなっている。</p> <p>国委託である雇用安定等事業については、雇用支援実績を重視した厳しい委託基準が付されているため、事実上、雇用支援実績が基準を満たす法人の中から、就業と生活を総合的に支援する本センター事業受託法人を選定することとなり、地域の実情を勘案した県の裁量範囲が限られている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	14	児童福祉事業対策費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>補助基準が細かく設定されており、協議や申請時の事務が非常に煩雑になっている。頻繁に改正される要綱等に基づく補助である上、改正内容の周知が遅く、当該年度の採択結果の通知も遅いため、地方において計画的な予算執行に支障がある。</p> <p>さらに、各事業毎に事業の内容、補助額の上限等が定められており、地方において実情に応じた効率的な事業実施を行うという意欲を損なう。</p> <p>平成17年度から一部統合補助金化されるが、ヒアリングや申請手続きが各担当課ごとに行われる等、補助関連手続きの無駄が懸念される。</p>
2	<p>専門里親への委託児童数が2名以内とされており、従来から児童を養育していたベテラン里親が被虐待児を養育し、2名を超えた場合、専門里親とされないことから、被虐待児の里親委託が進まず、地域のニーズに合った対応ができない。</p>
3	<p>例えば、「カウンセリング強化事業」では、カウンセリング等を行う者が医師に限られているため、人材の確保が難しく、結果的に実施回数を制限せざるを得ない状況である等、児童や保護者の状況に応じた柔軟な事業の実施ができない。</p>
4	<p>補助金の1メニューとして「ふれあい心の友訪問援助事業」がある。これは、児童相談所に登録した大学生等(メンタル・フレンドと呼ぶ)がひきこもり等の児童の家庭を訪問し勉強を教えたり話し相手となり児童とふれあうことによって児童の福祉を向上させる事業である。</p> <p>県では、メンタル・フレンドの登録増及び訪問回数の増加を図るため、同様の事業を行っている県内のNPOに委託したいと考え厚生労働省に照会したところ、補助金要綱はNPO委託は想定していないとの回答であった。このように、地域の実情に応じた運営ができない。</p>
5	<p>児童相談等特別事業費(種目)家庭支援体制緊急整備促進事業費については、各事業種類ごとに事業の内容が細かく定められており、地方の創意工夫を阻害していると思われる。(例:虐待協力員の配置、カウンセリング強化事業、児童虐待機関関連強化事業、協力体制整備事業等について実施方法や内容が詳細に定められており、地方の創意工夫の余地がない。)</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	15	母子家庭等対策費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>頻繁に改正される要綱等に基づく補助である上、改正内容の周知が遅く、当該年度の採択結果の通知も遅いため、地方において計画的な予算執行に支障がある。</p> <p>さらに、各事業毎に事業の内容、補助額の上限等が定められており、地方の実情に応じた効率的な事業実施を行うという意欲を損なうもので、高コスト化が生じるおそれがある。</p> <p>また、市が実施主体の事業で、国庫補助金が直接市に交付されているにもかかわらず、関係書類は都道府県を經由している事業があり、事業の効率化が阻害されている。</p>
2	<p>実施要綱及び交付要綱により基準額及び対象経費が定められているが、事業によっては、地域の実情に合わないものもある。また、煩雑な補助金関連事務により、国・地方双方に人員や経費に無駄を生じている。本補助金は、例年、交付決定が3月の中下旬と遅いため、事務処理の遅れや担当者に過度の負担がかかっている。</p>
3	<p>母子家庭日常生活支援事業において、派遣先ごとの家庭生活支援員の派遣等手当、自己負担額が全国一律に設定され、柔軟な事業運営に支障が生じている。</p> <p>母子家庭等日常生活支援事業において事業を家事援助、子育て支援の2項目に分けている。H15年の制度改正により、日常生活支援事業の支援員にはホームヘルパー3級の資格が条件づけられた(H17年度までは見なし規定あり)が、本来、母子寡婦等の互助的制度であり一律の資格要件設定が事業の展開に支障を来す恐れがある。</p> <p>子育て支援については支援員を一定の研修を修了した者から選定することとしているが、現状では研修を開催し、支援員を確保することが困難である。</p>
4	<p>母子家庭等対策費補助金のうち母子家庭自立支援給付金事業を実施しているが、そのうち「高等技能訓練促進費事業実施要綱」では、対象となる資格を看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士に概ね限られている。母子家庭の母親が、就業に結びつけるために資格を取得するため、養成機関に通学する際の扶助費の一部支給であるが、対象資格について上記以外の資格については、国に協議を行わなければならないなど、地方の裁量を阻害している。</p>
5	<p>母子家庭自立支援給付金の高等技能訓練促進費については、資格取得を目的に2年以上の学校に行った場合の最後の1/3の期間について生活費の補助を支給すると定められているため、最初の2/3の期間は何も支援がない、2万円以下は対象外であることなど、地域の実情に合っていない。</p>
6	<p>DV被害を受け、離婚は成立していないが、別居を余儀なくされている女性などは、母子家庭の母と同様の支援を必要としている。しかしながら、母子家庭の母が対象となる給付金事業や日常生活援助事業等について、DV被害女性等は、対象からはずされており、実情に合わせた有効な支援策を行うことが難しくなっている。(就業・自立支援センター事業については、条件が一部緩和された。)</p> <p>[統合補助金化]母子家庭等対策総合支援事業</p>
7	<p>特別保育事業費補助金交付要綱により補助基準が細部に渡り規定されており、地方の自主性・裁量性を阻害している。今回の統合補助金化で、地方の裁量性がどれだけでくるかは現時点では不明である。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	16	母子保健衛生費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	事前協議承認を経た後補助金交付申請を行い交付決定まで時間を要する(6ヶ月)ため、事業の執行に苦慮している。(手続きが事前協議と交付申請の二重になっている。)例年、交付決定が3月の中下旬と遅いため、事務処理の遅れや担当者に過度の負担がかかっている。
2	女性が生涯を通じて良質な保健医療サービスが得られるよう女性の健康支援に関する環境整備を進めるうえで市町村の協力が不可欠である。しかし、国庫補助金の交付要綱では、都道府県、指定都市及び中核市のみが対象となっていることから地域の実情に応じた環境整備が進展しない状況にある。
3	母子保健法の理念に基づく各種事業に対する補助としてスタートしたものであるが、近年の児童福祉法の理念に基づく事業との接点が大きく変化し、また学校保健との接点も大きくなり、地方の独自事業に沿わない部分が生じてきた。
4	「母子保健強化推進特別事業」に係る国庫補助は単年度限りであるため、1年で成果を上げられるような母子保健対策の整備に資する事業を実施することは難しいなど地域の実情にあっていない。
5	不妊治療費助成の内容や要件について、全国一律の基準が設定されているため、地方の創意工夫が阻害されている。具体的な基準は次のとおり。助成限度額の設定があり(内容:1年度あたり限度額10万円で通算2年間)、所得要件が設けられている(夫婦の前年の所得の合計額が650万円であること)。不妊専門相談センター事業において不妊相談検討会の必置や相談員の研修の義務づけがある。
6	周産期医療対策事業の実施にあたっては、協議会の設置、参加施設の認定等国保補助事業に特徴的な手順が義務づけられており、地方の裁量性に乏しい。
7	厚生労働省の実施要綱に従い、母子家庭自立支援給付金として 自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金、母子家庭高等技能訓練促進費を実施しているが、及び については補助対象要件等が厳しく地域のニーズに合ったものになっていない。
8	少子化や虐待予防対策は、各自治体がそれぞれの状況に合った方法で独自の事業として実施しているものが多いが、必ずしも補助基準に合致しないため、補助金申請できないことが多い。本市においては、嘱託助産婦による出産に不安を持つ妊婦等への訪問指導(妊産婦・新生児等訪問指導事業)、発達に問題のある児や育児に問題を抱える親の専門家による相談事業(総合発達相談事業)等を実施しているが、いずれも補助基準額の下限を設けられていたり、地域の実情に合っていない。
9	町では家族から育児支援の受けにくい核家族が中心であり、しかも転出入が激しく、母子の孤立化を防ぐために公的保健サービスの充実が強く期待されている。虐待予防として、健診不参者の理由を把握するための母子推進員活動や妊婦教室、10か月相談、離乳食講座などでの育児支援、発達のハイリスク者に遊びの教室や発達相談など4か月健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診後の母子への見守りを実施していくことについて、地域の実情に合っていない。煩雑な補助金関連事務により、経費の無駄が生じている。
10	母子保健衛生費補助金の少子化及び虐待予防対策関連事業については、児童福祉関連の補助事業と重複しているため、自治体内の実施主体が曖昧となり、事業の推進を阻害している一面がある。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	17	婦人保護事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>対象事業、支出科目及び単価(上限)が細かく設定され、事業の総合的、弾力的な執行ができない。特に事務費の基準額が非常に厳しく設定されており、実質的に多額の超過負担が生じている。交付要綱では、毎年6月末までに内示を受け、当該年度の交付申請を行うこととなっているが、実際のスケジュールは、内示・申請がかなり遅い時期になる上、その直前まで申請期限等を知らされない状況である。このため、翌年度の予算を正確に積算する上で支障が生じている。また、事前協議から申請までの期間が結局長くなることから、申請に当たり所要額を何度も積算することとなり、事務が煩瑣になっている。交付申請書類が煩雑すぎるため、事務処理に多大な時間を要する。</p>
2	<p>婦人保護施設等で行なうべき事業をメニュー化して、各々の事業毎に補助があるため、地方公共団体の創意を凝らした自主的な事業(同伴時の保育、学習指導のための職員配置、自立のための法律相談等)については、補助対象とならない。そのため、婦人保護事業における県単独事業が多い。</p> <p>また、指定管理者制度が導入されることから、民間の多様なノウハウやコスト縮減の手法も取り入れられることとなるが、基準等があると、民間の革新的な提案も導入しにくくなるなど効率的な事業実施を阻害している。</p>
3	<p>婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準が定められているため、これを満たすのに利用(入所)人員を相当数設定しなければならない。また、婦人相談員の補助対象人員が定められている。</p> <p>例えば、婦人保護施設において、精神科医の雇上には、4月1日現在実入所人員に対し精神に障害のある者が10人以上を占めていなければならないこと、心理療法担当職員雇上には各週5日程度の勤務が必要とされていることなどの基準が定められており、収容規模の小さい施設にとっては実情に合わない条件となっている。</p> <p>また、食事は調理職員を配置しなくても、入所者が自らできるものであり、こうした基準が創意工夫を阻害している。</p>
4	<p>本県では、婦人相談員の設置が努力義務である市にも、すべて婦人相談員が置かれている。DV被害者の相談や保護、自立支援等に対応するため、各市に婦人相談員がいることは望ましいことであり、市町村合併により新たに誕生した市にも、婦人相談員を設置するよう県では求めている。</p> <p>しかし、国が、婦人相談員を新たに設置した市に、婦人相談員活動強化対策費の補助を認めないケースもある。このように地域の実態にあわせて、婦人相談員を設置して婦人保護事業に力を入れている地方の自主性を阻害している。</p>
5	<p>補助基準額が、例えば夜間電話相談事業について休日、休日夜間、平日夜間等に細分化されており、また、婦人相談員の報酬月額及び活動費年額等についても定められているため地方の実情に応じた事業の推進が図れない。</p>
6	<p>婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱により補助基準が細部に渡り規定されており、地方の自主性・裁量性を阻害している。今回の統合補助金化で、地方の裁量性がどれだけでくるかは現時点では不明である。</p> <p>児童虐待関連事業とDV女性保護対策事業の統合補助金化が行われる予定であるが、ヒアリングや申請手続きが厚生労働省の各担当課ごとに行われる等、補助関連手続きの無駄が懸念される。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	18	生活保護費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	生活保護費補助金(生活保護適正実施推進事業、自立・就労支援等事業等)の交付申請額が30万円未満の場合、補助対象とならないため、小規模な福祉事務所では補助申請ができず、自立・就労支援等事業等が実施できないなど、地域のニーズに合ったものとなっていない。
2	生活保護費補助金については、生活保護をはじめとする社会福祉行政の適正化を図ることにより、適正な運営の確保に資することを目的としている。 例えば、各福祉事務所において生活保護業務を円滑に行うため、「生活保護システム」を導入する場合、補助率10/10にもかかわらず、ここ数年においては金額を査定されている状況である。 生活保護事務の適正化のためにも、システム導入は必須であるが、このため、福祉事務所によっては導入を見合わせている場合もあるなど、事業の円滑な実施を阻害している。
3	対象事業が生活保護費補助金交付要綱に定められており、その経費も厚生労働大臣が必要と認めた額に限定されるため、地方公共団体、特に福祉事務所の主体的な取組が制限される状況にある。また、事業の採択にあたっては、国による重点的採択事業が定められており、そうした執行方針に沿って採択されるため、地方公共団体の実情に応じたものになりにくい。
4	国の補助金事務が交付要綱発出(5月下旬)、内示(各メニューごと 8月、11月、最終2月)、交付決定(3月中旬)、支払時期(3月下旬)と遅いため、県及び各自治体は内示による事業内容の確定がないまま事業を執行し、ほぼ事業が終了する時期になって補助額が決定する状態となっている。
5	この補助金については、例年、前年度にヒアリングの上、協議し、内示は当該年度3回にわたって行われる。内示は夏以降12月頃に順次行われるため、補助金がつくかどうかははっきりせず、事業をはじめにくい点があげられる。また事務手続が煩雑であり、非効率である。
6	通常のケースワークに係る経費は総務省所管の地方交付税の措置があることから補助対象外とされているところだが、例年通知により定められている交付方針においては、例えば、電話代、金融機関等照会手数料、新規ケースの収入・資産・扶養義務に係る関係機関調査経費など、通常業務及び適正化推進事業の区分が明確でない経費についても一律に補助対象外としている。このように補助金に介在する省庁間のタテ割りの影響で所要経費と補助金の間に齟齬が生じ、地域の実情に応じた事業実施が困難となっている側面がある。
7	補助金交付要綱の基準額が「厚生労働大臣が必要と認めた額」とされていて、厚労省担当課係の裁量により別途交付方針が毎年決められ、細部にわたる関与をうけるので、個々に国、県、市の担当者が何度もやりとりし事務が煩雑となり、補助金内示が年度後半になったり、交付決定が3月に行われることもあるため、事業執行に影響をきたしたり、年度末に補助金関連の事務に忙殺されるという状況をつくりだしている。 国庫補助協議等、補助金関連業務の存在により、国及び県の人員及び経費に無駄が生じている。また、各県ごとの災害発生状況に応じた臨機応変の事業展開が困難である。
8	レセプト点検、扶養義務調査など用途が限定されているため、地域の実情に応じた創意工夫による適正保護ができない。保護の実施のために、印刷費、郵送費等に相当の費用を要しているにもかかわらず、こうした費用は、補助協議してもカットされる。まず、現場が必要な経費を確保し、安心して仕事ができるようにならなければ創意は生まれにくい。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	18	生活保護費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	このたび平成17年度より生活保護費補助金と他の補助金を統合し、新たに「セーフティーネット支援対策費等(仮称)」を創設することになっている。ただしこの補助金の中で生活保護適正化事業として実際は平成16年度までと同じ内容(補助率は10割であるが補助対象経費に細かい制約がある)で交付されると予想される。中でも現在は殆どの自治体で電算システムを使って生活保護業務を行っているが、メンテナンスや調書出力用の消耗品等は補助対象外となっている。しかし、こういった経費も保護世帯が著しく多い市町村では財政への圧迫となってしまっている。
10	生活保護適正化推進事業のうち中核市が指定医療機関に対する指導・検査を行なう事業及び精神科嘱託医等を設置する事業があるが、これについては嘱託医の一日当りの報酬額は全国一律である。また、1ヶ月当りの出勤日数にも限度がある。しかしながら入院・通院の可否意見書等の検認の数については地域により格差があるため全国一律・画一の補助基準では大きな無駄が生じる。 また、収入・資産状況、扶養義務調査等充実事業(扶養義務調査徹底・関係先調査徹底事業)は、調査票の郵送に伴う郵便料が補助対象となっているが、これについては継続ケースのみの調査が対象となっており、郵送料の大部分を占める新規ケースの調査は対象となっておらず、地域の実情に合っていない。
11	就労促進事業での面接相談員(再雇用等)の人件費が給与支払いのため、補助対象となっていない。(賃金支払いは、補助対象)また、就労促進事業での公用車購入が、補助対象となっていないなど地域の自由度が高まらない。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	19	麻薬等対策推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	覚せい剤、大麻等薬物事犯が一般市民層にまで浸透する中、今後益々薬物乱用防止啓発事業の充実が求められているが、現補助金制度は、例えば啓発事業において、テレビ、ラジオCM、交通機関の車内広告等(委託料)の啓発事業が実施できないなど、基準額、対象経費等補助基準の制約が多く各都道府県の実情に合った効果的な事業の実施が妨げられている。
2	薬物乱用対策費については、対象経費が薬物乱用防止指導員活動費、薬物乱用防止指導員協議会運営事業費および保健所・精神保健センターにおける相談事業費と定められているため、少年センター等の多様な団体等による地域での活動を支援できない。 また、補助金関連事務が煩雑なため、活動団体に多大な事務のための負担をかけている。
3	「薬物乱用対策費」は、指導員の活動に限定した啓発等事業に対してのみ執行できるとされており、地域で積極的に活動している市町村が運営する協議会への補助ができない。 (当該補助金は廃止し、税源移譲)
4	原則、事業費の1/2または1/3補助となっているが、別途補助基準額(上限額)が全国一律に定められており、地域の実情に合った事業実施ができない。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	20	精神保健対策費補助金((目細)精神障害者社会復帰施設等運営費等を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	協議や交付申請に係る事務等が特に複雑化しており、県及び市町村の事務負担が大きい。国の補助金事務が内示(5月)、交付決定(3月中旬)、支払(3月末)となっているため、申請事務等が時間的に余裕のないものとなっている。また、事業が年度当初より開始されているため、年度末の国庫の支払処理までは県の立替払い(毎月)が生じており、県の財政負担を強いる状況となっている。 また、交付要綱改正が遅く、当該年度の基準額が年度後半になって示されるため補助事業者も補助金額が分からず、円滑な事業実施に支障を来す。
2	精神障害者地域生活援助事業や短期入所事業については、国庫申請、実績報告時の添付書類が多いため、申請書及び実績報告書の作成にかなりの労力を要している。
3	<長期社会的入院者自立支援事業> <精神科救急医療システム整備費> 基準額の内示が遅く(11月)、年度途中での事業の見直しが必要になっている。
4	平成14年度より精神障害者居宅生活支援事業が市町村実施事業となったが、障害者施策の改正に伴い、補助金交付要綱等も改正となった。しかし、毎年年度末(2月頃)に交付要綱が発出されるなど、事業所に安定した事業運営の方針を示せない状況である。また、施設整備についても、市のプランに沿って申請を出す、国・県の両基準をクリアできず、地域の実情に応じた整備ができない状況にある。
5	通院医療費については、県では審査及び費用支払いの事務が困難であるため、やむを得ず社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託しているところであるが、その経費は、補助対象から除外されており、県財政に大きな負担を与えている。
6	精神科救急医療対策に要する補助金について、精神病院が空床確保をする場合、病床が埋まった場合は補助対象となっていない。ベースとなる診療報酬が低廉であり、受入及び治療体制を確保する医療機関の負担が大きく、医療機関の新規参入を阻害する要因となっている。
7	精神保健対策費の中にグループホーム、ショートステイなどの在宅福祉サービスが含まれており、煩雑となっている。
8	精神保健福祉センターで実施する「こころの健康づくり推進事業」については、実績報告や協議等が必要となり業務が増大している。 精神保健福祉法施行事務費については、精神障害者保健福祉手帳作成費であり、少額の補助金となっているにも拘わらず、事務が煩雑である。
9	市内に精神の入所施設がなく、県で示した基準によって他障害の入所施設1カ所に委託しているが、国のショートステイの実施基準として、居室の複合的利用を認めていない。
10	縦割りにより複合的な目的や機能を持つ設備の整備を阻害している。(補助基準の対象が、精神・知的・身体の障害者別に設定されている。)

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	21	老人保健事業推進費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	国予算や事業数の多寡によって、補助金の対象として国に採択されず、事業が縮小されたり、実施不可能となったりすることがあり、地方における事業推進が阻害される場合がある。
2	国が対象事業を、介護保険の適正な実施及びサービスの向上に寄与する調査研究事業等3項目の重点分野に絞っているため、産業保健と連携した地域健康管理システムの構築や過疎地における郵便局を利用したネットワーク構築等は、採択されない。
3	老人保健事業推進費国庫補助金は、補助の対象が調査研究事業に限られ、研修等他の事業には適用されないため、事業自体は必要であるが、地方の裁量性が高まっていない。
4	本補助金は、例年、交付決定が3月中下旬と遅いため、事務処理の遅れや担当者に過度の負担がかかっている。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	22	介護保険事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	ケアマネジメントリーダー活動等支援事業や低所得者対策事業補助金という介護保険事業の中で重要な事業であるにも関わらず、計画書、協議書、実施状況報告等事務が煩雑であり、時間もとられるので本来の事業に専念できない。また、提出書類等経費の無駄が多い。
2	ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の補助メニュー中、「ケアマネジメントリーダー相談窓口設置事業」が補助要件として実施必須となっている。 市町村も窓口を設置したい意向はあるものの、ケアマネのリーダー的な人材、窓口勤務してもらえらる常勤の人材を確保するのが難しい。このため、こういった人材を養成するためにも、ケアマネの質の向上に資する研修をまず実施したいが、ケアマネジメントリーダーの質の向上を高める事業のみでの実施は現状ではできず、地域の実情に合ったものになっていない。
3	当補助金のうち、社会福祉法人による利用者負担額減免措置事業については、介護保険の低所得者対策として重要な役割を果たしているが、国の要綱により、減免額が法人の本来利用者負担収入額の1%を超えることが補助金交付の要件とされているため、法人にとって、市町村との事前協議等煩雑な手続きが必要な割には補助金が生じないケースが多く、法人による減免事業実施申出の阻害要因となっている。 当該補助金のうち、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」は、介護支援専門員に対する個別相談、事例検討会や研修会の開催など地域における介護支援専門員を支援するための事業である。在宅介護支援センターにおいても、介護支援専門員を支援するケアマネジメントリーダーを配置し、ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の活用を図っているところである。 しかし、在宅介護支援センターがケアマネジメントリーダー活動等事業費補助金を受けるためには、在宅介護支援センター運営補助金(在宅福祉事業費補助金)と重複しないように、業務内容を明確に区分する必要があるが、ケアマネジメントリーダーの業務として明確に位置づけられていないなど、制度が複雑なため、事務が煩雑化している。
4	社会福祉法人減免に係る補助申請事務が繁雑であり、市町村はもとより、関係事業者においても事務負担が非常に重くなっている。 介護保険の給付費は、3月～2月ベースであるが、社会福祉法人減免に係る補助金の算定は、4月～3月ベースとなっており、実質的には申請が不可能なスケジュールとなっている。
5	<訪問介護利用者負担減額(ヘルパ-減免)> 減額認定は所得税額によって決定されるが、所得税額は市町村所有のデータでないため決定に係る事務が煩雑となっている。 <社会福祉法人等利用者負担減免> 減免決定法人に対する補助については、補助基準が複雑なため、補助決定に係る事務が煩雑であり効率的な執行が出来ない。
6	介護保険事業費補助については、法令や通知において対象事業が細かく定められている。 例えば、社会福祉法人による利用者負担額減免の場合、法令において世帯全員が市民税非課税で年収42万円以下であるという基準がある。 この基準が低すぎて補助対象とならないため、利用者負担額の支払いが困難な者に軽減措置ができないなど地域の実情にあっていない。
7	介護保険事業費補助金は、介護保険法の円滑な実施のために設けられ、補助対象となる事業が決められていることから該当事業だけの実施となっている。そのなかで「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業」は、社会福祉法人等と市と県とが年度末に集中して事務処理を行わなくてはならず、事務コストの増大に繋がっている。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	22	介護保険事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
8	<p><主治医研修事業> 要介護(要支援)認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、主治医研修実施要綱が定められているが、研修内容が8項目(うち必須5項目)あるため、医師の経験、課題、地域の実情に対応した研修が行いにくい。</p>
9	<p>介護保険低所得者利用者負担金助成において、保険者である市町村の裁量で実施しているものであるが、現行の国庫補助の制度の下では、補助基準で対象サービス(社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担額減免は、特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の以上4サービスにおける利用者負担額に限定)や対象機関(社会福祉法人に限定)が縛られていることにより、市町村の実情にあった助成が実施できない。 交付決定が遅い(17.3未予定)ため、市町村への補助金の交付が年度末となるため、市町村の財政負担を強いており、市町村が行う保険事業の運営に支障を及ぼす恐れがある。</p>
10	<p>本補助金は、例年、7月頃に計画協議があり、内示が11月頃出されるが、交付要綱の制定が年末頃と遅いため(適用は4月1日)、交付申請の提出が遅れ(市町村の取りまとめに時間を要する)、交付決定は3月下旬となっている。 このため、支払い等が集中する年度末に膨大な事務処理を行わなければならない、担当者に過度の負担がかかっている。</p>
11	<p><介護保険制度低所得者特別対策事業費> 当該事業においては、事業実施要綱において、実施方法及び対象者等が決められているが、必ず基準に該当した場合は、介護サービス利用者の負担軽減措置を講じる必要があるため、財政状況が厳しい保険者(市町村)においては、大きな負担となっている。</p>
12	<p>介護報酬見直しに係るシステム改修の国庫補助については、通知において国庫補助金の補助基準額が細かく定められている。システム改修全体に国庫補助対象となるのではなく、例えば、介護報酬見直しに付随するホスト容量変更等は対象外など、通知等で条件がつき、限定された補助対象となっている。個々の実情に応じた整備ができない状況である。</p>
13	<p>補助対象事業のスクラップアンドビルドが激しく、市町村が長期的な視点で事業を継続することが困難で、かつ事務の執行に過度の負担がかかっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	23	老人医療費適正化推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	老人医療費適正化施策(レセプト点検、訪問指導、第三者行為求償事務等)に対する事務費補助である。事業内容変更による交付要綱上の事業の変更申請については、現状では行うことができない状況にあり、地域の実情を無視した全国一律・画一の補助基準による補助金である。 医療費適正化の取組については、県を含め各市町村が基幹的事業として取り組んでおり、現状の画一的な補助金交付要綱は地域の実情に依拠していないため、交付金化されても大きくは変わらない状況にある。
2	この補助金は、市町村が実施する老人医療費適正化推進事業(レセプト点検、重複・多受診者訪問指導等)に係る経費の2分の1を国が補助する制度だが、補助対象市町村が老人医療受給対象者数1,000人以上とされているため、小規模村は補助が受けられないなど地域の実態にあてはまらない。
3	当補助金については、実施要綱等において細かく補助要件等が定められている。 例えば、事業によって補助対象年度が1年限りのものもあり、事業実施時期によっては補助対象外となってしまうため、地方の実情に応じた事業計画及び実施が制限されている。
4	適正化事業は継続性が特に必要と考えるが、補助項目が年々変わり、地方の予算措置がしにくい。
5	事前協議5月、申請12月、交付は2月以降のように額の変更は大幅でないにもかかわらず、事務が長期・煩雑となっており、国と地方双方に人員や経費の無駄が生じている。
6	老人医療費適正化推進の観点にたち、H15年から、推進組織の設置・運営、医療費分析、適正化計画策定事業が補助対象となったが、同様の施策は国保医療費適正化のなかでも進められており(保険者協議会の設置等)、棲み分けが不透明なものになっており、地域の実情に合っていない。
7	老人医療費適正化推進費補助は、補助金交付要綱で補助金の補助基準額が、 電算機及び嘱託職員雇用によるレセプト点検 年間レセプト枚数×14円×調整率 委託によるレセプト縦覧点検 年間レセプト枚数×5円×調整率 第三者行為等調査 前年度求償額×0.05 と定められている。しかし、この交付金の交付額は、補助基準額と対象経費の実支出額(賃金・共済費・委託料・需用費等)とを比較して少ない方の額を選定することとなっており、実支出額より補助基準額の方が相当低額となり、地方の負担が過大となっている。
8	補助基準の事業内容を実施しても老人医療受給対象者数によって、補助申請ができない足切りを設けたり、医療費の伸びが全国平均以上としたり、と自治体の規模、個々の努力がいかされないシステムとなっている。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	24	国民健康保険特別対策費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	システム開発など、ハード導入を伴う事業に対する助成が主な内容であるが、業務委託による処理が効率的なケースがある。事務の簡素化という観点からは一律的なシステム導入に対する助成は活用困難なものとしている。
2	退職被保険者として特定するためには、被用者年金の加入年数及び被用者年金(老齢・退職年金)の受給権の裁定についての情報が必要であるが、現在は年間4回国保連合会経由で被用者年金の情報を得ているのが実情であり、届出勧奨及び振替整理の事務の多くが事後の確認に基づく手処理となっている。 このような被用者年金の情報に乏しい現状では、適正かつ効率的な適用事務は不可能と言え、現状では既存のシステム及び人員で処理するしかない。このため補助金の対象とはならず地方に過大な負担となっている。
3	収納率向上の特対事業において、交付対象自治体の人口規模で徴収率の上限を定めており、努力をし実績を上げた場合交付対象外となる。
4	補助金の交付対象保険者の基準が細かく定められている。そして該当保険者であっても、その交付対象事業として条件が定められている。かつ交付額には、各事業ごとに被保険者数などの基準が設けられていて、その調製率として、交付決定を受けた年数によって減額されてしまうなど地方の実情にあっていない。
5	補助金の交付更新について細かく定められており、該当保険者であっても、交付事業の条件が限られている。平成15年度より、県の推薦枠が県内保険者数の10%となり、希望した保険者全てを推薦することができなくなっていることから、地方の実情に合った対応ができない。
6	補助事業対象者が国保加入者と限定されることが多く、高齢化が進む自治体では、若者を中心とする事業等やりにくくなってきている。健康問題等は住民全体の問題であり、補助金を国保分だけとされると自治体負担(社保加入者)が増えるため事業を見合わせるようになってくる。
7	補助対象事業が年々縮小され、総事業費に対する交付額の割合が少なくなっている。 また、交付金額に対する申請書作成作業が煩雑であるため、事務処理の簡素化を妨害している。このままでは、健康まつり等、大規模な保健事業の継続が困難になると考えられる。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	25	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	国保の広域化等支援の基金創設に伴う補助金は、国が一方的に制定したものである。当該基金は、無利子貸付で2年据え置き3年間の均等償還となっており、市町村合併を含む広域化を目指す市町村においては、活用しにくく地域の実情に合ったものになっていない。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	26	児童育成事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>頻繁に改正される要綱等に基づく補助である上、改正内容の周知が遅く、当該年度の採択結果の通知も遅いため、地方において計画的な予算執行に支障がある。</p> <p>さらに、各事業毎に事業の内容、補助額の上限等が定められており、地方において実情に応じた効率的な事業実施を行うという意欲を損なうもので、高コスト化が生じるおそれがある。</p>
2	<p>放課後児童健全育成事業においては影響が大きく、例えば10～19人の小規模クラブでは開設日数281日以上が要件となっており、人口過疎地域にとっては不利な取扱いとなっている。</p> <p>障害児の受入加算についても、2人以上受入れ、281日以上開設が要件となっており、地域の実情に合った取組を阻害している。</p> <p>また、保育関係の補助金については、特に具体的な事例を挙げることは困難であるが、地域の実情を無視した全国一律・画一の補助基準や全国一律の最低基準は、地域の実情やニーズに応じた事業実施を困難にしている。</p>
3	<p>児童クラブについては、国庫補助金交付要綱が細かく、要綱中に補助単価の高額なメニュー(加算措置)もある。</p> <p>例えば、登録児童数20人以上で開設日数281日以上のクラブの場合、基本額は1,508千円であるのに対して、児童数71人以上の場合の大規模加算額は、1,914千円である。登録児童数20人以上で開設日数が200～280日のクラブの場合、基本額は1,163千円であるのに対して児童数71人以上の場合の大規模加算額は、1,588千円である。</p> <p>したがって、登録児童数が加算措置ぎりぎりのクラブは、若干の人数変動の場合でも影響が大きい。</p>
4	<p>児童育成事業費補助金については、加算額の事項のひとつとして「障害児受入加算」がある。</p> <p>この基準は、1クラブに2人以上の障害児がいる場合に一律に1クラブ当たり689千円(基準額)の加算のみだが、最近の傾向として、放課後児童クラブの利用者の増加とともに障害児の入所者も増えている。</p> <p>この障害児を指導、保護する指導員を各クラブの実情に応じて確保する必要が生じているが、一律の補助金では指導員の賃金の支給に十分な対応ができず、積極的な障害児の受入れを阻害している。</p>
5	<p>放課後児童健全育成事業については、「民間児童厚生施設等活動推進等事業費等補助金」を活用し、事業運営を委託している。このため、国の補助基準を満たさない事業先や、独自の委託金額の設定が行いづらい状況にあるなど地方の実態に合っていない。</p>
6	<p>児童育成事業費補助金のうち特別保育事業に係る国庫補助については、要綱上、一時保育事業、休日保育事業等に細分化されているほか、各細分化された事業ごとに、専用室の確保や、専任保育士の配置人数など、細かな実施条件が設けられており、このような条件に適合しない限り補助対象とならないため、地域や実施施設の実状に応じた事業実施ができない状況にある。</p>
7	<p>一時保育促進事業と特定保育事業など類似の補助事業が多く、また保育所地域活動事業には類似の細メニューが設定されているなど補助金事務は非常に煩雑となっており、これに要する人員や経費の無駄を生じさせている。</p>
8	<p>単独保育施策(いわゆる保育室・保育ママ等)で保育されている児童について、国の定義では、待機児童数に含めないこととされており、国としても待機児童解消のため保育室・保育ママ等の役割を認めているが、資格要件や保育所との連携等の画一的基準から、こうした単独保育施策が家庭的保育事業に移行できず、地方の創意工夫が活かされない状況にある。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	26	児童育成事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	<p>特別保育事業については、現行の補助制度においては、地域子育て支援センター事業は週5日の開所や専任職員の配置が要件とされ、また、休日保育事業は年365日の開所が要件とされており、基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた事業執行ができない状況にある。</p> <p>特別保育事業については、国の事務が、交付決定(12月)、変更交付決定(3月)、示達(2,3月)と遅く、県もそれにあわせ3月末に支払いを行っているため、市町村等の自主財源により事業執行しており、財政負担を強いている。</p>
10	<p>児童厚生施設等の施設整備に係る補助については、「児童館の設置運営要綱」において基準面積や設備要件が定められている。例えば、小型児童館で217.6㎡以上、児童センターで336.6㎡以上であることや、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備等を設けなければならないとされている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p>
11	<p>児童厚生施設以外の児童福祉施設に係る整備費については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金の対象とされたが、当該補助金は補助金として存続されることになり、複合的整備を阻害するとともに、全国一律の複雑な補助基準等、煩雑な事務により無駄が生じている。</p>
12	<p>次世代育成支援対策交付金(ソフト)の対象となる事業と類似する事業が含まれているなど、ソフト交付金との差別化が不十分で、手続きが煩雑となる。</p> <p>(例)つどいの広場事業(ソフト交付金) 地域子育て支援センター事業(児童育成事業費補助金)</p>
13	<p>乳児保育促進対策費等補助金に係る国庫補助基準については、通知において細かく定められている。</p> <p>例えば、一時保育促進事業においては、事業を担当する職員として保育士を配置すること、地域子育て支援センター事業においては、指導者及び担当者を配置し週5日以上開所するなどの基準が定められており、この基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた事業ができない状況にある。</p> <p>また、補助申請事務については、職員配置状況や利用者実績を集計する上で、保育所・市・国においても事務が煩雑な状況である。</p>
14	<p>児童環境づくり基盤整備事業について、従来より、絵本の読み聞かせ事業などを行う場合、児童館等の公的施設内で行うことが原則とされており、地域の実情に合った取り組みができない。</p>
15	<p>特別保育事業推進費補助金については事業が多岐に亘っており(16事業)、事務量が膨大でかつ事務が繁雑となっている。</p>
16	<p>子どもの遊び場がないことや異年齢との触れ合う場として、既存の公共施設を改修して児童館的役割機能を確認したいが、児童館を設置する場合には、新規の建設のみ補助対象とされている。このため、地域の実情に合った整備ができない。</p>
17	<p>複数の省庁が類似する児童育成補助事業を実施しており、補助を受ける団体はそれぞれの補助基準に左右され、地域のニーズにあった事業推進の妨げになっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	27	身体障害者等福祉対策事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>障害児ディサービスについては、対象者が幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまで)と、適当と認められる小学部に就学している児童と定められている。</p> <p>しかし、実態としては中・高等部の児童もニーズがあるものの、現制度では適応されないため行き場がなく困っている。</p>
2	<p>在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金における重症心身障害児(者)に対するB型巡回方式は、利用者及び職員の要件が都市部以外の地域の実態と乖離している。</p> <p>児童保護費等補助金(障害児通園(ディサービス)事業費等分に限る。)における障害児に対する送迎を行う事業者に対する支援費の加算の要件が、障害児の自宅と指定ディサービス事業所等との間の送迎を行った場合のみに限定されているが、実際は、学校から指定ディサービス事業所等との間の利用が多く、この部分を事業者が負担している実態がある。</p>
3	<p><身体障害者等福祉対策事業費補助金・市街地再開発事業費補助></p> <p>地域でバリアフリー化に取り組むに当たり、施設整備を中心とした厚生労働省の「バリアフリーのまちづくり活動事業」が存在し、その一方、市街地における整備を中心として、国土交通省にも「人にやさしいまちづくり事業」が存在するため、事業が縦割り、必ずしも一体的な採択とならない、補助金に係る事務が個別に発生する、事業間での補助金の充当ができない等、地域の実情を反映した一体的な整備の障害となっている。</p> <p>所要額調査、交付申請、補助金の受入、実績報告の提出など、補助金関連業務が煩雑で年度末・年度当初に事務が集中する。</p>
4	<p>補助金を財源として県が事業を実施しているが、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業メニューが6項目程度に限定されている。 2 事前の予告なく、国が補助対象メニューを廃止し、対応に苦慮することがある。 (例:H17講習会の開催に要する経費の廃止) 3 県全域の労働者を対象としているものの、実施要件として会場を政令指定都市域に限定しているメニューがあり、当該地域外での実施を阻害している。(例:総合的労働相談会の開催経費)
5	<p>国の交付決定が3月であり、国からの補助金交付が遅く支出決議や調定受入事務等が年度末に集中するため、事業担当部署のみならず、会計担当部署にも負担がかかっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	28	職業能力開発校設備整備費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>認定職業訓練助成事業費(運営費)補助金については、算定基準で補助対象者数が1訓練科で5人以上となっているが、少子化や雇用情勢が厳しいことから、認定校への入校生が減少しており、基準を満たすことが困難になってきている。</p> <p>例えば、前年度に補助対象となっていれば、次年度は1人でも訓練修了までは補助対象とされるが、新入生が4人でかつ1科の訓練生も4人の場合、補助対象とはならないため、地域の実情に応じた助成ができない状況にある。</p>
2	<p>認定職業訓練助成事業の認定要件について、訓練生数の下限が定められているが(事業主の場合は総数で5人以上、団体の場合は一訓練科につき5名以上)、伝統産業の技能伝承を行うコースでは人数が集まらないということがあり、技能伝承の場として認定訓練を活用しにくい。</p>
3	<p>職業能力開発校設備整備等に係る国庫補助については、法令等において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。</p> <p>例えば、職業訓練指導員の研修に対する補助金においては、指導員が研修を受けることができる公的機関が職業能力開発総合大学校に限定され、また、研修内容も基礎的なものに限定されている。そのため高度職業能力開発促進センターなど他の公的研修機関で高度な研修を受けようとする場合は補助対象とならないので、県内の実情にあった指導員研修が十分にできない状況にある。</p>
4	<p>国庫補助対象となる訓練用機器は、国が定めた設備の細目に掲げられている各訓練科目ごとの機器、数量等の基準に適合したものとなっているが、現在の細目には技術革新に対応していない機器が見られるほか、細目に掲げられた数量及び仕様では、産業ニーズに対応した効率的、効果的な訓練の実施が困難な場合もある。</p> <p>設備の細目に適合しない場合、国の承認を得なければ補助対象として認められないことから、各地域の実情に応じた訓練用機器の整備が困難な状況となる。</p>
5	<p>機械器具整備費については、交付決定や資金配布が年度当初になされないため、職業訓練に必要な器具類が年度途中での購入となる等の支障がある。</p> <p>職業訓練指導員研修費のうち、職業能力開発総合大学校実施の指導員研修について、補助対象範囲と対象額が限定的であるため、事業全体額と補助対象額に乖離があり、事務も煩雑である。</p> <p>木造建築科を有する認定訓練校の施設整備を行った際に、大工養成施設でもあること、及び県としては県産木材の活用を推進していることから、木造の校舎を建設したが、国の補助基準では木造構造は補助対象外となっており、このような地方の主体的取組が十分に発揮できないものとなっている。</p>
6	<p>職業能力開発校の整備については、交付要綱において補助対象事業及び経費基準が定められているが、バリアフリーのためのエレベーター設置や、想定外のカリキュラムに必要な設備等、基準に合致しない、地域の実情に応じた施設・設備整備を行うためには、別途国への協議が必要となり、地方の自主性を阻害する要因となっている。また協議にかかる事務など、煩雑な業務を行うことが必要となり、人員及び経費の無駄が生じている。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	28	職業能力開発校設備整備費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
7	職業能力開発校設備整備費等補助金については、職業能力開発促進法に基づき、都道府県が設置する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費に関する補助金として交付されている。当該補助金の交付に当たっては、国との事前調整(交付申請等)が必須となっており、また、施設整備について、基準単価・面積などに上限が定められるなど、地方の創意工夫を阻害している要素がある。
8	交付決定(7月)から事業実施期限(10月末)までが短い期間となっているため、年度内の柔軟な対応が阻害されている。 交付申請時の都道府県予算抄本の添付など、不必要と思われる書類を求められ事務が煩雑になっている。 実績報告の提出期限(4月10日)は実際には不可能であり、事務が煩雑になっている。
9	<職業能力開発校設備整備等事業費> 高額な備品等の購入を行うと入札状況により多額の余剰金が発生するが、これを有効活用するためには、国との再交渉が必要であり、時間を要するケースが常態である。
10	建設工事費の補助対象が200万円以上の物件であることから、これ以下での工事については県単独予算となるため、厳しい予算状況の中では対応困難である。訓練機器の整備に当たっては、国の基準での縛り、産業変化に対応した見直しがされていないことから、各県の実情に応じた機器整備が困難である。 <認定職業訓練助成事業費> 補助対象が団体を構成する事業所在職者が3分の2以上の訓練となっており、地域住民を対象に幅広く職業訓練を実施する団体についての補助が非常に困難な状況となっている。
11	職業能力開発校設備等の設備整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が定められている。 例えば、訓練機器の場合、機器の基準や訓練定員に対する基準が定められており、整備を行う場合はその都度国との協議が必要であることから、地域のニーズに応じた弾力的な設備整備を実施する上で煩雑な業務が必要となっている。
12	高等技術専門校の再編に伴う統廃合などによる、当該補助金が交付された施設・設備の処分・転用については、耐用年数を過ぎるまでは、国の承認が必要で、場合によっては、国庫金を返還しなければならないが、施設・設備の有効利用、かつ、都道府県の財政負担の観点から、処分制限や返還不要要件の緩和が必要と考える。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	29	技能向上対策費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>職業能力開発協会に対する補助金は、国の基準と県予算の2分の1の額のうち金額が低い方が補助対象となっており、現在県の予算措置額の方が低くなっている。</p> <p>そのうち技能検定事業は、国や中央職業能力開発協会が実施計画、標準手数料、試験問題、実技試験使用材料の規格等を決定をしており、全国统一基準により試験が行われ、県が試験内容等について経費節減を行うことは難しくなっている。そのため、少数受検者の試験は実施単価が高くなり、経費節減として実施職種の廃止や隔年実施、技能検定委員数の削減が必要となっている。</p>
2	<p>技能向上対策費補助金の算定基準が毎年国から示されるが、各事業の実績人数ごとの細かい算定基準額を積算していくものである(技能検定試験実技試験受検申請者が2,501人以上3,000人以下の場合 10,921千円など)。</p> <p>実績人数の変更がなくても年々算定基準額が減額されたり、算定基準にない事業は積算されないなど、職業能力開発協会の運営実態に見合った補助ができない状況にある。</p>
3	<p>都道府県職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づき、技能検定試験や職業能力開発に関する業務について指導等を行う団体であり、運営経費の一部を都道府県を通じて国から補助されている。本県の協会では、運営費の約40%が補助金で賄われているが、国からの通知が6月、交付決定が8月になるため、県から協会への交付は9月になるが、協会では年度当初から技能検定試験等の事業を実施しており、年度前半は、収支がマイナスになる事態が生じている。</p>
4	<p>交付申請時の都道府県予算抄本の添付など、不必要と思われる書類を求められ事務が煩雑になっている。</p> <p>実績報告の提出期限(4月10日)は実際には不可能であり、事務が煩雑になっている。</p>
5	<p>額の算定が国の算定基準どおりになされるため、地域の実状に応じた職業能力開発協会の事業に対し助成を行うことが困難な状況となっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	30	中小企業福祉事業費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>中小企業福祉事業費補助金のうち中小企業指導事業は、「中小企業事業主及びその雇用する労働者に対して、相談、指導、資料の提供その他の援助を行う」ことを目的とする事業であるが、同補助金交付要綱の規定により、実施事業が12種類に細分化されている。細分化された事業は、いずれも類似したソフト事業であり、共通する補助対象経費(諸謝金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等)が多く、事業間の経費配分の20%を超える変更には大臣承認が必要である。</p> <p>1 類似の事業が細分化されていることにより、補助申請及び審査の事務が煩雑となっている。</p> <p>2 事業の執行にあたって、当初計画より効率的な経費の執行が図られた場合、その節減額を類似事業に活用できれば現年の事業効果が増加し、また、次年度のコスト削減にもつながると考えられるが、現行の承認手続はその機動性を阻害している。</p>
2	<p>中小企業福祉事業費等補助金は労働保険料を財源とした労働福祉事業及び雇用3事業の一環として対象事業を選定し、事業実施がなされているが、その交付算定基準は全国一律であり、県の実情等が反映されていなかった。</p> <p>このため、補助対象事業を実施するにあたり、事業を実施することが目的となり、本来意図している結果とのずれが発生している。例えば、データの収集、印刷物の作成が行われるが、これに基づいた事業展開につながっていないものがある。</p> <p>また、この状況が補助金の地方の創意工夫によるコスト削減を阻害している。</p>
3	<p>補助金を財源として県が事業を実施しているが、</p> <p>1 補助対象事業メニューが6項目程度に限定されている。</p> <p>2 事前の予告なく、国が補助対象メニューを廃止し、対応に苦慮することがある。</p> <p>(例:H18講習会の開催に要する経費の廃止)</p> <p>3 県全域の労働者を対象としているものの、実施要件として会場を政令指定都市域に限定しているメニューがあり、当該地域外での実施を阻害している。(例:総合的労働相談会の開催経費)</p>
4	<p>勤労者互助会が設立されているが、国庫補助対象要件として、人口10万人以上であることが必要であり、地域のニーズがあっても十分に対応できず、事業の円滑な執行を阻害している。</p>
5	<p>「仕事と家庭両立支援特別援助事業費補助金」は廃止され、これに変わる事業として「緊急サポートネットワーク事業」が創設されることになったが、本事業の利用対象者は雇用保険の被保険者に限られるといった制約が新設され、現場の混乱を招くなど新たな国の関与が生じており裁量性が高まらない。</p>
6	<p>ファミリーサポートセンター事業に係る国庫補助については、要綱、通知等において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。</p> <p>例えば、市町村規模が原則として人口5万人以上であることや会員数が300人以上確保できること、年間の活動件数が1,000件を下回らないことなどの基準が定められている。</p> <p>このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、小規模市町村ではニーズがあるにも関わらず設置が出来ない。</p>
7	<p>中小企業福祉事業に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。</p> <p>また、中小企業労働相談員等の設置及び中小企業労働施策アドバイザーの設置について、その名称や設置場所、謝金などの設置基準があるため、地方公共団体の独自性が阻害されており、今後、市町村合併が進み、地域の枠組みが大きく変化していく中で、地域の実情や利用実態、相談者のニーズに応じた相談体制が求められる中、柔軟な対応が困難な状況にある。</p>
8	<p>当該補助金は補助金交付要綱において、管理費については補助対象経費の1/2が補助金として認められているが、事業費については補助対象経費の1/4しか認められていない。このことは、地方公共団体がサービスセンターの事業費に対する助成を縮小し、サービスセンターの事業拡大を阻害する要因となっている。また、サービスセンターの人件費の実態が管理部門と事業部門とに区分されていないにもかかわらず、人件費を区分して補助申請しなければならない。このような補助申請の仕方は、地域の実情と乖離しており、区分に煩雑な事務を伴う。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	30	中小企業福祉事業費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	<p>平成14年度までは、補助金額が管理費(人件費相当分)が補助額を上回ってれば、全額交付されていたが、平成15年度の要綱改定により、管理費・事業費各詳細費目毎に、1/2補助となるとともに、同要綱により対象事業及び対象事業費等についてもあまりにも細かく分類され、地方の中小企業勤労者が求める事業(助成)が補助対象外になる等なっている。</p> <p>例えば、希望者が多い助成事業(スポーツ大会助成・ツアー補助事業等)が補助対象外であったり、補助対象であっても(人間ドッグ助成事業)補助額の上限があるため、助成希望者に対して抽選等にて行う等中小企業勤労者への要望に答えられないなど、地域のニーズに対応できない。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	31	離職者等職業訓練費交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	当該交付金は県立職業能力開発施設の運営費に対する交付金であるが、算定にあたっては雇用労働者数や求職者数を基礎として決定されるため、当初予算編成時に交付金の金額を的確に把握することが困難な状況となっている(実際の交付額が県予算額を上回っている保証はない)。また、交付金総額の20%が当初留保され、12月頃に残りの20%が追加交付されることから、交付金の最終額が判明する12月まで、計画的な予算執行ができない状況となっている。
2	当該交付金の対象が、県立職業能力開発施設の運営費に限定されているので、県として必要な人材育成をするための職業能力開発事業の外部委託等を利用することができない。
3	交付金の大半は、各都道府県の雇用労働者数及び求職者数を基礎として、国が算定している。よって、各都道府県の職業訓練の実情に応じた配分が少ない。
4	交付金事業の実績報告を翌年度の4月10日までに提出することになっているが、県の決算前であり見込額を提出せざる得なく、そのための事務が煩雑である。
5	就職支援能力開発事業実施要領において、訓練期間及び訓練時間の設定についての基準が定められているため、弾力的な実施ができない。
6	都道府県が設置する公共職業訓練施設については、都道府県が自主的・弾力的にその地域の实情に応じて運営できるよう交付すると交付要綱で定められているが、職業能力開発促進法及び同施行規則等により、教科、訓練期間、設備及び定員など訓練基準が細かく定められ、離職者等職業訓練費交付金の交付の前提となっている。このため、地域のニーズに合致した職業訓練を阻害する要因となっている。
7	本交付金は、当初配当で国予算の一部が留保され、当該年度の実績に比例して追加配当するという複雑な手続きを行っている。そのため、国と地方の間で定例報告以外にも資料作成、調整等が必要となり、国・地方双方に人員の無駄が生じている。
8	申請、報告時の添付書類、記載内容に不要と思われる項目が多く、手続きが煩雑である。(例えば、都道府県予算抄本の添付は不要、「調整額」の積算根拠が不明で、提出資料が積算に必要かどうか不明等)
9	当交付金の交付対象は、都道府県が設置する職業能力開発校の運営に係る事業となっており、職業能力開発校の管理を行っている都道府県側の事務経費には充当できないのが現状である。
10	高等技術専門校での職業訓練は、労働者という位置づけでハローワークへの求職登録及び入校承認が必要であり、体験入校や短期入校等臨機応変な対応ができない状況となっている。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	32	社会福祉施設等設備整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。</p> <p>保育所の場合、法令において調理室の必須設置や、入所年齢に応じて、乳児室又はほふく室、医務室、遊戯室等を設けなければならないことなどの最低基準が定められており、このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p> <p>また、保育所施設整備は社会福祉施設整備補助、幼稚園施設整備は文教施設整備補助と所管省庁・補助制度の違いにより、幼保一体的な施設整備を阻害している状況にある。</p>
2	<p>施設整備においては、国の予算の都合で計画の変更・延期・中止の事態が生じ、県が予算措置した協議案件が不採択となったり、単年度事業が2ヶ年に変更される場合があるため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p> <p>このたび負担金が交付金化されるが、平成16年度の国庫補助協議では、新規事業に関する協議額の取り扱いについて、前年度協議額を基準とした画一的な協議額の抑制を行い、併せて、継続事業にかかる設備整備費の国庫補助額も当該抑制額の範囲内に制限された。</p> <p>交付金化されても国の関与が残る限り従来と変わらないので、一般財源化し、地方に任せるべき。</p> <p>なお、国の要綱に示されている負担金の額は、整備の実態にそぐわないもので、そのために発生する事務は、無駄である。</p>
3	<p>施設毎に行う国庫協議から実績報告による補助額の確定までの煩雑な事務は、高コストを生んでいる。また、国の予算状況により整備の実施が左右されることから、計画的な整備に支障を来す上、協議結果の開示が遅いため、地方の適正な予算執行上にも支障がある。</p>
4	<p>補助単価等の国の通知が遅く(H16年度はH17年1月)、それから事業者が事業計画を作成し県が審査することは時間的に困難である。このため、事前に事業者から計画書を提出させ、審査し、その後、国から単価等が示された後、再度事業者から(資金計画の変更も含め)事業計画の再提出を求めざるえない。事業者、県とも二度手間になり事務が非常に煩雑である。</p> <p>内示で着工している場合もあるが、その内示も遅い。そのため、補助事業者が費用を立て替えざるを得ないばかりか、工事完了後に交付申請せざるを得なくなることもあるなど、事務手続きと実態が全くかみ合っていない。</p> <p>また、交付申請までに幾度か照会があり、事務の無駄が生じている。</p>
5	<p>送迎バスの購入に係る国庫補助において、国庫補助協議基準に特養・養護老人ホームの場合、老人ショートステイ用居室20床以上整備する場合に限ると定められているが、公共交通機関等の利便性の悪い施設ほど移送バス等の設備は不可欠である。</p>
6	<p>国の補助制度では全国一律の補助基準により、導入しようとする設備の予定価格を100とした場合、それに対して補助事業者の引当金・繰越金・積立金の合計が100分の150以上だと補助対象外とされる。引当金・繰越金・積立金の合計には、修繕のための積立金等が含まれ、その合計が100分の150以上となり補助対象外とされることがあり、地域の実情に合わせた設備整備を進めにくい状況にある。</p>
7	<p>隣保館設置運営要綱により、増築の場合、エレベーター設置単独は認められない等、地域の実情に応じた施設整備ができない場合がある。</p> <p>また、大規模修繕は、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」で定められているが、総事業費500万円以上が対象とされている。施設の修繕内容もまちまちで、小規模の修繕も発生することもあり、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p>
8	<p>国庫補助の対象となる施設の種別や補助協議受付件数が制限されている、さらに省令等において、施設の設備基準(定員、構造、必要面積等)が細かく定められており、地域の実情に応じた施設整備が困難な状況にある。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	32	社会福祉施設等設備整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	身体障害者福祉施設及び知的障害者福祉施設については、国が示した全国一律の画一的な施設設置基準により、地域の実情にあった施設整備を行うことができない。
10	現在、(20人以上の場合)ショート用の送迎バスについては、1施設当たり4,500千円の定額補助となっているが、台数については、1台となっている。 当該金額は、マイクロバスを想定して算出されているのではないかとと思われるが、地域によっては、マイクロバスが運行不可能な地域もあり、地域の実情に応じた小型自動車の複数等の整備がしにくいものとなっている。
11	H17年度に児童育成事業費へ組み替えられる放課後児童クラブ室施設整備国庫補助において、(運営費補助は国・中核市が負担しているのに対し)施設整備補助がこれまでの国・中核市負担から国・県・中核市負担へ唐突に変更され、自治体における事務処理や、予算措置に支障を生じている。
12	身体障害者及び知的障害者施設(設備)を整備する場合、補助基準額は定員1人あたりの基準単価に定員を乗じて得た額となり、一律である。各市町村は、この補助金が貴重な財源であるため、この基準に納まるような整備を余儀なくされてしまう。これは、それぞれの市町村独自の地域性を制約してしまうことにつながり、その地域で真に必要な設備整備ができなくなっている。
13	老人デイサービスセンターにおける人員配置基準(利用者に対する職員数)が地域の実態に合っていないため、サービスの向上が難しい。
14	児童館・児童センターの施設整備において、これまで概ね1件当たりの事業費が500万円以上の大規模改修もしくは新築しか補助対象として認められてこなかった。また全国的にも年間の補助採用件数が少なく、前回の補助申請から7年程度を経過しなければ、同一施設の修繕にかかる補助申請が認められないなど地域の実情に合っていない。 放課後児童クラブの施設整備補助金に関して、これまで子育て支援の為の拠点施設整備補助金を活用するケースが大半であった。ただ、これは施設を単独で創設するなどの場合が対象で、小学校や幼稚園の空き教室を改修して放課後児童クラブとして活用する場合の補助制度に欠いていた。 施設整備全般に関して、補助申請を行う場合、事業実施の前年度から設計等を準備するなど、事前の準備に相当の時間を要することになる。また、一般に緊急に施設整備などの必要性が生じた場合、年度途中では補助金の事前協議などがすでに終了していることが多く、また、追加協議などで申請した場合、年度内の工事完了を条件として厳しく課される場合が多いなど、地域の実情に合っていない。
15	社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、特別養護老人ホームの場合、法令において、定員20名以上であることや、調理室等を設けなければならないこと、廊下幅が1.8メートル以上であることなどの基準が定められており、国庫補助に係る通知等においても、さらに条件が付いている。(例えば、障害者と高齢者の共同授産は認可施設とならない。相互利用はできない。)このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。 煩雑な補助金関連事務はこれに要する人員、経費の無駄を生じさせている。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	33	児童保護費等負担金((目細)児童保護措置費負担金)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>児童保護措置費の国庫負担については、施設種別ごとに、基本分の保護単価の設定が異なる上、加算単価が細かく定められており、事務が非常に煩雑である。</p> <p>また、それぞれの加算事業について、実施要件に適合しないと加算がつかないため、職員の人員確保の問題などから、加算事業を実施できる施設が限られているような状況にある。</p>
2	<p>全国一律の複雑な補助基準に加え、単価、制度が頻繁に変更されるため、地域の実情に応じた柔軟な施設運営ができにくい仕組みとなっている。また、そういった補助基準制度により、協議や申請時の事務が非常に煩雑で、国への協議、国の内示、決定に相当の期間を要し、また、国の予算確保状況により、年度毎に補助金額を調整させられるようなことがあるため、人員及び経費の無駄を生じさせている。</p> <p>保育所運営費負担金については、平成16年度より公立保育所が一般財源化されたものの、民間保育所分「民間保育所運営費負担金」が依然として負担金として残り、入所要件、職員配置、面積、施設設備などに関する制約があり、地域の実情に即した運営を阻害している。</p>
3	<p>心理療法担当職員配置による加算は、年間を通して週5日程度の実施が承認の基準となっている。このため、週5日心理療法士を雇用するのが困難な地域や、心理療法を必要とする児童が少なく、週5日以内で十分対応可能な施設などについては適用されず、地域の実情に応じた対応ができない。</p>
4	<p>一時保護所事務費に係る処遇促進加算について、必要とする全ての一時保護所を網羅できるような条件になっておらず、実情に合わない。</p>
5	<p>加算制度の内示が例年、年度後半と遅いため、事業者は、内示による事業確定がないまま自主財源により事業を執行する状態となっている。特に、16年度は、旧虚弱児施設特例単価の内示が2月末時点に至っても来ていないため、自主財源により事業執行しており、施設の財政負担を強いっている。</p>
6	<p>地域小規模児童養護施設に係る児童保護措置費加算分について、毎年国との協議が必要であり、一度承認された施設であっても翌年度承認の保障はなく、施設運営に不安が付きまとい、事業の継続に支障が出る恐れがある。</p>
7	<p>措置費の各種保護単価及び職員の配置基準は国の定めに基づいている為、近年増加している被虐待児などの処遇困難児の入所施設には即したものとなっていないため、地域の実情に応じた配慮が困難となっている。</p>
8	<p>保育所については、省令や通知により、最低基準や国庫負担金の交付基準、負担金の使途が細かく定められており、地域の実情に応じた保育の実施を阻害している。例えば、保育所では待機児童が発生しているが、公立幼稚園では定員割れが生じている市町村において、公立幼稚園を保育所に転用しようとしても、最低基準で調理室の設置が必要であるため、転用できない等の問題がある。</p> <p>平成16年度から公立保育所の運営費負担金が一般財源化されたが、一方で保育士の数、乳児室の面積等児童福祉施設最低基準がそのまま残っているため、一般財源化の目的である地域の実情に応じた取り組みを阻害している。</p> <p>児童福祉施設(入所施設)の措置費等に係る国庫負担については、法令、通知等により、常勤職員や非常勤の専門職員の配置数、職務内容や国への協議事項等、国庫負担金の基準が細かく定められている。また、最低基準をベースに様々な加算が継ぎ足されている。そのため、児童の処遇改善を図るための十分な職員の配置ができないばかりか、事務処理の煩雑化を招いている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	33	児童保護費等負担金((目細)児童保護措置費負担金)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	<p>保育所運営費において、定員により保育単価に大きな差が出るため、保育所によっては定員増につながる定員を超えた園児の受入に消極的なケースがあり、円滑な入所事務に支障を生じている。</p> <p>保育所において、看護師の最低基準算入が乳児6人以上ないと認められず、乳児が在園している保育所における看護師の採用に支障が生じている。</p> <p>児童入所措置費等負担金については保護単価が厚生労働省により設定されているが、一部については厚生労働省へ協議を要するものがあり、その認定に約6ヶ月から9ヶ月程度の期間を要する。その間、事業を実施している施設については運営に必要な経費を施設がやりくりをしなければならぬ。また、国庫負担金の交付申請等(所要額調、変更交付申請及び実績報告)を作成しなければならず、その事務作業に膨大な時間を要する。</p>
10	<p>国の定める基準単価が実勢単価に合っていないこと及び、児童処遇上、必要な経費であるにもかかわらず措置費支弁対象になっていない経費が存在する。(保育所を除く)</p>
11	<p>保育所入所措置費は定員規模、年齢階層等により一律で単価が設定されていることから、地域の人口移動等による実情に応じた柔軟な定員変更等施設運営上からも困難性がある。</p>
12	<p>全国一律な児童福祉最低基準により保育所の調理室設置義務があるが、町の給食センターの利用など外部による調理委託ができるよう地域で真に必要とする施設整備ができない。</p>
13	<p>保育所運営費国庫負担金については、保育の実施について最低基準を維持するための費用であるが、例えば一般生活費のうち、給食に要する材料費は、3歳未満児は主食及び副食給食費、3歳以上児は副食給食費のみと、それぞれに細かい基準や単価が設定されているため、地方が自由な裁量で利用することが出来ない。</p>
14	<p>児童保護費等負担金については、例えば、助産施設利用補助金はその施設が第一種分娩施設に限られており、県内では3箇所しかない。対象となる人が生活困窮者であることを考えると、移動にかかる費用などの支出は難しい状況である。このような制度であることは現実には言いがたく、また、実際の費用と補助単価にも差があり、利用しにくい制度となっているため、本来の事業の必要性や事業規模の実現が困難な状況。</p>
15	<p>(児童)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国一律・画一的な基準のため、母子生活支援施設においても調理室、保育室等設置しなければならず無駄が多い。 2 施設整備・運営費の基準単価が低すぎるので、特色ある施設づくりを展開できない。 3 児童福祉施設最低基準の職員配置基準が実情に合わず、独自事業の展開上大きな制約となっている。 <p>(保育)</p> <p>保育所運営費のおよそ7割を人件費が占めているが、平均勤務年数による傾斜配分となる民改費と剰余金の用途制限により、コスト縮減のインセンティブを著しく阻害している。</p>
16	<p>児童保護措置費負担金(母子生活支援施設)について施設入所者の生活諸費に係る部分について、これまでは、各月初日の在籍人数で計算していたが、平成16年度から、日割り計算の該当となり、施設の性質から入所、退所が頻繁にあるため事務が煩雑になっている。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	34	麻薬取締員費等交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>麻薬及び向精神薬取締法及び同法施行令により麻薬取締員の定数配置が義務付けられているが、薬物事犯の取締りに携わる業務量は各都道府県間に相当の格差があることから、取締員の配置数は各自治体の裁量に委ねるべきである。また、取締員設置に要する費用は全額国が負担しているが一部のみが交付されている状況である。</p> <p>交付金関連事務が煩雑であるため、国と地方に人員や経費の無駄が生じている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	35	保健衛生施設等設備整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	精神障害者の社会復帰施設は、県の障害者プランに基づき整備を進めているが、国の採択基準は県域に未整備種別の施設を優先としているため、2カ所目の整備については採択されず、プラン目標達成が困難となっている。また、補助対象項目は全国一律の基準であるため、個々の実情を勘案する余地がない。
2	保健衛生施設等の設備整備に係る国庫補助(老健局所管分)については、国が国庫補助協議基準を示している。この内、介護老人保健施設の設備整備では、老朽設備の更新でないことや過去5年以内に補助金の交付を受けていないことなどの条件が設けられている。施設の開設は平成元年から始まっていることから、設備の老朽化の進んでいるところがあるにもかかわらず、このような基準に適合しない限り補助対象とはならず、地域のニーズに対応していない。
3	社会復帰施設を整備する際の設備整備が対象となる補助金で、県の当初予算編成時点では、国庫事業としての採択が不明なため、計画的な整備が困難となっている。
4	保健衛生施設等の設備整備に係る国庫補助については、国の協議方針において、優先採択や協議基準が定められているため、国の方針に沿った整備内容とならざるを得ず、地域の裁量性が小さい。
5	補助単価等の国の通知が遅く(H16年度はH17年1月)、それから事業者が事業計画を作成し県が審査することは時間的に困難である。このため、事前に事業者から計画書を提出させ、審査し、その後、国から単価等が示された後、再度事業者から(資金計画の変更も含め)事業計画の再提出を求めざるえない。事業者、県とも二度手間になり事務が非常に煩雑である。
6	保健衛生施設等施設整備費補助金・保険衛生施設等設備整備費補助金は地域介護・福祉空間交付金に交付金化予定。 児童福祉施設・障害福祉施設等と一体的に整備する場合において交付金の対象とならないことが懸念される。
7	(BSEキット関係) 国の補助金事務が、補助金交付要綱発出(2月)、内示(11月下旬)、交付決定(2月中旬)、国の支払時期(3月下旬)と遅いため、地方の補助申請事務が時間的余裕のないものになっている。また、内示前の国の担当者聞き取りにより検査キットの購入を行わざるを得ないため、内示までの間、国費担保のない県費の立替払いが生じており、歳入欠損などによる、県の財政負担を強いる恐れがある。あわせて、費用の支払は国費受入まで県費で立て替えている。
8	感染症指定医療機関に対する設備補助について、第1種と第2種の区分があり、それぞれ補助を受けられる設備が定められているが、地域の実情によっては第1種の医療機関が第2種の医療機関の機能を担っている場合があり、その場合、第2種の機能整備に支障がある。
9	保健所等の施設・設備整備に係る国庫補助については補助制度があるが、都道府県等が設置する地方衛生研究所等については補助制度が確立されていない。本県においては大規模な市場がないため市場衛生検査所もない。そのため、食品衛生検査等については、地方衛生研究所も第一線で食品の検査業務を実施しているが、補助対象とならないため食品衛生検査のための設備整備が困難な状況にある。
10	内示額が申請額を大きく下回る場合があり、計画の変更をせざるを得ない場合がある。 他の補助金同様、交付決定が遅く、支出決議や調定受入事務等が年度末に集中するため、事業担当部署のみならず、会計担当部署にも負担がかかっている。
11	補助金の内示から交付決定まで時間を要する(7ヶ月)ため、事業の執行に苦慮している。例えば、交付決定の遅延により整備する時期が自動的に遅れる。新たな設備整備によりいち早く事業の充実化・拡大化等を図る必要があるにもかかわらず、交付決定の遅延により阻害されている。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	35	保健衛生施設等設備整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
12	通常、施設整備と設備整備は同時申請を行い、施設の完成後に設備搬入を行うが、施設整備費は繰越が可能であるのに対し、設備整備は繰越が不可能であり、施設の完了を待たずに設備事業の完了処理をしなければならず、現場の状況に対応していない。
13	基準が全国一律であり、補助の品目や金額について制約が大きいため、結果的に頻度の少ないものを購入せざるを得ず、地方の裁量性が小さい。
14	保健衛生施設等設備整備費補助金の中に「市町村保健センターにおいて整備する備品の購入に関する補助」がある。保健センター新設時には品目を問わず購入総額での補助であるが、それ以降は設備備品の指定がある。27品目で調理器具、医療器具などさまざまである。対象備品の選択基準にも疑問があり、地域の実情に応じた備品の整備はできない状況にある。
15	国からの補助内示がされるまでは、設備購入のための事務処理に着手できないこと、また、採択の基準が明らかにされておらず、場合によっては、不採択になることもあることから、事務に支障が生じる。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	36	保健事業費等負担金((目細)保健事業費負担金)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	事業内容が細かいため、市町村の交付申請書及び実績報告書の審査に膨大な時間を要している。 これまで国で行っていた補助金の支出負担行為事務の一部を、法令・要綱などの根拠なく担当者の電子メールによる指示により、都道府県に行わせている。(厚生労働省健康局結核感染症課)
2	本事業は職域保健等の他の制度を利用していない40歳以上の者を対象とし、個人のライフステージにかかわらず一律に事業を実施しているため、生活習慣病予防対策が、既に生活習慣の確立している高齢者に行われている一方、対策が必要な40歳未満の者が本事業の対象となっていない。
3	実施にあたり、事業の対象が40歳以上となっており、高齢者にも一律の検査を実施することが義務づけられており、年齢や性に応じた検査方法を実施できないため必要度が低い検査も実施しなければならない。 また、費用徴収にあたり、徴収出来る事業の規定があり、類似の補助事業(介護予防・地域支えあい事業)との整合性がとれない。
4	指定都市・中核市分とその他市町村分の額の確定時期がずれるため、国庫の受入事務が煩雑になる。 交付要綱の通知が遅く、年度末に集中的に補助金事務を行う必要が生じている。
5	保健事業費等負担金については、健康教育や健康相談、訪問指導事業を行う場合、負担金交付基準単価が人口規模により定められているため、基準を超える分は負担金の対象とならず、地方公共団体にとっては地域の特性やニーズに応じた事業を実施しにくい状況にある。
6	交付決定額に調整率がかかり、減額交付決定され、翌年度に精算されるなど、地方の財政負担を重くしている。 交付決定が3月末と遅く、支出決議や調定受入事務等が年度末に集中するため、事業担当部署のみならず、会計担当部署にも負担がかかっている。
7	老人保健事業に係る国庫補助については、交付要綱や通知等において補助基準が細かく定められている。 例えば、歯周疾患検診の対象年齢は40,50,60,70歳と対象年齢の引き上げがあったが、40,50歳のみを対象とした場合には補助の対象とはならないこととなっている。このように、基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情やニーズに応じた事業の実施を困難なものにしている。
8	保健所設備については対象設備が限定されており、真に必要とされる設備が補助対象外とされている。 補助金交付要綱の改正が当該年度後半に示されるため、補助金の交付事務をその後行うこととなるので、短期間での作業を余儀なくされている。 また、交付事務のずれ込みにより補助金の交付が年度末に集中し、その処理に苦慮している。特に予防接種事故等に係る支払いにあっては急を要する場合はその対応に苦慮している。
9	同じ住民でありながら、自営業(老人保健法)と就職(労働安全衛生法)している住民とでは適応になる法律が異なり、同じレベルでの健診が受けられないなど事業の円滑な執行が阻害されている。
10	過去において助成事業を実施した場合は対象外となり、また必須項目が多岐に渡る等の基準があり、地域の実情から不要な事業の実施が求められるなど、地域事情にあった実施を困難にしている。

分 野	国庫補助負担金名	
社会保障	36	保健事業費等負担金((目細)保健事業費負担金)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
11	感染症発生動向調査事業において、交付要綱で検体検査費基準額を中核市は50検体を上限としているため、それ以上は補助なしで費用負担しており、ニーズに合った対応となっていない。
12	現行の介護保険制度のみでは補えない高齢者への訪問に関する業務の増大が今後も見込まれる。また、現行制度では介護保険と老人保健事業の併用が認められていない。介護保険認定者においてもデイサービスより機能訓練事業の方が効果的な対象者がいても地方の裁量権が小さく、地域に実態に対応ができない。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	37	母子保健衛生費負担金((目細) 1歳6か月児健康診査費負担金 及び3歳児健康診査費負担金)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>母子保健衛生費負担金は、法令、省令、通知等により健診の具体的な実施方法、費用の緻密な積算基準が定められている。</p> <p>そのため、受診者の少人数の増減によって補助金額が増減し、わずかな金額であっても用途が制限されるので、返還せざるを得ない。また、基準単価と実際に要する経費との間に相当な乖離がある。</p> <p>補助基準について、備品購入以外は補助対象外となり、地域の実情に合っていない。</p> <p>補助金の申請にあたっては、計画・申請・決算報告後に翌年度になっての追加交付や返還申請といった煩雑な事務を伴う。</p>
2	<p>現行の国の補助負担金は、県補助負担金が年度内に精算交付される状況にあるにもかかわらず、年度末近くの概算払い請求事務や交付額確定に伴う翌年度末おける返還金支払い事務等2ヵ年度にまたがることや確定通知が市町村の定例議会に補正予算が上程できない時期の通知及び支払期限での設定があり、事務の煩雑化が生じている。</p>
3	<p>1歳6か月児及び3歳児健康診査に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助基準が細かく定められている。</p> <p>例えば、健康診査の実施回数は市町村が行うものと任意に医療機関が行うものを含めて実施回数も決められている。</p> <p>また、市が行う事業については、対象者の受診時期、検診項目、内容までも決められており、市町村では変更できない状況である。</p> <p>このような全国画一的な検診体制では、現在注目されている「広汎性発達障害」などの障害を早期発見・対応することができにくく、地域のニーズに対応できていない。</p>
4	<p>検査内容が細かく規定されていること、配置すべき専門家(心理相談員、眼科、聴覚の専門医等)による健診の有無により補助基準額が異なることなどのことから、健診に係る人件費の増大や、健診内容や受診の手順が煩雑になるなどの問題点があり、各自治体の状況に応じた実施がしにくい。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	38	婦人保護事業費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>当該補助金については、補助基準が非常に詳細に決められており、地方の自主性・裁量性を阻害している。</p> <p>事務費の基準額が非常に厳しく設定されており、実質的に多額の超過負担が生じている。</p> <p>交付要綱では、毎年6月末までに内示を受け、当該年度の交付申請を行うこととなっているが、実際のスケジュールは、内示・申請がかなり遅い時期になる上、その直前まで申請期限等を知らされない状況である。このため、翌年度の予算を正確に積算する上で支障が生じている。</p> <p>また、事前協議から申請までの期間が結局長くなることから、申請に当たり所要額を何度も積算することとなり、事務が煩瑣になっている。</p>
2	<p>DV被害者の保護支援については、安心と安全に関わる事業であるため、全国一律の一定以上の保護体制の確保が必要とされ、国庫負担金基準が定められている。そのため、婦人相談所利用者個々に応じた自立支援が柔軟に図れない。</p>
3	<p>婦人相談所の一時保護所の最低配置基準が補助要項の付属通知に示されており、現在は国の関与が高いが、最低配置基準を設定することは、地方のニーズに対応した事業運営、多様な雇用形態を導入することによる創意工夫によるコスト縮減を阻害する恐れがある。</p>
4	<p>婦人一時保護所等の運営費については、国の事務が、内示(2月中旬)、交付決定(3月)及び示達時期(3月末)と遅いため、内示による事業確定がないまま事業を執行する状態となっている。</p> <p>県は、施設の業務委託者に対し、四半期毎に前金払いしており、国の示達までの間、国費分を県費で立替ることとなり、県の財政負担を強いていることにより、円滑な事務の執行に支障がある。</p>
5	<p>婦人保護事業の国庫負担金については、交付要綱により負担基準が細かく定められている。</p> <p>例えば、一時保護所において、同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置には、1日平均4人以上の乳幼児が在所しなければならず、収容規模の小さい保護所にとっては、実情に合わない条件となっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	39	身体障害者保護費負担金(身体障害者施設訓練等支援費等分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	呼吸器機能障害における在宅酸素療法など、障害認定を受けている者の日常生活の負担軽減・能力獲得がなされる療養が更生医療給付費(社会参加)の給付とされていない。
2	補装具給付事業における電動車いすの給付について、国ガイドラインによる給付基準が屋外・屋内の製品を前提としたものである。このため、近年に製造化されている「屋内専用電動車いす」の給付を希望する障害者に対応できない場合がある。
3	補助金交付要綱や内示の示される時期が例年年度末となっているため、補助内容等が不明瞭なまま事業を行わなければならない、実施主体の創意工夫をひきだすための判断が難しくなっている。さらに、事務の遅延や処理時間の不足に起因する不適切な結果を引き起こすリスクを伴っている。
4	補助メニューごとに補助率が異なり、またそのそれぞれに市町村への直接補助、間接補助(県の継足補助)が存在するため(合計5種類)、補助金申請業務が煩雑。 当該年度の2月頃に内示があり、年度末までのおよそ1ヶ月で申請、交付決定、支払の手続きをこなさなければならない。
5	身体障害者施設運営費等補助事業費(点字図書館、聴覚情報施設)については、厚生労働省の通知要綱に基づき施設運営に関する単価が定められている。併せて、施設設置基準も示され、施設運営に関して全国一律の基準により運営されることが意図され、地域の実情に合わせた施設運営指導ができない状況にある。
6	点字図書館や聴覚障害者センターの運営費の人件費基準は「正規職員何人でいくら」と定められているため、地方の自主性・裁量が小さく、例えば正規職員の代わりに、臨時職員で対応した場合対象外となる。
7	身体障害者補装具給付、身体障害者更生医療給付費が対象であるが、補装具については各装具の基準単価が全国一律となっており、コスト高となっている。
8	更生医療給付事業及び補装具給付事業については、更生相談所の判定に基づき給付決定されるため、事務処理に時間がかかり対象者のニーズに十分対応できない状況である。 補装具給付事業について製作方法や耐用年数に基準があり、個々の使用形態に対応する給付ができない状況である。 補装具の給付品目ごとに基準額が設定されており、コスト削減の弊害となっている。
9	身体障害者の補装具交付に関わる身障保護費負担金については、法令や通知において、交付基準がきめ細かく定められている。これにより、車いすマラソン等のスポーツ用車いすの交付や登山・陸上競技等スポーツ用義足の交付が認められず、ニーズに対応していないため、障害者の体育向上と健康維持増進を阻んでいる。
10	身体障害者保護費負担金のメニューにある補装具給付事業のストマ装具については、申請手続きを減らし市町村や利用者の負担を軽減する一括交付ができることとなっているが、自己負担については交付券毎に費用徴収することになっている。 ストマ用装具は継続的に、かつ、衛生面に留意し使われるものであり、現行の制度においては他の給付種目と比較した場合、給付と負担の割合に著しい格差があり、利用者の経済的負担が免れないのが実情である。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	40	精神保健対策費補助金(精神保健福祉センター特定相談等事業費分)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	煩雑な補助金関連事務により、国及び県とも、人員及び経費の無駄が生じている。国が示している基準において、補助対象となる事業が抽象的に規定されていることから、県としては、確実に補助対象となるものだけを計上しているのが現状であり、地域の裁量性の発揮を阻害している。
2	20万円程度の少額の補助金の活用であっても通常の補助金関連事務が要求される。
3	国の補助金事務が内示(5月)、交付決定(3月中旬)、支払(3月末)となっているため、申請事務等が時間的に余裕のないものとなっている。事業が年度当初より開始されているため、年度末の国庫の支払処理までは県の立替払い(毎月)が生じており、県の財政負担を強いる結果となり、円滑な事業執行を阻害している。
4	補助金であったとしても結局申請額に対する満額交付が確保されず、交付率においても例年不安定な状況においては、十分な予算確保が望めず、事業の適切な運営に支障がある。
5	補助対象事業のメニューが細分化されているため、事業メニュー毎の補助金算定作業が煩雑となっている。ひいては事業の柔軟・効率的な実施を阻害している。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	41	養護老人ホーム等保護費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>介護保険料の納付義務者であっても、介護ニーズを有する措置施設入所者は、介護保険のサービスを利用することができず、不利益が生じている。</p> <p>また、寒冷地で生活していく上で暖房や除排雪は不可欠なものであるが、措置費の寒冷地加算・冬季加算が一律で減額されるなど、地域の実情を考慮しないものとなっている。</p>
2	<p>養護老人ホームは、入所措置や利用者負担金徴収など国の運営基準が細かく定められている。例えば、入所措置における日常生活状況、精神状況、家族状況、住居状況などの基準や、利用者負担金徴収における対象収入の基準が非常に複雑であり、煩雑な事務となっていることから、人員や経費に無駄が生じている。</p>
3	<p>年度末に最終単価が決定され、それにより精算するため、それまでの事務が無駄になってしまう。年間に何度も単価の改定があり、その都度項目毎に精算する作業とそのチェックは、市と施設の双方において大きな負担となっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	42	保健衛生施設等施設整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	精神障害者の社会復帰施設は、県の障害者プランに基づき整備を進めているが、国の採択基準では地域の裁量がなく、県域に未整備種別の施設を優先としているため、2カ所目の整備については採択されず、プラン目標達成が困難となっている。また、補助対象項目は全国一律の基準であるため、個々の実情を勘案する余地がない。
2	保健衛生施設等の施設整備に係る国庫補助(老健局所管分)については、国が国庫補助協議基準を示している。このうち、介護老人保健施設の基準では、単年度で事業が終了するもののみ補助協議の対象とするなど厳しい条件が設けられており、施設の工事期間や農地転用等土地に関する手続き等に必要期間を考慮したものとはなっていない。また、第2期介護保険事業支援計画では各年度ごとに施設(老健)の整備目標数が定められているが、補助協議対象年度の翌年度までの目標数を超えるものについては、最終年度の目標数内であっても補助協議の対象となっていない。このような基準に適合しない限り補助対象とはならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。
3	設備備品として購入できる物品とその単価が細かく規定されているが、その単価は現場での常識的な単価からはずれて高く設定されているため、創意工夫によるコスト縮減のための取組が阻害されている。
4	平成16年度において、保健所施設整備への補助や市町村保健センター施設整備への補助事業の採択にあたっては、市町村合併による整備事業が最優先され、それ以外のもはその次とされたように、国の意向により優先順位が決められ、地域の独自性が重視されているとは言えない。 また、最近では、保健・医療・福祉の一体的なサービスの実現が言われている中で、ワン・ストップ・サービスの実現が大きな課題となっており、施設整備を行う際にも、保健・医療・福祉サービスを一つの施設で行えるよう複合的施設の建設を考える自治体が増えているが、複合的施設を整備する際、同一施設であればどれかひとつのメニューのみ採択、保健所と保健センターの複合施設であれば保健所分のみ採択という捉え方をされるため、地域の事情に応じた施設整備が充分に行えない。
5	補助単価等の国の通知が遅く(H16年度はH17年1月)、それから事業者が事業計画を作成し県が審査することは時間的に困難である。このため、事前に事業者から計画書を提出させ、審査し、その後、国から単価等が示された後、再度事業者から(資金計画の変更も含め)事業計画の再提出を求めざるえない。事業者、県とも二度手間になり事務が非常に煩雑である。
6	<精神障害者社会復帰施設施設整備費補助金> 精神障害者社会復帰施設の国庫補助については、毎年補助採択方針が示され、それを基準に補助協議がなされているが、都道府県から多くの書類を提出させ、また都道府県も予算化を行ったにも拘わらず、結果として採択されなかった事例が発生し、都道府県でのなど多くの労力が報われなかったなど、事務の効率化を図るためにも税源移譲が必要である。
7	精神障害者施設整備について、近年急速な需要の高まりがあるが、現状の一律な採択基準では、必要な整備が確保できない状況である。また、要望に対する国庫補助採択件数が少なく、地域のニーズに対応できない。
8	施設整備は大規模な整備で複数年度にわたることから、単年度を前提にした補助制度では実態と乖離した補助となる。 (例:精神病院の整備を行う場合、病院全体の病棟整備の際に精神部門を併せて整備するケースが多いと考えられるが、その場合は整備期間が複数年度にわたるのが通常であり、単年度の補助制度では実態に合致していない。)

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	42	保健衛生施設等施設整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	保健センターの整備を行った後、合併などにより行政需要が変化し、既存施設の有効活用(施設の一部を他の用途に利用)を行いたい場合、一部の例外を除いて、財産処分の手続きが必要であり、補助金の返還等が生じる。このため事務が煩雑となり非効率である。 補助金算定に係る基準が委細・複雑であるため、補助協議に係る資料を多数準備させられるなど、過大な事務負担を課せられている。
10	交付金は特養であれば定員1人当たりの配分基礎単価により算定されるのに対し、在宅生活への復帰を目指す介護老人保健施設の場合、特養とは別の単価で算定される。この交付金算定方式の不整合のため、特養の整備が優遇されることとなり、地域の実情に応じた必要な介護老人保健施設の整備を阻害するものである。
11	保健所等の施設・設備整備に係る国庫補助については、補助制度があるが、都道府県等が設置する地方衛生研究所、市場検査所等については施設整備についての補助制度が確立されていない。地方衛生研究所も第一線で食品の検査業務を実施しているが、補助対象とならないため食品衛生検査のための施設整備が困難であり、地域の実情に合った対応ができない。
12	(地域介護・福祉空間整備等交付金(仮称)制度導入) 交付金化されたが、保健衛生施設等の施設構造については、法令や通知において設置基準が細かく定められている。例えば、介護老人保健施設の場合、法令において、片廊下幅1.8メートル以上、中廊下幅2.7メートル以上などの基準が定められており、交付金化されても、このような基準に適合しない限り対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。 また、国が決める調整率等によって都道府県への配分額が決定される予定であるため、地域の実情やニーズにマッチした事業実施が困難となることや、市町村の交付金の前提となる計画についても県を経由する予定であり、県として市町村間の調整等を含めた新たな事務が見込まれる。
13	保健所が複合施設であるため、建設時の補助基準額の計算など、事務手続きが煩雑であった。 また、補助金で建設した建物の処分について、50年から65年も制約されることになっているが、当該建築物の寿命や設置目的の社会情勢による変化を考えた場合、非現実的である。
14	補助金交付要綱第1表第3欄の規定により、保健所は新設、増設、改築(全面改築)、改装(ただし、エイズの個室相談室設置に伴う改装に限る。)のみが補助対象となっている。そのため、地域ニーズに合わせて現存する保健所の一部を改築・改装する場合は、補助対象から除外されてしまう。
15	保健衛生施設等施設整備に係る国庫補助については、原則として単年度やむを得ない事情により2ヵ年以上にわたる場合は全体計画と当該年度計画を提出し、補助金交付を受けているが、2ヵ年事業であっても工期上出来高により補助対象として採択されない事例があるため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。 ・保健センター整備(2ヵ年事業 工期12ヵ月) 1年目 契約のみ 出来高 0% 2年目 出来高100% 補助対象とならず

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	43	社会福祉施設等施設整備費負担金(老人福祉施設(特養)等)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。保育所の場合、法令において調理室の必須設置や、入所年齢に応じて、乳児室又はほふく室、医務室、遊戯室等を設けなければならないことなどの最低基準が定められており、このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。また、保育所施設整備は社会福祉施設整備補助、幼稚園施設整備は文教施設整備補助と所管省庁・補助制度の違いにより、幼保一体的な施設整備を阻害している状況にある。
2	社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助金は、法令や通知において補助基準が細かく定められている。例えば、保育園の場合、乳児室の面積が一人につき1.65㎡以上であること、ほふく室の面積が一人につき3.3㎡以上であることなどの基準のほか、国庫補助通知においても設備加算などの点で制限が設けられており、保育形態に則した施設整備が出来ない状態である。 財産処分の取扱について、例えば、特別養護老人ホームの事務室の一部を居宅介護支援事務所として利用する場合に、目的外利用となるため財産処分の対象となる。財産処分の際は大臣等の承認が必要であるが、社会福祉事業の転用の場合は、事業完了後10年を超える期間が必要であり、これ以前の場合は補助金の返還か別の場所に事務所を建設しなければならない、地域の実情にあった整備ができない。
3	社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、特別養護老人ホームの場合、法令において、入所定員20名以上であることや、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないこと、医務室、調理室等を設けなければならないこと、廊下幅が1.8メートル以上であることなどの基準が定められており、国庫補助に係る通知等においても、さらに条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。
4	補助単価等の国の通知が遅く(H16年度はH17年1月)、それから事業者が事業計画を作成し県が審査することは時間的に困難である。このため、事前に事業者から計画書を提出させ、審査し、その後、国から単価等が示された後、再度事業者から(資金計画の変更も含め)事業計画の再提出を求めざるえない。事業者、県とも二度手間になり事務が非常に煩雑である。
5	交付金は特養であれば定員1人当たりの配分基礎単価により算定されるのに対し、在宅生活への復帰を目指す介護老人保健施設の場合、特養とは別の単価で算定される。この交付金算定方式の不整合のため、特養の整備が優遇されることとなり、地域の実情に応じた必要な介護老人保健施設の整備を阻害するものである。
6	本負担金は、例年、7月頃に事業計画協議を実施し、年度末に交付要綱(適用は4月1日)が制定された後、交付申請、3月交付決定となっており、市町村事業の取りまとめもあるため、年度末に事務処理が集中する。16年度は9月に事業計画協議、2月中旬交付要綱発出予定となっており、年々スケジュールが逼迫してきており、担当者の負担となっている。また、12月頃に交付申請予定額調の提出を求められ、当該調書と同額で交付申請するよう求められるなど、実態に則しておらず、事務が煩雑になっている。
7	地域介護・福祉空間整備等交付金(仮称)が創設される予定であるが、それによると、国の示した「計画の対象となる事業」について、各市町村は3年以内に実施する市町村整備計画を策定し、国は交付金を採択するに当たって、指標のポイント化による計画の順位づけを行い、ポイントの高い計画から予算の範囲内で採択するとしている。小規模特別養護老人ホームや小規模老人保健施設等は地域における特別の事情を踏まえるものとされているものの、指標のポイント化による計画の順位づけは、地方の裁量性を阻害し、地域のニーズにマッチした事業実施を困難化させる。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	43	社会福祉施設等施設整備費負担金(老人福祉施設(特養)等)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
8	<p>社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、特別養護老人ホームにおける小規模生活単位型の場合、国庫補助に係る通知等において、必置設備等が定められている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないが、個室ユニットケアの目指す取組が個を尊重する処遇であるが、施設現場の実情にあった視点で施設整備ができない状況にある。</p> <p>特別養護老人ホームを整備する際、通常ケアハウスやデイサービスセンター等と複合整備となる。そのため、工期が2か年にわたり長期間となるが、補助制度が単年度主義であるためその都度同様の事務に追われ時間的無駄がある。又、国庫協議時の整備内容が固定化され、整備過程で発想される工夫が生かされず、施設整備における柔軟性が損なわれタイムリーな創意工夫の余地がなくなっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	44	医療施設等施設整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>補助対象事業費に対し補助額が圧倒的に小額の場合が多く、また、処分制限期間が長いことため補助金の返還が発生しやすいなど、補助事業導入に対するインセンティブが働きにくい。</p> <p>医療施設整備費補助金の導入施設を福祉施設に転用する場合であっても補助金の返還の義務が生じるなど、縦割りによる弊害のため、柔軟な施設運用を阻害している。</p>
2	<p>当該補助金については、内示から交付決定等までが例年遅く、事業者において経費の調整等に大変苦慮している実態がある。</p> <p>また、事業計画書の提出や交付申請時の提出書類が多く、様式も多様であるため、期限内での当該書類の作成に多大な労力を要している。</p> <p>多年度にわたる施設整備事業については、原則として最終年度又は補助対象部分の施設工事量が最も多い年度について補助を行うこととされているが、財政上の問題等により2か年にわたり補助を行うことが適当であるケースもあると考えられ、地域の実情に応じた対応ができない。</p> <p>医療施設近代化施設整備事業では、2か年にわたる補助が認められているが、救急医療関係の施設整備事業では認められていない。</p>
3	<p>事業計画照会の時期が早いことため、事業主体(医療機関)においてまだ事業計画の詳細が決定していないにもかかわらず、詳細な計画内容の提出を求められる。</p> <p>交付申請時に必要な添付書類等は、そのほとんどが事業計画書に添付したものと同一であるにもかかわらず、再度の提出が求められるなど、事務手続きが煩雑である。</p>
4	<p>国庫補助事業で整備した施設を他の目的に使用する場合、政令により残存価額に相当する補助金を返還しなければならないため、施設を有効に使用することができない。県立病院に隣接され設置された看護師養成所等について、病院施設としての利用ができない。</p>
5	<p>医療施設近代化施設整備事業は、公立病院の新規事業を補助対象外としているため、公立病院の建て替え整備に対して効率的な補助が図られない。</p> <p>医療施設耐震工事等施設整備事業は、対象となる施設が県の地震防災5か年計画に定められた医療機関に限定されており、地方の裁量が発揮できない。</p>
6	<p>救命救急センターのヘリポート整備など、病院の地理的条件などにより、事業費の幅が大きい(隣接地に整備可、病院の屋上にしか整備できない場合など)が1施設当たりの基準額が画一的に決められているため、基準額を超えるものについては病院の負担を強めている。</p> <p>国の補助金事務が交付要綱発出(10月上旬)、内示(6月上旬)、交付決定(1月下旬)、国の支払い時期(3月)と遅いため、補助事業者は内示により事業を執行するが、国の支払いまでの間、補助事業者による資金繰りにおいて負担を強いる状況となっている。</p>
7	<p>医療施設の施設整備に係る国庫補助については交付要綱上、補助金の基準額の算定は、都道府県人口規模によりランク付けされたそれぞれの基準面積に別途単価を乗じることになっている。</p> <p>例えば、都道府県人口規模400万以上の場合はA級、都道府県人口規模400万未満の場合はB級とし、基準面積はそれぞれ1,300㎡、800㎡となっている。既存の整備状況や、県勢に応じた基準面積以下の整備を行うことができない。このように基準面積に適合しない限り補助対象とならない。このように地域の実情を無視した全国一律・画一の補助基準は、大きな無駄を生じさせている。</p>
8	<p>施設整備は大規模な整備で複数年度にわたることから、単年度を前提にした補助制度では実態と乖離した補助となる。</p> <p>(例:救命救急センター、がん診療施設等の整備を行う場合、病院全体の病棟整備の際に当該部門を併せて整備するケースが多いと考えられるが、その場合は整備期間が複数年度にわたるのが通常であり、単年度の補助制度では実態に合致していない。)</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	44	医療施設等施設整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	医療施設等の設備整備に係る国庫補助については、へき地、救急、公的、近代化、災害等の事業単位毎に多くのメニューに分かれているが、医療機関の要望を基に県が選定した補助事業を国に計画書として提出し、国の採択の有無により、補助整備を実施している状況にある。地域の実情に応じた医療体制の整備、例えば救急医療体制を重点的に実施するとした場合、県で補助事業を採択できないため、救急医療機関として必要な医療機器として整備すべき等、積極的に働きかけることができない状況にある。
10	へき地診療所の基準面積、無床160㎡等、基準額が細かく定められているため、小規模な施設では補助対象外となり、地域のニーズに対応できない。
11	医療施設等設備整備費補助金に係る国庫補助については法令や通知において国庫補助金の補助基準が定められている。例えば、休日夜間救急センターの整備の場合、法令において、人口10万人以上の場合は150㎡に地域や構造別の単価を乗じた額とされ、対象となる工事箇所も限定される。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。
12	医療施設等の施設整備に係る国庫補助については、事業開始時に補助対象に含まれていた自治体立病院が、近年補助対象から除外される状況にある(例、医療施設近代化施設整備事業。平成15年度より自治体病院を補助対象から除外)。国の財政事情によるものと思われるが、高度医療の発達していない地域では圏域医療の担い手となる自治体病院に高いレベルの医療が求められるため、高額の費用をかけて手術室、検査室、放射線部門等医療施設の整備に力を入れる必要がある。 このような背景からも補助対象から自治体病院を除外することは地域医療の衰退を招きかねず、地域の実情に対する取組ができない。

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	45	社会福祉施設等施設整備費補助金(老人福祉施設(老人短期入所施設)等)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。保育所の場合、法令において調理室の必須設置や、入所年齢に応じて、乳児室又はほふく室、医務室、遊戯室等を設けなければならないことなどの最低基準が定められており、このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p> <p>また、保育所施設整備は社会福祉施設整備補助、幼稚園施設整備は文教施設整備補助と所管省庁・補助制度の違いにより、幼保一体的な施設整備を阻害している状況にある。</p>
2	<p>社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助金は、法令や通知において補助基準が細かく定められている。例えば、保育園の場合、乳児室の面積が一人につき1.65㎡以上であること、ほふく室の面積が一人につき3.3㎡以上であることなどの基準のほか、国庫補助通知においても設備加算などの点で制限が設けられており、保育形態に則した施設整備が出来ない状態である。</p> <p>財産処分取扱について、例えば、特別養護老人ホームの事務室の一部を居宅介護支援事務所として利用する場合に、目的外利用となるため財産処分の対象となる。財産処分の際は大臣等の承認が必要であるが、社会福祉事業の転用の場合は、事業完了後10年を超える期間が必要であり、これ以前の場合は補助金の返還か別の場所に事務所を建設しなければならない。</p>
3	<p>社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、要綱や通知等において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。隣保館の場合、本体・訓練室・給食等別の基準単価、増築の場合と改築の場合での基準やその算定方法が細かく定められており、また、補助基準の個々の運用においても、さらに面積限度など一定の条件が付いている。</p> <p>そのため、補助金の交付申請等において、煩雑な補助金額の算定事務を要することのほか、このような基準に適合しない部分は補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備に支障が生じる場合も考えられる。</p>
4	<p>社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められており、その上、国庫補助に係る通知等において、例えば個室ユニットケア化の促進など施設の整備内容まで、地域によっては必ずしも最優先で取り組まなければならない課題とは思えないような条件がさらに付されている。このような基準・内容に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p>
5	<p>障害者施設整備については、国において箇所付けされていること、予算の関係で事業年度が2ヶ年度になるなど、県計画に沿って進めにくいこと、また事業者にとっても、経費等の負担増となっていること等、地方の自主性・裁量が小さい。</p>
6	<p>(障害福祉分野)</p> <p>障害福祉施設の整備については、国庫補助金交付要綱により、対象施設、補助率、負担割合、算定基準、補助基準単価及び手続き等が規定されている。また、国の採択の方針(入所施設の創設は不可等)により、実態として国のプランに合致した整備以外は進めにくい。このような状況から、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p>
7	<p>(隣保館分)</p> <p>当事業を実施する際に、児童館・公民館等との併設施設の場合は、異なる補助金要綱の内容(補助率・補助対象部分等)に従い、また、補助対象部分の面積按分等の複雑な処理を必要としている。かつ、本省の担当部局が異なるため、同一の施設でも、それぞれ異なる部署とやり取りを個別に必要としている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
社会保障	45	社会福祉施設等施設整備費補助金(老人福祉施設(老人短期入所施設)等)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
8	<p>交付金は特養であれば定員1人当たりの配分基礎単価により算定されるのに対し、在宅生活への復帰を目指す介護老人保健施設の場合、特養とは別の単価で算定される。この交付金算定方式の不整合のため、特養の整備が優遇されることとなり、地域の実情に応じた必要な介護老人保健施設の整備を阻害するものである。</p>
9	<p>障害者福祉施設の整備は、支援費制度の対象とならない小規模作業所やデイサービスなども含め、多様な整備が必要であるにもかかわらず、地域のニーズに対応できないものとなっており、地方の自主性が発揮できない。 高齢者、児童関係施設はH17から交付金化(国要綱未提示)</p>
10	<p>本補助金は、例年、7月頃に事業計画協議を実施し、年度末に交付要綱(適用は4月1日)が制定された後、交付申請、3月交付決定となっており、市町村事業の取りまとめもあるため、年度末に事務処理が集中する。16年度は9月に事業計画協議、2月中交付要綱発出予定となっており、年々スケジュールが逼迫してきており、担当者の負担となっている。また、12月頃に交付申請予定額調の提出を求められ、当該調書と同額で交付申請するよう求められるなど、実態に即していない。 また、隣保館においては、修繕と増改築をあわせて施工することが多い。その場合工事契約は1本であるのに、補助要綱上の事業種目が違うため、補助金算出のためだけに設計計算を起こし直さなければならず、事務が煩雑であり無駄が生じている。</p>
11	<p>補助を受ける条件である設置基準において、1日あたりの利用者数が15人以上であることや、面積も標準型で165㎡以上と特養と同様に定められており、この基準に達しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p>
12	<p>高齢者の多くが住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいるが、少子化や核家族化により高齢者夫妻のみの世帯や、一人暮らし高齢者が増加し、生活に不安を感じ施設入所を希望しているが、社会福祉施設の入所定員に限界があり多くが待機状態である。 今後、施設入所希望者が益々増加することが見込まれるが、今の国の制度では、複合的な目的や機能を持つ施設整備や複合的利用が阻害されており、地域の実情に合っていない。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科科学	46	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>当該補助金については、準要保護児童生徒の援助部分が税源移譲され、要保護児童生徒の医療費援助部分のみが補助金として継続された。</p> <p>要保護児童生徒の医療費については、学校保健法施行令に定められた疾病のみが援助対象であるため、その他の疾病の治療にあたっては、生活保護の医療扶助で治療を行っている状況である。このため、治療を受ける児童生徒や医療機関及び地方自治体にも無駄な事務処理を生じさせている。</p>
2	<p>学校保健法施行令第7条に定める学校病が補助対象となるが、学校病の定義が限定的で、例えば、う歯と歯肉炎の治療をした場合、学校病としての補助対象はう歯のみであるため、本補助制度を利用しようとする、う歯の治療分については医療券で、歯肉炎の治療については自己負担(あるいは別の補助)で行うことになる。本制度は、こうした使い勝手が悪いものとなっている。</p>
3	<p>要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金に係る国庫補助については、要綱において国庫補助金の補助基準が定められている。</p> <p>体育実技用具費のうち、例えばスキー用品の購入に対し支給する場合、要綱に定められているとおりスキー板、スキー靴、ストック、金具をセットで購入しなければ補助対象とならない。そのため、スキー靴だけ必要な場合、それだけの購入では補助対象外となってしまう、保護者に負担をかけることになっている。</p>
4	<p>認定条件、補助対象経費および限度額が制限されており、地域の事情を無視したほぼ一律の事業となっている。また、補助金交付額は事業費の16%程度にとどまっており、厳しい財政状況の中、事業費の大半を地方の経費で対応している。さらに、画一的な事業と補助対象経費の区分や年6回以上にわたる計画書等の提出等、補助申請に係る事務量が多く煩雑なため、国、地方ともに事業経費に無駄が生じている。</p>
5	<p>要保護者に対して支給される援助対象各費目(学用品費、給食費等6費目)は、生活保護費として支給されているが、その他の費目(校外教授費等5費目)に関しては、要保護者であるにも拘わらず就学援助として支給されている。平成17年度よりこのうち修学旅行費以外が交付金化されるが、残り4費目の中には、校外教授費等、教材代や通学費と同様学習に必須な項目と考えられる費目も有り、交付金化による援助体制の不安定化が懸念されることから、地方へ税源移譲すべきである。</p>
6	<p>(準用保護について)</p> <p>補助金額算定の基礎となる援助対象児童生徒数の見込みが、実態とかけ離れている。 (年々援助者発生率が上がっているが、国の算定の基礎では低い率で維持されている。)</p> <p>準要保護の補助金の配分方法も生活保護の受給者数が基礎になっており、実態にそぐわない。補助金の単価がわからないと、認定の結果通知が出来ないので、申請者に対して認定通知が遅れるなど円滑な事業の執行が阻害されている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科学	47	高等学校等奨学事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	高等学校奨学資金貸与事業にかかる国庫補助については、所得基準が、生活保護基準により世帯全員の収入で判断することとしているため、フリーターの兄弟の収入等も考慮しないといけなど、世帯の実情とマッチしておらず、手続きが煩雑化している。
2	当該年度の8月に補助金の内示があるため、採用人数の予定が立たないことや、貸与決定が遅くなるなどの弊害が生じている。また、県民からの要望が強い予約採用の実施が困難である。

分 野	国庫補助負担金名	
文教科科学	48	学校教育設備整備費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助対象となる「理科教育設備」については、交付要綱で取得価格・品目・数量及び例示品名等を小・中・高等(部)学校の区分ごとに細かく定めている。 この基準に適合しない場合は補助対象にならないため、学校での授業(実習)の実情に応じた設備整備ができない。(例えば、高校での取得価格が、1個又は1組4万円以上が対象となっていることから4万円未満の設備(デジタル温度計、人体模型など)が整備できない。)
2	市町村の事業計画額が100万円未満の場合は、原則として補助対象とならないため、小規模市町村では、補助申請ができない状況にある。このように、国が定めた基準により各市町村の自主性・裁量性が阻害され、地域の実情やニーズにマッチした事業実施を困難にしている。
3	学校教育設備整備費補助金については、設備の対象が法令や通知によって詳細に定められている。たとえば、当該補助金のひとつである高等学校産業教育設備整備費補助金では、単価5万円未満は補助対象外となっているが、設備によっては同時に多数購入する必要があるものもあり、実情と合っていないのが現状である。
4	当該年度整備計画を5月に提出するものの、交付決定は12月になるなど、円滑な設備整備が行えず、年度内での活用が十分図れない。 また、設備の整備基準(数量等)を定めながら、十分な国の補助金予算が確保されていない。 更に、計画に応じた交付がなされないことなどから、計画を変更して再度の提出を余儀なくされるなど、結果的に過度な補助金事務となっている。
5	「学校教育設備整備費等補助金交付要綱」により設備整備の品目が限定されており、補助対象品目の備品の整備が優先されるため、必ずしも学校が必要とする備品の優先順位と一致しない場合がある。 学習指導要領の実施に必要な整備すべき備品を政令や規則で規定しており、基準金額を目標に必要な備品の整備を行っているが、現在の補助金による整備は備品購入による設備整備しか認められないため、限られた予算内で効果的な設備整備が行えず、地方の創意工夫が阻害されている。 補助手続が煩雑で膨大な資料が必要となるため、多くの時間、労力、経費を要する。
6	補助金交付要綱において、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到達してから30日となっている。しかし、実態として交付申請から交付決定が行われるまでに数ヶ月を要している状況である(平成16年度については10月に行った交付申請に対し12月に交付決定が行われている)。その間は事業実施が行えず、事業執行に支障を来している。 また年度末に近いこともあり事業実施における事務手続きが煩雑になっている状況にある。 特殊教育施設整備に係る国庫補助については、法令や交付要綱において補助対象の例示品名が細かく定められている。この基準に適合しない限り補助対象とならないため、学校の実情に応じた施設整備ができない状況にある。
7	理科教育等設備整備費補助(事業費の1/2、補助額500千円)については、事業費の下限が1,000千円と定められているので学校からの備品要望が少なければ補助を受けられない。また、多く申請してもここ数年は500千円までに抑えられている。このように一律的な基準、国の関与のため、地域の実情にあった整備が円滑に進まない。
8	新築改築時において基準に適合した場合は施設補助金設備補助金が交付されるが給食運搬のための冷凍冷蔵庫や食材保存の冷凍冷蔵庫等の購入においては補助対象外であるなど施設の実情に応じた整備ができない。

分野	国庫補助負担金名	
文教科科学	48	学校教育設備整備費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	<p>当該補助金については、理科教育等設備整備費として、理科物品の現有金額が低い学校の物品購入・整備をするための補助としている。この補助金については、要綱等により購入単価(小学校単価1万円以上、中学校単価2万円以上)、基準数量が定められている。しかしながら、学校が要望する物品は、購入単価が基準未満のものが多数あり、補助金の中で購入することができないという現状がある。</p> <p>また、台帳を整理する際に、単価が基準未満のものは記載できないため、総合的な台帳とはなっておらず、現有金額も低いままである。</p>
10	<p>新設特殊学級における施設整備に係る国庫補助については、例年交付決定が12月頃になされ、その後教材等を購入しているため、特殊学級開設当初における学級運営に苦慮している。また、効果的な特殊教育を行うための教材は年々多様化しているが、補助対象品目に該当しないものも多く、地域の実情に合った整備ができない。</p>
11	<p>特殊学級設備充実事業の補助対象設備は、例示品目に限られている。このため、希望する設備(品目)が整備できないなど、ある程度の目的達成のための事業が実施できない。</p>
12	<p>理科教育等設備整備費、特殊教育設備整備費に係る補助金については、交付決定時期が例年1月であり、この時期から事業を開始しても、実際に設備整備が終了するのは3月下旬で、補助の成果が期待できない。</p>
13	<p>補助採択が(法令の定めではなく)文科省の「補助交付要綱」及びその年々の採択方針に基づく「裁量」で行われるため、前もって歳入の見通しが立てにくく、地方の創意を發揮しにくい。</p> <p>補助申請に係る算定・手続きが煩雑で、市町村及び国、(法定受託者の)県、それぞれの人員、経費、時間のロスが著しい。</p> <p>文科省の「補助交付要綱」では、学級数により補助の「資格面積」が決定されるが、この学級数の算定は少人数学級の流れに反し、実際の学級人員と無関係に40人/CRで行うと定められている。そのため、実学級数に見合った施設整備に対応できず、また、生徒数が減少している学校では、既存施設面積が資格面積を上回る結果となり、老朽化による建替え等に対応できない。</p> <p>「補助交付要綱」では、学級数31以上の大規模校は補助対象外とされているが、昨今の財政状況から分離新設は極めて困難であり、実情にあっていない。</p> <p>「補助交付要綱」では、複数校共同利用施設の整備等、新たな発想への柔軟な対応ができず、地方の創意工夫が發揮しにくい。</p> <p>「補助交付要綱」では、施設面積の算定を文科省独自の方式で算定すべく定められているが、建築基準法上の面積算定と異なるため、煩雑かつ混乱を招いている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科	49	幼稚園就園奨励費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	この制度は、市町村が実施する就園奨励事業に対し、国が毎年度定める補助限度額(補助単価)を基に積算した補助対象経費の3分の1(又は4分の1)以内の範囲で補助するものである。現行制度においては、国の補助金交付要綱により支給対象者、補助単価等が全国一律で定められており、事実上、各市町村がこれらの基準に準拠して就園奨励事業を実施していることから、各地域の実情に応じた就園奨励事業となっていない現状である。
2	国庫補助限度額が一定に規定されており、個々人の困窮度に併せた援助費を支給することができないのが現状である。
3	市町村民税が102,100円以下の世帯に限られた補助金であるため、その金額を超える世帯との格差が生じている。また、市町村民税が8,801円~102,100円のランクの世帯は他のランクに比べ税額の幅が広く、税額の低い世帯と高い世帯に同額の補助金を支給するため、保護者負担の軽減の格差が大きい。
4	私立幼稚園就園奨励費補助金の補助単価は、全国一律の入園料・保育料の平均値を基に補助単価を算定されているが、地域格差があり、地域の実情を反映していない。
5	幼稚園奨励費補助金については、事業計画から実績報告まで5回の書類提出が必要となっており、事務が煩雑である。
6	就園奨励費補助金については、法令や通知において減免区分や減免単価などの補助基準が細かく定められている。もともと幼稚園の保育料は、所得に関係なく決められているにもかかわらず、補助金は所得を基準にしている。また、保育園の場合、は2人目は半額3人目は無料となっているが、幼稚園は3年保育の中で3人の同時就園はまれである。
7	補助金の申請が1月末締切り2月初めの提出期限のため、2月以降の途中入園者が補助を受けられない。(財政状況等により締切り後の対象者を全て単独事業で対応するのは困難である)
8	公立幼稚園及び私立幼稚園の就園に係る国庫補助については、世帯の状況や就園している園児数(第1子・第2子・第3子以降)により補助限度額の単価が全国一律に定められている。公立幼稚園と私立幼稚園では認定基準が違っており、公立幼稚園では非課税及び所得割非課税の世帯しか認定していないが、私立幼稚園は所得割額102,100円以下の世帯となっている。また私立幼稚園では満3歳児の途中入園者について認めているが、公立幼稚園では満3歳児の入園は認めていないなど、公立と私立の格差が大きくなっている。
9	文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱における国庫補助制度は、市町村事業に係る国庫補助限度額を示すことにより各市町村事業の補助単価の基準となっている。平成12年度に行われた国の要綱改正では、第2子、第3子等の単価が新設され、同時に通園する園児のいる世帯の経済的負担を軽減しているが、就園に係る経費の総額は同じであるため、公平性を欠くとの意見がある。

分野	国庫補助負担金名	
文教科科学	50	高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助金のうち、教科書給与費補助・教科書学習書補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、定時制・通信制における補助対象生徒については有職生徒であることなどの基準が定められており、国庫補助に係る通知等においても、さらに条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、生徒の実情に応じた給与事業ができない状況にある。</p> <p>また、高等学校定時制及び定時制課程奨学金貸付金についても、貸与条件(所得)や貸与額、返還債務免除が国の要領で定められているため、これらの要件について実態に即した変更を図ることができない状況である。</p>
2	<p>補助金交付要綱では、補助金交付決定の標準的な時期は、「補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日」と定められているが、平成16年度の例では、補助金の交付内定は9月24日で、補助金の交付決定は12月1日となり、対象者への支払が1～2月頃となった。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科科学	51	特殊教育就学奨励費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>特殊教育にあっては、個々の児童生徒の障害の程度・状況や地域の実情等により必要とされる支援の内容は多岐にわたるが、当該国庫補助については法令や通知により補助の対象となる経費が細かく定められ、経費ごとに用途が限定され、補助限度額が定められ、個々人の特殊性により生じる多様なニーズに柔軟に対応することが難しく、また、制度自体が古いものであるため、現在の生活実態を反映した内容になっておらず、各経費に対する実際の需要と補助限度額の間には相当な乖離があるなど効率的な執行がなされずに無駄が多い。</p> <p>例えば、寄宿舎居住に伴う経費のうちの食費については、通学費や学校給食費と同様に必要不可欠な経費として実費が妥当と思われるが、補助限度額が設定されているなど実態に即したものは見えない面があり、また、学用品購入費、新入学児童・生徒学用品費等、通学用品購入費のように用途等内容的に類似していると思われるものでも、あえて別経費として区分することにより、保護者等によって使い勝手の悪いものとなっている。</p>
2	<p>就学奨励費の支給という観点から、支給対象でカバーできない内容があり、地域の実情にあった対応ができない。また、補助金分、負担金分とそれぞれの対象、率が複雑であり、事務が複雑である。</p> <p>たとえば、学校の通学エリアが広く、公共交通機関が不十分であるなど通学の困難さから様々なパターン、組み合わせの通学方法が考えられるが、それに対してきめ細かな対応が困難である。</p>
3	<p>盲・聾・養護学校へ就学している児童生徒の保護者への支弁については負担金と補助金、小・中学校の特殊学級へ就学している児童生徒の保護者への支弁については補助金となっており、事務が煩雑である。補助金については、国は財政的な理由から補助率である1/2を確保できず、県費継足を行っている状況である。</p>
4	<p>就学奨励費事務について交付要綱などにより細かく決められており、例えば、同一支給対象経費であっても、学部や学年、支弁段階により負担金対象と補助金対象に分けなければならないなどといったように支給事務が大変複雑である。</p> <p>また、支給対象経費についても限定的であり、対象経費となっていない費用については必要度が高くても支給することはできない。</p> <p>県内の県・市・私立の盲・聾・養護学校に在籍する子どもたちの支弁段階の決定は県教育委員会で行っており、事務処理に大変労力がかかる。</p>
5	<p>小・中学校の特殊学級に在籍する児童生徒に対する就学奨励費が対象であるが、法令や通知により補助基準・補助単価が細かく定められており、また、奨励費を支弁するための児童生徒ごとの段階決定においても詳細な積算基準が定められているため、弾力的な運用ができず、また、その事務には膨大な時間が必要となっている。</p>
6	<p>対象経費を学部別(小学部、中学部など5区分)、対象費用別(学校給食費、交通費、学用品購入費など25区分)、保護者の負担能力別(3区分)にして、こと細かく国庫負担金・国庫補助金別の支給率(10/10、3/4、1/2)が設定されているため、補助金事務が非常に煩雑となっている。</p>
7	<p>体育実技用具費のうち、例えばスキー用品の購入に対し支給する場合、要綱に定められているとおりスキー板、スキー靴、ストック、金具をセットで購入しなければ補助対象とならない。そのため、スキー靴だけ必要な場合、それだけの購入では補助対象外となってしまう、保護者に負担をかけることになっている。</p>
8	<p>国は予算の範囲内において、特殊学級への就学奨励事業として、特殊学級へ就学する児童等の保護者に対して、市の支給する補助金の2分の1を補助することになっている。しかし、国からの補助金実績は3分の1しか収入されず、市の負担が増加している。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
文教科学	51	特殊教育就学奨励費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	要領、要綱により、様式、記載方法から支給費目、内容まで細部にわたり規定されている。たとえば、収入額の算定については、保護者等に収入に関する市町村の証明を提出させることとなっている。
10	補助対象の修学旅行費に係る付添人経費について、養護学校在籍者は対象となるが特殊学級の在籍者は対象外となっている。近年、特殊学級にも重度、重複障害者が多く在籍しているものの、付添がないため集団行動等が円滑に出来ず、ゆとりある計画的な修学旅行が困難になっている。

分野	国庫補助負担金名	
文教科科学	52	教員研修事業費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>国の方針により、主に中学校への配置が中心であり、小学校及び高等学校への配置は全校配置の10%であるため、必要な校種への配置が難しい。</p> <p>勤務時間が年間35週、週8時間以上12時間以内と交付要綱上明確に定められていることから、規模の小さい学校等で勤務時間が週8時間未満となる学校への配置が困難である。</p>
2	<p>特別非常勤講師に係る勤務実績について、国への提出期限が3月31日までとなっているため、勤務学校からの報告期日や教育事務所における確認期間などを鑑みると、やむを得ず、3月2週目程度までしか当該講師を任用することができない状況である。</p>
3	<p>従事時間(週8時間から最大12時間)が補助要綱で定められていることから、放課後や土曜・日曜日におけるカウンセラーの相談業務の実施など、各学校での柔軟な対応に制約を受けている。</p>
4	<p>初任者研修・10年経験者研修では、通知等において実施日数等の基準が示されており、初任者研修では宿泊研修も実施することとなっている。</p> <p>また、長期社会体験研修では研修期間が1ヶ月以上と定められている。このような基準に適合させながら研修を実施しているが、必ずしも地域の実情に適合した研修が実施できているとは言えない状況である。</p>
5	<p>スクールカウンセラー(臨床心理士など)に対するスクールカウンセラーに準ずる者(児童生徒対象の相談業務経験者など)の割合が30%以内と定められているため、スクールカウンセラーの有資格者を確保することが困難な場合、スクールカウンセラーに準ずる者が確保できても有効に活用できない場合がある。このように、地域の実情に合った対応ができない。</p>
6	<p>スクールカウンセラーの資格要件が、「臨床心理士、精神科医、専門知識を有する現職の大学教授」等となっているため、退職教授等など高度な専門性を有する人材をスクールカウンセラーとして活用することができない。</p> <p>またカウンセラーに準ずる者についても同様に、資格要件により必要な人材が活用できない場合がある。</p> <p>本県においては臨床心理士等の確保が困難な状況にあり、全国一律の要件により円滑な事業運営に支障を来している。</p>
7	<p>著名人特別非常勤講師は、国の要綱において「道徳教育に係る著名人」と定められているため、他の目的での配置ができないなど地域の実情に合った取り組みができない。</p>
8	<p>教員研修の国の所管が初等中等局(一般の教員)とスポーツ青少年局(養護教員、学校栄養職員)に分かれているため、地方レベルで一元化された研修体制の構築が上手くできず人員や経費の無駄が生まれている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科学	53	私立高等学校等経常費助成費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p><教育改革推進特別経費補助> 「預かり保育推進事業」については、教員2名以上で園児16～30人の場合、500千円が補助される区分となっている。このため、教員2名で幼児16人の幼稚園と教員3名で幼児16人の幼稚園とでは、実際に幼稚園において要する経費が異なるにも関わらず同額の補助金額となり、預かり保育の充実に向けより手厚く教員を配置している幼稚園にとっては、必ずしも実情を考慮した区分となっていない。 このように当該補助金については、結果として画一的な補助となっており、各学校の実情に応じた補助ができない状況にある。</p>
2	<p>障害児に対する補助(幼稚園特殊教育経費)は、幼稚園で1人以上受け入れていないと補助対象とならないことから、実状にあったきめ細かな教育支援ができにくい状況にある。</p>
3	<p>長期休業日預かり保育推進事業の補助要件は、「8月の休業日において1日4時間以上継続的に実施し、かつ10日以上預かり保育を実施している幼稚園」とされている。地域によっては私立幼稚園の夏季休業日が、概ね7月20日前後から8月20日あたりまでとなっているところもあり、実質的な補助算定基礎となる日数は、土日を除くと15日程度となる。このように、全国一律の基準のため、8月の丸一月が算定基礎とできる地域とのバランスを欠いている。</p>
4	<p>高等学校の補助単価に占める国補分の割合は15%台と少ないが、国から補助金の交付を受けるに当たり提出する資料が多岐にわたり、事務手続きが煩雑である。さらに、県から学校への支払い時期(12月上旬9割、3月上旬1割)に対し、実際に国庫補助金が県に入る時期が遅く(15年度:16年4月)県が立て替えている状況である。</p>
5	<p>私立高等学校等経常費助成費補助金については、一般補助と教育改革推進特別分にわかれており、それぞれ、事業計画書の提出、交付申請、実績報告を行わなければならないが、また、教育改革推進特別分については、都道府県への補助から国の直接補助への移行が検討され、地方の自主的な取り組みを阻害する動きがある。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
文教科学	54	地方スポーツ振興費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>武道指導者養成講習会の国庫補助基準については、1講習会の開催時間は15時間以上、学校体育実技認定講習会については、1講習会の開催時間が20時間(講義・実技指導16時間、段位審査等4時間)以上など、詳細に補助対象が定められているため、制約が多く事業の実施を困難にしている状況である。</p>
2	<p>外部指導者事業については、より高い効果をねらって規定回数以上に開催していることもあり、できるだけ早い時期からの実施を望んでいるが、計画認定の時期等から開催時期が遅くならざるを得ない状況にあり、地域の実情・ニーズにマッチした事業実施を困難なものにしている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科学	55	地震関係基礎調査交付金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	各自治体内の学校施設のうち耐震化を図る前段として、耐震診断を実施しているところであるが、その費用について改修工事が未定の場合補助がないため推進が遅々として進まない。

分野	国庫補助負担金名	
文教科科学	56	特殊教育就学奨励費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>特殊教育にあっては、個々の児童生徒の障害の程度・状況や地域の実情等により必要とされる支援の内容は多岐にわたるが、当該国庫補助については法令や通知により補助の対象となる経費が細かく定められ、経費ごとに用途が限定され、補助限度額が定められ、個々人の特殊性により生じる多様なニーズに柔軟に対応することが難しく、また、制度自体が古いものであるため、現在の生活実態を反映した内容になっておらず、各経費に対する実際の需要と補助限度額の間には相当な乖離があるなど効率的な執行がなされずに無駄が多い。</p> <p>例えば、寄宿舎居住に伴う経費のうち食費については、通学費や学校給食費と同様に必要不可欠な経費として実費が妥当と思われるが、補助限度額が設定されているなど実態に即した面とはいえない面があり、また、学用品購入費、新入学児童・生徒学用品費等、通学用品購入費のように用途等内容的に類似していると思われるものでも、あえて別経費として区分することにより、保護者等によって使い勝手の悪いものとなっている。</p>
2	<p>補助金と負担金により支給費目が別れているため、国への報告業務が煩雑なものになっている。(事業実施計画、補助金交付申請、実績報告書等)</p>
3	<p>盲・聾・養護学校へ就学している児童生徒の保護者への支弁については負担金と補助金、小・中学校の特殊学級へ就学している児童生徒の保護者への支弁については補助金となっており、事務が煩雑である。補助金については、国は財政的な理由から補助率である1/2を確保できず、県費継足を行っている状況である。</p>
4	<p>特殊学級に在籍している児童生徒が支給の対象となっているが、普通学級に在籍し、特殊学級に交流している児童生徒は支給の対象外となっている。</p>
5	<p>同一支給対象経費であっても、学部や学年、支弁段階により負担金対象と補助金対象に分けなければならないなどといったように支給事務が大変複雑である。</p> <p>また、支給対象経費についても限定的であり、対象経費となっていない費用については必要度が高くても支給することはできない。</p> <p>県内の県・市・私立の盲・聾・養護学校に在籍する子どもたちの支弁段階の決定は県教育委員会でっており、事務処理に大変労力がかかる。</p>
6	<p>対象経費を学部別(小学部、中学部など5区分)、対象費用別(学校給食費、交通費、学用品購入費など25区分)、保護者の負担能力別(3区分)にして、こと細かく国庫負担金・国庫補助金別の支給率(10/10、3/4、1/3)が設定されているため、補助金事務が非常に煩雑となっている。</p>
7	<p>教科用図書購入費、学校給食費、通学に要する交通費等の負担対象経費ごとに定められた対象範囲、金額は、基準に適合しない限り補助対象とならない。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科	57	公立学校施設整備費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>特殊諸学校の校舎等の新築又は増築を行う場合、事業を行う年度の5月1日現在の児童生徒数が整備面積の基礎となっている。また、近年増加傾向にある養護学校(特に知的障害)においては、整備後数年で施設の増築等の必要が生じるケースがある。これらのように地域の実情にあった柔軟な対応ができない。</p>
2	<p>新增改築事業において、資格算定の基礎となる学級数は、3年先までの増加を見込んで負担金算定できるが、3年先以降も増加する分については補助の対象とできない。このため、比較的短い期間で増築を繰り返すことにより、トータルで高コストとなる。</p> <p>2箇年に渡る事業(国債事業)の各年度の年割(4:6)が現実から乖離しており、初年度の工事出来高が年割に達しない事業が発生しており、繰越しに大きな事務負担が生じている。(初年度は、補助採択されてからの契約となり(原則)、年度当初は工事に充てられないが、後年度は4月1日から工事に充てられ、工期配分は不均等となる。また、建築工事の出来高は工事の前半でなかなか上がらず、工事の後半で急上昇することが一般的)</p> <p>新增改築事業に係る負担金算定の基礎となる建築単価が現実と乖離しているため、地方の負担が大き(超過負担)、特色ある教育環境の整備を阻害している。</p> <p>補助対象経費の基準が極めて細かく定められている。例えば、教室などにあるロッカーは床・壁等に固定され、かつその固定された床面・壁面に仕上げ(塗装や壁紙等)がなされていなければ補助の対象となるが、床・壁等に固定されているだけでは補助の対象とならない。補助申請にあたり、補助対象経費の算定に多大な手間と経費がかかっている。</p> <p>補助採択の際、各自治体の各学校の各事業ごとに補助金額が定められ、個々に補助対象経費・補助金額を算定することとされている。これにより、同一の学校で複数の事業を実施している場合などで、一方の事業は創意工夫によるコスト縮減等により不用額が生じて補助金減額をし、他方の事業では不測の設計変更による事業費増加により超過負担が生じるケースも存在する。事業間での流用などの裁量がなく、非効率となっている。</p>
3	<p>補助負担事業により整備した施設を目的外に転用したり、取り壊しをする場合には、原則として処分する部分の残存価額に相当する補助負担金の返還が必要となることから、処分制限期間が60年と長い鉄筋コンクリート造などでは、規定により免除される場合があるものの一般的に多額の返還が生ずることが多い。</p> <p>このため、跡地利用のための建物改築や一部取り壊しなどの計画を断念せざるを得ないケースがある。</p>
4	<p>公立学校校舎等の新增改築事業に係る国庫負担については、法令や通知等において国庫負担金の負担基準が細かく定められている。</p> <p>このうち、国庫負担の基準単価については、毎年度、定められているが、実施単価を大きく下回り、かつ、単価加算にあっても十分に加味されていないのが実情である。また、外構工事や工事監理費なども実質的には国庫負担外になるなど、地方に大きな超過負担を強いている。</p>
5	<p>学校を改築する場合、解体を予定している建物について、法令で定める構造上危険な建物かどうかを判断するための耐力度調査を行うことが義務付けられている。しかし、解体する建物にわざわざ経費をかけることは無駄であり、結果として事務コスト、事業費コストを押し上げている。</p>
6	<p>施設管理台帳システムを利用して校舎、屋体の面積を管理しているにも関わらず、補助申請の事前調査として、審査機関立会いのもと、改めて現存建物の測量をおこなっている。改めて測量することに費やす人員、経費、時間に無駄が生じている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科科学	57	公立学校施設整備費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
7	<p>小・中学校の改築事業(実施面積2,500㎡以上)は、2カ年の国債事業(国庫債務負担行為)として進めることになるが、国庫負担(補助)金の交付割合については、初年度40%、後年度60%の割合となり、工事の出来高も同じ割合で進めなくてはならない。</p> <p>交付割合に基づき、初年度に40%の出来高を達成し、進めているが、整備内容、工期との問題もあり、非常に厳しい割合のため、苦慮しているのが実情である。</p> <p>この交付割合に関連して、屋内運動場を改築する場合、原則として、2カ年の国債事業としては、認められていないことから、単年度で施工しなければならない。しかしながら、整備内容、工期等により、2カ年で施工しなければならない状況も生じ、実情に応じた施設整備を進めることが困難となっている。</p>
8	<p>公立学校施設の施設整備に係る補助金、負担金については、法令や通知において国庫補助・負担金の補助基準が細かく定められている。</p> <p>例えば、補助資格面積の算定にあたり、多目的スペースを設けると面積加算を受けられるが、そのスペースを状況変化に応じ、普通教室や特別教室に変更しようとする場合、財産処分等が生じ、事務手続きが煩雑となる。そのため、改修等を困難とし、数年経過した校舎等が実状やニーズにあわない施設状況となってしまうことがある。</p> <p>また、作業台、ロッカー等について下地仕上げをせず固定してあるものは補助対象、下地仕上げされた上に設置したものは補助対象外となる等、補助対象であるかを見極めるにあたり、図面細部まで確認する必要がある。このため、補助金に係る事務が煩雑化し、国と地方との双方に人員や経費に負担が生じている。</p>
9	<p>新增築の補助資格面積の算定は40人学級での学級数を基にしているなど、必ずしも今日の教育環境に対応したものではない。</p> <p>申請スケジュール上、交付決定のタイミングが工事請負契約の議決より後となることや、単価補正や事業の段階的認定などにより、金額が年度の国の予算に依存することは、地方の財政運営面に少なからず不安を与えている。</p>
10	<p>全国一律・画一した整備基準(小規模校の屋内運動場建設の際必要面積に基準があり、実態以上の過大な施設整備となる)</p> <p>縦割りの補助制度による事務手続(敷地の有効利用又は建設コスト縮減のため複合的な施設を建設する際、補助金関連事務が煩雑となる)</p>
11	<p>校舎や屋内運動場は2カ年の国債事業として行うことが認められているものの、給食施設、体育施設等については単年度事業としてしか認められていない。</p> <p>敷地の有効活用を図るために給食施設や体育施設等を重層化して校舎等と同時に建設する場合、給食施設や体育施設等の部分を実際に施工していたとしても、初年度においては補助申請上国債事業が認められている校舎等の分の支払いしかできないという問題が生じ、補助手続きに苦慮している。</p>
12	<p>「大規模改造事業・空調設置工事」では、「留意事項」において空調単体での整備ではなく耐震補強、老朽改造、教育内容方法等と合わせて整備する場合に国庫補助対象とされており、対象室についても限定(管理諸室と特別教室の一部、新增築や全面的な改造の場合のみ普通教室も対象内)されているため、児童生徒・教職員の健康に配慮した快適な教育環境の整備を目的とする空調設備設置等が対象とならない場合が多い。</p>
13	<p>補助基準の中に建物の総面積の上限と普通教室の数と面積や特別教室の数と面積等の上限を定められており、総面積以内の整備であっても普通教室、特別教室ともそれぞれの基準の部屋数と面積を超えて建設することができないため、地域や学校ごとの教育内容・方法の実情に応じた整備ができない状況がある。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
文教科学	57	公立学校施設整備費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
14	負担金(補助金)が事業の内容により、負担率が1/2、1/3などと決まってはいるが、補助対象経費に対してではなく、建築単価の基本単価と加算単価により、算出される。基本単価については、毎年決定となり、また、加算単価は、発注した後に実施される建築単価調査後でなければ決定されないことから、負担金(補助金)が確定できない。このため、財源の確定もできない。
15	空いてる小学校用教職員住宅に、近隣の中学校の教員が使用するのにも制約があり公立学校施設整備費補助金に係る財産処分の承認の報告が必要になる等の状況がある。
16	大規模改造等の補助を受けた棟については、10年以上経過しないと補助事業が採択されないなどの基準があり過大な事業費となる。

分野	国庫補助負担金名	
文教科学	58	公立学校等施設整備費補助金 (学校校舎等に係る通常の改築、 改修)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>特殊諸学校の校舎等の新築又は増築を行う場合、事業を行う年度の5月1日現在の児童生徒数が整備面積の基礎となっている。また、近年増加傾向にある養護学校(特に知的障害)においては、整備後数年で施設の増築等の必要が生じるケースがある。これらのように地域の実情にあった柔軟な対応ができない。</p>
2	<p>市町村が、大規模改造事業(老朽)を計画する場合、建物の一部の改造で、工事費は7千万円未満の場合が多いが、補助対象は、原則として建物一棟全体の改造であり、かつ、工事費が7千万円以上とされていることから、国庫補助を受けるため、必要以上の改修を計画に組み入れ、事業規模を拡大しているケースがあり、特に小規模な町村にとっては、財政負担が極めて大きい。</p>
3	<p>(学校給食施設) 学校給食の他、保育所や在宅老人等への配食を目的とした多目的給食施設を整備する場合、学校給食とは明確に区分される他用途の調理区域を別途整備するか、他用途共用部分相当額を算出して補助対象外扱いで補助金申請するなどの対応に迫られる。 縦割りの補助金により複合的機能を持つ施設整備を非効率的かつ煩雑にしている。</p>
4	<p>新增改築事業において、資格算定の基礎となる学級数は、3年先までの増加を見込んで負担金算定できるが、3年先以降も増加する分については補助の対象とできない。このため、比較的短い期間で増築を繰り返すことにより、トータルで高コストとなる。 2箇年に渡る事業(国債事業)の各年度の年割(4:6)が現実から乖離しており、初年度の工事出来高が年割に達しない事業が発生しており、繰越しに大きな事務負担が生じている。(初年度は、補助採択されてからの契約となり(原則)、年度当初は工事に充てられないが、後年度は4月1日から工事に充てられ、工期配分は不均等となる。また、建築工事の出来高は工事の前半でなかなか上がらず、工事の後半で急上昇することが一般的) 新增改築事業に係る負担金算定の基礎となる建築単価が現実と乖離しているため、地方の負担が大きく(超過負担)、特色ある教育環境の整備を阻害している。 補助採択の際、各自治体の各学校の各事業ごとに補助金額が定められ、個々に補助対象経費・補助金額を算定することとされている。これにより、同一の学校で複数の事業を実施している場合などで、一方の事業は創意工夫によるコスト縮減等により不用額が生じて補助金減額をし、他方の事業では不測の設計変更による事業費増加により超過負担が生じるケースも存在する。事業間での流用などの裁量がなく、非効率となっている。 事業によっては補助金額の決定が1回で認定されず数回に分けて認定される。また申請時の金額で認定される訳でないため、最後の交付決定時まで補助金額が確定できず、地方の負担額の確定ができない。</p>
5	<p>産業教育施設整備のうち特別装置に係る補助については、10,000千円以上の装置を補助対象としているが、このうちパソコンにより構成される装置を整備する際にはソフトウェアの導入を1種類に限定されている(1装置1システム)。このため、システムの有効活用が十分に図れない状況にある。</p>
6	<p>補助基本額(下限額)に合わせた事業規模とするため必要以上の工事を実施し、無駄がある。国の補助事業のメニューに応じた事業内容になってしまい、それぞれの学校のニーズに応じた自由な発想に基づいた学校整備ができにくい。 補助申請事務スケジュールに合わせて事業を進める必要から、一時期に事務量が増加し負担が大きい。 補助要件を細かく規定して事業が複雑化し、事務量が増加し、負担が大きい。</p>

分野	国庫補助負担金名	
文教科科学	58	公立学校等施設整備費補助金 (学校校舎等に係る通常の改築、 改修)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
7	公立学校等の施設整備に係る国庫補助金については、要綱等において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、交付対象となる最低限度額は全国一律に一般施設の場合は15,000千円以上、特別装置については10,000千円と基準が定められている。 この基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。
8	学校の給食施設については、「学校給食衛生管理の基準」に基づき長期的な視点でドライ化を進めているが、補助基準が児童生徒数や整備面積により全国一律に細かく規定されており、こうした基準に適合しなければ補助対象とならないため、地域の実態に応じた施設整備が難しい状況である。
9	学校を改築する場合、解体を予定している建物について、法令で定める構造上危険な建物かどうかを判断するための耐力度調査を行うことが義務付けられている。しかし、解体する建物にわざわざ経費をかけることは無駄であり、結果として事務コスト、事業費コストを押し上げている。例えば、面積が3,003㎡(校舎2棟)の場合、4,641千円程度の費用が必要となる。
10	<学校給食施設整備費> 当地では小中一貫校を建設している。当該校の給食室は小学校・中学校共用であるが、当該施設自体は小学校部分に設置されている。補助金額の基準となる「基準面積」は、その学校の児童数から算出される。小中一貫校全体で350人余の在校生徒数で、給食室諸設備はこの人数に対応するものであるにも係らず、当該施設が小学校部分に属するため、基準面積は小学校在校生徒数である70余名から算定される。したがって実際の学校規模算定より少ない面積分の補助金となる。(小中合算での算定がない)
11	公立学校施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、国は学校施設の耐震化を推進しているのに、耐震診断費は、前々年支出分までが国庫補助の対象となっており、学校数の多い地方公共団体が、耐震診断を実施し、計画的に耐震化をすすめるようとしても、診断費の補助が受けられない状況にある。
12	校舎や体育館などを新築する場合や大規模改造を行う場合の補助はあるが、実際にはそれまでには至らない中規模な改造事業も多いのが実状であり、これに関する補助は皆無である。特に小規模校で創意工夫によって工事費のコスト削減に努めた結果大規模改造の対象からはずれてしまうこともある。
13	大規模改造事業・校内LAN整備の補助基本額の下限額が400万円であるため、小規模の学校ではそれ以下で整備できるにも関わらず該当にならないなど、LAN整備が進捗しない一因になっている。
14	校舎を地震補強工事及び大規模改修工事を行うとき、学童保育教室部分が地震補強は一部対象(面積按分)、大規模改修は対象外である。これは、学童保育が厚生労働省のためであり、ここにも縦割り行政の弊害が顕著に現れている。

分野	国庫補助負担金名	
文教科学	59	地域先導科学技術基盤施設整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	先導的な研究施設の建設は、社会情勢や研究内容の進捗、研究ニーズに機敏に対応した計画の見直しや整備が求められるが、本補助金においては年度当初の事業計画に沿った整備が求められ、変更を希望する場合も承認のための事前協議や変更申請書の作成、またその変更内容の審査など、事務作業コストを要する。また補助事業は単年度が原則で、大規模施設や整備に複数年を要する施設の場合、分割発注など非効率な整備とならざるを得ない。

分野	国庫補助負担金名	
文教科	60	義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金(中学校教職員分)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	義務教育費国庫負担金に係る国庫補助については、平成16年度から「総額裁量制」が導入され、学級編制基準の弾力化や教職員の給与費のうち職種間の流用が可能となったが、国の関与は依然残っており、教職員定数の算出や国庫負担金に係る算定額の積み上げに教育事務所の職員など多くの人員が関わっている状況にあり、煩雑である。
2	現行制度上政令加配は用途が定められており、例えば障害児教育の支援のために使うことができないなど、地方の創意工夫を阻害している。 また、現行制度上では、義務教育費国庫負担金と公立養護学校教育費国庫負担金の2つの支出区分で運用されている。区分間の相互流用は認められていないため、いずれか一方で給与抑制等により生じた余剰分を他方の教職員給与費に充てることができない。
3	標準法定数において、学級数・児童生徒数に基づき算定される定数とは別に、政令により加算される定数については、依然として文部科学省の裁量に委ねられている。 あくまでも教職員給与費に対する充当が前提であるため、給与費以外の、例えば専門性や外部人材の活用など外部委託等に使えない。
4	義務教育費国庫負担法と公立養護学校整備特別措置法が別法として位置づけられており、小中学校の教職員定数として養護学校の教職員定数の活用ができない。
5	義務教育費国庫負担金については、人件費以外の経費に使うことができない。そのため、給料の額を下げるか、非常勤講師を多く配置するか、いずれかの活用方法しかない。
6	教職員数を自由に決定又は給与の種類・額を自由に決定できるとする「総額裁量制」は、国が定める基準給与額(単価)が本県の実額より低く設定されている。総額の決定はあくまでも国の判断で行われている。
7	義務教育標準法により用途が限定されている加配定数については、本県独自に加配の範囲内で本県の実態に応じた傾斜配置ができないこと、及び新たな需要に対応した加配の配置など、臨機応変かつ柔軟な対応ができない状況にある。 また、国庫負担金の配分においては、給与を抑制するなどの合理化努力による財源を、児童生徒のための施策等に活用することができない状況も生じている。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	61	公営住宅家賃対策等補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	公営住宅の家賃の算定は、公営住宅法の規定により、毎年度、入居者の収入申告に基づき、「入居者の収入」及び公営住宅の「立地条件」、「規模」、「建物の経過年数」その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、事業主体が定めるものとしている。これは、入居者の収入からみて適切な家賃を決定する方法(応能応益家賃制度)を採用しているが、家賃決定の手続きにおいて入居者の負担が大きく、事業主体における書類の審査やデータ処理に膨大な労力と経費を要している。
2	特定優良賃貸住宅の管理期間について、法上は10年以上としているが、国の補助要領の取扱いについて国の見解が厳しすぎることから一般賃貸住宅市場への開放が困難となっている。
3	近傍家賃額と入居者負担額との差が大きくなっており、家賃対策補助金はその差額の1/2が補助されるものの10年間の期限付きであることから、期限後の財政負担は一気に増大する。
4	公営住宅においては、公営住宅法に入居資格、家賃算定が規定されており、若い夫婦世帯や子育て中のファミリー世帯の減少など、地域コミュニティ活動の担い手が減少し、活力が低下している地域が増えている。団地全体としての入居者層の多様化が図れない。 公営住宅内の駐車場については、未利用区画が存在するほか、建物間の空閑地など、有効活用が図ることが望ましいスペースが多く存在するが、現行の法令の規定により、目的外使用が制限され十分な活用が図られていない。
5	近傍同種の家賃の算定において、容積率の過度な厳格化や、損害保険料を共済機構に限定している点。 特定優良賃貸住宅家賃対策補助に係る国庫補助については、家賃と入居者負担額との差額に対し補助する制度であるが、景気が右肩上がりの時につくられた法律のため、入居者負担額が毎年上がり高額な負担ができず退去する状況である。また、高額になった空家については、新たな入居者の確保が難しい状況である。
6	現在、公営住宅においては、国の基準家賃を適用することになっており、自由に家賃設定できない代わりに建設費等から算出される市場家賃との差額を補助金として交付されている。しかし、国の基準家賃では地域格差を一定の係数でしか判断できず、実情に応じた細やかな家賃設定ができない状況にある。
7	収入申告書に必要な収入を証明する書類(源泉徴収票・課税非課税証明等)は入居者自身の金銭的な負担となり、「提供」自体を阻害している要件の第一に挙げられているのが現実である。
8	補助金に対する基本額(用地費)は固定されているのに対し、毎年の収入申告により、収入超過者・不正入居者・未申告者・空屋等の戸数調査を実施し補助金を計算しなければならない。補助金額の割には事務が繁雑であり事務処理の無駄が生じている。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	62	特定賃貸住宅建設融資利子補給補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	平成10年度で制度廃止。現在、平成10年度までに採択された事業に対する市町村の利子補給が残っているが、補助額に比べ事務が煩雑である。
2	契約済みの利子補給金で繰上償還等が生じた場合の事務処理が複雑である。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	63	公営住宅建設等指導監督交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること。
2	指導監督交付金は、市町村の事業費に国が定める一定の率を掛けて交付されるが、毎年、率が一定ではなく、国の予算によって増減があるため、国の内示があるまで歳入予算が不安定である。さらに、用途基準が定められており、地域の実情が生かせない状況であった。
3	国が定めている「公営住宅整備事業等指導監督要領」においても、依然、県は市町村の指導監督を行うことが適当であるとしており、その心分の税源移譲がないのは平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の「地域において必要な行政課題に関しては、適切に財源措置を行う」の旨の規定に違反すると考えられる。

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	64	住宅地区改良指導監督交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>指導監督交付金は、市町村の事業費に国が定める一定の率を掛けて交付されるが、毎年、率が一定ではなく、国の予算によって増減があるため、国の内示があるまで歳入予算が不安定である。さらに、使途基準が定められており、地域の実情が生かせない状況であった。</p> <p>そもそも、この補助金改革は、税源移譲が大前提であったのに対し、一方的な補助金廃止は趣旨に反しており、指導監督事務費は県の単費により支出しなければならない。</p>
2	<p>市町村合併が進んでいる中においても、小規模過疎町村が残存し、そのような町村においては専門の職員が少ないため、県の指導監督が必要と考えるが、本補助金は削減されたものの税源移譲がなされていない。</p> <p>なお、国が定めている「住宅地区改良事業等指導監督要領」においても、依然、県は市町村の指導監督を行うことが適当であるとしており、その応分の税源移譲がないのは平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の「地域において必要な行政課題に関しては、適切に財源措置を行う」の旨の規定に違反すると考えられる。</p>
3	<p>公営住宅整備事業ほかの施行者の指導監督については、国が直接に市町村等施行者の指導監督をすることは地理的にもまた人員の関係からも困難であるため、現地の実情に詳しい都道府県知事が行うことが、一層円滑な運用が期待できるということ等から事務が委任されているものである。したがって、指導監督交付金が廃止されることにより、市町村等施行者への適切な指導を行うことが困難になり、円滑な事務の執行に支障がでることになるため、税源移譲が必要である。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	65	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	指導監督交付金は、市町村の事業費に国が定める一定の率を掛けて交付されるが、毎年、率が一定ではなく、国の予算によって増減があるため、国の内示があるまで歳入予算が不安定である。さらに、使途基準が定められており、地域の実情が生かせない状況であった。
2	地域の政策として農地所有者等の賃貸住宅の建設を促進する見地から、利子補給を行う事業主体(民間)に対する指導監督をひきつづき行うことが必要であると考え、本補助金は削減されたものの税源移譲がなされていない。 なお、国が定めている「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督要領」においても、依然、県は事業主体の指導監督を行うことが適当であるとしており、応分の税源移譲がないのは平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」の「地域において必要な行政課題に関しては、適切に財源措置を行う」の旨の規定に違反すると考えられる。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	66	下水道緊急整備事業助成補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>公共下水道事業にかかる国庫補助金(特別分)の分割交付制度は、当該補助金を5分割し、初年度は1/5を交付、残りの4/5を次年度以降4年度にわたり交付するものであるが、初年度に生じる4/5の不足額を地方公共団体が地方債として借入れ、次年度以降の建設改良事業においてその財源となるべき地方債と相殺するものとされており、事業年度における地方公共団体の持ち出し=自己負担を増大させ、財政状況悪化の一因となっている。下水道緊急整備事業助成補助金は、この初年度に生じる4/5の不足額と同額の地方債の借入により生じた利子を国が補給する制度であるが、補助申請事務が煩瑣であるほか、利子補給額の計算が過少であり、これも地方公共団体の財政負担を増大させることとなっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	67	公営住宅建設費等補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>高齢者仕様改善において、対象住戸は、原則接地階とされているため、接地階以外の階における高齢者仕様への改善を阻害している。実態としては、足腰がしっかりしている高齢者は階段使用できることから、詳細な動作に対する改善をすれば接地階以外の高齢者の居住性を向上させることができ有効である。また、新設・建替えにおける補助基準で、3階以上の施設を建設する場合、エレベーターの設置が義務づけられているが、入居者の運動能力による柔軟な住み替え対策を行うことによりエレベーターの設置を要しないこともできる。建替えにおいても、従前戸数以上の戸数を確保することや福祉施設等併設などの制限があり、老朽化した公営住宅の建て替えを阻害している。</p> <p>事務手続き等においては、補助対象協議・承認・交付申請・交付決定・確定・繰越承認等種々の書類作成が必要で、これらの業務と関連する調査業務が多いため人員や経費の無駄が多い。</p>
2	<p>当県においては、市街地ばかりではなく郊外(市街化調整区域を含む)に存立する公営住宅も多く、建替やストック改善の更新時期を迎える時期にある。H16年度から「まちづくり交付金」により一部交付金化されたところであるが、採択要件として、画一的に他の地域再生整備との複合的な整備計画や福祉施設の併設を求められるため、公営住宅の建設(建替)やストック改善のみで目的を達成する場合もある中で、事業実施を困難なものとしている。</p>
3	<p>高齢者向け優良賃貸住宅の補助項目において、社会福祉施設等と一体的に整備することは認められているが、高齢者向け優良賃貸住宅への補助は国土交通省、社会福祉施設等への補助は厚生労働省であるため、地方が双方と調整しなければならず、国において人員および経費の無駄が生じている。</p>
4	<p>公営住宅整備事業のうち、100戸以上の公営住宅団地の建替えに係るものについては、4つの要件のいずれかに該当する場合を除き、保育所等(社会福祉施設等)を併設することとなっている。100戸以上の団地においては、すべて保育所等の併設の義務が課せられること、地方公共団体によって、既存団地状況等が様々で4つの要件以外でも併設が困難な場合も考えられる。また、併設出来ない場合、4つの要件に該当することを説明するための資料を求められる等、地方の自主性・裁量性を阻害し、地域の実情やニーズにマッチした事業実施を困難なものとしている。</p>
5	<p>公営住宅の施設整備に係る国庫補助については、例えばPFIをはじめとする民間活用や土地活用の様々な形態(定期借地権など)による方式など、コスト縮減に向けた新たな方式が導入されている。しかし、国の補助申請が依然として直接建設方式を主眼としているため、新たな方式を採用する場合、通常の手続に加え、膨大な申請資料が必要となるなど地方の弾力的な事業展開が妨げられている。</p> <p>また、公共建築工事の積算業務は、国土交通省が策定した積算基準に基づき実施しているため、市場単価(動向)が反映されにくく、事業費が高止まりになる傾向がある。</p>
6	<p>公営住宅の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知(マニュアル等)において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、既設公営住宅の改善(ストック総合改善)事業では、単なる機能回復に類するものは補助対象外であり、屋外の地中埋設給水配管等の老朽化により腐食が進み、漏水の調査をしても発見できないような物件の場合、全体的に配管替えをする必要があるが、修繕的要素が強いため補助対象とならない。このため、地域の実情に応じた円滑な施設整備ができない状況にある。</p>
7	<p>7月頃に交付申請を行っても、口頭で連絡はあるものの、交付決定通知書は年度末の3月となり、交付決定前に事業着手しているのが現状であり、円滑な事業の執行を阻害している。</p>

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	68	廃棄物処理施設整備費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>現行の補助制度では、施設の新設や増設が補助対象となって、老朽化による機能低下した施設の改造に用する費用は、補助対象外になっている。また、廃止された焼却施設の解体費用は跡地利用計画がないと補助対象にならないため、多くの市町村の解体撤去の実施が進まない状況にある。</p>
2	<p>廃棄物処理施設の施設整備に係る国庫補助については、リサイクルの機能を持たないと補助対象とされない。例えば、粗大ごみの処理施設については、廃棄物の資源化施設に加え、運営経費の必要な不用品の補修、再生等の啓発施設が備えられていないと国庫補助対象とならない。これらは、地域のごみ減量化率、リサイクル率の状況に関わらず全国一律に設置が求められている。</p> <p>浄化槽整備事業に係る国庫負担(補助金、交付税)割合が下水道や農業集落排水施設整備事業より低いため、浄化槽整備が効率的であっても、住民負担は重くなるなど、生活排水処理施設の効率的整備を阻害している。</p>
3	<p>処理施設整備に係る施設規模を算出するための予測には、国で定めた基本的方針に沿ったものであることが必要なため、地域の実情に合ったものが出てこない状況である。</p> <p>廃棄物による発電設備を設置する場合、自家消費分の建設費は環境省、売電分は経済産業省の補助がある。発電設備は1基でありながら按分により事業費を算出し別々の内容で申請しなければならず、省庁の縦割りによる弊害のため、事務が煩雑となっている。</p>
4	<p>廃棄物処理施設整備に係る国庫補助については、基幹的な施設のみが対象であり、建屋、門、柵などについては補助対象外である。また、施設整備のために事前調査である生活環境影響調査等も必要であるにも拘わらず、補助対象外となっており、円滑な事務の執行を阻害している。</p>
5	<p>廃棄物処理施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において交付の対象となる事業の範囲や基準が細かく定められている。</p> <p>例えば、埋立処分地施設整備の場合、埋立処分地の構造基準等の強化に伴い、既存埋立処分地において新たな環境保全対策を講じたり、嵩上げによる埋立容積の新たな確保を図ろうと思っても、補助対象にはならないという状況にある。跡地利用についても、補助対象事業とならないため、地元住民の要望に十分に答えることができない状況にある。</p>
6	<p>廃棄物処理施設等の施設整備に係る事業は莫大な費用がかかる上に、工期も複数年度に渡るものがほとんどであるが、国庫補助金については単年度決裁であることから、継続事業でありながら常に年度ごとに工事竣工の形をとらなければならず、適切な工事進捗は図れない。さらに年度ごとに申請、報告書類を作成しなければならず、このための人員、経費等がかかってしまう。</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、ごみ焼却処理施設の解体撤去工事は莫大な工事費がかかってしまうが、国庫補助では跡地利用を含めた補助基準になっており、単独の施設整備(解体撤去工事)が困難な状況にある。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	69	経営体育成基盤整備事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	経営体育成基盤整備事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び土地改良事業関係補助金交付要綱、事業実施要綱等により、地区採択や予算配分等の決定権は国が持っており、地区の要望に迅速に対応できないシステムとなっている。例えば、予算要求や割当などは、1地区ごとに事務手続きが行われ、予算を地区間で流用したい場合、補助金変更申請(変更理由)が必要であり、事務の煩雑化を来している。
2	経営体育成基盤整備事業に係る国庫補助金を受けるための採択基準は、土地利用型農業を前提としており、受益面積、整備区画規模、担い手の経営耕地面積シェア及び認定農業者の割合などで決められている。 都市の中で農業が展開されている地域では、立地条件を生かした付加価値の高い農産物を少量多品目にて生産する集約型農業を展開しているため、採択基準を満たさない地域が多く、地域の実情に応じた整備が出来ない状況にある。
3	事業実施に際して、担い手の育成と規模拡大の要件が要綱・要領で規定されており、地域の実情を勘案した担い手では事業実施できない。また、整備水準についても、採択時に全国画一的な基準で審査され、地域特有の構造物等が事業対象外となっており、県単事業で対応している。このため、本来、地域が要望している整備が実施できず不満を残す形となっている。 本来、計画変更は県で実施し、国へは報告のみとなっているが、実質は計画の再審査となっており、地方の自主性を阻害している。 事業計画の審査については、地方農政局での審査、本省での審査と段階的で、同一項目での審査が重複するため、国と地方双方の人員や経費にムダが生じている。
4	担い手要件が認定農業者のみとなっており、認定農業者でなく減農薬等に取り組む農家や経営改善に取り組む農家等は対象とならない。
5	現行の国庫補助事業では、同一県内においても地区間の事業費を流用する場合、農政局との協議が必要となり、協議・申請・認可の事務処理に日時を要し、現場の実状に応じ臨機に予算を割り当てるのが難しい。 また、経営体に農作業をまとめる政策により、厳しい採択基準等が定められている。しかし、地方レベルで考えると、小規模ながらも意欲ある農家を保護していくことが地域の活性化につながることもなる。このため、ほ場整備事業を行いたくても採択基準が厳しいため事業を行えない場合があり、小規模農家の育成の阻害となっている。
6	経営体育成基盤整備事業の実施については土地改良法、土地改良施行令、土地改良法施行規則等法令に定めるもののほか、実施要綱に定めるところによる。中山間地域がかなり高い割合を占める県では事業の採択申請において、法令等による細かい基準が多く定められているため、事業申請において厳しい状況におかれ、地域の実情に応じた整備が出来にくい状況となっている。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	70	農道整備事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	複数の事業地区で実施している場合等で、各地区の状況により予算の相互流用を図りたくても、国の承認手続きを経なければならず、対応に時間を要する。
2	農道整備事業に係る国庫補助金を受けるための採択基準は、受益面積、幅員、延長などの要件が決められている。 しかし、都市の中で農業が展開されているため、まとまりのある農地面積の確保などの面で採択基準を満たさない地域があり、地域の実情に応じた整備が出来ない状況にある。
3	実施要綱要領等において事業の申請等が細かく定められている。 例えば、事業効果においては、国が定めたマニュアルに従って算出しなければならず、国が想定している効果が、総費用を上回らなければ、採択されず補助対象とならないが、農道には、国が想定している効果以外にも、地域の実情に応じて様々な効果が見込まれる。
4	受益面積、延長、事業費の事業要件が全国一律で、地域の実情に合わない。 交通量の過半数が農業交通でなければ実施できないようになっている。(過半数以下でも農業振興上必要な道路がある) 補助を受けるためには2年前から準備する必要があり、機動性に欠ける。
5	広域農道事業はその整備区間に県道や市町村道などの関連事業区間を設定しているが、それぞれの補助所管省庁の違いによって、事業進捗が揃わず一体的な推進ができない状況にある。
6	農道整備については、事業による効果が事業費を上回ることが、根拠法となる「土地改良法」により義務付けられている。しかしながら、採択に当たっては、国一律の基準で審査が行われることから、地域の特性を効果算定に反映できないことが多い。また、農業農村や森林が持つ多面的機能の保全に係る効果についても事業効果に算入できないことから、真に必要な農村における農道を申請できない状況がある。 なお、事業執行については、補助金申請、繰越申請事務等において農政局の担当者によって指示が異なったり、些末な部分の修正を求められたり、要綱等に基づかない調査や資料要求が頻繁にある。例えば、過去の実績等既にあるデータで十分対応可能と考えられる場合でも、「確認」と称して資料の提出を求められる。県の担当は大部分の勤務時間をそれに費やしている状況にある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	71	治山事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	治山事業の執行においては「目細」を越えた流用が認められていないことから、地域ごとのニーズに応じて予算を効率的・効果的・弾力的・機動的に執行することができない。
2	治山事業は、県民の安全・安心にかかる事業であるとして、県で予算を重点化配分しても、国の予算状況に左右され結局は対前年比のみで内示される場合が多い。 治山事業は、72「水土保持林整備治山事業費補助」75「共生保安林整備事業費補助」を含む事業で構成される事業であり、これらを区別して補助金申請する必要性は無いと考える。また「治山事業」のなかでも、事業項目間で事業費の移動が出来ないなど、現場での効率的な事業費の運用が困難な状況にある。
3	工事規模(事業費)など採択基準が全国一律になっており、地域の実情やニーズにマッチした事業実施ができないケースがある。 事業の採択や計画の変更にあたり、煩雑な事務を要している。
4	防災事業であるので、全国的な技術基準に基づいて整備を行っている。そのため、事業の採択において、箇所毎のヒアリングを受けなければならず、事務手続きが煩雑である。
5	全国一律の採択基準により事業実施が困難なケースがある。事業のヒアリングや補助金の交付申請等に多くの手間がかかる。
6	森林土木工事においては、施工の進捗に伴い現地の状況変化等により変更を余儀なくされる場合があるが、施工箇所別の本工事費等の30%を超える増額については、重要な変更の手続きを経なければならず、この業務に人員や経費が掛かる。
7	保安林保育事業に係る国庫補助金については、要領等により補助基準が定められており、補助対象となる森林は8齢級(40年生)以下であるが、森林の現状は、より高齢級の割合が増加しているため、実情に応じた事業実施が難しい状況にある。
8	事業実施にあたり、当初計画と比べ工事費が30%以上増減する場合や工事内容を変更(治山えん堤の位置の変更、新設もしくは廃止など)する場合は、あらかじめ国への協議が必要となる。このため、災害発生時など当初計画を変更せざるを得ない場合でも、その都度協議が必要となり、迅速な対応が困難な状況にある。 また、事業ごとに整備できる内容(森林整備、施設整備)に制限があり、地域の実態に応じた柔軟な対応が困難となっている。
9	治山事業の実施に係る補助金については大きく3本柱で構成されている。(治山事業費補助、水土保持林整備治山事業費補助、共生保安林整備事業費補助)それぞれの補助金単位で事業細目が詳細に設定されているが、補助事業の執行にあたって必要な経費は事業細目相互の流用を行ってはならないこととされている。 このため工事施工に関し当初見込みより必要経費が増減することがあるが、上記により相互流用が出来ない状況にあり地域や現場状況に応じた施工実施に支障をきたす場合がある。また補助金申請をそれぞれの補助金で行う必要があり、併せて経費管理も補助金毎に行わなければならず、事務処理が重複する。
10	復旧治山事業において採択基準金額が7,000万円以上となっているが、台風等の災害による被災規模によっては対応出来ない箇所もあり、地域に合った円滑な対応が難しい。 災害復旧には数年を必要とすることが多いが、発生 of 次年度以降もシーリングがかかるなど、復旧に必要な額が確保されにくく、地域のニーズに対応できない。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	71	治山事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
11	<p>17年度に一部事業の統合が行われるが、その他にも類似の事業があり、予算要求作業が煩雑。補助のメニューが多すぎる。</p> <p>交付決定後の変更申請手続きが煩雑。事業細目ごとのそれぞれの事業間の流用制限があり、年度途中での緊急かつ柔軟な対応が困難。</p>
12	<p>山地災害が発生した場合、応急的に災害関連を実施し、2年目以降に実施する災害跡地については、復旧治山事業により実施することとしているが、採択限度額に満たない場合は、予防治山事業等での対応となっている。</p> <p>ところが、国の治山事業予算は、最近2年間1割減のペースで推移しており、緊縮予算の中で、予防治山の枠が少なく、小規模な災害跡地の早期復旧が困難な状況にあり、放置されることにより県民の生命・財産が脅かされている状況である。</p> <p>また、災害復旧と災害予防は表裏一体で密接不可分な関係であるのに、現行制度上、機動的かつ重点的に事業実施ができない状況である。</p>
13	<p>治山事業に係る国庫補助金については、通知等により各事業メニューごとに補助基準が細かく定められている。例えば、復旧治山においては1件当たり全体計画額7千万円以上、公共施設、人家10戸以上の保護などの条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた事業ができにくい傾向にある。また、通知により一定の基準を超える金額の変更や工法変更などその都度、国との協議が必要となり、事務手続きに時間を要し事業執行に遅延を生じている。</p>
14	<p>豪雨では山地災害、台風では海岸の災害が多く発生し、その年により災害の形態が異なるため要望事業に変動が生じる。また、治山事業費補助は山地治山、保安林整備、保安林管理道に区分され、さらに山地治山は復旧治山、予防治山に細分され、さらに復旧治山は、火山地域、通常地域に細々分されているために事業実施が硬直化している。</p>

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	72	水土保全林整備治山事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	治山事業の執行においては「目細」を越えた流用が認められていないことから、地域ごとのニーズに応じて予算を効率的・効果的・弾力的・機動的に執行することができない。
2	治山事業は、県民の安全・安心にかかる事業であるとして、県で予算を重点化配分しても、国の予算状況に左右され結局は対前年比のみで内示される場合が多い。 治山事業を区別して補助金申請する必要性は無いと考える。また「治山事業」のなかでも、事業項目間で事業費の移動が出来ないなど、現場での効率的な事業費の運用が困難な状況にある。
3	工事規模(事業費)など採択基準が全国一律になっており、地域の実情やニーズにマッチした事業実施ができないケースがある。 事業の採択や計画の変更に当たり、煩雑な事務を要している。
4	防災事業であるので、全国的な技術基準に基づいて整備を行っている。そのため、事業の採択において、箇所毎のヒアリングを受けなければならず、事務手続きが煩雑である。
5	低山で谷密度が高く、集落が散在している地域においては、採択基準を満たす地区が限られてしまい、地域の実情に合った整備が図られないことがある。
6	水源地域整備事業に係る国庫補助金については、要領等により補助基準が定められており、補助対象となる水源地域の面積が200ha以上であり、計画期間は3～5年であるが、現状は、短期間に大規模な面積を整備することは困難であり、実情に応じた事業実施が難しい状況にある。
7	事業実施にあたり、当初計画と比べ工事費が30%以上増減する場合や工事内容を変更(治山えん堤の位置の変更、新設もしくは廃止など)する場合は、あらかじめ国への協議が必要となる。このため、災害発生時など当初計画を変更せざるを得ない場合でも、その都度協議が必要となり、迅速な対応が困難な状況にある。 また、事業ごとに整備できる内容(森林整備、施設整備)に制限があり、地域の実態に応じた柔軟な対応が困難となっている。
8	治山事業の実施に係る補助金については大きく3本柱で構成されている。(治山事業費補助、水土保全林整備治山事業費補助、共生保安林整備事業費補助)それぞれの補助金単位で事業細目が詳細に設定されているが、補助事業の執行にあたって必要な経費は事業細目相互の流用を行ってはならないこととされている。 このため工事施工に関し当初見込みより必要経費が増減することがあるが、上記により相互流用が出来ない状況にあり地域や現場状況に応じた施工実施に支障をきたす場合がある。また補助金申請をそれぞれの補助金で行う必要があり、併せて経費管理も補助金毎に行わなければならない、事務処理が重複する。
9	国は当該補助金の目細である個々の補助金毎に予算の割当額を定めるため、県が実施しようとする治山事業や地すべり防止事業に関して、その必要額と合致しないことがある。
10	水土保全林整備治山事業に係る国庫補助金については、通知等により各事業メニューごとに補助基準が細かく定められている。例えば、地域防災対策総合治山事業では1地区当たり全体計画額2億円以上、公共施設、人家50戸以上の保護などの条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた事業ができにくい傾向にある。また、通知により一定の基準を超える金額の変更や工法変更などその都度、国との協議が必要となり、事務手続きに時間を要し事業執行に遅延を生じている。
11	豪雨では山地災害、台風では海岸の災害が多く発生し、その年により災害の形態が異なるため要望事業に変動が生じる。また、水土保全林整備治山事業費補助は、水土保全治山、水源地域整備、防災林造成及び治山等激甚災害対策特別緊急に区分され、さらに水土保全治山は地域防災対策及び林地荒廃防止に細分され、そのうえ地域防災対策は火山地域及び通常地域に細々分されているために事業実施が硬直化している。

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	73	国有林野内治山事業費補助

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	全国一律の採択基準により事業実施が困難なケースがある。事業のヒアリングや補助金の交付申請等に多くの手間が掛かる。
2	全国一律の補助基準に合わせるため、地域の特性に応じた整備やコスト縮減について地方独自の柔軟な対応ができない。

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	74	地すべり防止事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること
2	治山事業は、県民の安全・安心にかかる事業であるとして、県で予算を重点化配分しても、国の予算状況に左右され結局は対前年比のみで内示される場合が多い。 治山事業を区別して補助金申請する必要性は無いと考える。また「治山事業」のなかでも、事業項目間で事業費の移動が出来ないなど、現場での効率的な事業費の運用が困難な状況にある。
3	工事規模(事業費)など採択基準が全国一律になっており、地域の実情やニーズにマッチした事業実施ができないケースがある。 事業の採択や計画の変更に当たり、煩雑な事務を要している。
4	防災事業であるので、全国的な技術基準に基づいて整備を行っている。そのため、事業の採択において、箇所毎のヒアリングを受けなければならず、事務手続きが煩雑である。
5	他省庁所管の地すべり防止区域にまたがる地すべりに対し、連携を取って施工しているが、一つの工事として発注できず、効率的な事業の推進が難しい場合がある。
6	事業実施にあたり、当初計画と比べ工事費が30%以上増減する場合や工事内容を変更(治山えん堤の位置の変更、新設もしくは廃止など)する場合は、あらかじめ国への協議が必要となる。このため、災害発生時など当初計画を変更せざるを得ない場合でも、その都度協議が必要となり、迅速な対応が困難な状況にある。
7	地すべりは、一度動き出すと何十億円という予算が必要で復旧に長期を要するため、県への割当予算がシーリング等で決められていると、突発的な災害に対応出来ない。 国は当該補助金の目細である個々の補助金毎に予算の割当額を定めるため、県が実施しようとする治山事業や地すべり防止事業に関して、その必要額と合致しないことがある。
8	17年度に一部事業の統合が行われるが、その他にも類似の事業があり、予算要求作業が煩雑。補助のメニューが多すぎる。 交付決定後の変更申請手続きが煩雑。
9	地すべり防止区域の指定にあたっては、県内協議を経たのち、各省庁(国土交通省、林野庁、農村振興局)の予備協議、さらに関係各省大臣の協議が必要であり、事務手続きが煩雑となり、地方の創意工夫を阻害している。
10	地すべり防止事業に係る国庫補助金については、通知等により補助基準が細かく定められている。例えば、1地区当たり全体計画額1億円以上、公共施設、人家10戸以上の保護などの条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた事業ができにくい傾向にある。また、通知により一定の基準を超える金額の変更や工法変更などその都度、国との協議が必要となり、事務手続きに時間を要し事業執行に遅延を生じている。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	75	共生保安林整備事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	治山事業の執行においては「目細」を越えた流用が認められていないことから、地域ごとのニーズに応じて予算を効率的・効果的・弾力的・機動的に執行することができない。
2	治山事業は、県民の安全・安心にかかる事業であるとして、県で予算を重点化配分しても、国の予算状況に左右され結局は対前年比のみで内示される場合が多い。 治山事業を区別して補助金申請する必要性は無いと考える。また「治山事業」のなかでも、事業項目間で事業費の移動が出来ないなど、現場での効率的な事業費の運用が困難な状況にある。
3	工事規模(事業費)など採択基準が全国一律になっており、地域の実情やニーズにマッチした事業実施ができないケースがある。 事業の採択や計画の変更に当たり、煩雑な事務を要している。
4	防災事業であるので、全国的な技術基準に基づいて整備を行っている。そのため、事業の採択において、箇所毎のヒアリングを受けなければならず、事務手続きが煩雑である。
5	全国一律の採択基準により事業実施が困難なケースがある。事業のヒアリングや補助金の交付申請等に多くの手間が掛かる。
6	森林土木工事においては、施工の進捗に伴い現地の状況変化等により変更を余儀なくされる場合があるが、施工箇所別の本工事費等の30%を超える増額については、重要な変更の手続きを経なければならず、この業務に人員や経費が掛かる。
7	生活環境保全林整備事業に係る国庫補助金については、事業費総額のうち施設整備経費が2分の1以下とされているが、森林を保健休養の場として整備する場合、2分の1以下とすることが困難であり、実情に応じた事業実施が難しい状況にある。
8	事業実施にあたり、当初計画と比べ工事費が30%以上増減する場合や工事内容を変更(治山えん堤の位置の変更、新設もしくは廃止など)する場合は、あらかじめ国への協議が必要となる。このため、災害発生時など当初計画を変更せざるを得ない場合でも、その都度協議が必要となり、迅速な対応が困難な状況にある。 また、事業ごとに整備できる内容(森林整備、施設整備)に制限があり、地域の実態に応じた柔軟な対応が困難となっている。
9	治山事業の実施に係る補助金については大きく3本柱で構成されている。(治山事業費補助、水土保全林整備治山事業費補助、共生保安林整備事業費補助)それぞれの補助金単位で事業細目が詳細に設定されているが、補助事業の執行にあたって必要な経費は事業細目相互の流用を行ってはならないこととされている。 そのうち共生保安林整備事業費補助金にあっては統合補助金化が図られ、同補助金内の事業メニューにおいて相互流用が可能となったところであるが、依然として他の治山事業に係る補助メニューとの流用が出来ない。このため、工事施工に関し当初見込みより必要経費が増減することがあるが、上記により相互流用が出来ない状況にあり地域や現場状況に応じた施工に支障をきたす場合がある。また補助金申請をそれぞれの補助金で行う必要があり、併せて経費管理も補助金毎に行わなければならず、事務処理が重複する。
10	国は当該補助金の目細である個々の補助金毎に予算の割当額を定めるため、県が実施しようとする治山事業や地すべり防止事業に関して、その必要額と合致しないことがある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	75	共生保安林整備事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
11	17年度に一部事業の統合が行われるが、その他にも類似の事業があり、予算要求作業が煩雑。補助のメニューが多すぎる。 交付決定後の変更申請手続きが煩雑。
12	共生保安林整備事業に係る国庫補助金については、通知等により各事業メニューごとに補助基準が細かく定められている。例えば、1地区当たり計画面積3ha以上、年度計画額800万円以上などの条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた事業ができにくい傾向にある。また、通知により一定の基準を超える金額の変更や工法変更などその都度、国との協議が必要となり、事務手続きに時間を要し事業執行に遅延を生じている。
13	豪雨では山地災害、台風では海岸の災害が多く発生し、その年により災害の形態が異なるため要望事業に変動が生じる。また、共生保安林整備事業費補助は共生保安林整備及び海岸防災林造成に区分され、さらに近年、共生保安林整備事業費補助の予算の落ち込みが大きいため(17年度概算決定対前年度比68.9%、民有林治山全体93.0%)事業実施が硬直化している。これにより、平成16年の台風災害では海岸災害が多く発生したが、早急な対策に対応できない。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	76	河川改修費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること
2	河川改修事業には広域基幹河川事業、広域一般河川改修事業、統合河川整備事業、都市基盤河川改修事業など様々な事業があるが、予算要求の段階でそれぞれ事業毎に、対前年度予算の伸び率で要求枠が規制されている。 事業の進捗によっては別の事業を削減してでも、大幅に増額したい場合もあるが、実際には国からの要求枠の関係で、県が最も優先する要求ができない現状である。
3	個別事業として、それぞれ施行箇所毎に交付決定されるので、各事業間の流用が不可である。 また、要望時のシーリングもそれぞれ別枠となっている。
4	予算要求のグループ(工種)毎のキャップにより、整備状況から重点化するグループのシフトが難しい
5	河川改修費補助について、実施計画及び交付申請が地方整備局ブロック単位の申請となったが、必要以上と思われる膨大な要求資料の提出など、より複雑な事務手続きは事務コスト削減化に逆行している。また、事業執行においては、河川改修事業と住民参加型の川づくりなど地域連携事業を促進するよう指導されるが、実際の整備にあたっては、河川構造基準を準拠せざるを得ないため、ローカルルールが適応しにくい状況にある。
6	河川ごとに箇所付けされているため、箇所間で流用等する場合には変更認可が必要になる。また、一般会計・道路整備特別会計にも類似の補助制度があるが、それぞれ個別に予算管理しなければならずその事務が複雑で、補助制度間の流用等柔軟な対応もできない。
7	河川関係の補助事業の実施等に伴い国からの調査が多く、その回答作成には多大な事務量を要しており、人員・経費の無駄が生じている。調査内容は、補助事業の実施に伴う状況把握から過去の補助事業に係る実績など多岐に渡り、年間を通じ恒常的に行われている。
8	現行の補助金制度は各事業毎に予算額が割当てられているため、県独自では事業間の弾力的な流用・変更等の予算配分が出来ないことや、要望及び認可等の事務が制度上煩雑化しており、その資料作成等に人員や時間を要すること等の問題がある。
9	水防情報基盤緊急整備事業については、採択基準により整備できる設備が限られており、既存設備の改修については、大規模改修以外は補助されない。
10	補助事業全般について、要望～交付申請までの手続きに地方は負担を感じている。特に国の地方機関を経由した手続きは、短期間で資料作成を求められるなど、その対応に追われる実態から依然として脱却し切れていないばかりか、近年ますます詳細な資料要求になってきている。
11	年度途中に生じた状況の変化により、事業費の河川間流用や一定を超える経費の配分の変更をせざるを得ないケースがある。この変更事務にあたり、煩雑な資料作成と国土交通省の承認が必要となる。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	76	河川改修費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)		
12		<p>広域基幹河川改修事業と広域一般河川改修事業とは、その目的と内容が同じようなものであるにもかかわらず、総事業費や被害を防止する区域の規模の大小によって区分されており、それぞれについて補助金関連事務を行うこととなるため、人員や経費に無駄が生じている。</p> <p>事業計画に記載した費目間の流用をするためには、計画変更のため煩雑な手続きが必要となり、現場の事業状況に合わせた効率的な事業推進の妨げとなる。</p>
13		<p>補助メニューにより事業箇所、事業内容が固定化し、弾力的な対応ができない。</p> <p>たとえば、いったん箇所付けがされると、原則として事業が完了するまで事業費の変更ができないため、災害後の緊急に整備が必要な箇所が周辺で発生しても、優先的に取り組むことができない場合がある。</p> <p>一方、同じ統合河川整備事業の箇所であれば、県内での箇所間流用は可能であるが、今回の制度の見直しにより新たに流域単位の箇所付けとなる見込みのため、この間のやりとりに関し事務手続きの増が予想される。</p>
14		<p>当該国庫補助金は、本省配分であるため、多くの地方自治体が事業を実施しており、他府県の要求額に大きく左右される。また、河川間での流用や他事業との予算調整が困難なため、大幅な内示差を生じることが多い。</p>
15		<p>河川整備に係る国庫補助については、通常河川改修事業で河川改修費補助、都市河川改修費補助、統合河川改修費補助に分かれており、事項間の流用ができない状況にある。また、修繕系事業である河川修繕費補助も事項が分かれているため、通常河川改修費との流用ができない。昭和40年～50年代に設置された排水機場が数多くある地域では、現在それら全ての排水機場でオーバーホール等の補修が必要となっている。そのため、莫大な補修費用が必要で通常河川改修費から流用したいができない状況である。</p> <p>また、統合河川整備事業は現在県内全域で流用が可能であるにもかかわらず、来年度から総合流域防災事業になるため圏域分割され、流用が困難な状況になる。</p>
16		<p>採択基準により細分化されていたため、事業費の流用が認められず、突発的に発生した内容について、変更・流用ができない。</p>
17		<p>(H17から一部見直し(河川改修費補助は主要河川のみに変更))</p> <p>事業費目や交付決定単位を越えた予算の流用は実質的に困難なことから、年度途中での状況変化等に即応した事業間の流用による柔軟な予算対応が困難。また、予算要求時においても、事業費目ごとに縛りがあるため、地方分権の視点に立った予算要求が困難となる。</p>
18		<p>予算要求に当たっては、事業細目別に細かなシーリングが課せられるため、個々の実情に応じた柔軟な予算の貼り付けが困難となっている。</p> <p>また、地方整備局が本省へ説明するシステムとなっているため、説明用資料として多くの資料作成、提出が求められている。</p> <p>事務費の用途協議手続きが煩雑。</p> <p>事務費の管理が煩雑。</p> <p>交付決定後の変更申請手続きが煩雑。</p>
19		<p>予算要望や認可時に、本省、地方整備局で細かいチェックがなされ、国の画一的な改修方針にそぐわない場合は内容の修正を求められるなど、県の自主性・裁量性が阻害されている。</p>
20		<p>補助金毎に対象及び予算が固定されており、年度途中で類似事業に振り替えできない。 (例：河川改修費補助と都市河川改修費補助)</p>

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	76	河川改修費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
21	河川改修に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、広域河川改修事業の場合、法令において、総事業費が概ね12億円以上であることや、被害が防止される区域内の農耕地が200ha以上であるもの、宅地が20ha以上であるもの、家屋が200戸以上あるものなどの基準が定められており、国庫補助に係る通知等においても、さらに条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。
22	国から指示される一律的な作業値により予算要求を求められ、地方の裁量が制限されている。河川環境整備に係わる事業採択の手続きについて、作成資料が膨大であり制度を十分に活用できない。
23	一定の計画に基づき実施される河川改良に係わる国庫補助であるが、補助採択条件が被害防止区域内にある宅地面積や家屋数などを基準としているため、地方部で発生した浸水被害では補助採択が難しく、地域の実情に応じた河川改修を補助事業で取り組むことが難しい状況である。圃場整備事業など地域の振興対策と連携した河川改修を行うことにより、大幅なコスト縮減や事業効果を発現できるが、現状での補助採択条件では過去の浸水実績などが基準となるため、将来を見越した河川改修を補助事業で取り組むことが難しい状況である。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	77	統合河川整備事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること。 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること。
2	河川改修事業には広域基幹河川事業、広域一般河川改修事業、統合河川整備事業、都市基盤河川改修事業など様々な事業があるが、予算要求の段階でそれぞれ事業毎に、対前年度予算の伸び率で要求枠が規制されている。 事業の進捗によっては別の事業を削減してでも、大幅に増額したい場合もあるが、実際には国からの要求枠の関係で、県が最も優先する要求ができない現状である。
3	個別事業として、それぞれ施行箇所毎に交付決定されるので、各事業間の流用が不可である。 また、要望時のシーリングもそれぞれ別枠となっている。
4	統合河川整備事業費補助事業実施要領の第1条の目的に「治水上影響が少ない河川事業を地域が裁量的に実施することにより、創意工夫を活かした個性的な地域づくりを推進することを目的とする。」と明記されているものの、広域河川事業と同様に通常の実施計画申請及び補助金交付申請については、やむを得ずとも全体計画承認とは別に5ヶ年整備計画の申請並びに年度整備状況報告など煩雑な手続きと設計審査等の国の関与が依然と強く、地方裁量による柔軟な発想到程遠いのが実情である。
5	個別箇所ごとの予算管理が行われており、現場の状況に応じて箇所間で流用するなど、円滑な事業展開がしにくい。
6	河川関係の補助事業の実施等に伴い国からの調査が多く、その回答作成には多大な事務量を要しており、人員・経費の無駄が生じている。調査内容は、補助事業の実施に伴う状況把握から過去の補助事業に係る実績など多岐に渡り、年間を通じ恒常的に行われている。
7	現行の補助金制度は各事業毎に予算額が割当てられているため、県独自では事業間の弾力的な流用・変更等の予算配分が出来ないことや、要望及び認可等の事務が制度上煩雑化しており、その資料作成等に人員や時間を要すること等の問題がある。
8	年度途中における事業計画範囲内での予算の箇所間流用は可能であるが、実際は河川改修費補助の事業における箇所間の流用(いわゆる変更認可)相当の資料作成・説明を要求され、事務経費の無駄が生じている。 H17から総合流域防災事業(新設)に編入
9	補助メニューにより事業箇所、事業内容が固定化し、弾力的な対応ができない。 たとえば、いったん箇所付けがされると、原則として事業が完了するまで事業費の変更ができないため、災害後の緊急に整備が必要な箇所が周辺で発生しても、優先的に取り組むことができない場合がある。 一方、同じ統合河川整備事業の箇所であれば、県内での箇所間流用は可能であるが、今回の制度の見直しにより新たに流域単位の箇所付けとなる見込みのため、この間のやりとりに関し事務手続きの増が予想される。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	77	統合河川整備事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
10	<p>河川整備に係る国庫補助については、通常河川改修事業で河川改修費補助、都市河川改修費補助、統合河川改修費補助に分かれており、事項間の流用ができない状況にある。また、修繕系事業である河川修繕費補助も事項が分かれているため、通常河川改修費との流用ができない。昭和40年～50年代に設置された排水機場が数多くある地域では、現在それら全ての排水機場でオーバーホール等の補修が必要となっている。そのため、莫大な補修費用が必要で通常河川改修費から流用したいができない状況である。</p> <p>また、統合河川整備事業は現在県内全域で流用が可能であるにもかかわらず、来年度から総合流域防災事業になるため圏域分割され、流用が困難な状況になる。</p>
11	<p>(H17から一部見直し(河川改修費補助は主要河川のみに変更))</p> <p>事業費目や交付決定単位を越えた予算の流用は実質的に困難なことから、年度途中での状況変化等に即応した事業間の流用による柔軟な予算対応が困難。また、予算要求時においても、事業費目ごとに縛りがあるため、地方分権の視点に立った予算要求が困難となる。</p>
12	<p>予算要求に当たっては、事業細目別に細かなシーリングが課せられるため、個々の実情に応じた柔軟な予算の貼り付けが困難となっている。</p> <p>また、地方整備局が本省へ説明するシステムとなっているため、説明用資料として多くの資料作成、提出が求められている。</p> <p>事務費の使途協議手続きが煩雑。 事務費の管理が煩雑。 交付決定後の変更申請手続きが煩雑。</p>
13	<p>この事業は、「治水上等の影響が小さい河川事業を地域が裁量的に実施することにより、創意・工夫を生かした個性的な地域づくりを推進すること」を目的として創設された。</p> <p>しかし、予算要望や認可時に、本省、地方整備局で細かいチェックがなされ、国の画一的な改修方針にそぐわない場合は内容の修正を求められるなど、県の自主性・裁量性が阻害されている。</p>
14	<p>統合河川整備計画が非常に内容が細かいため(本工事費・付帯工事費・用地補償費・間接費及び各費目の施工量も制定する必要がある)、頻繁に統河計画変更が必要となり、県の自由な裁量を阻害している。</p>
15	<p>当該補助は廃止され、新たな事業等を盛り込んだ総合流域防災事業に変更されたが、変更認可の手続き等について条件緩和がほとんどなく、事業が遅滞するケースが想定される。</p>
16	<p>統合河川整備事業費補助については、平成17年度から総合流域防災事業に拡充され、河川事業だけでなく、砂防、地すべり、急傾斜事業も含め、個々の事業規模の小さいものを流域単位で包括的に施設整備を行えるようにするとともに、災害関連情報の提供などのソフト対策をあわせて行える制度に移行する。</p> <p>しかし、交付決定単位である「流域」の設定如何によっては、従来の統合河川整備事業よりも、地方の自主性・裁量制が狭められる恐れがある。</p> <p>現在、国は、都道府県ごとに2～3流域に分け、それぞれの「流域」ごとに事業計画を策定し、予算の配分をしようとしており、現行の統合河川整備事業が県全域を対象としているのに対し、従来より予算配分などの都道府県の裁量制が拘束される。</p> <p>また、例えば、広大な面積を有する県では、例え3分割しても、一つの「流域」が県の面積よりも大きいというような、都道府県間でのアンバランスが生じる恐れがある。</p> <p>さらには、従来は情報基盤緊急整備事業費補助により、県域を一つの交付決定単位として実施していた雨量や水位の情報収集伝達施設の整備では、本来一体である送受信装置の内訳を、無理にも「流域」ごとに分割しなければならなくなり、従来よりも事務手続きが煩雑になる恐れがある。</p>

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	77	統合河川整備事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
17	統合河川整備に係る国庫補助については、河川改修費補助又は都市河川改修費補助の採択基準に該当することが前提であり、比較的規模の小さいものについて統合補助金化されたものである。したがって、法令や通知において国庫補助金の補助基準や条件が細かく定められており、これらの基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。
18	事業の目的が、県に統合的な補助金を一括して交付し、地域で裁量的に事業を施工実施することにより、創意工夫を活かした個性的な地域づくりを推進するとなっている。しかし、予算要求時には一律的な基準により査定されているようで、地方の裁量が制限されている。
19	予算規模があまりに小さく、規模の大きな構造物への対応が困難な状況にある。二級河川については、樋門等の河川工作物応急対策や堤防の修繕などの事業メニューも残されているが、採択規模の引き上げにより、事業化が年々困難となってきている。
20	一定の計画に基づき実施される河川改良に係わる国庫補助であるが、補助採択条件が被害防止区域内にある宅地面積や家屋数などを基準としているため、地方部で発生した浸水被害では補助採択が難しく、地域の実情に応じた河川改修を補助事業で取り組むことが難しい状況である。圃場整備事業など地域の振興対策と連携した河川改修を行うことにより、大幅なコスト縮減や事業効果を発現できるが、現状での補助採択条件では過去の浸水実績などが基準となるため、将来を見越した河川改修を補助事業で取り組むことが難しい状況である。
21	H17からの総合流域防災事業(総流防)の創設により、総流防構成事業間の流用が可能となったが、補助率が異なるものがあるため、流用に際しては煩雑な事務が予測される。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	78	堰堤改良費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること
2	当該事業は、工事内容が小規模な施設まで説明を求められ、申請までに多大な時間と労力がかかっている現状である。
3	堰堤改良工事は、施設がすでに存在しているので、それに不具合が発生した場合に対応するための経費は、それほど大きなものではない場合もある。 しかし、本事業の採択要件のひとつとして、総事業費が4億円以上ということになっているため、ある施設を復旧するだけでよいなどの対応には機動的に対処できない状況にある。
4	ダム本体及び放流設備並びにこれに付属する設備の改良に係る国庫補助については国庫補助金の補助採択基準が定められている。この基準を満たすために不要な設備まで改良せざるを得ない状況にある。
5	ダムを適正に維持管理していくために必要な、ダム本体、放流設備並びにこれに付属する設備、観測、通報、警報設備の改良に係る国庫補助であるが、補助採択条件が総事業費4億円以上のものとなっている。平成17年度からは補助採択条件が総事業費1.5億円以上の堰堤修繕費補助が小規模補助であると廃止となったため、管理ダムの実状に応じて計画的に行ってきた改良更新ができない状況にある。
6	現行の補助金制度は各事業毎に予算額が割当てられているため、県独自では事業間の弾力的な流用・変更等の予算配分が出来ないことや、要望及び認可等の事務が制度上煩雑化しており、その資料作成等に人員や時間を要すること等の問題がある。
7	ダム管理設備としてダム建設時に設置した既設水位観測局については河川事業で整備すべきだとして、堰堤改良費補助によるダム管理設備との一体での改良整備ができていない(河川とダムの縦割り)。
8	現在供用中のダム施設の改良や更新で、大規模な事業を対象としており、補助の有無にかかわらず、耐用年数を迎えている施設においては、早急に実施する必要があるが、現制度では予算枠等の理由により採択が見送られるケースがある。
9	堰堤の改良並びに施設整備に係る国庫補助については、基準等において国庫補助金の補助基準が細かく定められているため、地域の実情にあった施設整備ができない状況となっている。
10	各県每一律に配分されているものではなく、各県が個々のダムの改良の必要性を整理し、それに基づいて配分されているが、補助対象の総事業費が一定額以上と定められており、県の自由な裁量を阻害している。
11	県管理ダム及びこれに関連する附帯施設等の維持修繕及び改良が目的であるが、予算要求時には一律的な基準により査定されているため、地方の裁量が制限されている。

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	79	砂防事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること。 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること。
2	事業費枠(例:火山と通常、土石流と水系等)に縛られるため、予算配分がしにくい。 総事業費等の採択基準で縛られるため、要望箇所が限定される。
3	交付単位は、県単位であるが、個別的にそれぞれ施行箇所毎に事業費決定されるので、各事業間の流用には、手続きが必要で事務が繁雑である。
4	補助採択基準に事業費の下限値があるため、採択基準の事業費に満たない小規模なものは県単独事業により対応せざるを得ない状況にある。
5	個別箇所ごとの予算管理が行われており、現場の状況に応じて箇所間で流用するなど、円滑な事業展開がしにくい。
6	土石流対策の堰堤設置が最優先されており、地域住民が望んでいる護岸工の整備は採択されにくいことから地域のニーズに対応した事業展開が図れていない状況にある。
7	砂防関係の補助事業の実施等に伴い国からの調査が多く、その回答作成には多大な事務量を要しており、人員・経費の無駄が生じている。調査内容は、補助事業の実施に伴う状況把握からイベントの開催予定まで多岐に渡り、年間を通じ恒常的に行われている。
8	現行の補助金制度は各事業毎に予算額が割当てられているため、県独自では事業間の弾力的な流用・変更等の予算配分が出来ないことや、要望及び認可等の事務が制度上煩雑化しており、その資料作成等に人員や時間を要すること等の問題がある。
9	火山砂防事業、通常砂防事業に加え新たに総合流域防災事業が創設されたことにより、従来の交付決定単位が細分化され、予算の弾力的な運用が以前より困難で地域のニーズに対応できていない。
10	地方の自主性・裁量性を高める趣旨で総合流域防災事業が平成17年度から創設されたが、採択基準が限定的であることから対象箇所が絞られるなど地域のニーズに対応できた内容となっていない。
11	砂防事業等に係る国庫補助については、法令や通知に基づき事業内容や経費配分の承認を得ることとなっている。このため、事業実施に先立ち、国に説明し承認を得て事業を進めているが、年度途中で計画変更が生じた時、国が定めた規則に基づき重要な変更として事務処理を行っているが、地方から見た場合、重要であるとは思われない事例が多い。結果として事務が繁雑となっている。 (例:当初計画で用地補償費を計上しておらず、やむを得ず用地補償費が1千円でも必要となった場合、重要な変更として国の承認が必要となる。)
12	H17から「総合流域防災事業費補助」となるが、総流防と個別補助に細分化されたため、箇所間流用の範囲が狭められ、地方の裁量性が低下する。
13	砂防事業費補助の事業採択は溪流毎に行われており、事業採択された溪流のすぐ隣の溪流で土砂災害が発生し、緊急に対応しなければならない場合でも、事業費の融通が利かない。 また、事業採択には1件あたりの事業費に下限が設定されている(通常砂防、火山砂防:1億円以上/件)。今後、既設施設の有効活用を進めるにあたり除石を行いたいが、県が施工した砂防堰堤は規模が小さく、事業採択の対象とならない。

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	79	砂防事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
14	補助メニューにより事業箇所、事業内容が固定化し、弾力的な対応ができない。 たとえば、いったん箇所付けがされると、原則として事業が完了するまで事業費の変更ができないため、災害後の緊急に整備が必要な箇所が周辺で発生しても、優先的に取り組むことができない場合がある。
15	補助の配分が水系毎に細分化されているため、迅速に対応しなければならない箇所や真に必要な箇所を機能的に実施できない。
16	煩雑な補助金関連事務に双方の人員や経費の無駄が生じている。新規事業の場合、本省で1回ヒアリング、地方整備局で5回(概算要求 2次要求 認可 工法協議 認可変更)、通常、数年の継続事業となるため、地方整備局で同じことが5回行われる。国の意向に沿う資料を余分に作成しなければならない。
17	溪流での事業実施という点からすれば、河川事業とも当然密接な関連を有している事業であり、河川と砂防が区分されている現況では、面的な整備が図りづらい。また、類似事業として治山事業があるが、事業の実施手法が若干異なり、できる物が同じなら同一の手法で実施されるべき、という県民からの観点からすれば、国の縦割り行政の弊害も否めない。
18	現在、補助砂防事業については、全国一律的な採択基準により事業を実施しているが、その一方で、巨大地震への対策として必要とされる既設えん堤への耐震補強等、地域のニーズにマッチした事業は実施が困難な状況にある。
19	全体計画認可、新規事業ヒアリング、当年度認可、変更認可等において多大な提出資料、説明資料が必要であり、このため県においては資料作成に相当な時間を要している。
20	砂防施設整備については通知等において採択基準(例:事業費1億円以上、人家50戸以上の保護等)が細かく定められている。このため、地域の実情に応じた施設整備が困難なケースがある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	80	地すべり対策事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっている。 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れている。
2	交付単位は、流域毎であるが、個別的にそれぞれ施行箇所毎に事業費決定されるので、各事業間の流用には、手続きが必要である。
3	補助事業の認可手続き等に占める資料作成・協議の作業が膨大な為、早期に工事が必要な箇所において工事着手が遅れ、迅速な施設整備ができない状況にある。
4	補助採択基準に事業費の下限値があるため、採択基準の事業費に満たない小規模なものは県単独事業により対応せざるを得ない状況にある。
5	個別箇所ごとの予算管理が行われており、現場の状況に応じて箇所間で流用するなど、円滑な事業展開がしにくい。
6	地すべり防止施設の修繕工事(既存施設の有効利用)を行うにあたり、採択基準に適合せず対応困難な場合がある。
7	砂防関係の補助事業の実施等に伴い国からの調査が多く、その回答作成には多大な事務量を要しており、人員・経費の無駄が生じている。調査内容は、補助事業の実施に伴う状況把握からイベントの開催予定まで多岐に渡り、年間を通じ恒常的に行われている。
8	他省庁所管の地すべり防止区域にまたがる地すべり区域においては、一連区間の事業であっても、各所管毎に事業を実施しなければならないため、認可等の事務手続等に人員や時間を要することや、コスト縮減等の効率的な事業の実施を阻害している。
9	総合流域防災事業の創設により、補助金の交付決定が流域別に区分した圏域単位とされ細分化したため、県内での予算の弾力的・機動的な運用が困難となっており、地域のニーズに対応できていない。
10	砂防事業等に係る国庫補助については、法令や通知に基づき事業内容や経費配分の承認を得ることとなっている。このため、事業実施に先立ち、国に説明し承認を得て事業を進めているが、年度途中で計画変更が生じた時、国が定めた規則に基づき重要な変更として事務処理を行っているが、地方から見た場合、重要であるとは思われない事例が多い。結果として事務が繁雑となっている。 (例:当初計画で用地補償費を計上しておらず、やむを得ず用地補償費が1千円でも必要となった場合、重要な変更として国の承認が必要となる。)
11	地すべり対策事業については、全国一律の採択基準により補助事業が制度化されているため、本県において地すべりの兆候がある箇所であっても事業採択がされないケースがあるなど地域のニーズに対応できていない。(補助採択基準:人家10戸以上または農地10ha以上)
12	補助メニューにより事業箇所、事業内容が固定化し、弾力的な対応ができない。 たとえば、いったん箇所付けがされると、原則として事業が完了するまで事業費の変更ができないため、災害後の緊急に整備が必要な箇所が周辺で発生しても、優先的に取り組むことができない場合があり、地域の裁量性が高まらない。
13	毎年度の補助配分が硬直化しており、年次計画に基づく効率的な事業実施が困難である。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	80	地すべり対策事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
14	煩雑な補助金関連事務に双方の人員や経費の無駄が生じている。新規事業の場合、本省で1回ヒアリング、地方整備局では5回(概算要求 2次要求 認可 工法協議 認可変更)行われる。通常、継続事業であるため、地方整備局で毎年同じことが行われることになれば事務が複雑な成り非効率である。また、国の意向に沿う資料を余分に作成しなければならないなど地方の裁量を阻害する関与が行われている。
15	類似事業として治山事業及び耕地事業による地すべり対策事業があるが、県民の視点から見れば「事業の実施手法が若干異なるものの、整備されてできる物が同じなら同一の手法で実施されるべきではないか。」と感覚であり、国の縦割り行政の弊害という認識が広がっている。
16	県内で地すべり防止事業を実施する事業課間で調整を行ってから、地すべり防止区域指定の申請を行うが、その際に国土交通省以外の省(農水省等)から同省関係事業でできない理由について理由を問われるなど地域の主体性を妨げる関与が行われる。
17	全体計画認可、新規事業ヒアリング、当年度認可、変更認可等において多大な提出資料、説明資料が必要であり、このため県においては資料作成に相当な時間を要している。
18	地すべり対策施設整備については通知等において採択基準(例:事業費1億円以上、人家10戸以上の保護等)が細かく定められている。このため、地域の実情に応じた施設整備が困難なケースがある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	81	急傾斜地崩壊対策事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること。 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること。
2	交付単位は、流域毎であるが、個別的にそれぞれ施行箇所毎に事業費決定される。しかし、各事業間の流用には、手続きが必要であることから事業の効率的な執行に支障がある。
3	急傾斜補助採択基準が、がけ高10m以上・人家10戸以上となっている。しかし近年、集落の過疎化等の問題により人家数が減っており、地元要望が採択基準に満たない箇所が多い。そのため、要望の多いところから事業の実施ができず、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。 補助事業の認可手続き等に占める資料作成・協議の作業が膨大なため、早期に工事が必要な箇所において工事着手が遅れ、迅速な施設整備ができない状況にある。
4	急傾斜地崩壊対策事業については、全国一律の採択基準により補助事業が制度化されているため、危険箇所の多くが山間地域に点在する地域では、事業採択されない危険箇所が多く存在する(現行の補助採択基準:保全人家戸数10戸以上)。
5	急傾斜地崩壊対策工事に係る国庫補助の採択基準は、がけの高さが10m以上で、危険区域の指定基準(高さ5m以上)と異なっており、危険区域内の10m未満のがけの整備については国の公共事業で実施することはできない。 さらに、総事業費が7千万円以上であることという採択基準から、がけの高さが10m以上であっても公共事業の実施ができないことが多い。 特に、人口が集中している市街地等においては、補助採択基準に達しない箇所でもがけ崩れによる被害のおそれは多大なものが見込まれ、事業効果も高いものもある。このため、整備を待ち望んでいる住民も多いことから、地方へ税源移譲し、地域の実情に応じた整備が図れるようにすべきである。
6	急傾斜地危険区域は、急傾斜地法及び同法に係る国の通達により斜面高5m以上かつ保全人家戸数5戸以上として区域が指定されるとともに、必要に応じて行政が施設整備を実施することとなっている。しかし、補助採択を受けられる施設整備事業は総事業費7千万円以上で崖高10m以上かつ保全家屋数10戸以上という基本的な採択基準があり、5戸～9戸は県単独費で整備することとなっている。このため、逼迫した県財政の中では県単独事業の実施は、少しずつ、かつ長期間をかけて実施せざるを得ない状況にあり、本来は受益者戸数に関係なく災害実績も含めた斜面の危険性に基づいて実施されるべき施設整備が、受益者戸数の如何によりその整備事業の進捗が大幅に異なる点は問題であり、税源移譲を行い地域の実情に速やかに対応すべきである。
7	個別箇所ごとの予算管理が行われており、現場の状況に応じて箇所間で流用するなど、円滑な事業展開がしにくい。
8	砂防関係の補助事業の実施等に伴い国からの調査が多く、その回答作成には多大な事務量を要しており、人員・経費の無駄が生じている。調査内容は、補助事業の実施に伴う状況把握からイベントの開催予定まで多岐に渡り、年間を通じ恒常的に行われている。
9	現行の補助金制度は各事業毎に予算額が割当てられているため、県独自では事業間の弾力的な流用・変更等の予算配分が出来ないことや、要望及び認可等の事務が制度上煩雑化しており、その資料作成等に人員や時間を要すること等効率的な事業執行に支障がある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	81	急傾斜地崩壊対策事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
10	<p>砂防事業等に係る国庫補助については、法令や通知に基づき事業内容や経費配分の承認を得ることとなっている。このため、事業実施に先立ち、国に説明し承認を得て事業を進めているが、年度途中で計画変更が生じた時、国が定めた規則に基づき重要な変更として事務処理を行っているが、地方から見た場合、重要であるとは思われない事例が多い。結果として事務が繁雑となっている。</p> <p>(例:当初計画で用地補償費を計上しておらず、やむを得ず用地補償費が1千円でも必要となった場合、重要な変更として国の承認が必要となる。)</p>
11	<p>補助メニューにより事業箇所、事業内容が固定化し、弾力的な対応ができない。</p> <p>たとえば、いったん箇所付けがされると、原則として事業が完了するまで事業費の変更ができないため、災害後の緊急に整備が必要な箇所が周辺で発生しても、優先的に取り組むことができない場合がある。</p>
12	<p>煩雑な補助金関連事務に双方の人員や経費の無駄が生じている。新規事業の場合、本省で1回ヒアリング、地方整備局では5回(概算要求 2次要求 認可 工法協議 認可変更)行われる。通常、継続事業であるため、地方整備局で毎年同じことが行われることになれば事務が繁雑な成り非効率である。また、国の意向に沿う資料を余分に作成しなければならないなど地方の裁量を阻害する関与が行われている。</p>
13	<p>全国一律の基準となっており、様々な基準を守りながらの砂防関係の事業を執行することになり、地方の裁量性が低く、地方の創意工夫を阻害している。</p>
14	<p>全体計画認可、新規事業ヒアリング、当年度認可、変更認可等において多大な提出資料、説明資料が必要であり、このため県においては資料作成に相当な時間を要している。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	82	河川修繕費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること
2	河川整備に係る国庫補助については、通常河川改修事業で河川改修費補助、都市河川改修費補助、統合河川改修費補助に分かれており、事項間の流用ができない状況にある。また、修繕系事業である河川修繕費補助も事項が分かれているため、通常河川改修費との流用ができない。昭和40年～50年代に設置された排水機場が数多くある地域では、現在それら全ての排水機場でオーバーホール等の補修が必要となっている。そのため、莫大な補修費用が必要で通常河川改修費から流用したいができない状況であるため地域のニーズに対応できない。
3	河川修繕に係る国庫補助については、平成16年度をもって、「スリム化」による事業廃止となっている。税源移譲がないまま事業を廃止するということで、地域の実情に応じた施設修繕ができなくなる。
4	平成17年度から、事業費4億円以上の事業は、新設の総合流域防災事業に位置づけられるが、それ以下についての補助制度は廃止され、これに替わる財源移譲は実現していない。このため、地域の実情に応じた施設修繕に支障が生じることになる。

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	83	ダム周辺環境整備事業費補助

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	採択箇所が少なく、箇所採択なので機動的に水質悪化等に対応できない。
2	ダム周辺の環境整備においては、国に「地域に開かれたダム」の申請を行い、整備計画の認定を受けた後に補助の採択を受けていた。整備計画の立案に当たっては、国の指導を受けることから、過度の整備計画の立案をせざるを得ない状況にあった。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	84	堰堤修繕費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	採択箇所が少なく、箇所採択なので機動的に老朽化等に対応できない。
2	ダム本体及び放流設備並びにこれに付属する設備の修繕に係る国庫補助については国庫補助金の補助採択基準が定められていた。この基準を満たすために不要な設備まで改良せざるを得ない状況にあった。
3	平成16年度をもって、「スリム化」による事業廃止となっている。本来一級河川と二級河川の指定区間は法定受託事務として県が管理しており、本来は確実な税源移譲を行うべきものである。

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	85	砂防設備修繕費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>砂防事業等に係る国庫補助については、法令や通知に基づき事業内容や経費配分の承認を得ることとなっている。このため、事業実施に先立ち、国に説明し承認を得て事業を進めているが、年度途中で計画変更が生じた時、国が定めた規則に基づき重要な変更として事務処理を行っているが、地方から見た場合、重要であるとは思われない事例が多い。結果として事務が繁雑になっている。</p> <p>(例:当初計画で用地補償費を計上しておらず、やむを得ず用地補償費が1千円でも必要となった場合、重要な変更として国の承認が必要となる。)</p>
2	<p>補助金の廃止にともない、老朽化施設対策や公共土木施設災害国庫負担法の対象とならない施設損壊については、県単独費による修繕・補修・強化補強等を実施せざるを得ない状況となったが、逼迫する県財政の中では実施困難であり、税源移譲を行わずに同事業を廃止したのは、国として事業の必要性がないものと考えられ国の責任放棄とも取れる。</p>
3	<p>平成16年度をもって、「スリム化」による事業廃止となっている。本来、砂防指定地は法定受託事務として県が管理しており、本来は税源移譲がなされなければならない。</p>

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	86	砂防基礎調査費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること
2	ハード事業と基礎調査費ごとに事業費決定されることから、優先的・緊急的箇所の事業実施できないうえに、各事業間の流用には、手続きが必要となり、事業の効率的な執行を阻害している。
3	当調査費は、ハード整備を補完する対策として、H13年度から新たに創設されたソフト対策のための事業である。 県内でもこのソフト対策について優先箇所を選定し、効率的に事業展開を進めているものの、対象となっている土砂災害危険箇所数が多く、進捗率が伸び悩んでいる。 しかし、現行の制度では、補助率が低く、起債も充当出来ないため、県財源の持ち出し分が多く、本来必要な額を確保出来ない現状にあることから、地域のニーズに細かく対応していくためには税源移譲を行うことが必要である。
4	個別箇所ごとの予算管理が行われており、現場の状況に応じて箇所間で流用するなど、円滑な事業展開がしにくい。
5	砂防関係の補助事業の実施等に伴い国からの調査が多く、その回答作成には多大な事務量を要しており、人員・経費の無駄が生じている。調査内容は、補助事業の実施に伴う状況把握からイベントの開催予定まで多岐に渡り、年間を通じ恒常的に行われており、事業の効率性を妨げている。
6	現行の補助金制度は各事業毎に予算額が割当てられているため、県独自では事業間の弾力的な流用・変更等の予算配分が出来ないことや、要望及び認可等の事務が制度上煩雑化しており、その資料作成等に人員や時間を要すること等の問題があり、非効率となっている。
7	砂防事業等に係る国庫補助については、法令や通知に基づき事業内容や経費配分の承認を得ることとなっている。このため、事業実施に先立ち、国に説明し承認を得て事業を進めているが、年度途中で計画変更が生じた時、国が定めた規則に基づき重要な変更として事務処理を行っているが、地方から見た場合、重要であるとは思われない事例が多い。結果的に事務が繁雑となっている。 (例:当初計画で用地補償費を計上しておらず、やむを得ず用地補償費が1千円でも必要となった場合、重要な変更として国の承認が必要となる。)
8	既設施設の効果評価について、全国一律の値を採用するよう通達があり、この通達に基づいて調査を行うと、受益者負担金を徴収して施工した施設が、土砂災害を防止できないこととなり、地元への説明が困難である(土砂災害警戒区域等の指定が進まない)
9	毎年度の補助配分が硬直化しており、年次計画に基づく効率的な事業実施が困難である。
10	補助額が少額にもかかわらず、事務が繁雑であることから費用対効果の面で問題がある。むしろ地方に税源移譲することにより効率的な事業執行が可能となる。
11	同事業は土砂災害防止法に基づいて土砂災害発生の危険箇所を調査しているものであるが、補助金は砂防事業(治水特別会計)と急傾斜事業(一般会計)から出されており、常に両事業の比率(アロケーション)が問題となる。しかし、この調査はあくまで砂防・地すべり・急傾斜のすべての土砂災害に対処するための法に基づいて実施するものであり、国の予算費目に振り回されることなく、県の方針や実態に沿って実施されるべきものとする。
12	全国一律の基準となっており、様々な基準を守りながらの砂防関係の事業を執行することになり、地方の裁量性が低く、地方の創意工夫を阻害している。

分 野	国庫補助負担金名	
公共事業	86	砂防基礎調査費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
13	急傾斜地基礎調査と同内容の調査であるにもかかわらず、補助制度が別になっているため、事務量も必要以上に多くなり、また、使い勝手の悪い補助金になっていることから効率的な執行を行うため地方に税源移譲が必要がある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	87	雪崩対策事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること
2	交付単位は、流域毎であるが、個別的にそれぞれ施行箇所毎に事業費決定される。しかし、各事業間の流用には、手続きが必要であることから事業の効率的な執行に支障がある。
3	補助採択条件が人家5戸以上、事業費70,000千円以上となっているが、近年の集落の過疎化等により、地域からの要望規模が小さく採択要件に満たないので、地域のニーズに対応したものとなっていない。
4	個別箇所ごとの予算管理が行われており、現場の状況に応じて箇所間で流用するなど、円滑な事業展開がしにくい。
5	雪崩危険箇所と急傾斜地崩壊危険箇所は同一箇所となることが多く、連携して事業の促進を図りたい。しかし、現行制度では「総合流域防災事業」により制度化されたものの、一部の事業しか認められていないことから地方の裁量性が高まらない。
6	煩雑な補助金関連事務に双方の人員や経費の無駄が生じている。新規事業の場合、本省で1回ヒアリング、地方整備局では5回(概算要求 2次要求 認可 工法協議 認可変更)行われる。通常、継続事業であるため、地方整備局で毎年同じことが行われることになれば事務が繁雑な成り非効率である。また、国の意向に沿う資料を余分に作成しなければならないなど地方の裁量を阻害する関与が行われている。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	88	急傾斜地基礎調査費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること。
2	ハード事業と基礎調査費ごとに事業費決定されることから、優先的・緊急的箇所の事業実施できないうえに、各事業間の流用には、手続きが必要となり非効率なものとなっている。
3	当調査費は、ハード整備を補完する対策として、H13年度から新たに創設されたソフト対策のための事業である。 県内でもこのソフト対策について優先箇所を選定し、効率的に事業展開を進めているものの、対象となっている土砂災害危険箇所数が多く、進捗率が伸び悩んでいる。 しかし、現行の制度では、補助率が低く、起債も充当出来ないため、県財源の持ち出し分が多く、本来必要な額を確保出来ない現状にあることから、地域のニーズに細かく対応していくためには税源移譲を行うことが必要である。
4	個別箇所ごとの予算管理が行われており、現場の状況に応じて箇所間で流用するなど、円滑な事業展開がしにくい。
5	砂防関係の補助事業の実施等に伴い国からの調査が多く、その回答作成には多大な事務量を要しており、人員・経費の無駄が生じている。調査内容は、補助事業の実施に伴う状況把握からイベントの開催予定まで多岐に渡り、年間を通じ恒常的に行われている。
6	現行の補助金制度は各事業毎に予算額が割当てられているため、県独自では事業間の弾力的な流用・変更等の予算配分が出来ないことや、要望及び認可等の事務が制度上煩雑化しており、その資料作成等に人員や時間を要すること等の問題がある。
7	砂防事業等に係る国庫補助については、法令や通知に基づき事業内容や経費配分の承認を得ることとなっている。このため、事業実施に先立ち、国に説明し承認を得て事業を進めているが、年度途中で計画変更が生じた時、国が定めた規則に基づき重要な変更として事務処理を行っているが、地方から見た場合、重要であるとは思われない事例が多い。結果として事務が繁雑となっている。
8	既設施設の効果評価について、全国一律の値を採用するよう通達があり、この通達に基づいて調査を行うと、受益者負担金を徴収して施工した施設が土砂災害を防止できないこととなり、地元への説明が困難となる(土砂災害警戒区域等の指定に向けて支障となる)。
9	補助額が少額にもかかわらず、事務が繁雑であることから費用対効果の面で問題がある。むしろ地方に税源移譲することにより効率的な事業執行が可能となる。
10	同事業は土砂災害防止法に基づいて土砂災害発生の危険箇所を調査しているものであるが、補助金は砂防事業(治水特別会計)と急傾斜事業(一般会計)から出されており、常に両事業の比率(アロケーション)が問題となる。しかし、この調査はあくまで砂防・地すべり・急傾斜のすべての土砂災害に対処するための法に基づいて実施しているものであるのに、国の予算費目に振り回されることなく、県の方針や実態に沿って実施されていない。
11	全国一律の基準となっており、様々な基準を守りながらの砂防関係の事業を執行することになり、地方の裁量性が低く、地方の創意工夫を阻害している。
12	急傾斜地基礎調査と同内容の調査であるにもかかわらず、補助制度が別になっているため、事務量も必要以上に多くなり、また、使い勝手の悪い補助金になっていることから効率的な執行を行うため地方に税源移譲が必要がある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	89	流域総合下水道計画調査費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>流総計画は、水質環境基準が指定された河川等について、下水道法に基づき、都道府県が基準を維持達成に必要な下水道の総合的な計画を策定し、10年目毎に見直すこととなっている。県際河川等の流総計画は大臣同意を得ることとなっているが、同意に際し行われる国の細部にわたる関与干渉は、地方の自主性や裁量性を阻害している。</p>
2	<p>流域総合下水道計画策定のための補助基本額(国費)は、単年度5百万円以上である。本県の場合、策定には2～3年を要し、各年度の策定調査費が15百万円(国費5百万円)以下となり補助対象にならず、円滑な事業執行が困難であった。</p>

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	90	下水道事業費補助(流域下水道分)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	補助金に対する制度や採択要件が年々厳しくなり、地方の特性や独自性が生かされないシステムとなっていること 社会資本の整備が一定水準に達し、建設からメンテナンスへの移行時期を迎えているが、依然として建設に主眼がおかれ、修繕や補修系の補助事業への取り組みが遅れていること
2	目細間、管渠・処理場間、異補助率間での予算流用は箇所別流用が認められず、内示変更手続きを必要とするが、内示変更が11月、2月の年2回であるために、必要を生じた場合の適期、適切な事業執行に支障を来している。
3	(補助申請・事業認可事務手続きについて) 国庫補助金については、要望時と実施計画提出時に同様な資料を要求されるため、相当な事務量が必要となる。 また、事業認可変更申請については、整備率や変更理由等の国の画一的な考え方により判断されるため、理解を得るのに相当な時間を要する。更に、認可の決裁が地方整備局長であっても、本省の判断を要することも、期間短縮のネックになっている。
4	補助金制度は各流域下水道事業毎に予算額が決められ、各流域下水道事業間で予算を移動するためには、限られた時期に「内示変更」の手続きを行う必要がある。
5	流域下水道処理場の処理施設をカバーし、その上を上部利用施設として公園などに活用している。都市内にある処理場にとって、上部利用施設として一般に開放することは、処理場に対するイメージアップを図り、処理場が地域住民に受け入れられる施設とするために、大変意義深いものであると考えている。 しかしながら、上部利用施設の基盤整備などは国庫補助対象となるものの、利用施設そのものは補助対象にならない。 また、カバー施設を築造するにあたり補助対象の範囲として設計荷重の制限などがあり、利用施設には自ずと制限がかかり、県民ニーズに適應した施設整備がなかなかできない状況にある。
6	補助事業の要望から完了に至る煩雑な手続き事務及び照会等の関連事務により、国と地方の双方に人員や経費の無駄が生じている。 補助により整備した下水処理場は、汚水処理施設を長期的な計画により増設していくが、整備予定用地の有効利用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により著しく制限されている状況である。
7	事業別に交付されるため、総合治水など部局連携が必要な事業では、効率的な事業重点化の取組が困難。また、国庫補助金を導入した施設でPFI事業を行おうとする場合、財産の処分制限期間内の施設改良には補助金返還が伴うため、民間の智恵・工夫が十分活用できない。 下水道事業はひとつの都道府県内で完結し、自治体の責任により実施できる性格の事業が大半であるにも関わらず、国庫補助負担金に関する事務手続きが多い。特に他事業との連携は、それぞれ補助事業毎に窓口が異なり、手続きが容易でなく、また煩雑である。
8	予算科目の目の細分は、国の施策によるものであるため、地域の実情に応じた配分の障害となっている。また、他の目の細分への予算変更などを行う場合は、内示変更などの手続きが必要であり、地方の裁量余地が少ない状況にある。
9	下水処理場については、流入水量に合わせて施設を増設していくために、完成するまでの間、未利用地が存在する。地方にとっては、この未利用地を有効に活用したいわけだが、補助金に係る適正化法を受けるために目的外使用に関する国の承認を必要とし、また厳しい制約もあるために、地方の裁量による自由な有効活用を行えない。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	90	下水道事業費補助(流域下水道分)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
10	事業の実施に当たっては認可の取得が前提となるが、弾力性のない画一的な方針により地方の自主性や裁量性を阻害し、地域の実情やニーズにマッチした事業実施を難しくしている状況にある。
11	流域下水道事業に係る国庫補助は、箇所、補助率(低率、高率)、目細(流域下水道、水質改善等)ごとに細分化して交付されており、変更手続きに時間的な制約を受けるため、年度途中で事業の必要が生じた場合、早急な対応が困難な状況である。
12	流域下水道事業の施設整備に係る国庫補助については法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、流域下水道を設置しようとする時は一般に5～7年間で実施する事業計画を定め国土交通省の認可を受けなければならない。この計画に変更が生じた場合や事業計画が完了する場合は変更計画を策定して、国土交通省の認可を新たに受けなければならない。 また、国庫補助に係る通知等においても、さらに条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	91	海岸環境整備事業費補助(海域浄化対策事業費補助)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>海岸保全施設整備事業(高潮対策事業、侵食対策事業)は、国では国土交通省河川局、同港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁の4部署で実施され、それに併せてほとんどの県においてもタテ割りにより4課で対応している状況にある。</p> <p>このため、海岸事業が各所管毎に細かく分断されることで下記のような問題点が生じ、国と地方双方において人員や経費の無駄を生じさせている。</p> <p>ア 同一の海岸事業であるが所管毎に分けられるため、その分補助金関連業務が煩雑となっている。</p> <p>イ 予算、担当者とも分散されるため全体としての組織力が弱く、津波対策等の総合的計画・施策が推進しづらい。</p> <p>ウ 4部署の取りまとめ幹事課は国・県とも年度ごとに輪番制としているが、各課等との調整に多大な労力を要している。</p> <p>エ 海岸事業部署が4つもあるということは、国民・県民にとって理解しづらい行政となっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	92	都市河川改修費補助(都市河川改修事業及び総合治水対策特定河川事業分)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	河川関係の補助事業の実施等に伴い国からの調査が多く、その回答作成には多大な事務量を要しており、人員・経費の無駄が生じている。調査内容は、補助事業の実施に伴う状況把握から過去の補助事業に係る実績など多岐に渡り、年間を通じ恒常的に行われている。
2	現行の補助金制度は各事業毎に予算額が割当てられているため、県独自では事業間の弾力的な流用・変更等の予算配分が出来ないことや、要望及び認可等の事務が制度上煩雑化しており、その資料作成等に人員や時間を要すること等の問題がある。
3	河川整備に係る国庫補助については、通常河川改修事業で河川改修費補助、都市河川改修費補助、統合河川改修費補助に分かれており、事項間の流用ができない状況にある。また、修繕系事業である河川修繕費補助も事項が分かれているため、通常河川改修費との流用ができない。昭和40年～50年代に設置された排水機場が数多くある地域では、現在それら全ての排水機場でオーバーホール等の補修が必要となっている。そのため、莫大な補修費用が必要で通常河川改修費から流用したいができない状況である。
4	都市河川改修に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、津波・高潮対策事業の場合、法令において、総事業費が概ね24億円以上であり、津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域と基準が定められているが、国庫補助に係る通知等において、さらに条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	93	自然公園等整備費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	公園施設は厳しい自然環境下で設置されており、施設の維持のためには定期的に小規模な補修を実施する必要があるが、補助事業の最低基準が2～3千万円以上のため、施設の長命化や利用者の安全確保等、地方のニーズに合った事業実施を困難なものにしている。
2	このたびの三位一体改革により、国立公園事業については、補助金が廃止され保護上及び利用上重要な地域におけるものは国直轄化されることとなった。これによって、整備財源の裏付けがなくなり、都道府県には既存事業に係る維持管理業務のみが残された。しかも、既存施設の直轄化が老朽化による更新の必要がある場合に限られたため、都道府県が部分的な改築や修繕を繰り返していった場合、更新の必要がないとして、永続的に直轄化されない可能性も否定できない。さらに、直轄化に当たって、直轄工事の都道府県への施行委任を事実上の条件とするとすれば、地方の下請化であり地方分権とは相容れない。今後、法的義務者でない地方公共団体においては、投資の縮小は避けられず、国直轄化を睨みながらの事業執行となるため、整備意欲が減退し、ひいては公園利用者にも不利益をもたらす可能性がある。
3	地方が国立公園事業を実施する際には、国の方針に則した事業となるよう設計協議等の審査を受けるにも関わらず、別にほぼ同内容の自然公園法手続を要すなど、煩雑な事務を必要としていた。 また、事業主体毎に補助率が決定されたり、事業内容の変更について国の承認が必要であるなどしたため、地方の裁量性が阻害されていた。
4	自然公園等に係る国庫補助については、法令や通知等において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、登山道整備について補助対象事業費2千万円以上とする最低事業費枠の設定により小規模補助が認められないこと。測量試験費は原則として、事業費の7%以内で前年度施行が認められないこと等、山岳地域の特殊な現場状況を有する地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。
5	国立公園等の整備に係る公園事業は、環境大臣が決定する公園計画の利用施設計画に掲げられた施設に限られている。 このため、新たな利用施設の整備を行うためには、施設の規模等にかかわらず都道府県は環境大臣に公園計画の変更の申出を必要とし、変更の決定を待たなければならず、その事務に多くの労力と時間を要するなど円滑な事業の執行に支障が生じている。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	94	民間資金等活用事業調査費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	民間資金等活用事業調査費補助金の根拠法は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下PFI法という。)であるが、これらの対象施設が道路、鉄道、河川、公園といった公共施設、庁舎などの公用施設、公営住宅、教育文化施設といった公益的施設など公共事業関連施設に限定されているため、民間が受け入れにくい体制となっている。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	95	交通事故相談所交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	県民を対象とした相談業務については、県民の視線に立った多面的な問題を取り扱う必要があり、地方の実情に応じた相談体制を構築する必要があるが、当該交付金が交通事故相談員のみを対象とし他の相談業務を兼務できないことから、高コスト化につながるとともに、地方の創意工夫を阻害している。
2	交付対象経費は、交通事故相談経費すべてを対象としているが、交付額が相談員に係る人件費の半分にも満たない額になっており、県の負担が大きい。
3	交通事故相談所の設置及び運営に関しては、設置場所、相談室に設置の備品、交付対象経費に占める交付金の割合、相談内容等詳細に規定されている。特に国(内閣府)は、交通事故相談所の看板を単独で掲げる(独立した形での設置)よう求めてきており、これが原因で相談窓口の統合・総合化が容易でなく、相談コストの縮減を阻害している。

分野	国庫補助負担金名	
その他	96	生活情報体制整備等交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	本交付金のうち、消費生活情報体制整備事業については平成17年度から独立行政法人国民生活センター運営費交付金に計上され、国民生活センターが端末機器等を一括整備し、地方消費生活センターに無償貸与することとなっている。しかし、設置基準により貸与されない地方センターが生じ、そのセンターでは相談事例を参照できず、相談業務に支障を来す恐れがある。
2	本事業は、国民生活センターと地方自治体とを結ぶオンラインシステムの管理運営費であるが、交付金に関する一連の事務手続に時間を要することから、人員及び経費の無駄が生じている。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	97	地方選挙電磁的記録式投票補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>当該補助制度は、地方選挙における電子投票の推進のため創設されたものであるが、補助対象経費は電子投票機器の購入又は賃借経費に限定されている。このため、電子投票機器の取扱事務従事者の研修資料や研修用講師の報償等の経費には充てることができなくなっており、電子投票を導入しようとしている自治体の実情にあった事業展開を無視したものとなっている。</p>
2	<p>電子投票は、現在のところ地方選挙のみで実施可能であり、国政選挙は対象外であることから、仮に電子投票を導入しても国政選挙と地方選挙を同時に実施する場合、同日の選挙で2通りの投票方法を選挙人に強いることになり、選挙人が混乱する可能性がある。</p> <p>また、電子投票関連機器は技術革新のスピードが速いため、すでに実施している自治体でも見られるようにレンタル方式により機器を調達する方法もあるが、その場合、選挙ごとに使用する機器が「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」第4条に定める要件を審査する必要があるとともに、毎回補助申請をしなければならず事務手続きが煩雑である。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	98	地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体の事業に対する補助であり、情報通信ネットワーク基盤整備を民間事業者に依存している自治体には利用できないものとなっており、地方の創意工夫が生かされない。
2	活用方策や有効なコンテンツがないままネットワークの構築を画一的に進めており、大きな無駄が生じている。 高速ネットワークも補助対象事業であるにもかかわらず、国の過剰な関与により実質的に超高速ネットワークのみが補助対象となっているため不必要な超高速ネットワークの整備が進められ、無駄となっている。 民間事業者の提供するネットワークサービスが充実している地域では、民間ネットワークを借り上げた方が、この事業により新たにネットワークを形成するよりも安価に事業ができるが、このような借り上げに要する費用は補助対象となっておらず、事業が各地域の実情に合っていない。
3	地域情報通信ネットワーク基盤整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が定められており、実施主体は「過疎地域、辺地、半島、山村、特定農山村のいずれかの指定を受けた地域を含む町村」との基準が定められている。この基準に適合しない市町村は、補助を活用し、条件不利地域の実情を勘案しての施設整備ができない状況にある。
4	サーバー、スイッチ等のネットワーク機器及びテレビ会議システム、災害監視システム等のアプリケーション関連機器等をはじめとする補助対象設備のスペックに対する審査が、非常に画一的・一律であり、将来の拡張性や地域性など地域の創意工夫による整備を阻害している。 目的外使用に対する規制が非常に強く、余剰な設備を生む結果となっている。又、この余剰設備を保有することにより管理上の人的負担、経費の過剰負担を強いられている。 補助対象か否かの整理が非常に画一的である。とりわけ、パソコンのソフトに対する補助対象が事業目的の達成不可欠であるにもかかわらず、OSと一体不可分のソフトのみに限定されていることは現実乖離と考える。
5	本事業は、システム整備事業であるが、こうしたシステム整備事業では、整備当初に係わるイニシャルコストに加えて、整備後の運営に係わるランニングコストの比率が総事業コストの中で、相対的に大きくなるものである。ところが、補助対象はイニシャルコストのみとなっており、自治体にとってはランニングコストの負担が大きくなっている実情である。 特に、学校・図書館・公民館・市役所等を高速・超高速で接続する基盤整備が重点となっているが、都市部の自治体では、民間事業者が既に商用のネットワークサービスを展開している状況のなかで、この基盤整備には、これを活用する方法が現実的であるが、この補助事業施策の概要では、これらの通信基盤を自治体側で整備した方が有利(補助対象がイニシャルコストにかかわるハードウェア部分となっている)とした施策になっていることから、事業の整備方法が全国画一的に方向づけられており、自治体側の実状に応じた整備に活用が困難である。
6	昨今の技術革新の速度は目覚ましいものがあり、施設の設備については、整備後数年で見直しを必要とするが、補助により整備された取得財産等の目的外の使用、交換、処分が簡単には行えない。 国は、山間・離島などの過疎地域でも都市部と同様な高速・大容量の画一的なネットワーク整備を求めているが、過疎地域での設備の必要性、施策の重要度は各々異なっており、画一的な補助要綱では実情に沿わない。例えば、提供される行政情報サービスに対し受給者が少数の場合など費用対効果が薄いことが懸念される。

分野	国庫補助負担金名	
公共事業	99	情報通信システム整備促進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	当該事業においては、標準事業規模が定められている(1,500万円。なお、複数の自治体による連携主体の場合は、 $1,500万円 \times 0.5 \times (\text{参加自治体数} + 1)$)。そのため、当該補助金を活用して住民に提供できるアプリケーション数に限りがあり、住民からニーズがあったり、また利用が見込まれるアプリケーションを提供できない。
2	補助対象となるシステムの企画・開発が、総務省の補助事業により整備した基盤上で利用するシステムのみ限定されており、事業導入可能な自治体が制限されている。
3	本補助金はソフト整備のみが対象だが、特定の補助金によるハード整備を本補助の前提としているため、1つのシステム整備に2つ以上の補助金が混在する形となり、事務が煩雑である。
4	補助を受けるためには、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金等、他の補助金を利用し不必要なネットワークを構築しなければならないため、各公共団体の実情にあった事業ができず、大きな無駄が生じている。
5	国庫補助を受けて地方公共団体が整備した情報通信基盤(地域公共ネットワーク)を使う情報システムのみが補助対象となっており、補助金を受けずに工夫して、低コストで民間通信事業者のサービスを利用している地方公共団体は、本補助金が利用できない仕組みとなっている。

分野	国庫補助負担金名	
その他	100	消防防災設備整備費補助金(緊急消防援助隊関係設備分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>補助金交付要綱に定められる規格のため、消防団拠点施設について、他の施設(コミュニティーセンターや公民館など)と、一体として整備するものは補助対象に含まれない。このため地域における複合的機能を持つ施設の整備を促進できない。</p>
2	<p>補助金額ベースが一定額以上ないと補助採択されないという零細補助の観点について、その一定額が7,000千円から7,500千円に引き上げられた。これにより、残された事業において、小規模事業はますます補助対象とならなくなり、地域の実情に応じた設備の整備が今まで以上にできない状況にある。</p> <p>例えば、小型動力ポンプを整備する場合、1台につき1,200~1,400千円を要する。零細補助の観点をクリアするためには、補助率の関係で11~13台を同時に整備しなければならないことになり、市町村の財政事情、整備計画や現有設備の保管状況から一度に整備することは不可能である。</p> <p>また、耐震性貯水槽(40立米型)を整備しようとする場合、通常ならば補助金交付額は261万円が上限となるため、同一年度に3基以上整備しない限り、補助金配分の対象とならない。したがって、小規模団体などにあっては、事業の前倒しや先送りなどによって基数を増やし、750万円を超えるようにしなければ補助金の対象とならないため、単年度で過大な負担を強いられる。</p>
3	<p>消防防災施設等の施設整備に係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、消防ポンプ車の規格は「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」の規定によるものであること、具体的には、日本消防検定協会が検定(鑑定)した車両及び資機材が基準に盛り込まれ、実際現場活動で必要な資機材は、近年の技術革新に伴い軽量化、合理化を図った資機材の規格に該当せず、使用頻度の少ない旧態依然の検定品(鑑定品)とだぶり購入している現状である。</p> <p>車両では、消防検定出力の認定を受けた車両のみが国庫補助対象品としての扱いとなる。また、備えなければならない附属品の品名では、例えばノズル、管そう、放口媒介金具には呼称名が明記されており、国庫補助に係る基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域のニーズに対応した整備ができていない。</p>
4	<p>消防防災設備整備費に係る国庫補助金については、法令及び通知等で国庫補助金の補助基準が細かく定められている。</p> <p>例えば、水槽付消防ポンプ自動車は、水槽容量1500リットル以上、消防ホース65mmを10本等の基準があり、地域により道路事情等で車両を小型化した時に水槽容量で小型できない。また、最近では、現場活動では消防ホースは50mmが主流であるが4本までが補助対象でそれ以上は対象外となる。また、65mmは減らせない。このようなことから、地域の実情に応じた設備、装備ができない。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	101	医療関係者養成確保対策費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	当該年度の事業実施見込額により補助金額を決定するため、交付決定が大幅に遅れ、補助金関連事務が非常に煩雑となっている。
2	当該補助金のうち看護職員資質向上推進事業については、1回当たりの研修会の開催日数や年度における実施回数、定員等制約があり、小規模での研修が対象とならない状況である。また、対象経費が報償費、旅費等に限られており、地域の実情にあった取り組みができない。
3	生活衛生営業指導事業は交付決定時期が遅いため、事業の円滑な推進に支障を来す恐れがある。
4	看護師等養成事業に係る補助金については、交付申請時、実績報告時の2段階にわたり、補助基準算定額 総事業費と寄付金その他収入との差額 対象経費の支出予定額の3種類のうち一番低額な金額を補助金額に選定するために、支出(予定)額表や収支予算(決算)書の精査等、非常に煩雑な事務処理を経なければならず、国、地方の双方に人員や経費の無駄が生じている。
5	国の補助金事務が、補助金交付要綱発出(16年11月下旬)、内示(7月下旬)、交付決定(3月上旬)、国の支払時期(3月下旬)と遅いため、地方の補助申請事務が時間的余裕のないものになっている。また費用の支払は国費受入まで県費で立て替えている。
6	(目細)歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業補助金については、実習先の受け入れ体制や規模が異なるのに、実習班の定員が5名と全国一律の基準となっており、地域の実情にあった対応がとれていない。
7	生活衛生営業経営指導員は、都道府県生活衛生営業指導センターの職員とされ、その資格要件が厳密に規定されている上、一定の有資格者以外の者を任用しようとする時は、あらかじめ国への報告が義務付けられている等人事面で配慮を要する。 あわせて、人件費の単価が定められており、県の実情にあった対応ができない。
8	例年、補助金交付決定が年度末に行われており、事業主体への補助金の支払いが遅れている。事業主体の収入が年度末まで確定せず、収入が不安定化するなど経営面のデメリットが生じている状況にある。

分野	国庫補助負担金名	
その他	102	地域診療情報連携推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	国庫直接補助事業であり、国の採択基準が明確ではない。また、県の考え等を反映させられる事業ではない。
2	本事業は電子カルテを導入している医療機関のネットワーク化を目的とした事業であるが、電子カルテそのものがまだまだ普及していない状況であり、地域の実情に馴染まない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	103	農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	農村地域の整備開発等を促進するための補助金であるが、いわゆるハード整備の補助率が他の補助金事業より低く、地域からの負担率が高くなっているため、現状としてソフト事業での活用が主である。そのため、地域の実情に応じた施設整備が出来ない現状にある。
2	実施計画書等の書式や基準が詳細すぎるため、ソフト事業などでは補助金の受取額に比較して、煩雑な補助金関連事務により国と地方との双方に人員や経費の無駄が生じている
3	「農業経営基盤強化促進事業費補助」では、展示ほ場の設置など事業効果の発現に有効な地域の実情に即した取り組みが事業対象外となっている。
4	当事業の補助を受けるためには、各産地毎に「産地改革計画」を策定し国の認定を受ける必要があるが、産地改革計画では、低コスト化、契約取引推進、高付加価値化の3タイプのいずれかに位置付け、かつ、1品目ごとに計画を策定しなければならない。 しかし、中山間地が多い地域では、農業者は複合的な農業経営を行っている場合が多く、1品目毎に計画を策定するのは無駄な事務である。 また、限定されたタイプに位置付けながら策定する現在の産地改革計画では、農業者が真に創意工夫したい内容が明記できない。
5	H17から交付金化されることになっているが、計画の採択基準において、「目標」と、それを定量的に評価するための数値目標である「指標」の設定が義務付けられている。 設定する指標の中には、国があらかじめ規定している「必須指標」が設定がされており、国の関与が残る事となり、交付金化されても地域自らが実情に応じた計画を作成するにあたり支障となる。
6	農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金については、小額補助をしないという観点から、交付決定額の下限を7,000万円と決められているが、内容は数万円の補助金を含んだ小額補助の寄せ集めであり、国も県も所管が複数部局にわたるため、内示や計画認定の時期がばらばらで、補助金事務が非常に煩雑である。 平成17年度からは交付金化される予定であるが、その様式等は変わらないようであり、これまでの補助金業務と同じ作業に加え、交付金として一本化するための事務が生じ、ますます煩雑になる。 また、当該補助金のうち、構造改革促進事業費補助金については、以下の点が挙げられる。 経営体育成基盤整備事業にかかるソフト事業は担い手への農地集積にかかる土地利用調整事業に用途が限定されている。 現在は営農組織等を事業主体とすることが出来ないため、営農組織と土地改良区等の事業主体との調整が必要となっている。 経営体育成基盤整備事業に先行してソフト事業を実施する場合についても、結果として事業要件の達成がなされなかった際は、補助金返還を求められることから、営農発展に向けた検討への取り組みが消極的となることがある。 経営体育成基盤整備事業完了と同時にソフト事業も終了することとなっているため、安定的な経営体を目指す過程における支援を求める要望が多い。
7	<地域連携システム整備事業> 国との事前協議等煩雑な補助金関連事務により地方の創意工夫が阻害している。
8	交付金化により、各都道府県が数値目標を設定することとなったが、それに伴う多大な資料の提出を求められ、交付金化以前より、事務量が増大しており、人員や経費に無駄が生じている。

分野	国庫補助負担金名	
その他	103	農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	<p>当該補助金では、メニューごとに細かい採択基準が定められ、メニュー間の経費の増減を行う場合には重要変更となるなど、創意工夫を活かすうえで支障となる面があった。交付金化後も細かい採択基準等が残るようであれば、地域の実情に応じた迅速な対応が困難となる。</p> <p>輸入急増農産物対応特別対策事業では、対象品目が野菜の数品目に限定されている事業であるが、輸入農産物に対抗できる産地を形成するには、地域農業の実情に応じた柔軟な振興策が必要であり、地域が必要とする事業ができない状況もある。</p> <p>バイオマス利活用フロンティア推進事業においては、要綱、実施要領により事業実施期間や事業内容が限定されているため、地域の実態に応じた事業実施を困難にしている。</p>
10	<p>経営体育成促進事業及び農地流動化支援水利用調整事業の国庫補助については、各要綱、要領等において国庫補助金の補助基準が定められている。</p> <p>例えば、完了時の成績に応じて交付される促進費等は、農地集積の達成目標を上回ったものに限られており、地域の特性に応じた地区の目標設定とはなっていない。このため、地域の主要な営農形態のひとつである施設園芸を主体とした複合経営等が事業に取り組めない。</p>
11	<p>遊休農地の解消に係る国庫補助については、事業の実施要領において実施基準が細かく定められている。</p> <p>例えば、土地条件整備を行う場合、受益戸数が3戸以上であることや、認定農業者等へ所有権移転又は使用収益権の設定若しくは移転を行うことなどの基準が定められており、このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、事業の実施が困難な状況にある。</p>
12	<p>輸入野菜の急増の問題には速やかな対応が求められるが、現状の補助金の手続きは煩雑である。</p>
13	<p>ハード事業に伴うソフト事業である。ソフト事業については、ハード事業を実施する前に取り組まねばならない事業となっており、また、補助対象の費目も制限されている。ソフト事業の必要性については地域によって差がある。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	104	モデル事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	農村地域の整備開発等を促進するための補助金であるが、いわゆるハード整備の補助率が他の補助金事業より低く、地域からの負担率が高くなっているため、現状としてソフト事業での活用が主である。そのため、地域の実情に応じた施設整備が出来ない現状にある。
2	交付金化により、各都道府県が数値目標を設定することとなったが、それに伴う多大な資料の提出を求められ、交付金化以前より、事務量が增大しており、人員や経費に無駄が生じている。
3	各細目のソフト事業の実施について、事業を実施するための検討会や啓発推進会議、又現地調査等を実施する際に各事業で関係団体代表者又集落代表者を選任し報償費(謝金)等を支出するが、各事業で選任する代表者が重複するのが現実である。各事業で検討会や啓発推進会議、また現地調査活動の日程が重なり人員や経費に無駄が生じている。
4	補助金の名称や申請様式が異なったり何度も変更になる等、複雑な補助金事務のため事務的な負担が大きい。

分野	国庫補助負担金名	
その他	105	農地保有合理化促進対策費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)		
1		農地保有合理化事業に係る国庫補助については、補助金の申請事務のほか、当該補助金に含まれるそれぞれの事業ごとに、計画承認等の事務手続きが必要であり、補助金申請で内容審査したものと、ほぼ同じ内容を、事業要綱に基づき審査・承認の事務を行わなければならない等、事務が煩雑である。
2		農地保有合理化促進対策費補助金については、農業経営基盤強化措置特別会計法による特別会計で一般会計と区分されており、また補助金交付要綱により経費区分、補助率が細かく定められている。経費ごとに実施計画を定め国の承認を受けて事業を実施しなければならないため、事務が繁雑となっている。
3		県農業開発公社が行う農地保有合理化促進事業と市町村が行う農地流動化事業の2つからなる。この中で、農地保有合理化促進事業は、農地を買入、中間保有する際の利子補給や人件費の補助を行っている。しかし、この補助金では人件費が賄えず、全国農地保有合理化協会から別途補助金をもらっている。このように、2つのルートにより補助されている。よって、地方と国の双方に人員や経費の無駄が生じている。
4		事業対象が農振農用地区域に限定されているため、農振白地も含めた一体的な農地集積など、地域の実情にあった事業展開が困難である。
5		本事業における売買事業にあっては、農地保有合理化法人が保有する農地を利子助成期間(5年間)内に認定農業者等の規模拡大農家に売り渡すこととしている。認定農業者の場合、農地取得に要する経費を、支援策でもあるスーパーL資金の融資により賄う計画ですすめたものの、結果的に貸付決定がされなかったため、資金不足となり農地取得に至らないケースがあり、結果として利子助成期間の切れた農地(長期保有地)を農地保有合理化法人が保有する事例がある。
6		当事業の実施においては、一般的に事業の大きな変更はないが、年2回のヒアリングが実施されるなど、事務手続きが煩雑である。
7		保有農地の売渡し相手は、事業要綱・要領により、原則60歳未満かつ一定規模以上の中核的担い手農家に限られ、定年退職者など広く一般に買受者を募ることが困難となっているため地域のニーズに対応できないものとなっている。
8		当該補助は合理化法人が行う農業者間の農地売買の中間保有(農地保有合理化事業)に対し借入金利子の補助を行うものである。 当該利子助成に係る国の補助金は県の要望額の満額が割当てられているものの、前年度において要望額ヒアリング(農政局)が実施される等、事務手続きが煩雑で非効率となっている。
9		農業公社が行う農地保有合理化事業に対する補助金について、事業タイプ別に補助対象農家が限定されるとともに、補助方式についても異なるため事務手続きが煩雑となっている。
10		全国一律の要件が定められており、例えば担い手農地情報集積促進事業においては構成員5名以下の農業生産法人でなければ促進費の交付が受けられないので、集落全員が構成員となる法人が対象外となるなど地域の実態に合わない場合がある。また、事務手続きが非常に煩雑である。(要綱等に規定のないものまでの調査)
11		このたびの三位一体の改革により、農林関係の補助事業の大部分は大括りされ交付金化されたが、本補助金については国の特別会計という理由から、従来と何ら変更されることがなかった。 農地流動化地域総合推進事業はソフト事業であるが補助対象について、要綱・要領・通知等で詳細に定められており、それ以外は支出できないことになっている。このような制限があるために柔軟性に欠け、事業主体の実情に即していない。 補助金交付要綱に基づく交付申請書と事業実施要綱等に基づく計画書の作成を行っているが、これらは類似した内容であり、事務の煩雑化を招いている。

分野	国庫補助負担金名	
その他	105	農地保有合理化促進対策費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
12	集積対象者が個人を想定しており、集落営農組織の法人化、規模拡大が阻害されている。また、売渡の相手方が65歳未満であること等の事業要件が設定されており、高齢化率の高い県では、高齢者であっても元気に農業を続けようとする農業者の需要に対応しておらず農地の利用集積が円滑に推進されていない。
13	<p>< 農地流動化地域総合推進事業 > 実施要領等で活動内容が規定されており、地域の独自性や特性を活かした事業展開が困難である。</p> <p>< 認定農業者農地集積促進事業 > 補助対象となる経営耕地面積及び集積要件が、一律で設定されており、山間農業地域や中間農業地域での地域特性が考慮されていない。</p> <p>< 農地保有合理化促進事業(農地売買事業) > 実施要領等で売買の対象となる農地買入者の年齢等が規定されており、地域の実情に合わせた事業展開ができない。</p>
14	農地保有合理化法人が行う売買等事業への利子助成は8つの事業タイプに細分化され、それぞれ要件が異なっており、それぞれのタイプ毎の予算の流用は認められていない。このため、農家等の要望があっても予算の枠の関係で応じられないことがある。
15	農業経営の規模や事情は各市町村によりまちまちであり、実情に合わせた事業を実施しようとしても補助の対象とならない状況であり、地域のニーズに対応できない。
16	離農した場合、保有している農地を貸し出す相手に対する条件設定や、また、売る場合も農業を営んでいる人に売買することなどの制約がある。貸しているときでも、その土地を管理をしなければならぬなどの条件を有している。

分野	国庫補助負担金名	
その他	106	農業近代化資金利子補給等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	ガイドライン等が示されていない現段階で詳細は不明ではあるが、法律の改正案等を見る限り、名称が変更した程度で現行と殆ど同様の内容となっており、都道府県の裁量の余地はないものと推量される。
2	農業近代化資金利子補給等補助金のうち、農業経営負担軽減支援資金については、平成15年度から、(財)農林水産長期金融協会より助成されている。国から助成されている農業近代化資金(平成7～14年度貸付分)は、このたび税源移譲されることとなったが、(財)農林水産長期金融協会からの助成(平成15年度以降貸付分)の仕組みは、平成17年度も継続されることとなっている。
3	農業近代化資金については、国の要綱により貸付要件が定められているが、経営改善資金計画書の作成等、手続きが煩雑であるため、記入の仕方がわからなかったり、時間がかかるため、借入が困難な状況にある。また、借入内容が資金の目的である農業経営改善に資するものでも、要綱で資金用途について細かく条件が決められているため、この基準に適合しない限り、借入できない状況にある。
4	農業近代化資金の利子補給に係る国庫補助については、法令・告示に定められた基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた資金需要は満たされず、別に設けた県単資金により補完している状況にある。
5	農業制度資金については、国が法令や通知によって資金メニューを規定し、各資金毎に対象者や事業内容を定めているが、需要が少ない資金についても個別に予算化が必要であるなど、財政運営上の効率が悪く、事務処理も煩雑である。 また、農山漁村振興基金による補助については税源移譲後も継続して実施されるが、実質的に国が定めた基準に適合しない限り補助対象とならず、地域の実情に応じた事業が実施できない状況にある。
6	法令や通知において利子補給承認までの手続きや補助対象者及び対象施設が基準で細かく定められている。 例えば、手続き面では特別融資制度推進会議における経営改善資金計画の認定が必要なことなど、非常に煩雑な作業を農業者や関係機関に強いている。補助対象面では借入希望者の農業経営状況や市街化区域における一部資金用途の制限、農業機械の利用下限面積の基準などに条件が付いている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備等に対する利子補給承認ができない状況にある。(17年度より税源移譲)
7	平成14年の制度改正で貸付対象者が認定農業者等の担い手に限定され、販売農家に占める主業農家の割合が低く、また集落営農はじめ多様な担い手を育成しようとしている本県にとって、貸付対象者が少なく、有効に活用することができない。 また、補助金の廃止が決定されたものの、現行の融通措置要綱に代わるガイドラインが示されるとのことであり、全国一律的な運用を求められるのではとの懸念がある。
8	貸付限度額の設定が国で定められており、地方の実情に合っていない。
9	農業近代化資金の貸付対象者要件、貸付金利等は法令等により全国一律で定められているが、災害復旧、公害防止対策等による借入や地方の農業者の実情などから、貸付対象者要件が地域の実情にあっていない。また、貸付金利の優遇が必要な場合には、県等で上乘せ利子補給を実施しているが、そのために農業者、融資機関等に追加の事務が発生している。

分野	国庫補助負担金名	
その他	107	米需給調整総合対策事業推進費補助金(数量調整円滑化推進事業以外)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	従来、県内にある農政事務所が国の窓口となっていたが、事業実績報告書に領収書の類までの添付を求められているなど事務手続きが煩雑となっている。
2	学校給食用炊飯設備拡充事業にかかる国庫補助については、事業実施前の米飯計画量、実施後の供給量の厳しい条件が課せられている。
3	米の消費拡大等の取り組みについては、全県的な啓発活動などの取り組みが必要であるが、「都市型米飯学校給食普及タイプ」については、「都市部における児童・生徒又は保護者を対象とした事業」実施となっている。
4	米飯学校給食の普及度が低い大都市に限定されており、本県では事業自体に取り組めない。また、地産地消の観点から、備蓄米を活用する内容では地域の独自性を妨げる。
5	補助対象となる活動が都市部の児童・生徒又は保護者に限られているため、一般を対象にした活動が出来ないなど地域の実情に応じたものとなっていない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	108	協同農業普及事業交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	当該交付金は国と県が協同して実施する事業に交付される。 将来的に、地域組織との協働による事業展開を検討しており、現行制度にはなじまないものとされている。
2	農業改良助長法の一部改正により、都道府県の自主性が発揮できるよう地域農業改良普及センター必置規制の廃止、普及員の一元化等がなされたが、今後も普及指導員の職務及び普及組織の位置付け等については、国の趣旨に添った内容で県において条例・規則・実施方針等に明確に規定するよう指示され、国の関与が依然として残っている。このため地域の実情に応じた取り組みができない。
3	普及センター経費が対象とされているが、本県では行政改革の一環として、組織のスリム化に取り組んでおり、現在、普及センターを取り込んだ体制をとっている。このため、実情に即した整備が行えず、また、運営できていない面がある。(共用できれば自動車の効率的運用が図れるが、現在は普及専用となっている等)
4	交付金は年々減額され、事業費に占める交付金の率は3割を切っている現状であるにもかかわらず、交付金に係る調査等が多く、申請内容が煩雑になっており事務量は増加傾向にある。
5	協同農業普及事業については、平成18年度から人件費の80%が都道府県に税源移譲されることとなっているが、税源移譲後においても、事業実施について国による執行状況の確認が検討されている。このような税源移譲後の事業への国の関与は、都道府県の自主性・裁量性を阻害することとなる。
6	農業改良助長法による運営方針に基づき、事業実施することとされているが、運営方針策定にあたって、地方自治体に協議することとされているものの、全国画一的なものとなっており、農業事情を反映したものとなっていない。
7	政令、省令、指針等において、普及職員の活動及び費用が限定されているなど、国の関与があり、地域の実情にあった取り組みができない。
8	「骨太2003」により平成18年度までに交付金20%削減が決定している。さらに今回平成18年度から交付金の90%を占める人件費部分についてその80%が税源移譲されることとなっている。このため、元々本県の協同農業普及事業に占める交付金の割合が30%程度であることから、今後さらにこの割合が低下し、協同の意義が薄れる。

分野	国庫補助負担金名	
その他	109	農業委員会交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>現行の交付金は、農業委員会数、農家戸数、農地面積を基本に、都道府県経由で市町村に配分される仕組みとなっており、この交付金の存在が、農業委員会の法令業務に関わるべき農業委員及び職員の数の判断、あるいは、現行の業務を首長部局で行うかどうかという判断に影響を与えている可能性がある。</p>
2	<p>市町村合併による農業委員の減少に伴い、農業委員協力員を設置する等の独自の対策が必要となる市町村も出てきているが、農業委員会交付金は、使途が、委員手当・職員費・台帳整備費に限定されており、地域の実情に応じた対策をとりにくくなっている。</p>
3	<p>交付金の対象経費の内容が、委員手当、職員設置費、農地調査・農地基本台帳整備等の経費に限定されていることなどから、各農業委員会における創意ある主体的な取り組みを阻害している面がある。</p>
4	<p>交付金の使途について、要綱や通知で詳細に定められているため、経費の実績等の資料作成に多大な労力を要している。</p>
5	<p>農業委員会の設置における市町村の自主性を高めることなどを目的に農業委員会法及び同法施行令が改正(平成16年11月1日施行)されたものの、本県においては、市町村合併の結果、全市町で農業委員会は必置となる予定。現行の面積のみによる農業委員会の必置規制は、地域の実情に応じた地方公共団体の自主的な判断による弾力的な運営を阻害している。</p>
6	<p>農業委員会交付金については、平成18年度に人件費部分の25%に当たる23億円を税源移譲することとしているが、一部分の税源移譲であり、地方の自主性・裁量性の拡大とは言い難い。また、依然交付金事務が残ることから、国と地方との双方にこれに要する人員や経費が生じることとなり、事務の簡素化も図られない。</p>
7	<p>この交付金は法により配分基準が定められており、予算額の30%を農業委員会数割、25%を農家数割、25%を農地面積割、20%を事務処理件数割で配分している。このうちの農家数割の25%を平成18年度から地方へ税源移譲する予定となっているが、依然として75%は国庫交付金のままであるため、国・都道府県・市町村における補助金関係事務量はまったく変わらない。</p>
8	<p>交付金の対象となる経費は、農業委員会法第6条第1項に定められた業務にかかるものでなければならないが、優良農地を保全する見地から農地の効率的利用を促進するその他の業務等については交付金の対象外となっている</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	110	林業普及指導事業交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	当該交付金は国と県が協同して実施する事業に交付される。NPO等の地域組織との協働による普及事業を展開し、普及事業の更なる発展を考えていても、民間の地域組織等に委託して事業を実施することができず、普及事業の効果的な運営を妨げている。
2	交付金に係る調査等が多く、申請内容が煩雑になっており事務量は増加傾向にある。
3	林業普及指導職員に対する研修等に係る国庫補助金については、要領等により、研修対象者や研修方法等に関する基準が定められているが、この基準に適合しない限り補助対象とならないため、県の施策と十分な連携を図ることが難しい状況にある。
4	当交付金は、既存の事業メニューの中から選択して実施することになっており、各事業毎に用途(科目)の制限があったり、また労災保険等の独自メニューは実施できないなど、創意工夫が制限されている。
5	国が定めた林業普及指導推進要綱等により事業内容が細かく定められている。例えば、普及指導の対象者は、要綱において、森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者及びこれらの後継者、必要に応じて青少年等一般市民と定められており、森林所有者の他、地元や学校、都市住民、行政その他関係者からなる組織を活用した森林整備の推進や木材関係者と進める木材利用普及等、地域の実情に応じた普及指導ができない状況となっている。 また、事業実施にあたり、5年毎の林業普及指導実施方針の策定、毎年度の林業普及指導事業実施計画の策定、それに基づく事業実績報告作成等、事務の重複・煩雑化に伴い人員や経費において無駄が生じている。
6	平成18年度から、人件費相当分(総額の9割)の8割が地方に税源移譲される予定であるが、人件費相当分の2割と事業費相当分(総額の1割)は国の管理下に残ることとなり、地方の自主性・裁量性が完全に発揮されるとは言えない。
7	毎年度、国との事業打ち合わせ(ヒアリング)が実施されるため、そのための事務等が煩雑かつ負担である。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	111	水産業改良普及事業交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	水産業改良普及事業は、試験研究機関と連携したり、試験研究機関が直接行うことも必要になっているが、普及員は国の要綱により行政職の職員を充てることとなっており、研究職の職員の業務は当該交付金の対象になっていない。
2	経費配分及び事業内容の変更に係る規定(経費間流用の31%上限の規定)は地方の裁量性を阻害している。

分野	国庫補助負担金名	
その他	112	農業経営対策事業推進費補助金 (都道府県農業会議運営事務費以外)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	交付金化に当たり新たに担い手育成総合支援協議会の設置が求められているが、既に全市町村に農業経営改善支援センターが設置され、それぞれ機能しているため合理的でない。
2	国レベルの農業団体で行うこととなっている、ブロック協議会にあっては、都道府県に当番県を割り当て、企画から運営までの大部分をまる投げしており、都道府県の事務量が増えている。 県及び市町村が実施する農業の担い手の育成・確保等の事業に係る国庫補助については、法令や通知等により、補助基準が細かく定められている。例えば、県が市町村、農業団体等に対して、実施する指導・調整等に必要な情報収集・分析活動を展開しようと企図した場合、情報の集計等に必要な職員を臨時に雇用したくても活用できないなどの制限がある。
3	事業実施の要件として、協議会の設置や構成員等について細かく定められており、事業実施主体の裁量を挟む余地がない。 また、事業メニューについても細かく定められている上、事業実施の前年度末にメニューの変更が見受けられるなど、構想していたメニューと異なる内容でやらざるを得ない場合もある。また、就農支援活動推進事業費として青年農業者等育成センターの事業費補助に充てられているが、同センターの事業運営方法については全国一律の基準が適用されており、地域の実情に応じた運用が困難な状況がある。
4	合併市町村に対する農地台帳の統合システム導入にかかる事業について、広域合併の場合は、補助基準に適合する手法は実態に合わないため、当県においては、事業実施の実績がない状況である。 また、補助金の内示・交付決定時期が遅いため、事業実施期間が限られることから、事業実施を見送る事例も見受けられる。
5	農業経営対策事業推進に係る国庫補助については、このたびの三位一体の改革により、交付金化されたところであるが、一部の事業メニュー(メニュー名:担い手総合支援)に限り事業要件が交付金化以前よりも厳格となり、地域の実情に応じた取組ができない事態となっている。 例えば、事業実施のために新たに「複数の市町村と関係団体を構成員とする組織」を設立し、同組織の規約等も国の基準により定める、等の要件を満たさなければ補助対象とならないこととなっている。
6	補助金対象となっている農地情報利用効率化対策事業については、国の計画に合致するものでなければならず、事業実施主体として、当該事業趣旨に沿う事業を実施したいと思っても国の計画(内容・スケジュール)と合致しないため、補助対象とならない。 また、本事業は担い手育成、新規就農、法人化、女性の高齢化対策等それぞれ事業メニュー、採択要件が定められているが、地域で活動する場合、それぞれの対策に関連するケースが多くその場合、複数の事業計画が必要になるなど事務手続き上煩雑となっている。
7	認定農業者への農地の利用集積に係る国庫補助については、事業の実施要領において、細部にわたり事業内容の取り決めが定められており、地域の自主性・裁量性を阻害している。
8	本事業は、担い手の育成、農地利用集積の促進など構造改革を促す多岐にわたる取組を一体的な事業方針のもとで実施するとしているが、実態は、地域の実情に合わない全国一律の補助基準で、事業ごとに細かく要件や補助金の使途が制限され、飛び地耕作地や小規模区画ほ場の解消など本市が抱える具体的な課題に積極的に対応できない。また、各事業ごとに細かな計画作成と事前審査が必要とされ、事務が煩雑となっている。

分野	国庫補助負担金名	
その他	113	総合食料対策地方公共団体事業推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	食品表示適正化指導事業に係る国庫補助については、補助金交付要綱等により対象事業や経費が細かく定められており、これらに適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた事業が実施できない状況にある。 表示だけしか対象とならず、消費者への啓発等の周辺事業ができない。
2	対象農産物をブランドニッポン品目(他の事業により指定)に限定しているが、地域特産品は、地域でしか生産していない特殊な農産物を使用する機会が多く、新商品開発をするにあたって地域の特色を出しにくい事業となっている。 (H17～食の安全・安心確保交付金)
3	農薬安全使用等総合推進事業については、国(農政事務所)では農産物安全対策業務を実施しているが、国・地方の役割が重複することや、国と地方で方針が一致していない部分もある(例えば、県では食の安全安心を脅かす事態があった場合の対応)。そのため円滑な対応に支障を来し、結果として双方で経費の効率的運用ができていない状況にある。
4	平成17年度からは交付金化される予定であるが、事前協議・事後評価に基づく予算配分権限を国に残すかたちとなるため、これまでの補助金業務と同じ作業が予想される。また、交付金として一本化することにより関係部署(国・県双方)が複数化し、事務がますます煩雑になる。
5	補助事業は、手続き上、煩雑な事務が必要であるとともに、細部にわたる補助採択要件が地方公共団体の自主性を困難にしている。例えば、JAS法や食品衛生法など、複数の法律にまたがっている食品表示の適正化については、一体的な事業を行うことが困難な状況にある。
6	食育実践地域活動支援事業では推進協議会の設置やボランティア育成等の必須要件を実施しなければ事業実施ができない場合があり、他の事業においても大部分が事業メニュー、事業主体が限定されているなど地域の実情に応じた事業が実施できない状況にある。 従前の補助制度の場合の例としては、零細補助金の集合体であったからか、毎年様式を変更する際に各都道府県へは新旧対照表を各担当部署から示すだけで、各都道府県がそれぞれで様式をあらためて作成し直すという煩雑な事務を行う必要があり、人員や経費の無駄を生じている。

分野	国庫補助負担金名	
その他	114	農業生産振興地方公共団体事業推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>国は、実施要領において事業で実施できるメニューを定めているが、それに該当しない事業内容であると、事業目的を達成するために必要な活動であっても実施できない状況にある。</p> <p>例えば、産地育成のためには生産と一体となった販売対策が重要であるが、販売促進活動は事業では実施できない、あるいは、先進的技術を確立・普及するためには実証圃が必要であるが、県推進事業では実証圃は設置できないなど、地域の実情やニーズにマッチした事業実施が困難な状況となっている。</p>
2	<p>事業の実施に際して国がガイドラインにより取り組み内容を定めているほか、県が技術実証や品目の普及を目的として実証圃を設けることは認められないなど、依然として制約を受ける内容となっている。また、年度によって取り組みを認めるもの・認めないものが変わるなどの事態も発生している。</p>
3	<p>当該補助金は、交付金化(強い農業づくり交付金)される予定であり、交付金の配分に当たっては、品質向上、生産性向上等について、国が予め設定した最低数値目標を基準に各事業実施主体が掲げる目標をポイント化するとともに、各都道府県毎に集計し、高ポイント都道府県に多く配分すると聞いているが、この方法では、国が設定する最低数値目標が全国一律の基準であるため、地域の実情が反映されないこととなる。</p>
4	<p>事業内容が、(1)調査等の実施、(2)技術の普及、(3)啓発活動、(4)効果検証、とすべてメニュー化されていることに加え、事業の要件として作物ごとの作付面積が国の示す基準をクリアしていることが求められており、事業実施のハードルが高く、事業計画に地方の創意工夫が働く余地がない。</p>
5	<p>県産花きを県内での消費を推進する関係から、従来の生産者だけの支援であれば、花き生産振興のみの事業対象となり、生産者、流通関係者、小売業者等の連携が弱くなり、地域の実情にあった取り組みができない。</p> <p>(H17～強い農業づくり交付金)</p>
6	<p>農業生産振興地方公共団体事業では「野菜」や「果樹」等の品目毎に、事業メニューや事業主体が限定されているが、地域農業は、実情に応じた柔軟な振興策が必要であり、地域が必要とする事業ができない状況もある。</p> <p>事業の受益地区等について、現状では困難な目標数値が設定されているなど、画一化した目標設定の考え方により、事業効果が低くなる場合がある。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	115	農村振興対策事業推進費補助金((目細)火山活動周辺地域防災営農対策事業費補助金分を除く)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	農村地域の整備開発等を促進するための補助金であるが、いわゆるハード整備の補助率が他の補助金事業より低く、地域からの負担率が高くなっているため、現状としてソフト事業での活用が主である。そのため、地域の実情に応じた施設整備が出来ない現状にある。
2	県及び市町村が実施する遊休農地解消対策等の事業に係る国庫補助については、法令や通知等により補助基準が細かく定められている。特に、遊休農地が増加の一途をたどる中、多くの自治体が発生防止・解消対策事業自体は実施したいが、地域のニーズに対応した事業の実施ができない。
3	野菜産地等の活性化のためのハード事業であるが、補助対象となる施設等は、事業の対象作物となる野菜や果樹などの作物ごとに整備が行われており、野菜の事業で導入した熱水土壤消毒機が花きなどの他作物を栽培している温室などに、使用することができないなどの制限があるため、効率的な施設の活用が行えない。
4	ソフト事業は細かく組み立てられており、事業ごとに活動の範囲とか補助金の使途が限定されている。このため、いくつかの事業を複合的に活用することができない。交付金化されたが、執行段階でないのでは何ともいえないが、国からの説明を聞く限り、まだまだ事業の壁が存在している。
5	農村振興対策事業推進費補助金については、小額補助をしないという観点から、交付決定額の下限を7,000万円と決められているが、内容は数万円の補助金を含んだ小額補助の寄せ集めであり、国も県も所管が複数部局にわたるため、内示や計画認定の時期がばらばらで、補助金事務が非常に煩雑である。 平成17年度からは交付金される予定であるが、その様式等は変わらないようであり、これまでの補助金業務と同じ作業に加え、交付金として一本化するための事務が生じ、ますます煩雑になる。

分野	国庫補助負担金名	
その他	116	農業経営対策地方公共団体事業推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	事業実施にあたり、担い手育成総合支援協議会の設置が義務づけられている事業があるほか、地方独自の取り組みについては事前の国への協議が必要であるなど、地域の実情に応じた取り組みの選択肢を狭めている。
2	県及び市町村が実施する農業経営対策地方公共団体事業推進費に係る国庫補助については、法令や通知等により補助基準が細かく定められていることから、国庫補助金を使う場合、細かく細分化しづらい状況にある。(例えば、会議に使用したコピー代やコピー用紙の使用枚数など)
3	「農業経営基盤強化促進事業費補助」では、視察研修など事業効果の発現に有効な取り組みが、事業対象外となっている。
4	強い農業づくり交付金に統合されたことに伴い新たに位置づけされた成果目標として、「認定農業者」育成が設定されてきた。従来までに各種補助事業等を通じて認定農業者の育成を図ってきた経緯があり、今後は質的な改善(経営改善計画の達成)が求められる中、認定農業者の飛躍的な増加は期待できない。
5	市町村が行う講習会や相談会の対象を認定農業者に限定したり、講師費用が認められていない等、活動の種類によって事業費の支出用途が細かく決められ、事業運用しづらい。
6	農業経営総合推進事業の実施についての補助基準があり、地域の実情に応じて担い手育成に係る簿記講習会等を実施する場合は、補助金対象外となる。 17年度から交付金化されるが、市町域での事業主体は市町・農業委員会・農協等で構成する協議会のみで、市町自らが事業実施する場合は、補助対象外となり、地方の自主性・裁量性を阻害している。
7	本事業は担い手育成、新規就農、法人化、女性の高齢化対策等それぞれ事業メニュー、採択要件が定められているが、地域で活動する場合、それぞれの対策に関連する場合が多くその場合、複数の事業計画が必要になるなど事務手続き上煩雑となっている。
8	本補助金は、平成17年度事業から「強い農業づくり交付金(認定農業者等担い手育成対策)」として、事業主体が「市町村」から複数の市町村エリアで構成する「地域担い手育成総合支援協議会」へと限定される見込みである。 本来、活動エリアについては、地域(市町村等)が考え、取り組んでいくべき問題であり、地域の自主性を阻害するものであると考える。
9	認定農業者の確保・育成に係る国庫補助については、事業の実施要領において、細部にわたり事業内容の取り決めがあり、地域の自主性・裁量性を阻害している。事業目的達成のために効果的な推進内容を実施したくても、国の示した事業メニューに含まれなければ、実施できない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	117	植物防疫事業交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	病害虫は県境を越えて、急激にまん延することが想定されるため、全国共通の重要病害虫(指定病害虫)については全都道府県で発生予察事業に取り組んでいるが、都道府県によっては重要性を失った病害虫も対象とされている場合があるなど、地域の実情に合った取り組みができない。
2	国の指定有害動植物の発生予察事業に協力し、県内における発生面積、被害状況を報告しているが、指定動植物もほぼ全国一律であるため、県内で栽培されていない作物に対しても調査を行っている。そのため、有害動植物に指定されていない本県で問題となっている病害虫に対する調査、防除対策に十分な労力、時間を要することができない。
3	植物防疫法第23条、35条により「指定病害虫」の発生予察に対して交付金が交付されると定められているため、指定以外の病害虫には交付金を充てることができない。作物の病害虫の発生は、各県により異なるものであり、指定病害虫に限定されることは、課題となっている病害虫や新規発生病害虫に対する対応が遅れる。
4	普通作物、果樹、茶、野菜にかかる指定有害動植物の発生予察事業については交付金対象経費とされているが、その他の作物や、新たに確認された有害動植物など地域において問題となってきた有害動植物がすぐに交付金対象にならないことから、発生予察事業の運用に支障が生じる。
5	農作物に対する最重要病害虫の一部は、交付対象となる指定有害動植物に指定されておらず、法の目的である「植物に有害な動植物を駆除及びまん延の防止」に利用できない状況にある。
6	発生予察事業の対象が指定有害動植物に限定されるため調査が煩雑であり、地域特性を踏まえた発生予察(指定外の病害虫を含めた)実施に支障をきたしている。
7	今年度から交付金化され、対象が植物防疫法で指定された有害動植物に限られている。防疫所に科せられている仕事は特定の動植物ではなく農産物の安定供給に支障の出る動植物全ての調査であり、その年々で変化し、法律で有害動植物を特定することは困難である。このように地域の実態に応じた仕組みになっていない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	118	農業生産振興事業推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	国は、実施要領において事業で実施できるメニューを定めているが、それに該当しない事業内容であると、事業目的を達成するために必要な活動であっても実施できない状況にある。例えば、産地育成のためには生産と一体となった販売対策が重要であるが、販売促進活動は事業では実施できない、あるいは、先進的技術を確立・普及するためには実証圃が必要であるが、県推進事業では実証圃は設置できないなど、地域の実情やニーズにマッチした事業実施が困難な状況となっている。
2	事業の実施に際して国がガイドラインにより取り組み内容を定めているほか、県が技術実証や品目の普及を目的として実証圃を設けることは認められないなど、依然として制約を受ける内容となっている。また、年度によって取り組みを認めるもの・認めないものが変わるなどの事態も発生しており、地域の自主性を阻害している。
3	当該補助金は、交付金化(強い農業づくり交付金)される予定であり、交付金の配分に当たっては、品質向上、生産性向上等について、国が予め設定した最低数値目標を基準に各事業実施主体が掲げる目標をポイント化するとともに、各都道府県毎に集計し、高ポイント都道府県に多く配分すると聞いているが、この方法では、国が設定する最低数値目標が全国一律の基準であるため、地域の実情が反映されない。
4	機械導入助成の対象者について、生産規模が一定面積以上であることが要件となっているが、県では生産規模より「農薬の使用を減らしていること」を優先したい考えであり、対象者選別の考え方が異なるなど地域のニーズに対応した取り組みができない。(H17年度～強い農業づくり交付金)
5	都道府県段階、市町村段階における土地利用型作物の推進事業は、実施要領によりこと細かに内容が規定されており、活用しづらい。たとえば、推進体制については、協議会構成メンバーが規定されており、地域の実情に合わない面が見受けられる。また、用途についても限られており、地域の特徴、戦略に応じた活用がしづらい内容となっている。
6	平成17年度からは交付金化される予定であるが、事前協議・事後評価に基づく予算配分権限を国に残すかたちとなるため、これまでの補助金業務と同じ作業が予想される。また、交付金として一本化することにより関係部署(国・県双方)が複数化し、事務がますます煩雑になる。
7	<米麦等生産性向上対策事業費> ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業については、国が定めたメニューから選択して実施することとなり、その実施にあたっては、要綱・要領等で補助基準が細かく示されており、地域の実情に応じたものでなく、全国一律な内容とならざるを得ない状況にある。
8	地区推進事業については大規模実証ほ等が設置できない、また県推進事業については協議会の開催ができないなど、土地利用型農業振興のためには必要と考えられる内容が事業としては実施できない状況があり、地域の実情にあった取組の自由度がない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	119	総合食料対策事業推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	事業の実施に際して国がガイドラインにより取り組み内容を定めているほか、県が技術実証や品目の普及を目的として実証圏を設けることは認められないなど、依然として制約を受ける内容となっている。また、年度によって取り組みを認めるもの・認めないものが変わるなどの事態も発生している。
2	埋設農薬最終処理事業において、民有地に埋設されているが、掘削時の借地料、建物の移設経費等を補助対象と認めておらず、地域の実情に合っていない。
3	埋設農薬最終処理事業は、各県毎の補助事業となっており、事実上農薬メーカーが主体となった管理組合が事業主体となっている県が多い。また同一の農薬メーカーが複数の県にまたがって実施主体として対応している場合が多いが、当該農薬を処理する場合、他県分もまとめて処理することができない。このように、地域の実情に応じた取り組みができず、事業効率の悪化、経費の増大を引き起こしている。
4	重要病害虫侵入警戒調査については、農政局とは別に植物防疫所との計画協議が必要となっており、事務手続きが煩雑となっている。
5	この補助金に含まれる植物防疫推進事業は、本来、植物防疫事業交付金と一体で、植物防疫対策を行うための事業であるが、交付金と補助金の間で流用等が行えないため、調整に苦慮している。
6	食品表示の適正化対策推進事業については、国が定めたメニューから選択して実施することになっているが、例えば「食品表示ウォッチャー」の配置については、国が中央で配置している事業の地方版であり、地方の創意工夫に基づくものではない。
7	<ul style="list-style-type: none"> 1 交付決定があるまで事業着手ができない。 2 少額予算にもかかわらず、事業の項目が多く内容が希薄とならざるを得ない。 3 毎年のシーリングで予算は削減されるが、事業内容は変更されないため遂行が困難になっている。 4 事業年度が終了し、後継の新規事業が組み立てられたときに既存の事業項目が見直されず新規項目が追加されるため、実質予算は減少している。
8	事業主体があくまで事業を遂行することが好ましいとの理由から、事業の一部を外部へ委託することが認められにくい状況にあり、事業の効率化や円滑な推進が妨げられている。

分野	国庫補助負担金名	
その他	120	農林水産試験研究費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	現状では、都道府県研究機関を採択要件としているため、民間企業・大学等との産官学連携による事業化が実施できず、地域の要請に対応できない。
2	国から示された課題に沿った研究の実施が必須となり、地域の研究要望や課題解決のための研究とそぐわないため、実施を断念した事例がある。
3	平成17年度から国の農林水産技術会議から県への「委託費」に整理され、競争的資金へ移行されることから、国や独立行政法人、民間企業との連携がより強化されるが、一方で研究の自由裁量部分が制約され地域の実情に合わせた試験研修推進の障害となる。
4	予算規模、研究期間が固定的である。交付決定が遅く、補助金の執行時期・期間が限られる。野菜の系統適応性検定試験については、予算額が小さく、育成系統の特性を発揮するための積極的な検定が困難である。例えば、メロンなどの高温性作物を冬春期の栽培で検定することなどは実施できない。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	121	農業信用保証制度円滑化対策費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	対象資金、積算係数、農業信用基金協会に対する補助率などが通知等において細かく定められているため、地域の実情に応じた特別準備金積立補助ができない仕組みとなっている。
2	当該補助金は、農業信用基金協会が農業関係制度資金の債務保証に伴い行う特別準備金の積み立てに対して補助し、担保や保証人に依存せず機関補償を行う制度を確立しようとするものであるが、県制度資金は補助対象外であり、国制度資金と県制度資金の機関補償に格差が生じている。
3	農業信用保証制度円滑化対策補助金については、農業信用基金協会特別準備金補助として近代化資金等の債務保証のために活用されているが、同補助交付手続きは煩雑であり事務量の負担が大きい。

分野	国庫補助負担金名	
その他	122	林業生産流通振興事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>地域の実情を無視した全国一律・画一の補助基準(林業関係事業補助金等交付要綱他)により柔軟な事業実施が困難となっている。</p> <p>例えば、本県においては林業後継者が中心となって組織する林業研究グループを森林組合が事務局となり運営しているが、国の林業担い手育成対策強化事業では森林組合がその実施主体となれない。</p>
2	<p>木材流通加工施設等の施設整備に係る林業・木材産業構造改革事業については、国の通知に置いて事業採択基準等の基準や運用が細かく定められている。</p> <p>例えば事業主体について、森林組合が事業実施しようとする場合、国の運用では「中核組合」に限るとされている。このため、経営状況もよく地域に密着した良好な活動をしている森林組合であっても当該補助制度を受けられない。</p>
3	<p>林業・木材産業関係の施設整備に係る国庫補助金については、要綱・要領等により補助基準が定められており、例えば、森林空間活用施設を整備する対象面積は30ha以上であるが、現状は、大規模な施設整備は困難であり、実情に応じた事業実施が難しい。</p>
4	<p>森林機能高度発揮普及指導促進事業においては、補助基準が細かく定められており、例えば、森林・林業の全般を4日間で研修する林業教室は、研修対象者が森林所有者のみと定められている。当県としては、市町村職員や森林組合職員あるいは一般県民全てを対象として、早急に幅広く森林林業への理解を得たいが、認められていないなど地域の実情に合っていない。</p>
5	<p>地域材利用促進のための木造公共施設の施設整備にかかる国庫補助事業については、運用などにおいて国庫補助金の採択基準が定められている。このような基準に該当しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p> <p><間伐等森林整備促進対策事業></p> <p>間伐等の森林整備を推進するための基盤整備に対する国庫補助については、補助基準において細かく定められている。</p> <p>例えば、作業道開設については利用区域面積が5ha以上、1事業費300万円以上、林業機械の導入については、採択される市町村の人工林面積及び機能別の森林面積の割合まで細かく定められており、地域の実情に応じた施設整備ができない。</p>
6	<p>事業実施にあたっては林野庁関係課毎に予算ヒアリングが行われる等、事務の重複・煩雑化に伴い人員や経費において無駄が生じている。事業を実施する上で要綱、要領、運用等で明記されていない国の考え方により、予算要望ヒアリング回数が多くなっている。</p>
7	<p>事業計画以外の各種計画を策定し、その整合等求められるなど、補助事業実施のため以外の計画づくり等により事務が煩雑となっている。</p>
8	<p>内容があまり変わらないものを細分化し、事務を煩雑にしている。補助金額が少ない割に補助金事務の負担が大きすぎる。</p>
9	<p>このたびの三位一体の改革により、交付金化される場所である。しかし、交付金されても提出書類が簡素化になるのかと期待したところ、従前の補助金とあまり変わらず、むしろ事業計画書と違って補助金には無かった新たな項目の書類の提出を求められており、作業時間数はかえって増加している。</p>
10	<p>当該補助金が「森林づくり交付金」、「強い林業・木材産業づくり交付金」とされた。しかしながら、H17の事業メニューは既設の補助事業メニューが主体であり、地域提案枠事業が予算的にも事業枠的にも狭くなっている。</p>
11	<p>平成17年度から強い林業・木材産業づくり交付金に組み入れられるが、交付金の配分、事業実施後の評価は、全国で統一的な基準により優劣を付けて、配分及び評価せざるを得ないなど、地域の自主性・裁量が高まらない。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	123	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>< 森林資源保護事業費 > 森林病虫害等防除事業では、補助率が定められている。例えば、命令事業にあつては2 / 2(国1 / 2)、奨励事業にあつては3 / 4(国1 / 2以内)となつており、地域独自の補助率の設定を行うことが出来ない状況である。</p> <p>< 木材利用推進対策事業費 > 事業費が少額であるにもかかわらず、年2回もヒアリングが実施される。また、流域林業活性化については、全国一律に民国一体で事業を行うことになっているが、現実に適合していないため機能していない。</p>
2	林業担い手確保対策に係る国庫補助金については、要領等により、林業就業者リーダー養成研修の内容や時間数に関する基準が定められているが、林業労働力を取り巻く現状は、地域により異なることから、全国画一的な基準では地域の実情に応じた育成研修の実施が難しい。
3	林業生産流通総合対策事業実施要領第3により、国庫補助率は1 / 2以内と定められているが、その運用において各事業種目ごとに別に定められている。 その一つの例として、木材加工流通施設整備事業では、地域材有効活用のための効率的な処理、加工等の施設整備を行うものであるが、事業主体が林業者の場合、補助率1 / 2以内に対し、木材関係者では、1 / 3以内と低く、これは、林業振興のための、川上・川下一体の取り組みを阻害している。
4	事業目的によって少額の補助金に薄く広く分かれており、県独自の判断でメリハリをつけて取り組むことが困難となっている。実施にあたっては、国通知や運用により事業主体や補助率、経費間流用、補助対象経費に制限が設けられ、取組内容が限られていた。
5	従来の補助制度では、採択要件が細かく定められており、例えば、木造公共施設整備事業では、施設の種類、目的等が限定されているため、要望の多くが採択要件にあわず、活用できない。
6	間伐総合対策推進事業は、健全な森林を育成するため、間伐の推進、間伐材の利用促進事業補助であるが、間伐については、補助対象林齢が35林齢以下の制限があり、高林齢について、地域の実情にあった整備ができない。
7	優良種苗確保事業の国庫補助については、補助基準で対象となるメニューが定められている。例えば、優良な種子、穂木を採取するための採種・穂木の管理については、樹形誘導(整枝・剪定・断幹)、不良クローンの除去、導入しかみることが出来ないが、種子・穂木の採取の妨げとなる灌木、下草等の除去に係る作業が従前の国庫補助基準では実施できない。
8	事業実施にあたっては林野庁関係課毎に予算ヒアリングが行われる等、事務の重複・煩雑化に伴い人員や経費において無駄が生じている。事業を実施する上で要綱、要領、運用等で明記されていない国の考え方により、予算要望ヒアリング回数が増えている。
9	事業計画以外の各種計画を策定し、その整合等求められるなど、補助事業実施のため以外の計画づくり等により事務が煩雑となっている。
10	当該補助金が「森林づくり交付金」、「強い林業・木材産業づくり交付金」とされた。しかしながら、H17の事業メニューは既設の補助事業メニューが主体であり、地域提案枠事業が予算的にも事業枠的にも狭くなっている。
11	このたびの三位一体の改革により、交付金化される場所である。しかし、交付金されて提出書類が簡素化になるのかと期待したところ、従前の補助金とあまり変わらず、むしろ事業計画書といって補助金には無かった新たな項目の書類の提出を求められており、作業時間数はかえって増加している。

分野	国庫補助負担金名	
その他	124	森林資源地方公共団体管理費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>森林環境保全対策事業実施要領(平成16年度末で廃止予定)により、例えば、林野火災予防対策費は過去の林野火災発生状況等により、各都道府県毎に限定された市町(最大3団体)で実施することとなっている。</p> <p>林野火災の年間発生件数が多い県では、事業実施市町が限定されることにより、効果的な事業実施が出来ない状況にある。</p>
2	<p>森林病虫害の被害発生量は予想が難しく、事業実施中に必ず予算の過不足が生じる。国の補助金申請時期(最終で10月中旬)と、必要事業費が判明する時期(1月頃)がマッチしていないため、予算執行が難しい状況である。特に国庫補助金が余った場合、国に返還できないことがネックである。</p> <p>また、事業費の用途が細かく設定され、予算の流用ができないことも欠点である。(命令防除と奨励防除で予算の流用ができない。被害発生が予想より少なく予算が余った場合、樹幹注入に使用したいが流用不可能等々。)このように、現場の変化に迅速に対応できない。</p>
3	<p>森林保全管理推進対策事業は、林野火災や森林被害の未然防止、又は早期発見のための地域パトロールに対する補助制度で、又、市町村森林整備対策事業は、地球温暖化防止のため間伐事業の推進や植樹事業に対する補助制度であるが、これらの事業計画の申請には、認定地区の優先度や事業費の配分等、国の補助基準があり煩雑な事務手続きが必要となり事務量の負担となっている。</p>
4	<p>森林保全管理推進対策事業については、平成17年度から森林づくり交付金に組み込まれることになる。目標数値の設定がなされる予定であるが、設定の内容により、各都道府県の実情に合わない設定値となる恐れがあり、最終的に交付金の打ち切りも予想される。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	125	漁業近代化資金利子補給等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>漁業近代化資金等に係る国庫補助については、法令や通知等において、借入者、借入対象債務、資金種類、融資機関、借入限度額、償還期限、据置期間、融資率等の詳細な基準が定められている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、漁業者等のニーズに応えた円滑な資金運用ができない状況にある。例えば、漁業近代化資金第5号 養殖資金については、その対象魚種が特定されており、それ以外の魚種を養殖する漁業者が申請してきた場合は借入対象とならない。</p>
2	<p>法令により、資金の使用目的別に貸付限度額が定められている。 (例 20トン以上漁船建造、3億6千万円 20トン未満漁船建造、9千万円。) 例えば、10トンから20トン未満の漁船建造に2億3千万円程度かかるとすると、現在の限度額9千万では対応できないなど地域の実情に合った取り組みができていない。</p>
3	<p>漁業近代化資金等に対する利子補給にかかる国庫補助については、法令により融資機関が系統金融機関と定められている。そのため、地域によっては利用しづらい状況にある。</p>
4	<p>< 漁業近代化資金利子補給補助金 > < 漁業経営維持安定資金利子補給補助金 > 当該補助金に関しては、税源移譲とされたが、法令等を廃止して権限も都道府県に移譲するものではない。法令の一部改正により都道府県が行う利子補給に係る政府の助成を廃止するにとどまり、今後も法令に基づく権限を有し、貸付条件に関するガイドラインの発出や貸付状況のモニタリング、都道府県との意見交換などを実施することとなっている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	126	水産業振興事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	事業毎の目的や採択要件等要綱要領で細かく規定されているが、現場の実情は、個々の事業の目的だけでは取り組めない複合的な状況があり、地域の状況に応じた柔軟な取り組みが難しい。
2	補助金要綱の細分化により、1つの制度の受け皿が小さく適合しない事例がある。 例として、種苗放流についても、広域に限定され、地方としては地域の発展及び海洋レクリエーションの推進からも地先種の放流を行ないたいが制限を受けている。
3	都道府県が水産業振興を図るために行うソフト事業への補助のほとんどは、水産業振興事業費補助金及び水産業振興地方公共団体事業費補助金に含まれる。この補助金は水産庁の各部署が所管する極めて多数の事業が集合して存在しており、それぞれに補助基準や補助率が細かく定められているほか、事業ごとに予算の大小がある。このため、地方が必要とする施策に重み付けした予算配分ができず、国が示した枠組みの中でしか事業計画を策定できない。
4	水産関連の事業については、4月から着手する必要がある内容のものが多い。一方、国の交付決定は、例年6月頃となるため、指令前着工届けを提出して年度当初から何とか着手している状況にある。 近年、指令前着工の基準が厳しくなりつつあり、今後、認められないケースが増加した場合、事業の効率的な遂行に支障を来すだけでなく、事業の効果発現がほぼ1年遅れとなる可能性もある。(4月から実施する必要がある事業:藻場、赤潮、貝毒等の各種調査、稚魚の放流事業等) ほとんど全ての事業について、水産庁等に出向いて国の担当者によるヒアリングが行われているが、メールのやりとりと文書協議で十分の事業もあり、地方の事務として定着しており、一般財源化すべきである。
5	従前の補助制度の場合の例としては、零細補助金の集合体であったからか、毎年様式を変更する際に各都道府県へは新旧対照表を各担当部署から示すだけで、各都道府県がそれぞれで様式をあらためて作成し直すという煩雑な事務を行う必要があり、人員や経費の無駄が生じていた。
6	水産庁の補助事業においては、予算措置から工事施行、完了に至るまで、細かく協議や報告が義務付けられており、地方の出向機関がないことから、逐一上京しての協議報告を強いられ非効率であり、また地域の創意工夫による事業推進に支障を来している。
7	平成17年度より強い水産業づくり交付金に交付金化され、現時点での交付要領案によると、事業のメニュー化や交付率など形を変えた補助金にしか思えず、手続事務等により人員や経費の無駄が生じるのではないかとされる。また、交付金の配分にあたり、国予算額の3割分については、ポイント制を導入することで国の関与が残る。
8	(ポイント制の不明瞭さ) 事業採択に必要な最低限のポイントが示されないため、どの程度の目標を設定すればよいか不明瞭である。必然的にポイント獲得に重点を置いた事業計画を作らざるを得ず、結果としてコスト高となってしまう。 事業採択にポイント制が導入され、各県の事業毎に順位付けされることから、下位に位置づけられた場合、要望額を下回る交付額となるおそれがある。 事業採択のポイント基準が国の政策誘導的内容となっており、各地方の実情が反映され難い形となっている。 地域の裁量が増える(県が受け取った交付金をどこにどう貼り付けるかの流用を最大限認める)交付金化とのことだが、実務上、各事業間での事業費の揺り動かしは困難であり、実際には裁量はほとんど増えないと思われる。(裁量ではなく、内示減された場合に、各事業間での予算のやり繰りができるだけにしか過ぎない。) 地域の自主性の尊重という名の下に、県事業の採択額の引き上げや事業メニューの削減が行われている。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	126	水産業振興事業費補助金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
9	補助制度から交付金制度に移行。国では事業計画間の交付金の流用は、変更承認を不要としているが、補助事業と同様、事業毎に交付率を定めているため、事業単位で都道府県の裏負担が必要となるなど交付金になっても実態は変わらない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	127	水産業振興地方公共団体事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	都道府県が水産業振興を図るために行うソフト事業への補助のほとんどは、水産業振興事業費補助金及び水産業振興地方公共団体事業費補助金に含まれる。この補助金は水産庁の各部署が所管する極めて多数の事業が集合して存在しており、それぞれに補助基準や補助率が細かく定められているほか、事業ごとに予算の大小がある。このため、地方が必要とする施策に重み付けした予算配分ができず、国が示した枠組みの中でしか事業計画を策定できない。
2	特定海域事業の採択に関し、水産庁は、受益者負担体制の整備及び放流効果の実証等を行ううえでより広域な調整を必要とする魚類を対象種として予算の重点化を図ろうとしている。本県のようにヒラメやマツカワのほか、アワビやウニ等の定着性種をも含めて栽培漁業の充実強化を図ろうとする県の意見が、予算採択に反映されにくい。 補助対象が施設(付帯設備、機器を含む)の新設または増設、改築、併設、合体に限られており、施設の更新や機器等の単独整備は認められていない。本県のさけ・ます増殖施設に限れば、事業主体のニーズは後者にあり、県の施策として施設の更新や機器等の整備を推進しようとしても本事業に乗ることが出来ない。
3	(補助金の決定時期) 補助事業の確定される時期が県予算編成に間に合わないため、最小限の予算化を行うが、後に増額しようとしても県費の負担増ができないため国費を有効に使えない。また、年度途中の誘因があっても、新たな負担増となる補正予算は認められない現状にあることから断念せざるを得ない。 (事業期間) 課題に応じた研究期間を確保しなければ、中途半端な結果になるが、画一的に事業期間が設定され必要に応じて後継事業で継続される形式である。県予算の事業期間と同調していない場合は、新規性の説明など継続予算確保に多大な労力を割いている。
4	従前の補助制度の場合の例としては、零細補助金の集合体であったからか、毎年様式を変更する際に各都道府県へは新旧対照表を各担当部署から示すだけで、各都道府県がそれぞれで様式をあらためて作成し直すという煩雑な事務を行う必要があり、人員や経費の無駄が生じている。
5	水産関連の事業については、4月から着手する必要がある内容のものが多い。一方、国の交付決定は、例年6月頃となるため、指令前着工届けを提出して年度当初から何とか着手している状況にある。 近年、指令前着工の基準が厳しくなりつつあり、今後、認められないケースが増加した場合、事業の効率的な遂行に支障を来すだけでなく、事業の効果発現がほぼ1年遅れとなる可能性もある。(4月から実施する必要がある事業:藻場、赤潮、貝毒等の各種調査、稚魚の放流事業等) ほとんど全ての事業について、水産庁等に出向いて国の担当者によるヒアリングが行われているが、メールのやりとりと文書協議で十分の事業もあるなど、地方の事務として定着しており、一般財源化すべきである。
6	平成17年度より強い水産業づくり交付金に交付金化され、現時点での交付要領案によると、事業のメニュー化や交付率など形を変えた補助金にしか思えず、手続事務等により人員や経費の無駄が生じるのではないかと思われる。また、交付金の配分にあたり、国予算額の3割分については、ポイント制を導入することで国の関与が残る。
7	「川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業」がH17年度からは、「強い水産業づくり交付金」の中の一事業となるが、これまでの補助事業の手続きと変化が見られない。これまでと同様に国(水産庁)による事前ヒアリングが予定されており、事業の内容(漁場環境の調査項目等)も全国一律的に取り扱われようとしている。
8	補助制度から交付金制度に移行。国では事業計画間の交付金流用は、変更承認を不要としているが、補助事業と同様、事業毎に交付率を定めているため、事業単位で都道府県の裏負担が必要であることから、交付金化されても実態は変わらない。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	128	漁業調整委員会等交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	当該補助金は、漁業調整委員会の運営に必要な事務費及び人件費等であり、国の予算要望ヒアリングもなく、県への配分額も法令で規定されているなど、地方の自由度が低い。
2	漁業調整委員会は、漁業法85条に基づき知事が選任する委員について、学識経験者数、公益代表者数が定められており、地域の実態にあった人選ができず、自由度が低いものとなっている。
3	国は漁業調整委員会に関する費用の財源を都道府県に交付すること(漁業法第118条)とされているが、実際の交付金額は経費の1割にも満たない水準となっており、県が大半の経費を負担しているのが実態である。 一方、委員の数や選出区分(公選、知事選任)、任期などは言うに及ばず、委員会へ諮問すべき事項やその手続き等も細かく法定されているため、迅速な処理や経費節減等に関する地方の裁量の余地はほとんどない。
4	海区調整委員会は都道府県各地先海面に設置され、区域内の漁業に関する事項を処理する地域色の強い漁業調整組織である。 その管理運営を全て地方独自の裁量に委ねられていないため、地域の実態を反映した漁業調整機能を適切に引き出しにくい。
5	漁業調整委員会等交付金については、その交付要綱の中で、漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会とで相互に流用してはならないとある。しかし、漁業調整問題が海面又は内水面の一方だけに集中した場合、現状のままでは委員会として十分な活動ができない。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	129	中小漁業融資保証制度円滑化 対策費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	国の実施要領において対象漁業者が限定され、地域の実情に応じた融資ができない。
2	経営改善等支援事業を漁業者が活用するには、漁業経営改善計画の認定が前提となるが、認定にあたっては国の通知により漁業生産額を5年間で15%以上伸ばすことが基準として定められている。漁業者の現状から基準が厳しすぎる。

分野	国庫補助負担金名	
その他	130	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	中心市街地における商業施設整備事業と商業の活性化のためのソフト事業を総合的に実施するハードとソフトを一体化させた国庫補助金であるが、特にソフト事業について、市の直接事業が対象経費となっている。本市の中心市街地活性化基本計画では、市民・企業・事業者・行政が主体的に中心市街地に関わり、協働してまちをつくり育てていく仕組みの構築を目指している。そのため、市民が主体的に企画運営に関わって事業を実施することが重要と考えている。したがって、この要件では、市民等の主体的な活動を支援する事が困難であり、地域のニーズにあった内容となっていない。
2	国から市町村等への直接補助事業であるため、補助要望調査のみ都道府県を経由するだけで、事業採択及び事業実施に際し、地域の個別事情に通じた都道府県の意見が反映されていない。
3	補助金交付要綱において、施設整備事業を行う中心市街地が満たすべき要件を次のとおり規定している。 (1)当該中心市街地内に、概ね150以上の商店が現に存在すること。 (2)当該中心市街地内に、二以上の公共交通機関が存在すること。 (3)当該中心市街地内に、市役所、市民ホール、図書館、病院等公益的施設が一以上存在すること。 (4)商業統計(指定統計第23号)における当該中心市街地内の商店数、年間販売額又は売場面積のうち、いずれか二以上の項目が減少傾向にあること、又は、二以上の項目の当該市町村内における中心市街地のシェアが低下していること。 このような要件に該当しない限り補助対象とならないため、補助対象地域が限定されている状況にあり、大都市では可能でも各市町村には厳しい内容となっている。
4	ハード整備の場合に、補助対象経費の制限(例えば土地取得費)があり、エリア一体の整備を図るなど地域の実情にあった整備をすることが困難な制度になっている。
5	ソフト事業とハード事業の組合せ事業でありながら事業費の下限額が高く(単年度・県20百万円、同市町村10百万円)、複数年度で少しずつ継続的に取り組む事業が対象とならない。ソフト事業では補助対象事業が要綱上限定されており、使いにくい。

分野	国庫補助負担金名	
その他	131	産業再配置促進環境整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>交付要綱において、施設整備事業を行う中心市街地が満たすべき要件を次のとおり規定している。</p> <p>(1) 当該中心市街地内に、概ね150以上の商店が現に存在すること。</p> <p>(2) 当該中心市街地内に、二以上の公共交通機関が存在すること。</p> <p>(3) 当該中心市街地内に、市役所、市民ホール、図書館、病院等公益的施設が一以上存在すること。</p> <p>(4) 商業統計(指定統計第23号)における当該中心市街地内の商店数、年間販売額又は売場面積のうち、いずれか二以上の項目が減少傾向にあること、又は、二以上の項目の当該市町村内における中心市街地のシェアが低下していること。</p> <p>このような要件に該当しない限り補助対象とならないため、補助対象地域が限定され、地域の実情に応じた整備ができない内容となっている。</p>
2	<p>補助対象となる事業メニューが狭い範囲で限定されており、また、既存施設の増設や機能強化、補助対象となった施設と類似した施設整備への補助が認められないことから、工場移転に伴う新たなニーズに対応した効率的で効果的な施設整備が困難。</p>
3	<p>企業の新・増築面積に対応(補助対象)した補助金のため、補助率等を含め地方の実情には合わない。このため、十分な環境整備が難しい。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
その他	132	輸入関連事業者集積促進事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>輸入関連事業者集積促進に係る国庫補助金については、補助基準が画一的であり、運用上、より事業効果のある使途が制限されているため、結果として、事業費の無駄を生じさせている。</p> <p>例えば、輸入促進に関しては、海外との商談のための通訳費が必要不可欠であるにもかかわらず、通訳費は補助対象外となっており、現実的に無駄が生じている。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
その他	133	資源循環型地域振興事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	当該補助金は16年度から公募による審査後に補助金申請となり、申請事務が倍かかる。また、公募により決定するため、前年度から補助金を予定した事業予算が組みにくい。
2	廃棄物リサイクルについて一定の技術進展が見られている現状でも、補助採択の要件においては、技術の独創性、先駆性が重要視されているところである。その結果、地域特性を生かし、総合的な循環型社会構築に大きく貢献することが期待できる事業に位置づけたとしても、受け入れられていない。
3	エコタウンプランの承認を前提していることから、制度要件と地域の実態と整合を図ることが難しい。
4	地域の独自性を踏まえて循環型社会の構築を目的とするのがエコタウン事業である。このエコタウン事業には、ソフト面を補助する資源循環型地域振興事業費補助金とハード面を補助する資源循環型地域振興施設整備費補助金がある。しかし、補助対象がモデル市町村に限定されるため、地方の実情に応じた施策の妨げとなっている。

分野	国庫補助負担金名	
その他	134	工業団地造成利子補給金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>利子補給の交付終了後においても、工業団地分譲完了まで財産処分の制限が定められているので、工業団地以外の用途に供される用地(農・林・漁業、鉱業、不動産業等の用途に供する用地、道路整備事業等の一般公共事業に供される用地)に使用する場合、既に交付されている補助金を返還しなければならない。</p> <p>また、分譲相手方は製造業であることを基本として、例えば運送業の場合、工業団地全体の10%を超える際は超えた部分について、補助金の減額対象となる。</p>
2	<p>本利子補給金については、交付規則及び事務処理要領において借換えのための地方債又は借入金を利子補給の対象外としている。</p> <p>工業団地の造成事業においては、事業期間が長期にわたりかつ膨大な資金を必要とする一方で、投下資本の回収に長期間を要するが、償還計画における償還期間と地方債又は借入金の償還期限が必ずしも一致していないため、地方債又は借入金の償還期限が到来してもなお十分な売却収入が得られない場合等、利子補給が打ち切られてしまう。</p> <p>国においては、平成13年度着工事業に係るものまでを対象とし、平成14年度以降新規着工する工業団地造成事業に係る地方債及び借入金については採択を見合わせている。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	135	小規模企業等活性化補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p><商工会等指導支援環境推進費(事務局長設置費)> 商工会議所における一般職員を原則として5名以上設置していることという要件や、商工会等において会員一人当たりの年間一般会費が11,000円以上であることなどの要件については、合理的な根拠が判然としない中で全国一律の細かな補助基準が設定されている。</p> <p><中小商業活性化総合支援事業費補助金> 縦割りの事業区分により複合的な目的や機能を持つ施設の整備を阻害している。 事業費の下限を高額に設定するなど、コスト縮減のための創意工夫が発揮しにくい。</p>
2	<p><中小企業経営資源強化対策費補助金関係> 当該補助金の交付については、中小企業支援法により、国の中小企業支援計画に基づく県の中小企業支援計画を策定し、国から承認を得る必要があり、地方の実情に応じた独創的な計画を策定することは困難である。 当該補助金交付要綱に基づき、中小企業に対する支援事業のメニューが限定されている。また国の判断により特定の支援事業が廃止されることがあり、地方にとっては必要な事業の継続が困難となるケースが多く見られる。</p>
3	<p>平成16年度、国における補助金交付要綱作成等補助金関連の事務手続きの遅れ等から、事業着手の遅れが余儀なくされるなど、支援を求める創業者・ベンチャー企業等のニーズに適切に対応できないケースが生じた。</p>
4	<p><中小企業連携組織対策事業費補助金関係> 都道府県中小企業団体中央会が行う事業に対する補助金である当制度は、国の縦割りにより補助対象経費の区分が細分化されていることや、交付基準額がさらに細分化されて設定されていることに加え、国主導の制度の見直しが行われた影響から、地域の実情やニーズに合った事業実施と乖離しており、柔軟な執行が阻害されている。</p>
5	<p><小規模事業経営支援事業費補助金関係> 現在の国庫補助メニューは、全国一律に決められているために、商工会議所連合会に担わせた方が効率的である業務についても商工会等に予算配分することになっており、効率化を阻害している。</p>
6	<p>ハード整備に関して、商店街・商業集積の機能を高め、一般公衆の利便に寄与する施設整備に係る国庫補助については補助金交付要綱等において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、この施設整備に併せて設置する駐車場は収容台数が50台以上であることが定められており、人口等の地域特性を考慮した適正規模の施設整備ができない状況にある。 ソフト事業に関しては、最低補助額が決められており、それを超える事業でないと補助対象として採択されないため、地域のニーズに対応できない。また、申請や確定について、間接補助事業者(県・市町村)、地方経済産業局、本省と三段階の審査・協議が必要であり、事業の変更承認等で時間を要する。</p>
7	<p>商工会等職員の中小企業大・学校研修参加費に対する補助について、基礎研修は小規模事業経営支援事業費補助金、専門研修は中小企業経営資源強化対策費補助金となっており、同一相手先への同種の補助であるにもかかわらず、別補助金であるため、事務が煩雑であるうえ、無駄が生じている。</p>
8	<p>商店街活性化および中心市街地商業活性化に係る国庫補助金については、国からの交付決定を待って、県から事業者へ交付決定を行うため、事業者が早期に事業着手できない。また、対象経費の確認については、経済産業局を通じて中小企業庁に確認するため、非常に煩雑であり国と県との双方にこれに要する人員や経費の無駄を生じさせている。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
その他	135	小規模企業等活性化補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
9	<p>補助対象事業のうち、地域産業実態調査事業については、実態調査結果を全国集計する必要性から、強制的に実施を求められている。</p> <p>中小企業経営革新支援法の承認企業を対象にした実施状況調査等について、実施方法や調査内容が年度途中で変更になることが多く、計画的な事務処理ができない。</p>
10	<p>小規模事業経営支援事業費補助金については、補助対象を細目まで細かに規定しているため、現場のニーズが反映できない。例えば施策普及費で、ポスター、パンフレットの作成に用途が限定されており、他の施策のPR方法には使えない。</p> <p>中小商業活性化事業費補助金については、国庫補助の要望(ヒアリング)に始まり、計画認定、補助申請など幾つかの同様な事務処理が重なっている。</p> <p>伝統的工艺品産業産地補助金、地場産業活性化補助金については、小規模事業者が国庫補助金申請手続き等を直接国に行わなければならない、その事務的労力等を考えると活用しにくい(ハードルが高い)。</p>
11	<p>地域の産業振興策において、国は従来の都道府県を經由する事業スキームを大幅に見直し(縮減し)、地方経済産業局の直接執行あるいは商工団体、企業等への委託・直接補助事業に変更する予定であるが、このことは、国の関与を縮小し地方の権限と責任を大幅に拡大する三位一体改革の趣旨に逆行するものであり、地域の実情に応じた実効性のある産業振興策を実行できるか疑問である。</p>
12	<p>当該補助金の中に、法律ごとに類似の研究開発助成制度等が存在しており、それを活用する補助事業者にとってわかりにくい制度等になっている。</p> <p>事務手続きが国を經由するため、煩雑な補助金関連事務の手続き等に時間を要し、国と地方の双方に人員や経費の無駄が生じている。また、補助事業者に必要な事業実施期間が確保できない。</p>
13	<p><商工会、商工会議所向け補助金> 全国団体との関連から盛り込まれた補助メニュー(全国団体主催会議の出席旅費等)が多数あり、全国団体から地域の団体に参加人数の割当的なものがあるため、地域の団体にとっての必要性に関わらず義務的に支出しているものがあることから、地域の裁量を阻害している。</p> <p><創業等支援拠点活動促進等事業> 毎年事業が大括り化され、それに伴い国の交付要綱が改正されているが、国がその改正手続きに時間を要しており、それを受けて県が交付申請を行うと、国からの交付決定が5月～6月に行われるときが多々あり、4月当初からの事業の進捗に支障を来した例がある(事務手続き面の阻害)。</p>
14	<p>商工会・商工会議所に対する小規模事業経営支援事業費補助については、事業項目が細かく区分(15項目)され、それぞれの経費区分も詳細に記入することとなっていることから、事業内容が定型的にならざるを得ない。事業実施の際の地域事情にあった幅広い事業の展開を阻害している。</p>
15	<p>中小企業経営資源強化対策費補助金において「地域新事業創出支援事業」は補助事業者(県・政令市)が中核的支援機関に補助する場合に対象となり、中核的支援機関からの再委託は認められているものの、補助事業者(県・政令市)から直接、中小企業に対して補助できない仕組みとなっており、事業実施に当たって地方の自主性が発揮できない。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
その他	136	住宅産業構造改革等推進補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	地方公共団体向け分は廃止され(国直轄分は存続)、交付金化された。しかし、交付金のスケジュールから交付される時期が遅く、事業の執行に支障となる。
2	当該補助制度については、要綱等に補助基準が細かく定められている。例えば、消費者に対する情報提供に係る補助においては、国家的な政策・制度の普及に関連する情報を提供するものに限定する等の制約があり、地域の実情に応じた情報提供ができない状況にある。
3	補助申請や会計検査等、補助金関連の事務手続きが煩雑であり、人員や経費の無駄が生じている。
4	平成14年度に公営住宅等関連推進事業から住宅市場基盤形成を推進する補助金が分割されたが、分割された市場基盤整備は、公営住宅等関連推進事業の居住基盤整備や公共住宅等の住宅政策と一体的に推進するのが適当であり、地域の実態にあったものとなっていない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	137	土地利用転換計画策定等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	事業実施主体は市町村であるが、国への申請にあたっては都道府県であることや、また、補助メニューや対象経費そのものが分かりにくく確認に時間を費やすなど、煩雑な補助金事務によって国と地方双方に人員や経費の無駄が生じている。
2	H16年度及びH17年度の継続事業としていたところが、国(国土交通省土地・水資源局)ではH16年度をもって本補助金を廃止し、H17以降については、この補助金が市町村等の任意の事務に対し奨励的に助成するものであり、事務が義務化されるものではないとして税源移譲の対象としていない。これまでかかった経費を無駄にしないためにも確実な税源移譲をされたい。
3	土地利用転換計画策定の係る国庫補助については、法令や通知において国庫補助金の補助基準が細かく定められている。例えば、「0.05ha以上のまとまった低未利用地又は低未利用地の面積の合計が全体面積の30%以上かつ0.3ha以上あること」などの基準が定められている。このような基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた計画策定ができない状況にある。
4	各補助メニュー間での補助金流用について、20%を越える場合については国土交通大臣の承認を得なければならないなど、地域の実情に合った運用ができない。
5	市町村が行う事業に対する県を通しての間接補助金であるため、事務手続きが煩雑であり、人員及び経費に無駄が生じている。
6	平成16年度をもって、「スリム化」による事業廃止となっている。地域に密着した計画であることや、地方に対しこれまで事業を推奨してきたことを踏まえれば、税源移譲の対象とされるべきものである。
7	土地利用転換計画策定等補助金の交付対象事業のうち、土地有効利用促進基礎調査事業(1,000ha~3,000ha)及び地区土地利用調整計画策定事業(30ha以上)において、選択基準等に規模要件が盛り込まれている。この基準に適合しない限り補助対象とならないため、地域の実情に応じた補助採択ができない。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	138	土地分類調査費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	調査の実施に際し、実施主体(市町村)に事務局や学識経験者等から構成される調査委員会等の設置が義務づけられており、体制の簡素化など地域の実情に合った対応ができていない。
2	調査を行う者の変更や、10%を越える調査面積の増減がある場合には、国土交通大臣の承認を得なければならないなど、地域の実情に対応できない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	139	廃棄物再生利用等推進費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	不法投棄未然防止のための監視活動と普及啓発に係る事業を対象にしているが、監視活動については、不法投棄監視員や監視業務委託などの職員以外の部分しか対象になっておらず、地域の実情にあった取り組みができない。また、国の予算の関係から、補助対象経費が査定され、さらに補助率も補正され、実質的な補助率が約1/6となっており、超過負担を強いられている。
2	廃棄物再生利用等推進費補助金については、通知等により補助基準が定められ、都道府県の場合、廃棄物の適正処理の監視等のみが対象であり、これ以外の業務は補助対象とならないため、廃棄物の適正処理に必要な様々な事業に活用できない。
3	国の内示や交付決定が遅く、かつ、要望額に沿わない(要望を下回る)額であるため、事業の計画的な実施に支障が生じている。
4	県の廃棄物適正処理監視等推進事業については、交付額の下限(補助基本額600万円)補助要件により、地域の実情に応じた事業が展開できない。 市町村等のごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定事業については、全部解体等補助要件により、地域の実情に応じた事業が展開できない。
5	廃棄物処理施設整備に係る事前協議・交付申請等の煩雑な補助金関連事務により、国と地方の双方に多大の時間と労力を要し、人員や経費の無駄が生じている。
6	補助対象事業が頻繁に変更になり、計画的な利用が困難で事業の円滑な実施に支障となっている。
7	エコタウンプランの承認を前提としていることから、制度要件と地域の実態と整合を図ることが難しい。
8	不法投棄について、監視カメラ、防止看板を設置しているが、補助対象限度額の下限が高く設定されており、地域の実態にあったきめ細かい事業の実施にあたって支障となっている。

分野	国庫補助負担金名	
その他	140	環境保全調査等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	本補助金は、大型ディーゼル自動車へのディーゼル微粒子除去装置装着や低公害車への切り替えに対するものであるが、補助対象が自動車NOx・PM法対象地域あるいは公害防止計画策定地域に限定されているため、地方の実情に応じた施策ができない状況にある。

分野	国庫補助負担金名	
その他	141	環境監視調査等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>大気汚染監視に係る補助金(地方大気汚染監視等設備事業)については、補助の対象となる機器の種類及び調達方法が規定されていた。</p> <p>例えば、温湿度計、日射量計、紫外線計、放射収支計、環境大気測定車に搭載している測定機器(水銀計等)は対象外であり、また対象となった機器においても、調達方法は賃貸借(リース)のみが対象となっていた。そのため、対象外の機器を整備したり、対象機器を購入して調達する場合は、当該補助金を活用できず、地域の実情に応じた機器整備がしづらい状況にあった。</p>
2	<p>発生負荷量管理等調査は、毎年国からの依頼により、地方自治体が独自に実施する発生活濁負荷量に関する基礎データの収集・加工等を行い、環境省指定の様式にあわせて提出し、最終的に環境省が集計を行っている。調査内容等については、原則、実施計画に従った測定を実施しなければ補助対象とはならず、柔軟な測定計画をたてにくい。(高濃度発生時に、追加ポイントの設定等が不可能であり、年度途中での測定の中断もできない。)</p>
3	<p>この国庫補助金は、「地方公共団体が公害の監視、測定、調査等を実施することにより、生活環境の保全に資すること」を目標としているが、法令や通知、交付要綱において国庫補助金の補助基準(交付の対象事業、交付額の算定基準、交付の条件)が細かく定められているため、地域の実状に応じた地方公共団体独自の環境監視調査の実施など地方公共団体の裁量を活かすことができない。</p>
4	<p>補助金申請及び報告に対する所管部所が複数あり、当該手続きが重複している。また、有機待機汚染の補助対象となる優先取組物質以外は該当しないため、補助対象以外の有害物質に監視の必要性が生じても補助対象とならない。</p>
5	<p>知事の法定受託事務となっている各種常時監視事業に対する国庫補助金等については、必要経費の全額が担保されておらず、また、事業によっては補助制度のないものもある。また、補助事業は事務処理が煩雑で、人員や経費の負担が生じている。</p>
6	<p>当該補助金を受けて大気・水質の常時監視(法廷受託事務)を実施しているが、毎年、当該補助を受けるための要望書、交付申請書、実績報告書の作成、環境省協議、査定減による補正予算編成等の事務が相当量になり、職員の負担となっている。</p>
7	<p>地盤沈下防止対策事業に係る測量等調査は、長期的な視点から継続して実施する必要があるが、補助対象地域は、工業用水法などの指定地域、地域対策要綱による対象地域、その他特に必要と認められるものに限られており、地域の実態に合った取り組みを行うことができない。</p>
8	<p>国の環境大気常時監視マニュアルに定める測定機器の耐用年数に基づいて測定機器の更新計画を立てているが、補助金の交付基準が不透明であるため、測定機器の更新計画が立てられないという問題が生じている。</p>
9	<p>従来は、大気汚染の状況を常時監視するための機器の購入費及び工事費が補助の対象となっていたが、平成16年度からは要綱が改正され、機器の賃貸借料及び保守点検料が対象となった。機器を購入するか、リースするかは自治体が財政状況を勘案して個別に判断すべきであるが、補助対象が限定されるため地方の自主性・裁量性が阻害されている。また、煩雑な事務手続きにより、人員や経費の無駄が生じている。</p>
10	<p>環境監視調査補助金は、公共用水域の水質汚濁状況の常時監視等及び各種調査を行うのに必要な経費や大気環境パトロール車購入等に対する一部補助である。しかし、補助対象が汚染・汚濁が著しいところに限定されているため、地方の実情に応じた施策ができない。</p>
11	<p>この補助金の交付対象となる「水質汚濁防止対策事業」については、都道府県並びに一部の市のみとなっているが、市町村においても、その区域内において産業廃棄物最終処分場の施設を抱える団体は少なくない。当該補助金は、このように補助対象がかなり限定されているため地域の実情にあった取り組みに対応できないものとなっている。</p>

分 野	国庫補助負担金名	
その他	142	交付地方債元利償還金等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	事前調査、不動産鑑定等の個々の事業スケジュールに対応した事業実施が困難。予算上、導入時期等にも制約がかかるなど事務がかなり煩雑となっている。
2	特定民有地等買い上げに係る交付地方債元利償還金等補助については、交付要綱により国立公園及び国定公園にあっては、地種区分が特別保護地区及び第1種特別地域に限定される。しかしながら、買い上げ要望地においては、自然保護上特に重要な地域であっても、この基準を満たさず補助金の対象とならないため、私権との調整ができないなど地域の状況にあったものになっていない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	143	鳥獣等保護事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	継続調査が前提の事業であるが、単年度ごとに同様の手続が必要となっているため事務が繁雑となっている。また、毎年度均等な補助額であるため、補助制度よりも地方への税源移譲によって事業を実施した方が効率的で地方の実情にあった事業の実施ができる。
2	基本指針により、事業実施に係る手順等が規定されているため、コストが上がる。
3	補助金の交付の対象となる事業費の下限が500万円と高く設定されているため、中小市町村では、地域の実態に合わせた事業実施ができない。

分野	国庫補助負担金名	
その他	144	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>温暖化対策推進法により地方公共団体は、実行計画や地域推進計画を策定し、地域の実情に合った対策技術の率先導入や普及啓発を実施することとされているが、現行の補助金制度では普及啓発に係るメニューが縮小、廃止される一方で、対策技術の導入に対する計画策定要件や規模要件等が毎年度財務省内示後に変更提示されるなど、地方公共団体の地域性のみならず財政事情や予算編成作業がまったく考慮されていない状況にある。</p> <p>補助事務における都道府県の役割を明確にしないまま町村への制度等の周知や要望取りまとめ、市町村要望事業への意見添付などといった補助事務を余儀なくされており、さらに、補助要望、申請等について、提出先やヒアリングがメニューにより地方環境対策調査官事務所と本省に分かれるなど補助事務が煩雑となっている。</p>
2	<p>地方公共団体対策補助事業のうち対策技術率先導入事業の採択には地方公共団体の実行計画の策定が条件になっている。そのため、複雑で煩雑な補助金関連事務により、人員、事務量などに無駄が出ている。</p>
3	<p>統一性のない事務手続きを強いられることとなっており、再三の書類等の手直しを迫られるなど事務が煩雑で非効率である。</p>
4	<p>地方における地球温暖化対策は、地域の特性に応じて行うべきものであるが、現行の補助制度では要件・基準が細かく決められており、また、画一的なものであることから、実施できる事業が限定されている。また、補助金関連事務が煩雑かつ膨大であることも阻害要因となっている。</p>
5	<p>補助対象事業が、国の定めた代エネ、省エネ施設整備に限定されることや、補助を受けるためには別途、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等に施設の導入計画を盛り込んでおく必要があるなどの制約がある。</p> <p>普及啓発事業については、広域的に行うものとしてマスコミを利用したものにするよう説明があるなど様々な制約がある。</p>
6	<p>対策技術率先導入事業における代替エネルギー設備の導入について、補助の対象となる設備の種類及び規模が限定され、小規模施設等の整備が対象外になっているなど、地域の実情に応じた設備の整備ができない。</p>
7	<p>二酸化炭素排出抑制対策事業補助金については、補助金の下限額が6,000千円であるが、施設整備については補助率が1/3～1/2とされており、対象事業がある程度大規模なものに限定されるため、地域の実情に応じた事業の実施が困難なものとなっている。</p>
8	<p>当補助金は、二酸化炭素排出抑制を目的として、ハード整備を軸に細かいメニューを設定している。先進的な技術を導入できる自治体は一部に限られており、地域の実情に応じた創意工夫が入り込む余地がない。</p>
9	<p>低公害(代エネ・省エネ)車普及事業費補助において、平成16年度はリースによる低公害車の導入が認められていたが、平成17年度は新規のリースによる低公害車の導入は認められなくなる。リースによる車両の導入が多くなっており、地域の実情に応じた低公害車の導入ができない。</p>
10	<p>17年度の対策技術率先導入事業については、風力発電等の規模要件等がかなり厳しくなり、要件を満たしていなくても普及啓発効果の高い事業の要望が妨げられている。</p> <p>単年度補助となっており、毎年度、要望・交付申請・実績報告等を行うこととなっていることから、複数年度にわたる事業(例えば、エコハウス整備事業)については、補助金関連事務が煩雑である。</p> <p>対策技術率先導入事業について、複数年度にまたがる場合でも単年度ずつの補助採択となるため、補助採択を得るためには単年度で終了する小規模な事業を選択しがちとなり、結果的に地域のニーズに合わせた事業実施が難しくなっている。</p>
11	<p>対象となる事業が限られており、地域の実情に合った対応ができない。例えば住宅用太陽光発電の設置費補助は対象外である。</p>

分野	国庫補助負担金名	
その他	145	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	平成15年度に創設されたが、毎年度事業の廃止・変更や補助対象の変更がなされ、年次計画による事業推進ができない。
2	三位一体改革の影響により、事業の実施主体が地方公共団体から民間(まちづくり協議会など)に変更されているが、事業遂行の機動性等を考えれば、地方の一般財源とした上で、実施主体となった方が機能的である。
3	二酸化炭素排出抑制対策事業交付金については、「環境と経済の好循環のまちづくり事業」を実施している地域が対象であることから、対象となる地域が限られている。
4	モデル事業に位置付けられており、全国公募で選定された事業に交付されるため、選定されるまで事業実施できない。また、予算面においても補正が必要である。
5	平成16年度からの「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に位置づけられた代エネや省エネに係るCO ₂ 排出削減効果を有する設備設置事業に関する交付金であり、種々の採択要件が付帯されていることから、周到的準備期間が必要となり、事務が煩雑となっている。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	146	森林資源管理費補助金(保安林整備管理事業費補助金)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	指定・解除事務のうち指定施業要件の変更事務は、簡素化による手続となっているが、告示するまでの事務量が多く大変煩雑である。
2	保安林整備管理事業費補助金については、保安林整備事業費(保安林の指定・解除等の整備に関する事務)保安林管理事業費(保安林の管理に関する事務)保安林損失補償事業費(保安林制度による私有財産の制限に対する補償事務)の3つの事業メニューとなっている。 及び は定型的かつ全国同一の条件下で行うことは困難である。 は伐採許可等の処理、保安林標識の設置及び保安林台帳等の整備は、いずれも、定型的に行うことのできる事務で、都道府県において同化・定着している状況にあることから、地方に移譲すべきである。
3	(保安林の指定・解除調査事務を除き税源移譲対象) 補助金が削減されなかった保安林の指定・解除調査事務について、少額(5万円)でも相当の補助関連事務が必要であることから効率的な事務の執行が阻害されている。
4	保安林管理事務については、都道府県の事務として定着及び同化しているので、補助金関連事務の手続きに時間や経費の無駄の発生や地方の自主性・裁量性を阻害している。

分野	国庫補助負担金名	
その他	147	地籍調査費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	負担金の交付条件が他の補助事業と比べ厳しい(事業費の10%を超えると国への協議が必要等)ことから、事務処理に長時間を要し、請負残等による適期の発注に支障が生じている。
2	国が定めている補助金算定基準では、実施主体の人件費が補助対象外となっており、負担が大きくなっている。また、この基準に適合しない工種は補助対象とならないため、地域のニーズに対応した事業の実施ができていない。
3	地籍調査の成果を活用したGISについては、利活用が多目的であるとの理由で補助対象外となっており、IT化の促進(行政コスト削減)を阻害している。
4	調査を外注にする場合の要件があること、復元測量が対象外など補助対象範囲が狭くなっていること、交付決定後しか事業着手できないため事業着手が遅れたり、補助金申請事務等に係る事務費等は対象とできないことなどにより、地方の創意工夫を阻害している。
5	地籍調査の一筆地調査外注化については、国土交通省国土調査課長通知により実施しているが、対象地域の要件が厳しいため全市町村で取り組むことができない。また補助金の交付決定が遅いため早期発注ができないなど、地方の裁量性が低い。
6	地籍調査(国土調査)に係る国庫補助については、補助基準が全国一律に定められていて、各自治体ごとに管理する道路の考え方が違うが、これについては考慮されておらず、地域の実情に応じた基準になっていない。(道路延長については考慮されていない。)
7	地籍調査の事業費算定に係る補助については、地籍調査費算定要領等で補助金の補助基準が細かく定められている。 委託等で契約差金が生じた場合、事業計画の変更申請を行った上で、告示行為を行い、年度内に完了しなければならない。そのため大幅な計画の前倒し変更は困難であり、効率的な運用ができない。
8	測量等の委託について多額の請負差額が生じたときに、原則、返還ができず、事業計画の変更や他の市町村への再配分等に対応している状況にある。そのため、無理な事業遂行や経費の非効率的な使用が生じている。
9	現地調査を行うに必要な現地測量・調査費及び材料費等は、国庫補助対象として認められているが、これ以外に必要な職員の人件費や専門的知識向上のための各種講習会費用及び境界復元費用等が補助対象外のため、効率的な事業実施ができない。これが調査区域拡大阻害要因の一つとなっている。
10	国土調査法に基づく地籍調査事業は、市町村を実施主体として行われているが、その経費は同法により国及び県が一部負担することとされている。ただ、交付要綱等により経費の積算や用途が細かく決められており、事業実施に欠かせない経費、例えば地籍調査事務支援システムの保守管理料が補助対象外であることなど実情にあった柔軟な運用が困難になっている。
11	事務取扱要領及び補助金等交付要綱において、計画協議と補助金等の申請事務がそれぞれ必要とされており、大変煩雑である。 負担金算定が要領で厳密に定められているため、発注設計書並みの積算根拠が必要となっており、多大の労力を要している。
12	公共基準点整備、土地境界確定事務、道路台帳整備事業など、いくつかの単独事業との関連をもっている。しかし、事務手続き上、抱き合わせの事業計画が策定できないため、無駄が生じる側面がある。また、事業手法や積算基準が当該都市部にそぐわない点や、補助金決定後の事業発注となるため工期が短くなる欠点がある。

分野	国庫補助負担金名	
その他	147	地籍調査費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
13	都市部(DID地区)における事業費算定要領が整備不足であるため、現実的でない基準での材料費等の計上が行われている。事務費にかかる規定が複雑かつ多岐にわたって規定されているため、複雑な事務管理を必要としており、人員と経費の双方の観点から無駄があると考えられる。
14	新年度に入ってから計画策定等の法手続きに入るため、調査着手までの時間的ロスが生じる。このため事業の継続性が損なわれ、負担金の有効活用が図れない。 具体的には、新年度になり、交付決定までに要する期間が約2ヶ月もかかり、事業の早期実施を阻害している。
15	地籍調査については、毎年度当初事業計画承認、補助金申請と、ほぼ同様の書類を作成している。予算割当内示からこの手続きに約2箇月余りかかり事業着手ができず適正な調査期間がとれないこと、同様な書類のため事務が煩雑となっている。
16	「事業計画に関する国土交通大臣協議」及び「補助金交付申請手続き事務」の流れにおいては、事業計画の協議・同意及び補助金交付申請・割当の調整・変更等の手続業務が現在の法及び省令等により細かく定められており、市町村に対する精度向上を図るための指導等本来業務に要する時間が制約を受けている。
17	国土調査法で国、県、市町村の負担割合が決められているため、実施主体の市町村が事業を拡大したい場合や今後、新規着手市町村が増加した場合に、国、県の財政的な都合で事業量の縮小を余儀なくされる状況が出るなど、自由裁量に制約を受けてしまう可能性がある。また、交付決定や計画変更等の補助金手続きに時間を要し、業務の実施期間が短くなってしまいう傾向がある。
18	地籍調査事業は、一筆ごとの土地について関係者立会のもとに所有者、地番、地目、境界を決定していくことから、立会の成否が事業の進捗に影響を与え、また、積雪地では、測量作業等の外業を実施する期間が短く、極めて厳しい日程での事業実施を余儀なくされている。 このような事業の特殊性および地域性に起因して、当初予定していた事業内容を当該年度内に完了できないという事態が生じることがあるが、国の方針により地籍調査国庫負担金の明許繰越を認めていないため、地区間の事業費調整等の計画変更に伴う事務量が增大している。
19	国土調査法第6条の3第3項では、「都道府県事業計画を定める場合、国土交通大臣の同意を得なければならない」となっており、毎年度の事業計画及び変更に時間を要している。
20	地籍調査事業は、作業工程が細分化されているが、全工程を一連の流れの中で行なう必要がある。しかし、一定の条件(法令、規則、通達等)の中で調査区を確定し事業を実施するには、全工程を複数年に分割し実施しなければならないのが現実である。会計年度独立の原則で事務手続きも煩雑となり、非効率的である。

分 野	国庫補助負担金名	
その他	148	廃棄物再生利用施設整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	17年度から交付金化されることとなったが、交付要件として、人口5万人以上または面積400k㎡以上との条件が付されている。小さな市町村が独自に廃棄物処理を行える状況にならず、地域のニーズにあった取り組みができない。
2	<ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備事業> 交付額の下限(補助基本額2億円、技術的先進性・先駆性において特に優れているものについては1億円)、地域計画の大臣認可等補助要件により、地域の実情に応じた事業が展開できない。

国庫補助負担金名	
149	統計調査事務地方公共団体委託費

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>国が行う指定統計調査につき地方公共団体が行う事務については、地方統計機構整備要綱(S22閣議決定)等により、地方に国庫負担の統計専任職員を置くこととされている。(県 委託費、市町村 交付税措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数は大臣の指定 ・委託費の使途は人件費と旅費・事務費に限定 <p>よって、現状では、地方の実情に即した弾力的な職員配置、アウトソーシングによる職員の削減、補助職員の活用等が事実上困難な状態にある。</p>

国庫補助負担金名	
150	消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係設備)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>本補助金にあっては、1団体あたりの補助金交付決定額が750万円(政令市にあっては7,500万円)未滿となるような場合には補助金を配分しないものとされている。</p> <p>例えば、消防ポンプ自動車(CD-1)を整備しようとする場合、通常ならば補助金交付額は637万円が上限となるため、同一年度に2台以上整備しない限り、補助金配分の対象とならない。したがって、小規模団体などにあっては、事業の前倒しや先送りなどによって台数を増やし、750万円を超えるようにしなければ補助金の対象とならないため、地域の実情にあった整備が進まない。</p> <p>また、そもそも緊急消防援助隊に1隊しか登録していない団体は、台数を増やすこともできないため、緊急消防援助隊に登録し、必要な義務を課せられるにもかかわらず、全国一律の基準があるため地域の自主性が阻害されている。</p>

国庫補助負担金名	
151	公立学校等施設整備費補助金 (社会体育施設整備費補助事業)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	市町村や県の公共スポーツ施設整備に対し国庫補助を行う社会体育施設整備費補助事業については、対象となるための施設規模等の要件が厳しく、本県では少なくとも平成13年度以降該当がない。市町村においては、当該補助事業の要件を満たさない規模のスポーツ施設整備や改修への補助の要望は多く存在するのが実情である。

国庫補助負担金名	
152	セーフティネット支援対策等補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>地域福祉推進事業は、平成17年度予算(案)において、新しく創設されたセーフティネット支援対策等補助金の「地域社会安心確保事業」の 地域社会安心確保基盤整備事業、 地域社会安心確保推進事業、 地域社会安心確保ネットワーク事業として実施される。</p> <p>地域社会安心確保基盤整備事業は、都道府県(指定都市含む)が実施主体 地域社会安心確保推進事業は、都道府県(指定都市を含む)社会福祉協議会が実施主体 地域社会安心確保ネットワーク事業は、市町村(指定都市含む)が実施主体となっている。</p> <p>及び については、その全部または一部を委託により実施することのみ認められている。事業補助が認められていないため、地域の実情に応じた地域福祉事業を推進する社会福祉法人やNPO、民間団体等の主体的、自主的な取り組みを支援することができない。</p>

国庫補助負担金名	
153	地域介護・福祉空間整備等交付金
154	次世代育成支援対策施設整備費等交付金(ハード交付金)
32 (再掲)	社会福祉施設等施設整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	宅幼老所等の多機能な施設整備において交付申請対象が複数の交付金にわたる場合、地方が作成する多機能施設の一体的計画を重視せず、同時一体的に交付されないことが懸念される。また、それぞれの交付金に対してそれぞれ計画策定を求められ、申請事務が煩雑となる懸念がある。

国庫補助負担金名	
155	卸売市場施設整備費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	中央卸売市場に係るものについては、卸売市場法に基づき国の計画に基づいて施設整備が行われるものであり、国が執行すべき事務でありながら、今回、国庫補助金(交付金)の執行及び事業効果の検証等について、都道府県が行なうよう変更されようとしている。今回の変更は都道府県への事務の押付けと言わざるを得ない。

国庫補助負担金名	
156	海岸保全施設整備事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>海岸保全施設整備事業(高潮対策事業、侵食対策事業)は、国では国土交通省河川局、同港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁の4部署で実施され、それに併せてほとんどの県においてもタテ割りにより4課で対応している状況にある。</p> <p>このため、海岸事業が各所管毎に細かく分断されることで下記のような問題点が生じ、国と地方双方において人員や経費の無駄を生じさせている。</p> <p>ア 同一の海岸事業であるが所管毎に分けられるため、その分補助金関連業務が煩雑となっている。</p> <p>イ 予算、担当者とも分散されるため全体としての組織力が弱く、津波対策等の総合的計画・施策が推進しづらい。</p> <p>ウ 4部署の取りまとめ幹事課は国・県とも年度ごとに輪番制としているが、各課等との調整に多大な労力を要している。</p> <p>エ 海岸事業部署が4つもあるということは、国民・県民にとって理解しづらい行政となっている。</p> <p>なお、平成17年度に「複数省庁で所管する一連海岸を担当省庁を決めて一元的整備」という形で全国13地区で予算補助先を一元化した。根本的合理化のためには海岸整備事業担当部署の統合が必要である。</p>

国庫補助負担金名	
157	漁村総合整備事業費補助

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	漁港及び地区内において軽微な変更を行う場合は国に対して手続きの必要はないが、漁港間または地区間で流用を行う場合はすべてにおいて承認を受ける必要があるため、煩雑な事務を伴いこれに要する人員や経費の無駄を生じさせている。

国庫補助負担金名	
158	山村振興対策事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>山村振興対策においては、5法指定地域(過疎、特定農山村、半島、離島、振興山村)のうち、振興山村では第五期山村振興計画の樹立が必須であるが、他の4法指定地域ではその必要がなく不公平な事務となっている。</p> <p>山村振興対策事業費については、その交付申請の様式においては、地区ごとの金額のみならず、個別の事業種、箇所ごとの事業費、事業量を記載するものであり、平成17年度からは交付金される予定であるが、その様式等は変わらないようであり、これまでの補助金業務と同じ作業に加え、交付金として一本化するための事務が生じ、ますます煩雑になる。</p> <p>山村振興対策事業費においては、その要領でPFI事業のできる施設が国が考える公的な施設に限られているため、たとえば直売施設と加工施設を併設して整備し、一体的に管理する場合でも、直売施設はPFI事業者が事業主体、加工施設は町などが事業主体と煩雑な形態をとらなければいけない状態が生じている。</p>

国庫補助負担金名	
159	森林環境保全整備事業費補助

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	国において、全国一律の基準として、林道の幅員は、林道の種類(森林管理道・森林基幹道)により決められているので、1路線内では自由に幅員を変えることは難しく、又、森林の作業及び駐車できるスペースもあまり確保できない。

国庫補助負担金名	
160	森林居住環境整備事業費補助

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	国において、全国一律の基準として、林道の幅員は、林道の種類(森林管理道・森林基幹道)により決められているので、1路線内では自由に幅員を変えることは難しく、又、森林の作業及び駐車できるスペースもあまり確保できない。

国庫補助負担金名	
161	森林資源管理費補助金(法定森林病虫害等駆除費補助金)

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	当該補助金については、重要な変更の基準が細かく規定されており、事務手続きが煩雑となっている。例えば、法定森林病虫害等の駆除に係る事務費と奨励防除に係る事務費間の流用も重要な変更の対象と規定されているなど、効率的な事業の執行に支障が生じている。

国庫補助負担金名	
162	森林整備地域活動支援交付金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	本交付金は、森林の整備促進を目的としているが、交付金の対象森林は、森林施業計画策定森林に限定されているため、地域の事情にあった整備ができない。

国庫補助負担金名	
163	水産基盤整備調査費補助

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	漁港及び地区内において軽微な変更を行う場合は国に対して手続きの必要はないが、漁港間または地区間で流用を行う場合はすべてにおいて承認を受ける必要があるため、煩雑な事務を伴いこれに要する人員や経費の無駄を生じさせている。

国庫補助負担金名	
164	水産業振興総合対策施設整備費補助金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	当該補助金のうち、漁村のコミュニティ基盤整備のための直販施設の整備を行う事業について、採択要件では原則として「整備箇所が漁村内であること、水産物以外のものは販売しない」となっているため、集客が期待できる幹線道路沿いに施設を整備し、農林水産品を販売することができないなど地域の自主性が発揮できない。

国庫補助負担金名	
165	生産振興総合対策事業費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>農作物被害防止施設整備(果樹・防霜ファン等)に係る国庫補助については、事業実施要綱や通知において、1団地の受益面積が概ね2ha以上であることが要件となっており、「団地」とは原則として隣接する園地(道路等により分断されている場合も含む)であることが条件である。</p> <p>県内の果樹産地においては、2ha規模で果樹園が隣接している地域はごく限られており、団地要件に適合しない地域がほとんどである。このことから、地域の実情に応じた施設整備ができない状況にある。</p>

国庫補助負担金名	
166	農業共済事業事務費負担金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>農業共済事業は、国の災害対策の一環として、本来、国が担うべき事業であるため、農業災害補償法では、同事業を担う農業共済組合の事務費(給料、手当、事務所費等)に対する国の助成(法14条)及び都道府県による同組合に対する指導監督権限(法145の2)について、規定している。組合の事務費に対する国の助成は、都道府県を通じて行われているところから、県は、これまで、同事業の性質上、事務費に対する助成のみばかりではなく、指導監督も含めて、国が直接行うべきである旨、機会を捉えて提言してきた。</p> <p>これに対して、国は、組合への事務費助成については、都道府県の希望に応じ、平成17年度より、国が直接実施することとなったが、指導監督権限の見直しについては、その方向性が明示されていない。このため依然として、制度の本来の趣旨に沿った取扱いとはなっていないばかりか、同一組合に対する国及び県による二重指導(補助金を通じた指導は国が実施し、法令(指導監督権限)を通じた指導は都道府県が実施)が行われる結果、現場(都道府県や組合等)に混乱が生じるなどの問題が発生する恐れがある。</p>

国庫補助負担金名	
167	農業集落排水事業費補助

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	要綱の運用において、農業集落排水施設から発生する汚泥を肥料として農地等へ還元利用することを促進する観点から、周辺地域から発生する農業系有機物資源を併せて活用できるとされているが、集排汚泥量が50%以下の場合、集排汚泥量を上回る部分については、別事業とのアロケーションが必要となり、事業の効率化・一体化が図られにくい。

国庫補助負担金名	
168	農村振興対策事業費補助金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	実施計画書等の書式や基準が詳細すぎるため、ソフト事業などでは補助金の受取額に比較して、煩雑な補助金関連事務により国と地方との双方に人員や経費の無駄が生じている

国庫補助負担金名	
169	中心市街地等中小商業活性化 施設整備費補助金
135 (再掲)	小規模企業活性化補助金 (中小商業活性化総合支援補助 金)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>両補助金は、商業施設整備補助部分について、同一の施策目的に対し、メニューを並列化し、それぞれの区分に従い、補助申請し、交付決定を受けているが、「事務が煩雑化」している。</p> <p>例えば、大型空き店舗の再生に係る事業について、「公共フロア」と「テナントフロア」を配置・整備しようとする場合、それぞれのフロアに対して、補助事業申請しなければならない。また、共用通路部分や非常階段など細部にわたり、「公共」か「テナント」かの区分、按分をしたうえで、両補助金の申請額を決定するなど、相当の事務的煩雑さが生じている。</p> <p>両補助金については、中小小売商業高度化事業計画の法認定を前提とした、事業申請がメニュー化されているものがあるが、認定要件が細部にわたり、また、画一的であるため、事業計画の柔軟度に影響を生じている。例えば、大型空き店舗の再生に係る事業については、郊外型大型店との競合上、核店舗、サブ核店舗については、競争力のある店舗(大企業者)を配置するのが現実的なリーシングであるが、現行の認定基準によれば原則「床面積のうち、2 / 3以上」を中小企業者で占めなければならず、効果的なリーシングとの関係で問題がある。</p>

国庫補助負担金名	
170	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>坑廃水处理に係る人件費補助について、補助適用が全国一律の労務単価を適用しているため、現に雇用している職員の人件費との間に差額が生じ、この差額を県が超過負担している。本来、鉱業及び鉱山保安行政は、法律に基づく指導監督下にあるもので、鉱業権者が存在しなくなった休廃止鉱山の鉱害防止に関する最終的な責任は国にあるとするのが、全国の休廃止鉱山を抱える道県の一一致した見解。</p> <p>現に、地方公共団体が鉱害防止事業を実施している場合においては、このような見解の下、地域の実情に応じた超過負担を生じない運用を行うことを求める。補助金額確定段階において、目標水質未達成により補助金減額確定を強いられている。手続きが非常に煩雑で、多大な労力を強いられる。</p>

国庫補助負担金名	
171	海岸事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>海岸事業費補助における補助事業実施要領では、内定通知のあった施設のうち構造断面が未確定の場合、交付申請できないとし、構造断面については国の審査を受けることとしている。そのため、国の設計審査を受けてからの交付申請となるため、事務の煩雑化、工事着工の大幅な遅延を招いている。</p> <p>当該補助事業で整備する施設の設計は海岸法の規定により省令で技術上の基準の細目が定められている。同様に省令で技術上の基準を定めている河川局所管海岸保全施設等は構造断面については交付申請の条件とはなっておらず、設計は補助事業者に委ねられている。</p>

国庫補助負担金名	
172	河川等災害復旧事業費補助

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	補助申請の前提となる災害査定について、事業費により国土交通本省によるものと、地方整備局によるものがあり、個別に手続きするため事務が繁雑になっている。

国庫補助負担金名	
174	地域住宅交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>交付金制度の概要により、基幹事業と提案事業のメニューが示されているが、市町村によっては提案事業のみしか事業該当がなく、交付金対象とならなくなることが懸念される。</p> <p>交付金額の算定について、提案事業の割合が1割まで算入可能となる模様だが、ケースによっては提案事業の交付率が低くなり、事業推進の阻害となることも考えられる。</p>

国庫補助負担金名	
175	バス運行対策費補助金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	本補助金の交付を受けるためには、生活交通路線維持確保3カ年計画で補助対象となる路線を指定する必要があるが、国の要綱で全国一律の補助要件が細かく規定されているため、 自ずと特定されることから地域の実情や地方の自主性・裁量が斟酌されない。また、事業者への直接補助でありながら地方の負担を義務づけており、自主性を阻害するものとなっている。

国庫補助負担金名	
176	まちづくり交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>当制度は、このたびの三位一体の改革により、交付金化された総合的支援制度である。しかしながら、個別事業については、交付対象事業ごとの採択基準が残っており、従来の補助事業と大きくは変わらない状況にある。</p> <p>また、補助金関連事務については、予算要望時等に、数回にわたり膨大な資料を求められ、国と地方との双方にこれらに要する人員や経費の無駄を生じさせている。本省各課からのまちづくり交付金に係る各種調査資料作成依頼が非常に多く、また提出までの期間も短いことから、これに要する事務も非常に煩雑となっている。</p>
2	<p>国道、都道府県道の車道拡幅を市町村が行うことは省令において認められていないため、地域のまちづくりの緊急課題として、ごく短区間の車道拡幅を市町村が行う必要があっても実施できない。</p> <p>(当然まちづくり交付金の対象外)</p>

国庫補助負担金名	
177	循環型社会形成推進交付金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	<p>(交付対象地域に関する要件の弊害)</p> <p>新制度では、域内人口5万人又は面積400km²の市町村(一部事務組合等も含む)が交付対象地域となっている。</p> <p>確かに過疎地域、離島、及び山村地域等に対する特例措置はあるものの、全国一律の地域要件を当てはめることによって、本来各市町村の自治事務であるはずの一般廃棄物処理及びそれに必要な施設整備の円滑な遂行が阻害される恐れがある。</p> <p>小規模な施設であっても環境に配慮したごみ処理が可能な施設に関する技術開発等が進んでいる最近の状況を鑑みれば、過大な地域要件を設定することにより、かえって過大な設備投資を要求することにもなりかねない。</p> <p>(整備計画に関する国の関与増のおそれ)</p> <p>新制度では、3R推進のため市町村等が作成した地域計画(施設整備計画)を、まず、環境省の出先機関、都道府県、及び市町村等の三者で構成される協議会で検討し、必要な場合は変更する等した後、本省に正式に示されることとなる。</p> <p>この場合、市町村等は、協議会における検討及び本省への正式な提出の場面において地域計画への関与を2度受ける可能性があり、単に本省でのみ指摘を受けるにとどまっていた制度創設前に比して、国の関与が強まることにつながりかねない。</p> <p>また、浄化槽整備に関しては、他の廃棄物処理施設の整備計画は無く、毎年継続的に浄化槽整備のみを実施する市町村が多いことを考えると、処理施設と同様に三者協議といった手続きをとっていたのでは、迅速な事業推進に支障が生ずるおそれがある。</p>

国庫補助負担金名	
178	交通安全施設等整備事業費補助 (うち国道分)

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>国道であっても、地方道と同等に生活道路としての機能が重要な区間があり、こうした区間は国の採択基準にとられない幅員が適切な箇所も多いが、全国一律の基準のため、地域の実情に応じた事業が展開できない。</p> <p>(採択基準)</p> <p>全体事業費：5,000万円以上 交安改築(車道拡幅を伴うもの)は原則不可 歩道：車道幅員 5.5m(一通3.5m)以上の道路 ：自動車交通量 1,000台/日以上(通学路は500台/日) ：歩行者交通量 100人/日以上(通学路は学童40人/日) ：歩道有効幅員 2.0m以上 自歩道：車道幅員、自動車交通量は歩道と同じ ：歩行者自転車交通量 150人台/日以上 ：自歩道有効幅員 3.0m以上</p>

国庫補助負担金名	
179	交通円滑化事業費補助
180	地域連携推進事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	道路規格の選択肢が限られており、地域の実情に応じた事業が展開できない。 県で管理する国道の中には、交通量が少ないため当面規格の低い整備であっても地域のニーズを満たす区間も存在するため。 (道路規格:道路構造令による)
2	バイパスや大規模な改築は、現在の補助制度が有効であるが、例えば、小規模な部分改良などの場合は、地方の裁量による柔軟な予算配分や、経費配分の変更が困難である。

国庫補助負担金名	
179	交通円滑化事業費補助
180	地域連携推進事業費補助
181	交通連携推進事業費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	上記の道路事業費補助は、箇所毎に事業費が決定されるが、不慮の事態により箇所間の事業費の流用が必要となることがある。箇所間の流用については内定変更の手続きが必要となるが、その手続きが困難・煩雑であり、迅速な対応ができない。

国庫補助負担金名	
182	港湾改修費補助

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>港湾改修費補助における補助事業実施要領では、内定通知のあった施設のうち構造断面が未確定の場合、交付申請できないとし、構造断面については国の審査を受けることとしている。そのため、国の設計審査を受けてからの交付申請となるため、事務の煩雑化、工事着工の大幅な遅延を招いている。</p> <p>(当該補助事業で整備する施設の設計は港湾法の規定により省令で技術上の基準の細目が定められている。同様に省令で技術上の基準を定めている道路、河川等は構造断面については交付申請の条件とはなっておらず、設計は補助事業者に委ねられている。)</p>
2	<p>補助予算の割当て方法について、道路・河川事業においては路線・河川の各「事業単位」で補助予算の内定通知が行われているが、港湾事業においては、「事業単位」ではなく事業区域内の「施設単位」となっている。</p> <p>このため突発的事由等によって整備する施設を変更(同じ工区内)しようとする場合、国への説明・手続等、多大な労力・日数を要し、状況に応じた円滑・迅速な対応が困難な状況となっている。</p>
3	<p>道路・河川事業については財務局へ県が直接申請を行っており、財務局が各県へ出張してヒアリングを行うなど簡素化が図られている。</p> <p>一方、港湾事業については災害復旧を除き、県から整備局へ説明を行った後に整備局から財務局へ申請されるため、日数を要するとともに資料作成も煩雑となっている。</p>

国庫補助負担金名	
183	原子力施設等防災対策等交付金

	地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)
1	本交付金は、国の窓口が経済産業省と文部科学省に分かれているため、同時期に両省に対して交付申請等の事務を行わなければならない、事務上負担となっている。

国庫補助負担金名	
184	電源立地地域対策交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	本交付金の交付を受けるにあたっては、工事費内訳明細書、代価表、数量計算書等の詳細な資料の提出を求められており、市町村・県また国にとっても大変な事務負担となっている。
2	<p><水力発電施設周辺地域交付金枠> 本交付金については、現在県から水力発電施設立地市町へ間接補助を行っているが、国の10/10かつ定額交付金事業であり、間接交付を行う法的根拠や県に裁量の余地が殆んどないことに加え、ハード事業については、担当課だけでなく所管担当部署による設計審査等が必要であるなど、県の事務負担が大きい。 にもかかわらず、本交付金に係る事務費については、用途等を厳しく制限され効率的に活用できない(事務費の相当部分が県の持ち出しとなっている。)状況にある。</p>
3	<p><原子力発電施設等周辺地域交付金枠> 本交付金は、原子力発電所周辺地域の住民及び企業等に対して交付し、実質的に当該地域の電気料金の低減を図り、原子力発電施設等の設置の円滑化及び地域振興を目的としている。 交付金の流れは、次のとおりであるが、 国 県 (財)電源地域振興センター 電力(株) 地域住民・企業等 国の規則により、交付対象は、地域内で電灯・電力契約を結んでいるすべての住民及び企業(公的機関等を除く)であるほか、交付額も計算式で定められており、県の裁量が及ぶ余地はなく、県は、単に歳入歳出事務を行っているだけであるが、事務的に負担になっている。</p>
4	<p><原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金> 本補助金の電源地域振興センターへの補助については、平成14年度から県を通じて間接交付しているが、ほとんどの業務を同センターが行っており、県の裁量が及ぶ余地がほとんどないにもかかわらず、県が交付事務を行っている。県が交付事務を行う根拠も明確でないうえ、事務的、経費的にも負担となっている。</p>
5	<p><広報・安全等対策交付金> 本交付金の原子力発電施設立地町への交付については、県を通じて間接交付しているが、交付対象事業については、国の交付規則等により細かく定められており、県の裁量が及ぶ余地はほとんどないにもかかわらず、県を経由して交付を行っている。県が交付事務を行う根拠も明確でないうえ、事務的、経費的にも負担となっている。</p>

国庫補助負担金名	
185	石油貯蔵施設立地対策等交付金

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>本交付金の立地市町村等への交付については、県を通じて間接交付しているが、交付対象者(市町村等)、交付対象事業については、国の交付規則等により細かく定められており、県の裁量が及ぶ余地はほとんどないにもかかわらず、県を経由して交付を行っている。県が交付事務を行う根拠も明確でないうえ、事務的、経費的にも負担となっている。</p>
2	<p>当該交付金は、石油貯蔵施設の立地に伴い、公共用の施設を整備することにより、地域住民の福祉の向上、地元経済の発展に寄与することを目的とするものである。しかしながら、国の交付規則により用途が消防施設等に限定されており、交付金としての性格(客観的指標(石油の貯蔵量)で交付限度額を決定し、その用途は地方公共団体の自主性を尊重する)を著しく損なうものとなっている。</p> <p>また、運用面においても、事業内容等を詳細に説明する資料が求められるなど、事務処理が過大となっており、当該交付金により「地域住民の福祉の向上、地元経済の発展」を図るという目的の達成に支障が生じている。</p>

国庫補助負担金名	
186	その他意見

地方の創意工夫を阻害している点等(具体的事例)	
1	<p>公共事業の補助金・交付金については、総じて以下の課題がある。</p> <p>1 事業全体計画の認可を取得する際に、年度別・工種別事業費や補助金執行予定額等の詳細資料を添付して取得するため、これらの作成事務が繁雑になるほか、事業実施時にもこの詳細資料に拘束された執行を強いられることがある。</p> <p>2 補助金・交付金の交付申請時に、箇所・構造・数量等の資料・図面を提出して交付決定を受けるため、これらの作成事務手続きが煩雑になるほか、提出した資料に拘束され、構造・数量の変更や箇所間流用が困難となる場合がある。</p>
2	<p>厚生労働省関係補助金事務全般</p> <p>県負担を伴う補助金等について、交付申請等を各市町村が行う場合、県、市町村にとってはそれぞれ同一事業の補助金であるが、国用、県用に作成する必要がある。</p>
3	<p>平成16年度からのADAMS(官庁会計事務データ通信システム)導入に伴い、補助金等に関する事務のうち、「補助金適正化法上の事務については変更ない」が、これまで文部科学省の支出負担行為担当官が行っていた支出負担行為は委任を受けた都道府県の支出負担行為担当官(県教育長)が行うこととなった。</p> <p>即ち、補助金等の交付決定は国が行うが、支出負担行為は県が行うということであり、この取り扱いはほとんどの省庁について同様のようである(国土交通省について土木担当部局に確認済)。</p> <p>補助金等に係る支出負担行為とは交付決定であることについて異論はないものと思われる。従って、支出負担行為の権限を都道府県に委任しながら、交付決定権は文部科学省が留保し続けることは当該権限や責任の所在を不明確にするばかりでなく、会計事務と補助金執行事務の権限の乖離を招いていると思われる。</p> <p>地方への権限移譲が推進される中、もとより支出負担行為の県への委任を否定するものではない。しかし、最終決定権を委ねられて初めて権限移譲ということができ、決定権は文部科学省が留保し事務処理のみを県に移したという今回の委任は、権限移譲とは逆行するものと言わざるを得ない。</p> <p>また、一般的に権限を移譲した場合、委任した方は当該権限を失うと解されており、支出負担行為権を県に委任した以上、交付決定権も文部科学省は有していないと解することもでき、法令上も疑義を生ぜざるを得ない。</p>